

令和 7 年度
設 計 標 準 步 掛 表
【運用編】

山 口 県

設計標準歩掛表【運用編】 目次

設計標準歩掛表の見方・留意点について	運 0 - 1
第Ⅰ編 総則	
第1章 総則	
① 設計書の作成要領	運 1 - 1
第2章 工事費の積算	
① 直接工事費	運 1 - 20
② 間接工事費	運 1 - 20
第3章 設計変更	-
① 設計変更	運 1 - 29
② 諸経費調整の取扱いについて	運 1 - 30
第Ⅱ編 共通工	
第1章 土工	
① 土量変化率等	運 2 - 1
② 機械土工（土砂）	運 2 - 1
③ 安定処理工	運 2 - 4
第2章 共通工	
① 法面工	運 2 - 5
② 場所打擁壁工	運 2 - 7
③ かご工	運 2 - 7
④ 骨材再生工（自走式）	運 2 - 7
⑤ 函渠工	運 2 - 7
⑥ コンクリート見切工	運 2 - 7
⑦ 境界柱・境界錆設置工	運 2 - 8
⑧ 環境配慮ブロック工	運 2 - 11
⑨ 産業廃棄物等の運搬に係る単価	運 2 - 11
⑩ 岩掘削（人力）・岩運搬（人力積込）に係る歩掛	運 2 - 12
第3章 基礎工	
① 杣打工の運用	運 2 - 15
第4章 コンクリート工	
① コンクリート工	運 2 - 17
第5章 仮設工	
① 仮設工	運 2 - 20
② 足場支保工	運 2 - 21
③ 締切排水工	運 2 - 22
④ 仮橋・仮桟橋工	運 2 - 28
⑤ 土工用防護柵工	運 2 - 29
⑥ 仮設電力設備工	運 2 - 33
⑦ 交通誘導警備員	運 2 - 35
⑧ 仮道（工事用道路、迂回路）	運 2 - 36

第VI編 土木工事標準単価・市場単価		
①	区画線工	運 3 - 1
②	防護柵設置工（ガードレール）	運 3 - 2
③	防護柵設置工（落石防護柵）	運 3 - 4
④	コンクリートブロック積工	運 3 - 5
⑤	土木工事標準単価全般について	運 3 - 14
⑥	市場単価全般について	運 3 - 14
第IV編 道路		
第1章	舗装工	
①	舗装工標準歩掛の運用について	運 4 - 1
第2章	付属施設	
①	路側工	運 4 - 4
第3章	道路維持修繕工	
①	路面切削工（路面ヒーター）	運 4 - 7
②	橋梁補修工（ひび割れ補修工）	運 4 - 7
③	路面切削工（橋面舗装）	運 4 - 8
第4章	橋梁工	
①	橋梁上部工積算参考資料	運 4 - 9
第5章	道路改良	
①	道路改良工事実施上の注意事項	運 4 - 12
第III編 河川		
※	潮待作業における補正について	運 5 - 1
第1章	河川海岸	
①	治水事業	運 5 - 2
②	海岸事業	運 5 - 4
第2章	河川維持工	
①	かごマット工（多段式）	運 5 - 11
第3章	砂防工	
①	砂防指定地標識設置工	運 5 - 12
②	砂防ソイルセメント工	運 5 - 13
第4章	地すべり防止工	
①	地すべり防止区域指定地標識設置工	運 5 - 14
第5章	急傾斜地対策工	
①	急傾斜地崩壊対策工事の調査	運 5 - 15
②	急傾斜地崩壊対策工事の歩掛	運 5 - 16
③	急傾斜地崩壊危険区域 指定地標識設置工	運 5 - 31
第X編 港湾		
第1章	総則	
1節	総則	
1	実施設計書・図面等の作成上の注意事項	運 6 - 1

2	設計書の作成要領	運 6 - 3
3	金抜設計書作成上の注意事項	運 6 - 6
4	空港土木工事について	運 6 - 6
5	各港の潮位	運 6 - 6
第2章	工事費の積算	
1節	直接工事費	
2	一般事項	運 6 - 29
3	共通事項	運 6 - 31
2節	間接工事費	運 6 - 32
第3章	直接工事費の施工歩掛	
1節	浚渫・土捨工	運 6 - 35
2節	海上地盤改良工	
1	総則	運 6 - 36
3節	基礎工	
1	総則	運 6 - 37
2	基礎盛砂工	運 6 - 37
4	基礎捨石工	運 6 - 37
5節	被覆・根固工	
1	総則	運 6 - 39
2	被覆石工	運 6 - 39
6節	上部工	
2	上部コンクリート工	運 6 - 40
9節	裏込・裏理工	
1	総則	運 6 - 41
2	裏込工	運 6 - 41
12節	土工	
1	総則	運 6 - 42
13節	舗装工	
1	総則	運 6 - 43
第5章	間接工事費の施工歩掛	
1節	回航・えい航費	
1	総則	運 6 - 44
4節	事業損失防止費	
2	水質汚濁防止膜	運 6 - 47
5節	安全費	
3	安全対策	運 6 - 48
第4編	船舶および機械器具の借上費	
1節	船舶および機械器具の借上費	運 6 - 51

参考 下水道

1	損料について	運 7 - 1
2	工期・供用日数算定時の雨休率について	運 7 - 1
3	端数処理について	運 7 - 1

設計標準歩掛表の見方・留意点について

1. 設計標準歩掛表の主な見方・留意点

設計標準歩掛表では、工種ごとに、「適用範囲」、「施工概要」、「施工パッケージ」、「施工歩掛」等で構成され、「施工パッケージ」を用いる場合と、「歩掛」を用いる場合を混在して掲載してある。

本資料では歩掛表の代表的な項目についての見方・留意点を記載する。

(1) 適用範囲

各工種において本歩掛表を適用出来る施工条件、構造物の形式、規格等の範囲を箇条書きで、「適用出来る範囲」、「出来ない範囲」別に掲載してあるので十分確認すること。

なお、工種によっては「適用出来る範囲」のみ掲載してある。

(2) 施工概要

各工種における標準施工フロー及び基準書の対応範囲が二重実線又は実線で表示してある。

歩掛表が対応している範囲をフロー図及び注意書きで十分確認すること。

(3) 条件区分

施工パッケージの場合は、積算の簡素化を目的として、積上積算方式における「実数入力」条件を過去の実績により区分設定をし、積算条件区分一覧として掲載してある。(施工パッケージ以外についてはそれぞれの項目で個別に記載)

なお、注意書きの内容には、「これにより難い場合は、別途考慮する」、「〇〇により別途計上する」等基準に含まれる範囲、含まれない範囲が記載してあるので十分確認すること。

(4) 代表機労材規格(施工パッケージの場合)

歩掛表に記載してある代表機労材規格一覧は標準単価に含まれる代表的なものを掲載している。なお、一覧に掲載されていなくても施工パッケージ型積算方式標準単価表においては、当該パッケージを構成する機労材の規格を掲載している。同表は国土技術政策総合研究所 社会資本システム研究室HPで公表している。(「国総研 施工パッケージ」で検索して下さい)

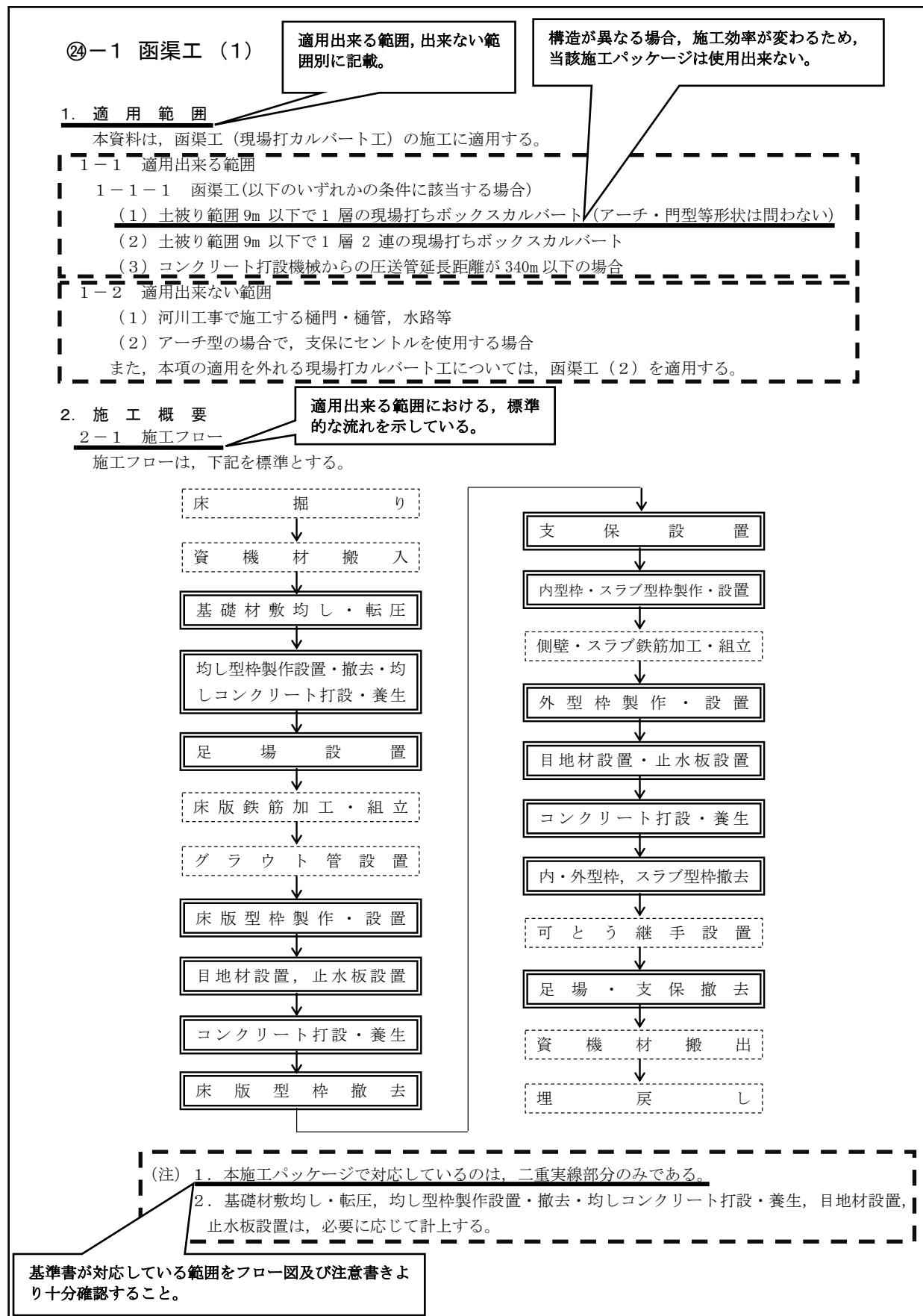
(5) 各項目共通事項(上記以外の歩掛表掲載項目も含む)

- ①積算にあたっては、歩掛表の適用範囲と施工条件、構造物の形式、規格等が現場条件に整合しているか十分確認し、整合しない場合は見積り等により現場条件にあった積算とすること。
- ②歩掛表が対応している範囲に施工内容が含まれるか否か等十分確認し、必要な作業を計上すること。
- ③注意書き等に「これにより難い場合は、別途“考慮”する」と記載してある場合は、各工事の現場状況等に応じ計上の要否について判断する。計上の必要がある場合、当該施工パッケージや歩掛は適用せず、別途、見積り等により現場条件に整合した積算を行うこと。
- ④注意書き等に「〇〇により別途“計上”する」と掲載してある場合は当該施工パッケージや歩掛に加えて他工種の対応する歩掛等により計上すること。

2. その他留意事項

- (1) 現場において歩掛表に記載してある条件での施工が困難な場合は、歩掛表の適用が適切かどうか再度、現地条件等をよく確認すること。
- (2) 材料や機材が搬入・搬出可能か確認すること。
- (3) 施工にあたって障害物や夜間施工がないか確認すること。
- (4) 積算条件は設計図書(数量総括表等)、参考資料等において適宜条件明示を行うこと。
- (5) 特に着目すべき点について、次項以降に下線及び文字囲いを追記した事例を参考として掲載するので適宜確認すること。

事例1（施工パッケージ）



3. 施工パッケージ

3-1 函渠

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

施工パッケージの積算条件区分と施工内容、積算単位が適合するか十分確認する。

表3.1 函渠 積算条件区分一覧

(積算単位 : m3)

コンクリート 規格	内空寸法 (幅×高さ)m	養生工の 種類	基礎砕石 の有無	均しコンクリート の有無	目地・止水板 の有無	圧送管延長距離区分
(表3.2)	(表3.3)	一般養生・ 特殊養生 (練炭・ ジェットヒータ)	有り	有り	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
				無し	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
			無し	有り	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
				無し	無し	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
			無し	有り	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
				無し	無し	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下

(表3. 2)	(表3. 3)	特別な養生 (仮囲い内ジエットヒータ)	無し	有り	延長無し				
					110m 未満				
					110m 以上 220m 未満				
					220m 以上 340m 以下				
				無し	延長無し				
					110m 未満				
					110m 以上 220m 未満				
					220m 以上 340m 以下				
				有り	延長無し				
					110m 未満				
					110m 以上 220m 未満				
					220m 以上 340m 以下				
				無し	延長無し				
					110m 未満				
					110m 以上 220m 未満				
					220m 以上 340m 以下				
注意書き等に「これにより難い場合は、別途“考慮”する」と記載してある場合は、各工事の現場状況等に応じ計上の要否について判断する。計上の必要がある場合、当該施工パッケージや歩掛は適用せず、別途、見積り等により現場条件に整合した積算を行うこと。				220m					
(注) 1. 上表は、現場打函渠(ボックスカルバートの1層2連まで、土被りが9m以下)のコンクリート打設、基礎特殊養生(練り土の施工に寒仮囲い等)の特別な足場は含まれない。 2. 設計数量は、ウイング、段落ち防止用枕を含む本体コンクリートの数量とする。 3. 基礎形式は、直接基礎・杭基礎のいずれも適用出来る。 4. コンクリートの材料ロスを含む。(標準ロス率は、+0.02) 5. 「特別な養生(仮囲い内ジエットヒータ)」の場合には「手摺先行型枠組足場」費用は含んでいない。「第II編第5章仮設工⑩-2雪寒仮囲い工」により別途計上する。 6. 基礎碎石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難い場合は別途考慮する。 7. 化粧型枠を使用する場合は、加算費用を、「第II編第4章コンクリート工②-1型枠工3-2化粧型枠」により別途計上する。 8. 基礎碎石、均しコンクリートの材料は、種類・規格にかかわらず適用出来る。 9. 目地・止水板の規定は、I型を標準としており、I型以外の構造の目地・止水板を使用する場合は、目地・止水板の有無は無し。 10. 可とう継手、取替式ボグラウト管等を施工する場合は、別途計上する。 11. 防水工・防水層保護工の場合は、「第IV編第4章共同溝工①-2共同溝工(2)」により別途計上する。				下					
注意書き等に「○○により別途“計上”する」と掲載してある場合は当該施工パッケージや歩掛に加えて他工種の対応する歩掛等により計上すること。									

12. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。
 13. 作業範囲(30m)を超えて圧送管を延長する場合は、超えた部分の延長距離を 110m 未満, 110m 以上 220m 未満, 220m 以上 340m 以下から該当する区分を選択する。

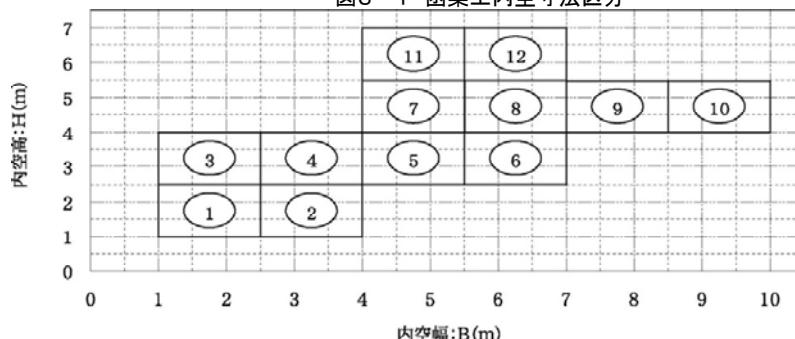
表3. 2 コンクリート規格

積算条件	区分	
コンクリート規格	21-8-25(20)(普通)	24-12-25(20)(高炉)
	21-12-25(20)(普通)	21-8-40(高炉)
	24-8-25(20)(普通)	21-12-40(高炉)
	24-12-25(20)(普通)	24-8-40(高炉)
	21-8-40(普通)	24-12-40(高炉)
	21-12-40(普通)	21-8-25(早強)
	24-8-40(普通)	21-12-25(早強)
	24-12-40(普通)	24-8-25(早強)
	21-8-25(20)(高炉)	24-12-25(早強)
	21-12-25(20)(高炉)	各種
	24-8-25(20)(高炉)	

表3. 3 内空寸法

積算条件	区分	
内空寸法 (幅×高さ)	①	幅 : 1.0 以上 2.5 未満かつ高さ : 1.0 以上 2.5 未満
	②	幅 : 2.5 以上 4.0 以下かつ高さ : 1.0 以上 2.5 未満
	③	幅 : 1.0 以上 2.5 未満かつ高さ : 2.5 以上 4.0 以下
	④	幅 : 2.5 以上 4.0 未満かつ高さ : 2.5 以上 4.0 以下
	⑤	幅 : 4.0 以上 5.5 未満かつ高さ : 2.5 以上 4.0 未満
	⑥	幅 : 5.5 以上 7.0 以下かつ高さ : 2.5 以上 4.0 未満
	⑦	幅 : 4.0 以上 5.5 未満かつ高さ : 4.0 以上 5.5 未満
	⑧	幅 : 5.5 以上 7.0 未満かつ高さ : 4.0 以上 5.5 未満
	⑨	幅 : 7.0 以上 8.5 未満かつ高さ : 4.0 以上 5.5 以下
	⑩	幅 : 8.5 以上 10.0 以下かつ高さ : 4.0 以上 5.5 以下
	⑪	幅 : 4.0 以上 5.5 未満かつ高さ : 5.5 以上 7.0 以下
	⑫	幅 : 5.5 以上 7.0 以下かつ高さ : 5.5 以上 7.0 以下

図3-1 函渠工内空寸法区分



1層2連の場合の考え方は、下表のとおりである。

表3. 4 1層2連の場合

	適用する積算条件区分
同一断面の場合	1連分のB, Hで決定
異形断面の場合	大きい断面のB, Hで決定

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.5 函渠 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	コンクリートポンプ車〔トラック架装・ズーム式〕 圧送能力 90～110m ³ /h	
	K 2	ジェットヒータ 126MJ/h (30, 100kcal/h)	・仮囲い内ジェットヒータの場合 ・賃料
	K 3	発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動] 定格容量 (50/60Hz) 2.7/3kVA	仮囲い内ジェットヒータの場合
労務	R 1	型わく工	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	とび工	
材料	Z 1	生コンクリート 高炉 24-8-25(20) W/C 55%	
	Z 2	軽油 1.2号 パトロール給油	
	Z 3	灯油 白灯油 業務用 ミニローリー	仮囲い内ジェットヒータの場合
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

3-2 鉄筋工

鉄筋工は、「第VI編第2章市場単価①鉄筋工」により別途計上する。

ここに記載がなくても適用範囲、積算条件区分等適用条件を満たし、かつ「施工パッケージ型積算方式標準単価表」に記載している機種で現場施工が可能な場合は適用可能。

事例2（施工パッケージ以外）

①-4 コンクリート法枠工

1. プレキャスト法枠工

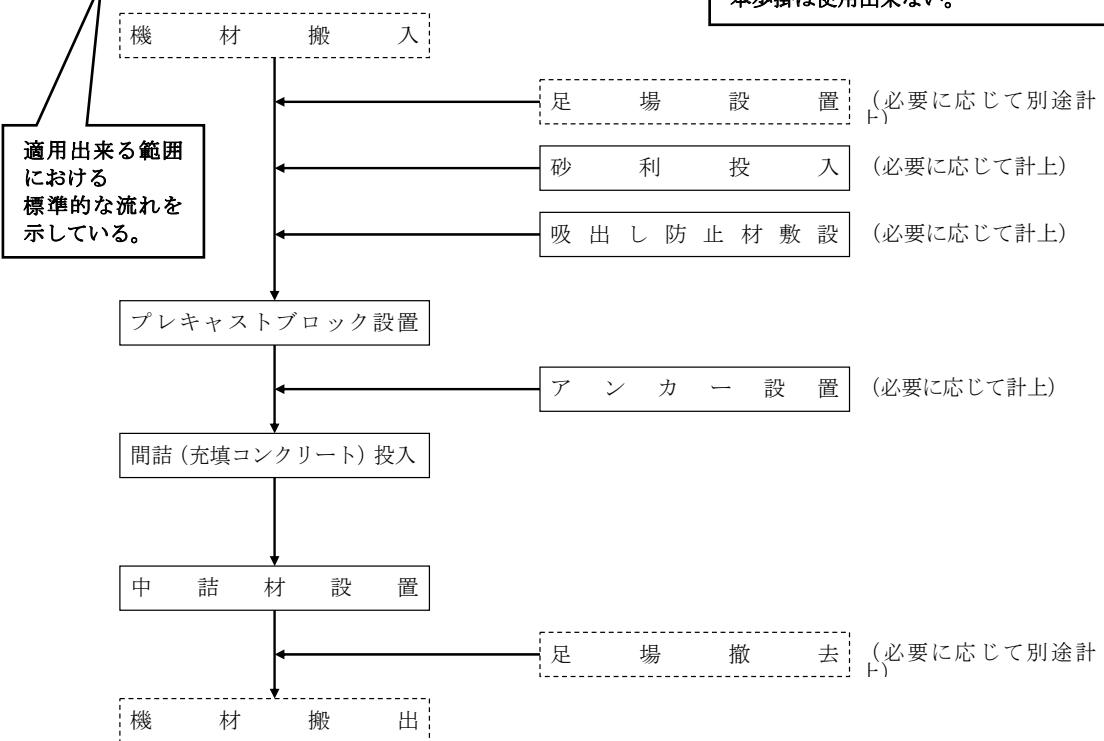
1-1 適用範囲

本資料は、プレキャストブロック（質量1,400kg未満／個）による法枠工に適用する。

1-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

質量等が異なる場合、施工効率が変わるために、
本歩掛は使用出来ない。



1-3 機種の選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表1.1 機種の選定

作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要
プレキャストブロック設置 中詰材設置	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 25t吊	台	1	
中詰材設置	バックルホウ(クローラ型)	標準型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.8m³(平積0.6m³)	〃	1	

(注) 1. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。

2. 現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。

機種の選定の（注）も十分確認すること。

この機械規格での施工が困難でないか、
現場条件を十分確認すること。

7. 片持架設工

7-1 作業車据付・解体工

作業車据付・解体歩掛は、次表を標準とする。

吊り荷重の規格が違う場合でも標準歩掛は使用可能。また、現地条件によりラフテレンクレーンが使用できない場合、違うクレーンでも当該歩掛が使用可能という意味。

表7.1 作業車据付・解体歩掛 (1台1回当り)

名 称	単 位	数 量
橋りょう世話役	人	9.1
橋りょう特殊工	〃	61.7
普通作業員	〃	51.3
ラフテレンクレーン運転	日	13.2
諸 雜 費 率	%	35

- (注) 1. 上記労務及びラフテレンクレーン歩掛は、据付け及び解体の合計であり、構成は据付け 60%、解体 40% である。
 2. 上記歩掛に付属設備等の据付・解体作業は含まれる。
 3. 作業車据付・解体所要日数は、17 日を標準とする。
 4. 2台同時据付を標準とする。
 5. ラフテレンクレーンは賃料とし、ラフテレンクレーン規格は、油圧伸縮ジブ型：排出ガス対策型(第1次基準値) 45 t 吊を標準とする。ただし、これにより難い場合は、現場条件に適した規格のラフテレンクレーンを選定することが出来る。
 6. 諸雑費は、作業車付属設備(屋根材料費、床材料費、防護設備費、足場材料費)等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

7-2 作業車移動・据付工

作業車の移動・据付歩掛は、次表を標準とする。

表7.2 作業車移動・据付歩掛 (1台1回当り)

名 称	単 位	数 量
橋りょう世話役	人	0.5
橋りょう特殊工	〃	1.2
普通作業員	〃	1.5
諸 雜 費 率	%	33

(注) 諸雑費は、木材、P.C鋼棒、定着具等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

7-3 作業車クライミング工

作業車クライミング工とは、作業車の下部構造を引上げる作業で、歩掛は次表を標準とする。

表7.3 作業車クライミング工歩掛 (1台1回当り)

名 称	単 位	数 量
橋りょう世話役	人	1.0
橋りょう特殊工	〃	5.5
普通作業員	〃	7.0

7-4 作業車引戻工

作業車引戻工は、作業車を解体位置まで引き戻す作業で、歩掛は次表を標準とする。

表7.4 作業車引戻工歩掛 (10m当り)

名 称	単 位	数 量
橋りょう世話役	人	0.5
橋りょう特殊工	〃	1.1
普通作業員	〃	1.1

第Ⅰ編 総則

第1章 総則

①設計書の作成要領

1 全般について

- (1) 設計書は、当該年度の執行計画に基づき、常にコスト意識を保持し、効果的・効率的な執行に留意した上で、十分調査検討して作成する。
- (2) 災害査定の査定設計書作成については、「災害復旧事務の手引」「災害査定設計書作成マニュアル」及び砂防課からの通知文による。
- (3) 隣接又は近接した工事現場で、設計担当者間あるいは県工事と市町工事間で単価及び歩掛が相違しないようにする(地理的条件、現場条件が異なる場合を除く)。

2 設計書の様式

山口県土木設計積算システムによる様式を標準とする。ただし、事業主管課で別途定めた場合はこれによる。

3 積算について

(1) 労務単価

労務単価は「公共工事設計労務・資材単価表」(以下「県標準単価」という。)による。

(2) 資材単価

ア 資材単価は、別紙1「設計計上資材単価決定要領」に従い単価を決定する。

イ 施工パッケージの基準材料単価の決定方法は(7)による。

(3) 損料単価

ア 建設機械等損料は令和7年度版建設機械等損料表(一般社団法人 日本建設機械施工協会)の建設機械等損料算定表又は令和7年度版土木工事標準歩掛参考資料(国土交通省)による。

イ 建設機械等損料表等にない損料は、見積等により決定した単価を用いる。

(4) 土木工事標準単価及び市場単価

土木工事標準単価及び市場単価の工種で設定条件が異なる場合は、見積等により単価を決定する。

(5) 歩掛

ア 設計歩掛は、令和7年度山口県「設計標準歩掛表」によることを原則とする。

イ 令和7年度山口県「設計標準歩掛表」にないもの(省略しているもの)は、国土交通省発行の令和7年度「土木工事標準積算基準書」によることとし、その旨を設計図書等に明示する。

ウ 上記ア、イにない場合は、別紙4「見積微収歩掛決定要領」により歩掛を決定することを原則とする。

(6) 数量の取扱について

ア 数量算出方法

国土技術政策総合研究所のウェブサイトに掲載されている「令和7年度 土木工事数量算出要領」によること。

URL : https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekisan.htm

イ 数量、金額の取扱方法

第2章①1による。

(7) 施工パッケージ

ア 標準単価(東京17区における基準年月【令和6年4月】の標準的な単価)

国土交通省国土技術政策総合研究所のウェブサイトに掲載されている「標準単価(令和7年4月適用)」による。

URL : http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm

イ 積算単価(工事地区、発注時期に応じて標準単価を補正して算出する単価)

有効数字4桁とし、5桁目以降切り上げとする。

ウ 基準単価

国土交通省国土技術政策総合研究所のウェブサイトに掲載されている「代表材料規格等の基準単価作成方法について(令和7年度4月適用分)」による。

4 歩掛等の適用基準日について

歩掛及び各種単価の適用基準日は原則として下表のとおりとする。

入札種別	適用基準日
①条件付一般競争入札(事前審査方式(③を除く))	入札公告日
②条件付一般競争入札(事後審査方式)	入札公告日
③条件付一般競争入札(事前審査方式)で 入札参加者から見積を徴収する場合	入札参加資格審査結果 (適合・非適合)通知日
①②③以外	指名通知日

※歩掛及び各種単価の改訂時期については、各々の定めによる。

別紙1

設計計上資材単価決定要領

1 適用

この要領は、山口県の施行する土木工事等の積算に用いる資材単価の決定に適用する。

ただし、工事の規模、工種、施工箇所、施工条件及び他の要因により、この要領によりがたい場合は、事業主管課と協議により別途運用することができるものとする。

2 用語の定義

- (1) 物価資料・・・(一財)建設物価調査会発行の「月刊建設物価」(Web建設物価)「季刊土木コスト情報」(土木工事標準単価を含む)並びに(一財)経済調査会発行の「月刊積算資料」(積算資料電子版)「季刊土木施工単価」(土木工事標準単価を含む)をいう。
- (2) 特別調査・・・調査機関が行う市場価格調査をいう。
- (3) 見積書・・・メーカー、商社等から見積を徴収したものをいう。
- (4) 超大口・・・基本的に物価資料記載の取引数量(大口)以上の場合をいう。

3 資材単価の種類

- (1) 県標準単価・・・「公共工事設計労務・資材単価表」に掲載している単価をいう。
- (2) 物価資料掲載単価・・・2(1)に掲載されている単価をいう。
- (3) 特別調査単価・・・資材価格調査が必要な資材について、調査機関にて市場価格調査を行い、決定する単価をいう。
- (4) 見積単価・・・(1)～(3)以外で、2(3)により決定する単価をいう。

4 資材単価の決定方法(別紙2「資材単価決定フロー」参照)

資材単価の決定については、以下の方法で行うものとし、単価には消費税等相当分を含まないものとする。

(1) 超大口の場合

1 工事あたりの資材使用量が超大口となる場合は、特別調査により単価を決定する。

【注意事項】

- ・調査機関から特別調査が困難との回答があった場合、見積徴収により単価を定める。
- ・1資材の複数規格における数量の合計が超大口に該当する場合は、全ての規格を超大口単価とする。
(例) コンクリート 18-12-40 W/C;60% : 200m³、21-8-40 W/C;55% : 900m³ の場合
→合計コンクリート : 1,100m³ となり、18-12-40 W/C;60%と21-8-40 W/C;55%の両方が超大口単価となる。

(2) 県標準単価による場合(県標準単価)

価格の採用にあたっては、「公共工事設計労務・資材単価表」の各資材分類における留意事項等を確認のうえ採用する。特に、資材の受け渡しに関しては下記に留意すること。

1. 分類ごとの留意事項等に資材受け渡しに関する特記事項がないものについては、陸上運搬の現場持ち込み価格である。
2. 現場海上渡しの資材を除き、別途資材の海上運搬を伴うものについては、必要に応じてその費用を加算することができるものとする。

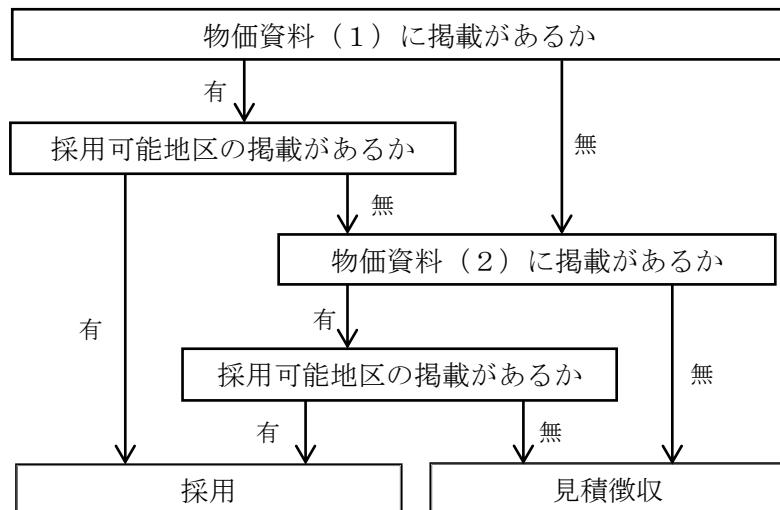
(3) 物価資料による場合（物価資料掲載単価）

ア 物価資料掲載単価の採用誌について

物価資料の採用誌については、以下のフローによるものとする。

物価資料（1）は優先的に使用する物価資料とし、物価資料（2）は物価資料（1）とは別のもう一方の物価資料とする。また、採用可能地区はイによるものとする。なお、優先的に使用する物価資料については、山口県技術管理課のウェブサイトに掲載する。

URL : <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/tanka/kouhyou-tanka.html>



イ 物価資料掲載単価の採用可能地区について

[1] 旧市町村単位の掲載のある資材は、工事箇所の地区を採用する。

[2] [1]以外の資材の優先順位は次のとおりとする。

事務所所在地→県内の最寄りの都市 → 中国 → 全国 → 広島

ただし、コンクリート二次製品については、上記の広島は採用しない。

なお、事務所所在地→県内の最寄りの都市の発注機関別の選定（優先順位）は、別紙3により設定した下表のとおりとする。

発注機関	優先順位
岩国土木建築事務所	周南 → 山口 → 下関
柳井土木建築事務所	周南 → 山口 → 下関
周南土木建築事務所	周南 → 山口 → 下関
防府土木建築事務所 (工事箇所が防府市の場合)	防府 → 山口 → 周南 → 下関
防府土木建築事務所 (工事箇所が山口市の場合)	山口 → 周南 → 下関
宇部土木建築事務所	宇部 → 山口 → 下関 → 周南
下関土木建築事務所	下関 → 山口 → 周南
長門土木建築事務所	長門 → 山口 → 下関 → 周南
萩土木建築事務所	萩 → 山口 → 周南 → 下関

※その他の事務所は、事務所所在地を所管する土木事務所と同様。

[3] 上記以外の地区単価は原則採用せず、見積徴収等により定める。

ウ 物価資料掲載単価の採用月号

下表のとおりとする。

入札公告及び指名通知日	採用月号	入札公告及び指名通知日	採用月号
4月 1日以降	3月号/冬号	10月 1日以降	9月号/夏号
5月 1日以降	4月号/冬号	11月 1日以降	10月号/夏号
6月 1日以降	5月号/冬号	12月 1日以降	11月号/夏号
7月 1日以降	6月号/春号	1月 15日以降	12月号/秋号
8月 1日以降	7月号/春号	2月 1日以降	1月号/秋号
9月 1日以降	8月号/春号	3月 1日以降	2月号/秋号

エ 「季刊土木コスト情報」「季刊土木施工単価」掲載の土木工事標準単価

適用範囲に合致する場合に使用できるものとするが、掲載単価に小数点以下の端数がある場合は端数処理せずに使用すること。ただし、補正や単位換算のための係数を乗じる場合は5(3)によること。

【注意事項】

- 物価資料の掲載価格には、卸売価格～小口価格があるが、原則として卸売価格又は大口需要者価格を採用する。
- 公表価格として掲載している資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。
- 価格の採用にあたっては、記載されている注意事項を確認のうえ採用すること。
- 積算に使用する鉄鋼価格は、設計標準歩掛表又は別途定めのある場合を除き、市中価格を採用するものとする。

(4) 特別調査による場合（特別調査単価）

ア 次に示す資材単価の決定にあたっては、特別調査により決定することを原則とする。

(ア) (1) により超大口となる場合。

(イ) (2)、(3) に掲載がなく1資材の調達金額（資材単価×使用数量）が500万円以上の資材。なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

(ウ) 橋梁用ゴム支承（タイプB）

(エ) その他、歩掛表等で特別調査によることが指定されている資材。

イ 調査依頼の方法

発注機関は、特別調査の対象となる資材の仕様、数量を取りまとめ、調査機関へ調査依頼を行う。なお、調査業務委託の契約事務は、技術管理課にて行うものとする。

【注意事項】

- 調査機関から特別調査が困難との回答があった場合、見積徴収により単価を定める。

(5) 見積書により決定する場合（見積単価）

ア 見積依頼に当たっての留意事項

(ア) 原則としてメーカー、商社等3者以上に文書で依頼する。ただし、特殊な資材等で単価の見積依頼先が3者未満の場合は、1者又は2者の見積価格を採用することができる。

- (イ) 複数の資材を見積依頼する場合は、その資材が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。
- (ウ) 依頼文書には、下記の見積条件等を明示する。
- (a) 施工場所
 - (b) 有効期限
 - (c) 資材の特記仕様事項（形状寸法、品質、規格、数量、納入時期）等
 - (d) 実勢取引価格であること。
 - (e) 複数の資材を見積依頼する場合、「資材を個別で採用するか、一連で採用するか」
 - (f) 開示請求があった場合は、山口県情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する部分を除き、開示すること。
 - (g) 消費税を含まないこと。
 - (h) 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨。
 - (i) 提出する見積に有効期限を記載すること。

イ 徴収した見積の取扱方法

- (ア) 徵収した見積の形状・寸法、規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。
- (イ) 上記(ア)の後、徵収した見積の平均値を算出し、±30%の範囲を外れる単価を異常値として排除する。
- (ウ) 上記(イ)の後、平均値を算出し、その値を採用する。
なお、端数処理方法は、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てるとき有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。
- (エ) 上記(イ)、(ウ)の計算はそれぞれ1回のみ行う。
- (オ) 特殊な資材等で単価の見積依頼先が1社しか無く、その1社の見積単価を採用する場合は、端数処理は行わない。

(6) 1工事で複数の資材を見積徴収する場合の取扱方法

複数の資材が一体として機能する場合は、複数資材の総価で(5)イと同様の扱いとするが、見積徴収にあたっては、事業主管課と協議すること。

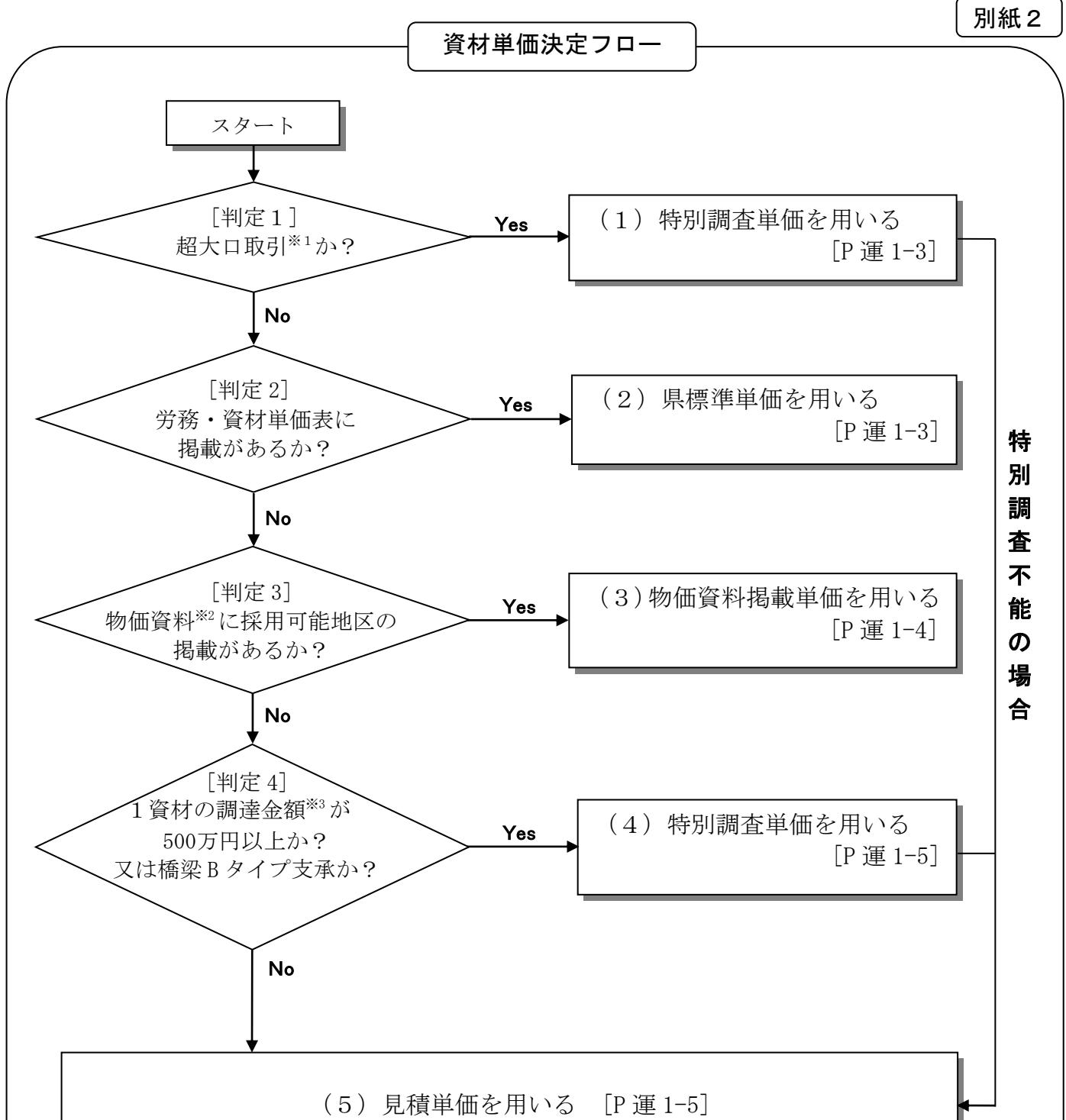
【注意事項】

- ・見積は、積算の手間を省略し、違算を防止するため、現場渡し価格とする。また、加工を含む資材の場合は、原則、加工費を含んだ単価とする。

5 その他留意事項

- (1) 契約に基づく夜間作業の場合で通常の単価と夜間単価が異なる時の資材単価は、原則として夜間単価とする。
- (2) 資材単価計上にあたっては、取卸し方法を確認し、運賃の二重計上をしないこと。
- (3) 県標準単価、物価資料掲載単価等に、補正や単位換算のための係数を乗じた単価を計上する場合は、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てるとき有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。
- (4) 積算に使用する単価は消費税抜きの価格とし、消費税込みの価格（有料道路料金・鉄道料金等）は、消費税率で割り戻して計上すること。なお、端数処理については、5(3)による。

別紙2



※1 物価資料等に示す「大口需要家渡し単価の取引数量」を超えることをいう。

※2 「月刊建設物価」(Web 建設物価) 及び「月刊積算資料」(積算資料電子版) を指す。

※3 1つの資材に係る「単価」×「数量」の金額を指す。

別紙3

採用地区の優先順位と物価資料掲載地区パターン

【優先順位】

事務所所在地→県内の最寄りの都市→中国→全国→広島

① ② ③ ④ ⑤

【建設物価】

①or②

中国地区				
広島	岡山	山口	松江	鳥取

中国地区				
広島	岡山	下関	山口	松江

※コンクリート二次製品、ガス管

中国地区				
広島	岡山	下関	山口・周南	松江

※セメント

山口						
周南	防府	山口	宇部	下関	長門	萩

※骨材・碎石、舗装用材

③

北海道	東北	北陸	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

④

全国

全国	北海道	沖縄
----	-----	----

⑤

札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡
----	----	----	-----	----	----	----	----

札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	北九州	福岡
----	----	----	-----	----	----	----	-----	----

採用不可

北海道	関東	中部	近畿	九州
-----	----	----	----	----

【積算資料】

①or②

中国地区				
広島	岡山	山口	松江	鳥取

中国地区				
広島	岡山	下関	松江	鳥取

※鋼材、型枠材、木材、コンクリート二次製品

中国地区				
広島	岡山	下関	周南	松江

※セメント、舗装用材

山口						
周南	防府	山口	宇部	下関	長門	萩

※骨材・碎石、舗装用材

③

北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

④

全国

全国	北海道	沖縄
----	-----	----

⑤

札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡
----	----	----	-----	----	----	----	----

札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	北九州	福岡
----	----	----	-----	----	----	----	-----	----

仙台	東京	名古屋	大阪	広島
----	----	-----	----	----

採用不可

仙台	東京	名古屋	大阪	福岡
----	----	-----	----	----

見積徴収歩掛決定要領

1 適用

この要領は、山口県の施工する土木工事等の積算に用いる見積徴収歩掛の決定に適用する。

ただし、この要領によりがたい場合は、事前に事業主管課との協議により別途運用することができるものとする。

2 見積依頼にあたっての留意事項

- (1) 見積書の依頼は原則として3者以上に文書で依頼するものとする。ただし、特殊工法等で歩掛の見積依頼先が3者未満の場合については、1者又は2者の見積歩掛を採用することができる。
- (2) 複数の歩掛を見積依頼する場合は、その歩掛が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。
- (3) 依頼文書に下記の見積条件等を明示する。
 - ア 現場条件、施工条件、施工数量等
 - イ 有効期限
 - ウ 提出参考様式として、単位数量当りの代価表を添付し、代価表に予め基本的な項目（労務費及び機械経費等）等を明示する。
 - エ 代価表の項目を追加できる旨を明示する。
 - オ 複数の歩掛を見積依頼する場合は、歩掛を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。
 - カ 開示請求があった場合は、山口県情報公開条例第7条各号に規定する開示情報に該当する部分を除き、開示すること。
 - キ 採用した歩掛を公表すること。
 - ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため、明示しなくてよい。
 - ク 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。
 - ケ 「提出する見積に有効期限を記載すること。」を明示する。
- (4) 入札参加者以外に見積を依頼する場合は、「採用した歩掛を公表し、企業名等は公表しない」旨を記載したうえで、公表についての「支障の有無」及び「支障有の場合の理由」を確認すること。ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため確認しなくてよい。
- (5) 歩掛見積は、原則として、労務費及び機械経費等の見積を徴収する。

3 徴収した見積の取扱方法

- (1) 単一の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法
 - ア 徴収した見積の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。
 - イ 提出された見積について、県標準単価及び物価資料掲載単価等に掲載のあるものは置き換え、端数処理が必要な場合は端数処理を行う。
 - ウ 材料費が計上された見積書が提出された場合、その材料費は参考として取り扱うこととし、資材単価は、別紙1「設計計上資材単価決定要領」により定めた単価を採用する。また、その資材が歩掛と一体として機能する場合は(3)による。
 - エ 上記イ、ウの後、総価を算出し、総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。
 - オ 上記エの後、総価の平均値を算出し、その直下となる歩掛を採用する。
 - カ 上記エ、オの計算はそれぞれ1回のみ行う。
- (2) 複数の歩掛けを見積徴収するが、複数の歩掛けが個別に機能する場合の取扱方法
 - ア それぞれ単一の歩掛けとみなし、(1)と同様に取扱う。
- (3) 複数の歩掛けを見積徴収し、複数の歩掛けが一体で機能する場合
 - ア 徴収した見積の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。

- イ 単価の置き換えについては3（1）イ、ウと同様の扱いをする。
- ウ 上記イの後、複数歩掛の総価を算出し、複数歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。
- エ 上記ウの後、複数歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる一連の歩掛を採用する。
- オ 上記ウ、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。

(4) 資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合の取扱方法

資材単価と歩掛は個別に見積徴収することを原則とするが、発注時に資材の規格等を指定せず、資材の性能・機能を指定する場合など、資材と歩掛が密接な関係にあると判断される場合は、資材単価と歩掛を一体的に見積徴収することができるものとする。

例：工場製作を行うポンプの製作・据付工事等

資材と歩掛が一体で機能する場合の取扱方法は、以下によることとする。

- ア 徴収した見積の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。
- イ 単価の置き換えについては（1）イ、ウと同様の扱いをする。
- ウ 上記イの後、資材単価と歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。
- エ 上記ウの後、資材単価と歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる資材単価と歩掛を採用する。設計書には一式で計上する。
- オ 上記ウ、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。

なお、見積の徴収方法、採用方法等については、各事業主管課と協議すること。

(5) 設計変更に用いる見積の場合

- ア 設計変更時の見積は、受注者1者に工事打合せ簿で依頼し、妥当性を確認したうえで採用する。
- イ 監督職員は、内訳書等を複数名で確認するとともに、必要に応じて受注者へのヒアリングを行うなど、提出された見積の妥当性を確認すること。

なお、妥当性確認のための受注者以外への見積依頼は行わないものとする。

(6) その他

- ア 提出された見積に不明な点がある場合は、当該見積提出者に確認を行うこと。なお、その結果見積内容に不備があることが判明した場合は、見積提出締切前であれば再提出を受付け、見積提出締切後であれば、当該見積は採用しないものとする。
- イ 施工費を歩掛ではなく単価として徴収した見積の取扱については、「設計計上資材単価決定要領4（5）イ徴収した見積の取扱方法」により算出した平均値を採用すること。
- ウ 平均値の直下とは、平均値に一番近い平均値以下の値を指す。（平均値と同じ値の歩掛がある場合は、その歩掛を採用する。）

4 諸雑費の取扱い

(1) 諸雑費の計上

見積に諸雑費を計上する必要がある場合は、その計上は認めるが、諸雑費として計上する内容や、諸雑費の根拠（諸雑費の率及び対象となるもの（労務費、機械経費、材料費等））を明記させること。

なお、材料費が諸雑費の対象となり、見積書に材料費が記載されている場合の取扱いは、上記3（4）と同様とする。

(2) 諸雑費による端数処理方法

- ア 諸雑费率を計上するもの

単位数量当たりの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑费率以内で端数を計上する。

- イ 端数処理のみの場合

- 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。
- ウ 設計標準歩掛表（港湾編）を適用し見積徴収する場合
雑材料の計上の有無にかかわらず、単位数量当りの代価表の合計金額を円止め（円未満切捨て）とする。
なお、諸雑費として計上された場合も同様とする。

5 その他留意事項

- (1) 業務関係歩掛見積の単価表の合計金額の端数処理について
- ア 設計業務等（港湾測量業務及び港湾土質調査業務を含む）
原則として、端数処理は行わない（円止め、円未満切捨て）。
イ 測量業務及び地質調査業務（港湾測量業務及び港湾土質調査業務を除く）
単位数量当り単価の場合、有効数字4桁（5桁目以降切捨て）とする。

5 工期・供用日数の算定について

(1) 工期の設定

工期の設定に当たっては、「工期設定支援システム(山口県版試行)」等を活用して、積上げ法により算定することを原則とする。

ただし、直接工事費1億円未満の工事については、標準工期試算式を用いて算定してよいものとするが、過去の同種・類似工事の実際にかかった工期と比べることにより、工期の妥当性を確認のうえ、使用すること。

ア 積上げ法

積上げによる工期(実工期)の算出は、下記による。

ただし、出水期等の特別な水文気象上の制約及びその他特別な理由により、下記により難い場合は、別途考慮すること。

余裕期間	準備	純工期=施工に必要な実日数+不稼働日数	後片付け
総工期=余裕期間+準備期間+純工期+後片付け期間			

不稼働日数=雨休日数 + その他(出水期、現場状況(地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等))

※雨休日数:施工に必要な実日数 × 雨休率(α)

※雨休率:休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)と降雨降雪日及び猛暑日日数の年間の発生率。

※降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量が 10mm以上/日の日。

※猛暑日日数は、年ごとの WBGT 値 31 以上の時間^(注1)を日数換算し、平均した値とする。

(注1)WBGT 値 31 以上の時間の集計は、過去 5 年間の平日 8 時~17 時を対象とする。

施工に必要な実日数に対する雨休率(α)等(工期設定用=4週8休)

雨休率 (α)	降雨降雪日数 [日/年]	猛暑日日数 [日/年]
0.8	35	6

なお、雨天、土曜、日曜、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇、恒例の休日等に降る雨の降雨率及び猛暑日日数は考慮してある。また、橋梁上部製作(工場製作)は上表を適用せず恒例の休日による作業不可能日数を考慮し設定する。

工事抑制期間を設計図書に明示した工事は、工期内の工事抑制期間を除き工期算定を行うこと。(保守工事、維持工事を除く)

降雨降雪日、猛暑日日数は、過去5カ年の気象庁及び環境省のデータより算出するものとする。

施工に必要な実日数の算定にあたっては、各作業毎の工事数量を、「第 I 編第14章④作業日当り標準作業量」及び「第 I 編第14章⑤市場単価の1日当り標準施工量」に記載されている作業日当り標準作業量で除し、延べ日数を算出。施工順序やパーティ数も考慮して算出する。なお、設定パーティ数は、1班を基本とする。

なお、通年行うべき保守(維持)工事等は除く。

※準備・後片付け最低期間は次のとおりとする。

準備期間

工種区分	準備期間	備考
河川工事	40日	
河川・道路構造物工事	40日	プレテン桿を含む
海岸工事	40日	
道路改良工事	40日	
鋼橋架設工事	＊＊＊日	※注1
PC橋工事	70日	支承製作を含む※注2
橋梁保全工事	60日	
舗装工事(新設)	50日	
舗装工事(修繕)	60日	
共同溝等工事	80日	
トンネル工事	80日	トンネル仮設備(プラント等)設置期間は含まない
砂防・地すべり等工事	40日	
道路維持工事	50日	通年維持工事は除く
河川維持工事	40日	通年維持工事は除く
電線共同溝工事	90日	

※注1 鋼橋架設工事については、下表の橋梁形式、重量に応じた日数を選択すること。

橋梁形式 重量(t)	W ≤ 500	500 < W ≤ 1250	1250 < W ≤ 2000
鉄桁等	112 日 (照査 22.5 日 + 材料手配 90 日)	157 日 (照査 45 日 + 材料手配 112 日)	202 日 (照査 67 日 + 材料手配 135 日)

鉄桁等…一社)日本橋梁建設協会HPでは、「鉄桁(合理化桁含む)」「箱桁(鋼床版含む)」に分類されるが全て上記日数と同じ。

※注2 PC橋工事

支承製作が実作業着手に影響がある場合、影響がない場合のどちらにも適用する。

なお、支承製作は水平力分散ゴム支承、免震支承(高減衰ゴム)、機能分離支承を想定しており、鋼製支承、免震支承(鉛プラグ入り)、その他特殊な支承の場合や、メッキ以外の防錆処理(塗装、金属溶射)を行う場合は別途考慮する。

後片付け期間

工種区分	後片付け期間	備考
河川工事	20日	
河川・道路構造物工事	20日	
海岸工事	20日	
道路改良工事	20日	
鋼橋架設工事	20日	
PC橋工事	20日	
橋梁保全工事	20日	
舗装工事(新設)	20日	
舗装工事(修繕)	20日	
共同溝等工事	20日	
トンネル工事	30日	
砂防・地すべり等工事	20日	
道路維持工事	20日	通年維持工事は除く
河川維持工事	20日	通年維持工事は除く
電線共同溝工事	20日	

イ 標準工期試算式(参考値)

$$T = A \times P^b$$

T : 工期(日)

P : 直接工事費(円)

A、b : 係数(下表による)

工種	A	b
河川工事	11.02	0.1730
河川・道路構造物工事	0.94	0.3163
海岸工事	6.00	0.2050
道路改良工事	2.41	0.2621
鋼橋架設工事	2.72	0.2706
PC橋工事	0.57	0.3410
舗装工事	0.69	0.3218
舗装工事(新設)	2.34	0.2573
舗装工事(修繕)	0.24	0.3797
砂防・地すべり等工事	2.04	0.2725

工種	A	b
公園工事	9.42	0.1819
電線共同溝工事	0.06	0.4653
橋梁保全工事	1.38	0.2950
道路維持工事	14.63	0.1623
河川維持工事	97.01	0.0621
トンネル工事	1.22	0.3093
下水道工事(1)	0.09	0.4463
下水道工事(2)	3.24	0.2468
下水道工事(3)	1.33	0.3047
下水道工事(4)	1.30	0.2867

(出典：直轄土木工事における適正な工期設定指針(令和7年3月) 国土交通省大臣官房技術調査課)

ウ 余裕期間

工事完成時期に余裕が見込まれる場合は、受注者が技術者や技能労働者、資機材等の確保に必要となる期間を考慮して、余裕を持った工期設定を行うものとする。なお、この場合、施工条件書にその旨を明示する。

(2) 供用日当りで計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算

供用日当りで計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算にあたっては、下記によるものとする。

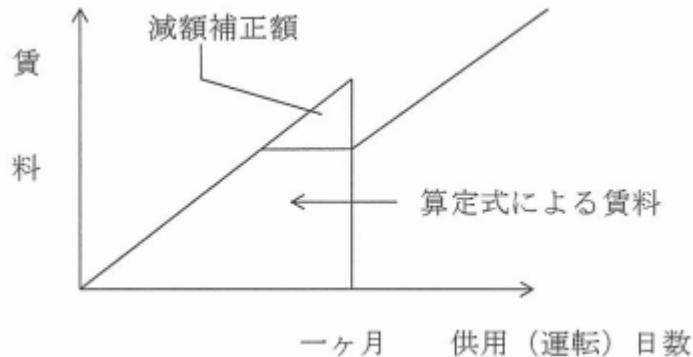
$$\text{供用日数} = \text{施工に必要な実日数} + \text{不稼働日数}$$

施工に必要な実日数に対する雨休率(α)等(供用日数算定用=4週8休)

雨休率 (α)	降雨降雪日数 〔日/年〕	猛暑日日数 〔日/年〕
0.8	35	6

6 建設機械等賃料積算基準の扱いについて

- (1) 長期の賃貸に係る割引が設定されている機種の賃料に係る賃料の補正については、次の方法により行うものとする。



- (2) 自走式クレーンを夜間作業(22時から翌朝5時まで)で使用する場合には、以下の算式により補正するものとする。

$$\text{基準賃料} = \text{「1日あたり作業料金」} \times \text{運転日数} \times (1 + \alpha h / H)$$

ただし、 α : 夜間割増率(物価資料等を参考に計上する)

h : 夜間作業時間

H : 総作業時間

なお、夜間割増はトラッククレーン、ラフテレンクレーン、クローラクレーンに適用し、その他の機械には適用しない。

- (3) トラッククレーン、ホイールクレーンの回送費

自走式クレーンの運搬費のうち、トラッククレーン及びホイールクレーンの自走による回送が片道30kmを超える場合は、次式により算定し、別途計上するものとする。

$$\text{回送費(片道)} = \text{市場価格} \times \text{回送日数}$$

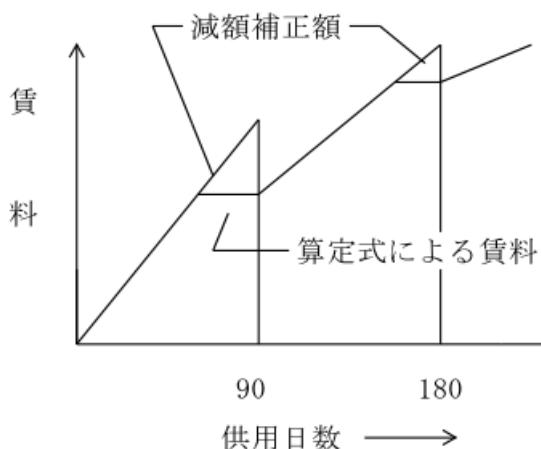
ただし、回送日数は、次の表による。

回送距離(片道)	30km 超 54km 未満	54km 以上 70km 未満	70km 超 84km 未満
回送日数	0.1	0.2	0.3

7 建設用仮設材賃料積算基準の運用について

(1) 適用区分による賃料の補正

供用日数(または月数)の長短による賃料に係る市場単価の適用区分が変わることによって賃料計上額(1現場あたり修理費及び損耗費または1現場あたり整備費等を除く。)が当該日数(または月数)の増加に比例せず減少する場合がある。従って、減少する時点までの供用日数(または月数)における賃料計上額(1現場あたり修理費及び損耗費または1現場あたり整備費等を除く。)は、その減少する時点における賃料計上額(1現場あたり修理費及び損耗費または1現場あたり整備費等を除く。)を上限とし、下記の方法により減額補正する。



(2) 賃料計上限度額

仮設材の賃料計上限度額（1現場あたり修理費及び損耗費または1現場あたり整備費等を含む。）は、当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格の90%を上限とする。

(3) 作業区分による修理費及び損耗費の取扱い

鋼矢板、H形鋼の1現場あたりの修理費及び損耗費の取扱いは「一般共通編第II編第5章仮設工①仮設工」を参照すること。

H形鋼（鋼製山留材）、覆工板、山留主部材等の副部材の1現場あたりの修理費及び損耗費の取扱いは「一般共通編第II編第5章仮設工⑥仮設材設置撤去工」を参照すること。

(4) スクラップ長未満の仮設材が発生した場合の取扱い

現場条件により、スクラップ長未満に切断する場合は、不足分弁償金として次式により算出する。

$$\text{不足分弁償金} = (\text{スクラップ長未満の製品重量}) \times (\text{不足分弁償金に係る市場価格} \times 90\%)$$

(5) 簡易な整備作業について

建設用仮設材賃料積算基準(平成18年3月27日付け国総施第182号)の第3の2項の中の「簡易な整備作業」とは、機材の入・出庫検収作業や簡易な整備作業を含んだもので、機材使用の有無や期間の長短にかかわらず、賃貸取引市場において全部材について初回時に支払う費用にかかる作業である。

(6) 建設用仮設材に係る付属金属について

建設用仮設材の積算にあたっては、建設用仮設材賃料積算基準(平成18年3月27日付け国総施第182号)の第3の積算方法により算定するほか、建設用仮設材に係る付属金属について必要数量を勘案し別途積算するものとする。

(7) 組立ハウスの積算について

建設用仮設材賃料積算基準(平成18年3月27日付け国総施第182号)の第3の積算方法によらず賃貸取引実態を考慮し、別途積算するものとする。

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

1 諸雑費及び端数処理について

(1) 諸雑費

ア 諸雑費の定義

当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

イ 代価表

(ア) 代価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当たりの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(イ) 代価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当たりの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ウ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

(エ) 設計標準歩掛表(港湾編)を適用し代価表を作成する場合

歩掛に雑材料の率が示されていない場合は、原則として代価表総額の 0.5%を計上し、単位数量当たりの代価表の合計金額を円止め(円未満切捨て)とする。なお、市場単価は、雑材料の対象としない。

歩掛に雑材料の項目がない場合は、雑材料を計上せず、単位数量当たりの代価表の合計金額を円止め(円未満切捨て)とする。

ウ 内訳表

諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理

ア 内訳書及び代価表の各構成要素の数量×単価=金額は円単位とし、円未満は切り捨てる。

イ 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。

ウ 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

エ 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

オ 機械設備工事における端数処理は、設計標準歩掛表(機械設備編)による。

カ 電気(電気通信)工事における技術者間接費、機器管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

キ 工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「一般共通編第I編第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。

② 間接工事費

1 工種区分について

(1) 「大型遊具」の製品価格は、共通仮設費の対象外とする。なお、詳細は平成11年1月6日付け監理第1145号を参照すること。

(2) 「PCコンポ橋のPC板」の製品価格は、PC桁と同様に共通仮設費の対象外とする。

2 運搬費について

(1) 鋼管杭等の杭打機及び軟弱地盤処理工の攪拌機の運搬において試験杭(施工)を実施する場合は、工程・作業手順を考慮の上、試験杭打(施工)時と本杭打(施工)時の 2 回計上することができる。

(2) 重建設機械分解・組立・輸送費

標準歩掛は、分解組立費用の外にトラック及びトレーラによる運搬費(往復)、賃料・損料費(自走による本体の賃料・損料、賃料適用機械の運搬中本体賃料、賃料適用機械の分解・組立時本体賃料)の全てを含んでいる。よって、運搬基地から現場までの運送距離を算出する必要はない。

なお、歩掛の規格を外れる機械の分解・組立及び輸送費は、別途見積により対応すること。

(3) 重量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬

特殊な現場条件により、分解組立を伴い公道等を輸送せざるを得ない場合については、分解組立費用のみ別途計上し、輸送費については共通仮設費率内であり、別途計上は行わない。

(4) リース器材の運搬

仮設材(鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬費は下記によることを標準とする。

ア 1工事の仮設材の使用量が 50t 未満の場合、仮設材が所在すると推定される場所から工事現場までの距離により積算する。

ただし、所在を推定することが困難な場合は、県庁又は市役所から工事現場までの距離により積算する。

イ 仮設材の使用量が1工事当たり 50t 以上の工事では大手リース業者基地(東広島市、安芸高田市)より現場までの距離により積算する。この場合、基地から現場までの距離が短い方を採用する。

ウ 仮設材を大量に使用する場合(1工事 1,000t以上)は実情を調査し、別途考慮することができる。

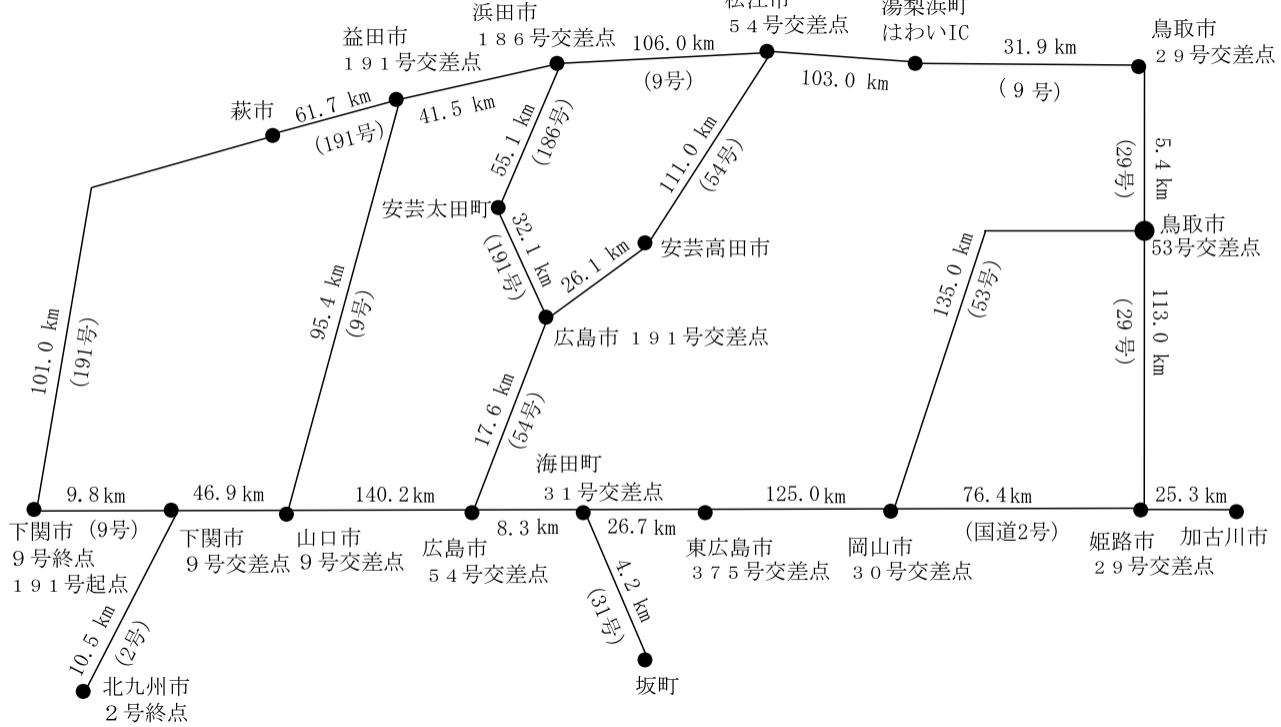
エ 副部材 A の運搬基地は主部材にあわすものとする。

なお、副部材 B についての運搬費は計上しないものとする。

※参考 大手リース業者基地

会社名	工場名	主要地点(道路上)	工場からの距離(km)
ジェコス(株)	中国工場	広島県安芸高田市甲田町高宮分れ交差点 (一般国道 54 号 52.0km 地点)	7.0
太洋ヒロセ(株)	八本松工場	東広島市八本松西7丁目 3 番 2 号 (一般国道 2 号 310km 地点)	0.0
	西条工場	東広島市西条町御菌字交差点 (一般国道 2 号 229.3km 地点)	4.1
(株)エムオーテック	広島工場	広島県安芸高田市八千代町勝田三差路 (一般国道 54 号 35.3km 地点)	11.5

(参考図)



3 準備費について

(1) 伐開、伐採の定義について

伐開とは、雑木や小さな樹木・竹などの除去でブルドーザ、レーキドーザあるいはバックホウ等で作業を行うものとし、共通仮設費率に含む。

伐採とは、樹木をチェンソー等により切り倒す作業であり、準備費として別途費用を計上すること。

なお、伐採における作業費及び集積・積込費の見積は、歩掛として徴収すること。

項目	作業費	集積・積込費 (現場内小運搬含む)	運搬費	処分費
伐開	○	○	●	●
伐採	●	●	●	●
除根	○	○	●	●
除草	○	○	●	●

○:率分

●:積上

4 役務費について

(1) 借地料について

特に必要となる借地料の算定にあたっては、現場周辺の実状を十分考慮の上決定しなければならないが、一般には次のとおり求める。

$$\text{1月当りの借地料(円/m}^2\text{)} = \text{地価(円/m}^2\text{)} \times \frac{\text{年間損失率}}{12 \text{ヶ月}}$$

(注)地価は用地担当課とも十分打合せて決定すること。

年間損失率

宅地、宅地見込地及び農地	………	地価の6%／年
林地及びその他の土地	………	〃 5%／年

5 工場製作関係工種の材料費

工場製作関係工種の対象となる項目については、材料費(製作費含む)として積算する。

なお、材料費(製作費含む)は、通常の資材と同様に、別紙1「設計計上資材単価決定要領」により単価の決定を行う。

また、工場製作関係工種は、下記による。

工場製作関係工種

工場製作関係工種	対象となる項目
オープケーション工	刃口金物製作加工
ニューマチックケーション工	刃口金物製作加工
床版補強工(鋼板接着工法)	鋼板製作
床版補強工(増桁架設工法)	桁製作
遮音壁設置工	支柱製作
PC橋片持架設工	鋼製型枠製作工
鋼スノーケード工	スノーケード製作
鋼管矢板基礎工	コネクター、導枠製作
鋼板巻立工(エポキシ樹脂構造)	鋼板製作工
鋼板巻立工(無収縮モルタル構造)	鋼板製作工
鋼橋製作工	スタッジベル
桁連結工	桁連結装置製作
落橋防止装置工	鋼製ブレケット

※特殊な構造・仕様の場合は、工場製作単価の決定について、事業主管課に確認すること。

※間接工事費の項目別対象表は下記の通りとする。

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額 項目	対象額	直接工事費+共通仮設費 =純工事費	純工事費+現場管理費 =工事原価
工場製作関係工種の 材料費(製作費含む)	×	×	○

○対象とする ×対象としない

6 間接工事費の積算例

複数箇所の工事を 1 本の設計書として発注する場合、間接工事費の積算は以下のとおりとする。

(1) 施工箇所が点在する工事の場合 … 諸経費調整機能を使用して積算

詳細は、「一般共通編 第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算」及び平成 26 年 9 月 12 日付け平 26 技術管理第 514 号「施工箇所が点在する工事の積算について」、平成 30 年 11 月 15 日付け平 30 技術管理第 516 号「施工箇所が点在する工事の積算について（補足説明）」を参照すること。

(2) (1) 以外の場合 … 合冊機能を使用して積算

① 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費については、工事全体で算出する。

（複数の設計書の合計額から諸経費率を算出し、それぞれの設計書の諸経費対象額に乘じて求める。）

② 共通仮設費対象額は、工事全体で算出したものを按分する。

【積算例（1）】一般管理費等のみを調整する場合（諸経費調整機能）

	地区名		合計
	A 地区	B 地区	
	工種区分：道路改良	工種区分：道路改良	
本工事費	9,876,543	3,456,789	13,333,332
○○工	9,576,543	3,356,789	12,933,332
処分費等	300,000	100,000	400,000
直接工事費	9,876,543	3,456,789	13,333,332
共通仮設費対象額	9,872,839	3,456,789	13,329,628
共通仮設費率	12.18%	12.78%	算定：地区毎
共通仮設費(率分)	1,202,000	441,000	
共通仮設費計	1,202,000	441,000	1,643,000
純工事費	11,078,543	3,897,789	14,976,332
現場管理費対象額	11,074,839	3,897,789	14,972,628
現場管理費率	32.77%	33.69%	算定：地区毎
現揚管理費	3,629,000	1,313,000	
現揚管理費計	3,629,000	1,313,000	4,942,000
工事原価	14,707,543	5,210,789	19,918,332
一般管理費等対象額	14,703,839	5,210,789	19,914,628
一般管理費等率	19.43%	19.43%	算定：工事全体
一般管理費等(率分)	2,856,576	1,012,127	
契約保証費（金銭保証0.04%）	5,881	2,084	7,965
一般管理費等計	2,862,457	1,014,211	3,876,668
工事価格	17,570,000	6,225,000	23,795,000
消費税等相当額（10%）	1,757,000	622,500	2,379,500
工事費	19,327,000	6,847,500	26,174,500

※ 共通仮設費、現場管理費、工事価格については、「1,000 円単位」とする。

【対象額の考え方】	A 地区	B 地区	計
処分費	300,000	100,000	400,000
直接工事費	9,876,543	3,456,789	13,333,332
直接工事費の 3 %	296,296	103,703	399,999
率計算対象外	3,704	0	3,704

【積算例（2）】 全ての経費を調整する場合（合冊設計書）

	C地区		合計
	a箇所(X1000)	b箇所(X6000)	
	工種区分：河川	工種区分：河川	
本工事費	6,209,555	3,654,333	9,863,888
○○工	5,555,555	3,333,333	8,888,888
処分費等	654,000	321,000	975,000
直接工事費	6,209,555	3,654,333	9,863,888
共通仮設費対象額	5,754,047	3,430,757	9,184,804
共通仮設費率	11.56%	11.56%	11.56%
共通仮設費(率分)	665,000	396,000	1,061,000
共通仮設費計	665,000	396,000	1,061,000
純工事費	6,874,555	4,050,333	10,924,888
現場管理費対象額	6,419,047	3,826,757	10,245,804
現場管理費率	40.02%	40.02%	40.02%
現場管理費	2,568,000	1,531,000	4,099,000
現場管理費計	2,568,000	1,531,000	4,099,000
工事原価	9,442,555	5,581,333	15,023,888
一般管理費等対象額	8,987,047	5,357,757	14,344,804
一般管理費等率	20.21%	20.21%	20.21%
一般管理費等(率分)	1,815,851	1,082,524	2,899,084
契約保証費（金銭保証0.04%）	3,594	2,143	5,737
一般管理費等計	1,819,445	1,084,667	2,904,112
工事価格	11,262,000	6,666,000	17,928,000
消費税等相当額(10%)	1,126,200	666,600	1,792,800
工事費	12,388,200	7,332,600	19,720,800

※ 共通仮設費、現場管理費、工事価格については、「1,000 円単位」とする。

【対象額の考え方】	a箇所(X1000)	b箇所(X6000)	計
処分費	654,000	321,000	975,000
直接工事費	6,209,555	3,654,333	9,863,888
直接工事費の3%			295,916
率計算対象外			679,084
率計算対象外按分 (対象外*処分費(AorB)/処分費(A+B))	455,508	223,576	679,084
率対象額	5,754,047	3,430,757	9,184,804

算定：工事全体

算定：工事全体

算定：工事全体

算定：箇所毎

算定：工事全体

算定：工事全体

算定：箇所毎

算定：箇所毎

【積算例（3）】 全ての経費を調整する工事に、一般管理費等のみの調整を加える場合（合冊設計書+諸経費調整機能）

	C 地区（護岸工事）		小計 (a+b)	D 地区（舗装工事）	合計 (C + D)
	a箇所 (X1000)	b箇所 (X6000)		d箇所 (X1000)	
	工種区分：河川	工種区分：河川		工種区分：河川	
本工事費	6,209,555	3,654,333	9,863,888	3,677,789	13,541,677
○○工	5,555,555	3,333,333	8,888,888	3,356,789	12,245,677
処分費等	654,000	321,000	975,000	321,000	1,296,000
直接工事費	6,209,555	3,654,333	9,863,888	3,677,789	13,541,677
共通仮設費対象額	5,754,047	3,430,757	9,184,804	3,467,122	12,651,926
共通仮設費率	11.56%	11.56%	11.56%	12.53%	算定：地区毎
共通仮設費（率分）	665,000	396,000	1,061,000	434,000	
共通仮設費計	665,000	396,000	1,061,000	434,000	1,495,000
純工事費	6,874,555	4,050,333	10,924,888	4,111,789	15,036,677
現場管理費対象額	6,419,047	3,826,757	10,245,804	3,901,122	14,146,926
現場管理費率	40.02%	40.02%	40.02%	43.43%	算定：地区毎
現揚管理費	2,568,000	1,531,000	4,099,000	1,694,000	
現揚管理費計	2,568,000	1,531,000	4,099,000	1,694,000	5,793,000
工事原価	9,442,555	5,581,333	15,023,888	5,805,789	20,829,677
一般管理費等対象額	8,987,047	5,357,757	14,344,804	5,595,122	19,939,926
一般管理費等率	19.42%	19.42%		19.42%	算定：工事全体
一般管理費等（率分）	1,744,851	1,039,524	2,785,760	1,085,973	
契約保証費（金銭保証0.04%）	3,594	2,143	5,737	2,238	7,975
一般管理費等計	1,748,445	1,041,667	2,790,112	1,088,211	3,878,323
工事価格	11,191,000	6,623,000	17,814,000	6,894,000	24,708,000
消費税等相当額（10%）	1,119,100	662,300	1,781,400	689,400	2,470,800
工事費	12,310,100	7,285,300	19,595,400	7,583,400	27,178,800

※ 共通仮設費、現場管理費、工事価格については、「1,000 円単位」とする。

【対象額の考え方】	a箇所 (X1000)	b箇所 (X6000)	小計	d箇所 (X1000)
処分費	654,000	321,000	975,000	321,000
直接工事費	6,209,555	3,654,333	9,863,888	3,677,789
直接工事費の3%			295,916	110,333
率計算対象外			679,084	210,667
率計算対象外按分 (対象外*処分費(aorb)/処分費(a+b))	455,508	223,576	679,084	
率対象額	5,754,047	3,430,757	9,184,804	3,467,122

7 処分費等の間接工事費の積算

処分費等の積算は以下のとおりとする。

なお、処分費等とは、処分費(再資源化施設の受入費を含む)、上下水道料金、有料道路利用料の総称とする。

(1) 「直接工事費」に計上する場合 … 【表(1) 参照】

表(1) 処分費等の取扱い（直接工事費）

名称	処分費等の取扱いの対象	共通仮設費率分計算対象	特殊集計区分「9」への該当
処分費	○	○	○
上下水道料金	○	○	○
有料道路利用料	○	○	○

※「処分費等の取扱い」については、一般共通編P8（ト）による。

(2) 「共通仮設費」に積上げ計上する場合 … 【表(2) 参照】

表(2) 処分費等の取扱い（共通仮設費）

名称	処分費等の取扱いの対象	共通仮設費率分計算対象	特殊集計区分「9」への該当
処分費 (準備費積上げ)	○	○	○
上下水道料金	×	×	×
有料道路利用料	×	×	×

※処分費を共通仮設費に積上げ計上する場合は、必ず準備費に計上すること。

※「処分費等の取扱い」については、一般共通編P8（ト）による。

第3章 設計変更

① 設計変更

1 一般事項

(1) 数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種で設計変更するものとする。

2 設計変更における材料単価の取扱いについて

- (1) 工事増量の場合は、旧単価(当初設計時点単価)により積算するものとする。
- (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する旧単価(当初設計時点単価)により積算するものとする。
- (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価(当初設計時点単価)で積算する。
- (4) 賃金水準又は物価水準の変動により旧単価の適用が不適当と認められる場合は、受発注者の協議により別途考慮する。(全体スライド、単品スライド、インフレスライド等)

3 請負代金額の変更について

請負工事の設計変更は、発注者積算により、次の方法で行うものとする。

・設計額

設計変更の際、元設計及び変更設計の種別、細別等の金額は全て発注者積算額とする。

・設計変更の要領

設計変更の積算は、次の方法により行う。

第1回変更請負額

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{請負額}}{\text{当初発注者積算額}} \times \text{第1回変更発注者積算工事価格} \\ \text{第1回変更請負額} &= \frac{\text{工事価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

第2回変更請負額

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{第1回変更請負額}}{\text{第1回変更発注者積算額}} \times \text{第2回変更発注者積算工事価格} \\ \text{第2回変更請負額} &= \frac{\text{工事価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

第3回変更請負額

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{第2回変更請負額}}{\text{第2回変更発注者積算額}} \times \text{第3回変更発注者積算工事価格} \\ \text{第3回変更請負額} &= \frac{\text{工事価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(例) 当初発注者積算額 105,000 千円 請負額 102,900 千円

第1回変更発注者積算工事価格 115,000 千円

$$\text{工事価格} = \frac{102,900}{105,000} \times 115,000 = 112,700 \text{ 千円}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{第1回変更請負額} = 112,700 \times (1+0.10) = 123,970 \text{ 千円}$$

第2回変更発注者積算工事価格 105,000 千円 第1回変更請負額 123,970 千円

$$\text{工事価格} = \frac{123,970}{115,000 \times (1+0.10)} \times 105,000 = 102,900 \text{ 千円}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{第2回変更請負額} = 102,900 \times (1+0.10) = 113,190 \text{ 千円}$$

第3回変更発注者積算工事価格 110,000 千円 第2回変更請負額 113,190 千円

$$\text{工事価格} = \frac{113,190}{105,000 \times (1+0.10)} \times 110,000 = 107,800 \text{ 千円}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{第3回変更請負額} = 107,800 \times (1+0.10) = 118,580 \text{ 千円}$$

- (注) 1) 変更発注者積算とは、発注者単位、発注者経費をもとに当初発注者積算と同一方法により積算する。
- 2) 請負額、発注者積算額は消費税相当額を含んだ額とする。
- 3) 消費税率=消費税率(国税)+地方消費税率とする。
- 4) 工事価格(落札率を乗じた額)は、1000 円単位とし、1000 円未満は切り捨てる。

② 諸経費調整の取扱いについて

平成 29 年 11 月 28 日付け平 29 技術管理第 494 号「諸経費調整取扱要領の改正について」による。

第Ⅱ編 共通工

第1章 土工

① 土量変化率等

1 土量の変化率について

一般共通編の土量変化率を標準とするが、土質試験或いは現場実績により数値の明確なものは、その値を用いるものとする。施工途中において土量の変化率に変化があり、設計を変更するのが適当と認められる場合は、適正な資料により改定することができる。

転石、玉石混り土砂の変化率の決定にあたっては、転石 C=1.0 として平均変化率を算出するものとする。

岩碎と土砂を流用する工事にあっては変化率の補正を行うものとする。

② 機械土工(土砂)

1 ブルドーザ作業のマスカーブについて

ブルドーザ作業歩掛は運搬距離が60m以下の場合は、全て一律として設定しているためブルドーザのマスカーブによる距離算出は不要である。

2 数量算出要領の土工に対する運用

(1) 自立式土留工の床掘適用歩掛

区分	掘削機械	現場条件
A領域	バックホウ	障害なし
B領域	クラムシェル(テレスコ)	障害なし
	クラムシェル(テレスコ) + 小型バックホウ	障害有り

(注)1 土留工の規模等によりA領域でバックホウが使用できない場合は、別途区分し、クラムシェル(テレスコ)を適用する。

(2) 切梁式土留工の床掘適用歩掛

区分	掘削機械	現場条件
A領域	バックホウ	障害なし
B領域	バックホウ	障害有り
C領域	クラムシェル(テレスコ) + 小型バックホウ	障害有り
D領域	クラムシェル(油圧ロープ) + 小型バックホウ	障害有り

(注)1 土留工の規模等によりA、B領域でバックホウが使用できない場合は、別途区分し、クラムシェル(テレスコ)を適用する。

3 床掘について

(1) 床掘勾配について

床掘勾配については、数量算出要領によるが、現地の状況等により標準によりがたい場合は、労働安全衛生規則等検討し決定すること。特に切土部に設けるブロック積み、もたれ擁壁等については、山の状態をよく把握し決定すること。

(2) 床掘余裕幅について

床掘余裕幅については、数量算出要領による。

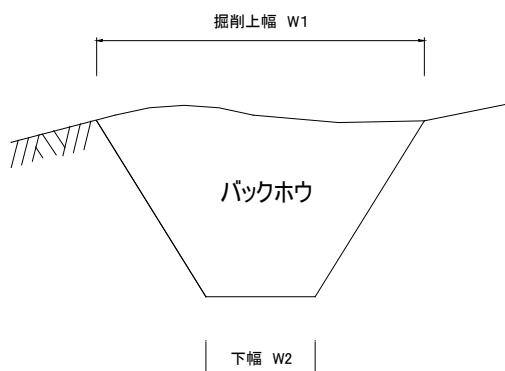
(3) 床掘(溝掘)の機種選定

バックホウ(山積 1.4m³(平積 1.0m³)) 挖削積込と同時施工(施工基面より上(数量算出要領「B」部))で、合計土量が 50,000m³以上となる場合

バックホウ(山積 0.8m³(平積 0.6m³)) 標準

バックホウ(山積 0.45m³(平積 0.35m³)) 平均掘削巾が1m以上2m未満の場合
($1m \leq (W1 + W2)/2 < 2m$)

バックホウ(山積 0.28m³(平積 0.2m³)) 平均掘削巾が1m未満の場合
($(W1 + W2)/2 < 1m$)



4 ダンプトラックの運搬作業について

運搬日数におけるDID区間有・無の適用区分については、DID区間を通っていれば、DID区間延長の大小にかかわらず「DID区間有」を適用する。

なお、DID区間は以下の総務省統計局ウェブサイトを参照すること。

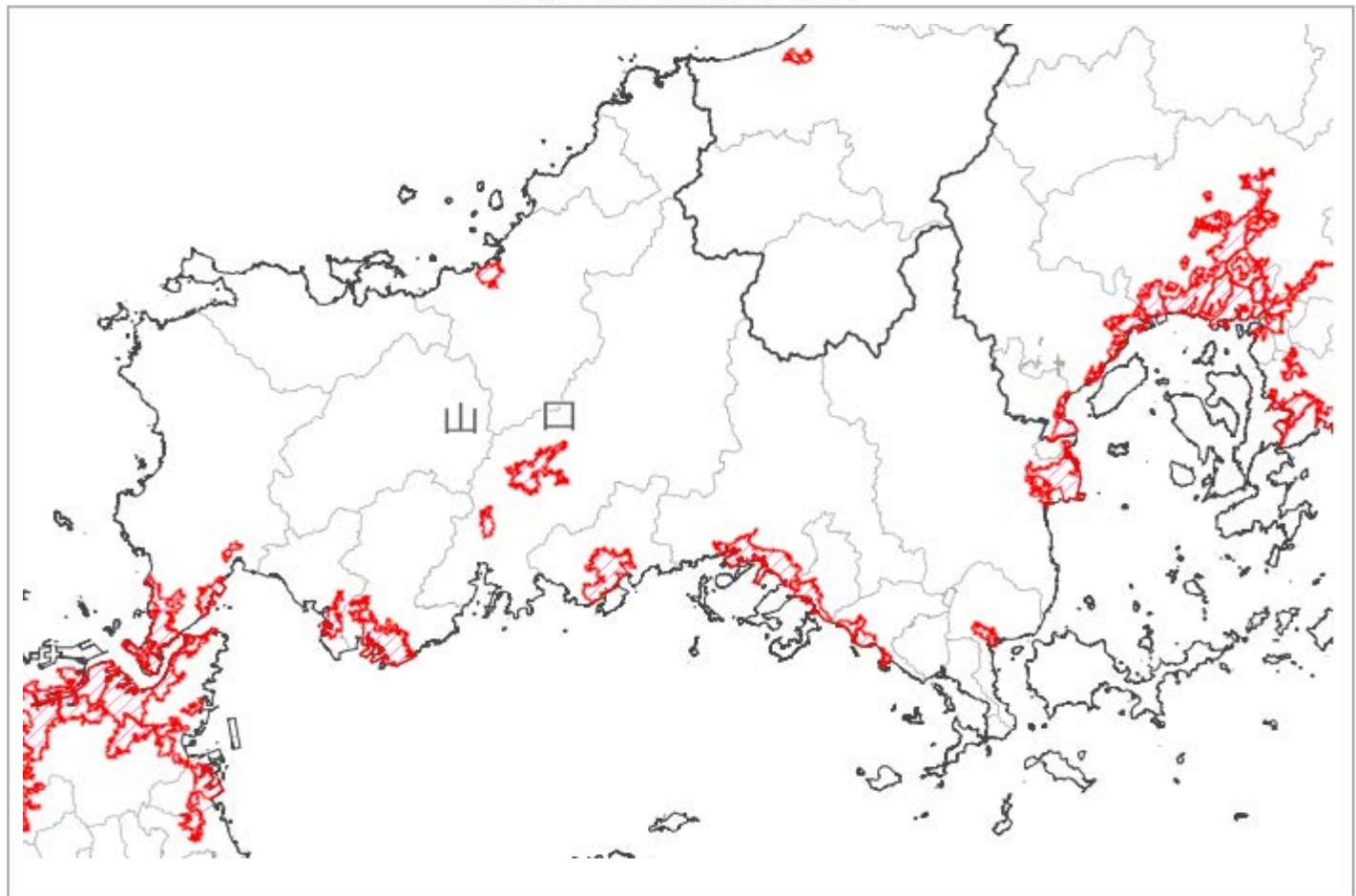
- ・総務省統計局ウェブサイト

https://www.stat.go.jp/data/chiri/map/index_2.htm

【参考】環境省「環境アセスメントデータベース」(EADAS)

<https://eadas.env.go.jp>

人口集中地区（DID地区）境界図



5. 掘削及び積込機種と運搬機種の組合せについて

(1) 掘削及び積込機種と運搬機種の組合せについては、下表を標準とする。

掘削及び積込機種と運搬機種の標準組合せ

掘削及び積込		運搬	車道幅員		
			3.0m以上	2.5m以上	ダンプトラック規格
標準	平均掘削幅 2m未満の場合	10t積	4t積	2t積	
		山積 1.4m ³ (平積 1.0m ³)	◎	×	×
		山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)	◎	×	×
		山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)	◎	×	×
		山積 0.28m ³ (平積 0.2m ³)	×	○ 注1)	×
		山積 0.13m ³ (平積 0.1m ³)	×	×	○ 注1)
重機での作業が不可能な場合	人力	人 力	×	×	◎

◎:適用 ○:適用(注意あり) ×:不適

注1) 工事用道路の設置による標準機種の組合せの可否を検討すること。

現場条件が上表に該当すれば、施工土量が小規模土工の適用範囲を越える場合においても適用できるものとする。

6. 埋戻しについて

(1) 構造物の埋戻しにセレクト材としてクラッシャーランを使用する場合の材料割増は、20%を標準とする。

(2) 河川内の工事で低水路部分(護岸、橋脚等)の埋戻しの内、締固めは原則として計上しないものとする。

③ 安定処理工

当工法は、舗装構成上求められる強度を満たす一工法であるため、他工法との経済比較を行うこと。

1) 置換工法(採取土又は購入土)

2) 安定処理工法

*粉じん対策に配慮すべき場合等、発塵抑制型の固化材を使用する地盤改良工事については、移動型土質改良用機械などの新技術を比較検討の対象とした上で、工法等を決定すること。

第2章 共通工

① 法面工

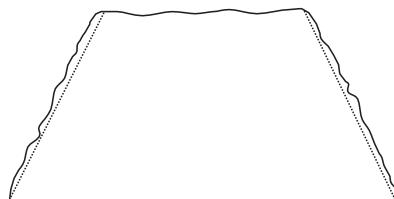
1 盛土法面整形工

(1) 盛土法面整形工で、削り取り整形を実施する場合は、土工(盛土)で完成断面までの数量を計上する。

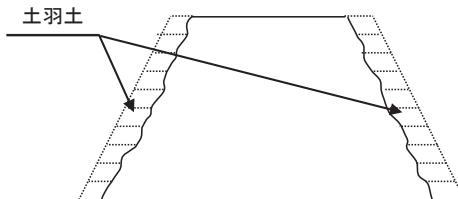
また、築立(土羽)整形を実施する場合は、土工(盛土)で完成断面までの数量を総括表に計上するが、
土羽土部分は無単価とし、代価表の構成には計上しない。(土羽土部分は築立整形に含まれる。)

(2) 築立(土羽)厚さは30cmを標準とする。

削り取り整形



築立(土羽)整形(機械・人力)



..... : 完成断面

— : 本体盛土

2 加算率・補正係数

(1) 法面工(工法群指定)における施工規模加算率は、表-1のとおりとする。

表-1 加算率・補正係数の数値

区分	記号	人力施工による植生工	機械併用による植生工	機械播種施工による植生工	ネット張工
		ネット・マット系工法	基材吹付併用工法	植生基材吹付工	繊維ネット工
加算率	S ₀	1,000m ² 以上	1,000m ² 以上	1,000m ² 以上	1,000m ² 以上
		0%	0%	0%	0%
	S ₁	500m ² 以上 1,000m ² 未満			
		10%	10%	10%	10%
	S ₂	250m ² 以上 500m ² 未満			
		20%	20%	15%	15%
	S ₃	100m ² 以上 250m ² 未満			
		35%	35%	25%	25%
	S ₄	100m ² 未満	100m ² 未満	100m ² 未満	100m ² 未満
		35%	35%	50%	50%

3 法枠工

(1) 伸縮目地の施工について

法枠工の伸縮目地の設置位置については、以下を標準とする。

ア 吹付コンクリート法枠工(法面防災等)

原則として「横梁部」に設置する。[タイプ II]

ただし、工事区間の端部(年度区間)は、[タイプ I]とする。

なお、凹凸の多い法面などの伸縮目地としての効果が期待できない場合は、目地を設けない。

イ 現場打ちコンクリート法枠工(護岸施設等)

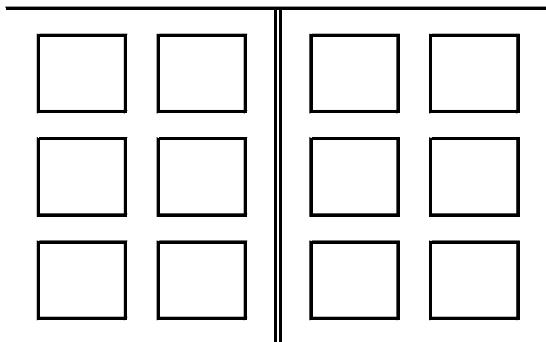
原則として「縦梁部」に設置する。[タイプ I]

ウ プレキャストコンクリート法枠工

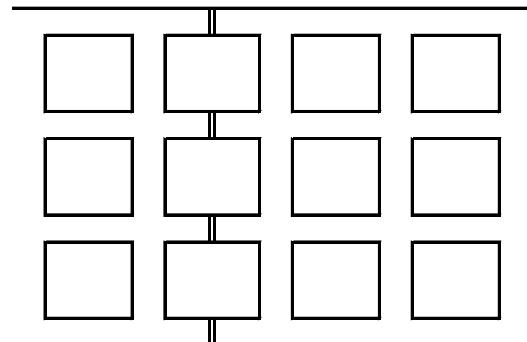
[タイプ I]

参考図

タイプ I (縦梁複列型)



タイプ II (横梁中央型)



② 場所打擁壁工

1 設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算

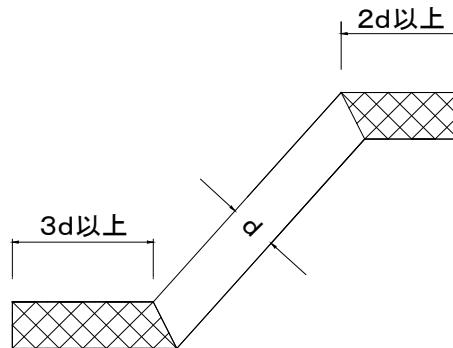
- (1) コンクリート 一般共通編第II編第4章①コンクリート工による
- (2) 型枠 一般共通編第II編第4章②型枠工による
- (3) その他 その他必要に応じ積み上げる

③ かご工

1 蛇籠工

(1) 鉄線蛇籠工

- ア 頂部の巻込み及び先端垂れは2d及び3d以上を標準とする。(※下記の図参照)
 イ 止杭は松丸太末口9cm、長さ1.5mを標準とする。



④ 骨材再生工(自走式)

1 適用範囲

工事等で発生したコンクリート殻を破碎し、骨材再生として再利用する場合に適用する。「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、適切に取り扱うものとする。

骨材の品質確認のため、修正 CBR 試験・骨材のふるい分け試験・粗骨材のすり減り試験等を行う場合は、仕様書に試験項目及び試験基準を明記し、その試験費用を技術管理費に計上すること。

なお、使用する場合は、平成24年(2012年)10月25日付け平24技術管理第390号の1「公共工事における建設廃棄物に係る個別指定制度の運用について(通知)」によること。

⑤ 函渠工

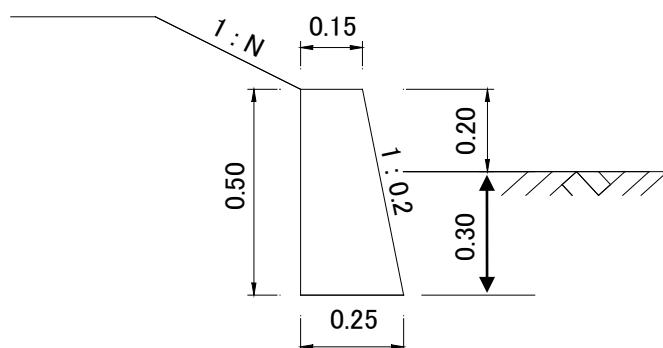
1 設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算

- (1) コンクリート 一般共通編第II編第4章①コンクリート工による
- (2) 型枠 一般共通編第II編第4章②型枠工による
- (3) その他 その他必要に応じ積み上げる

⑥ コンクリート見切工

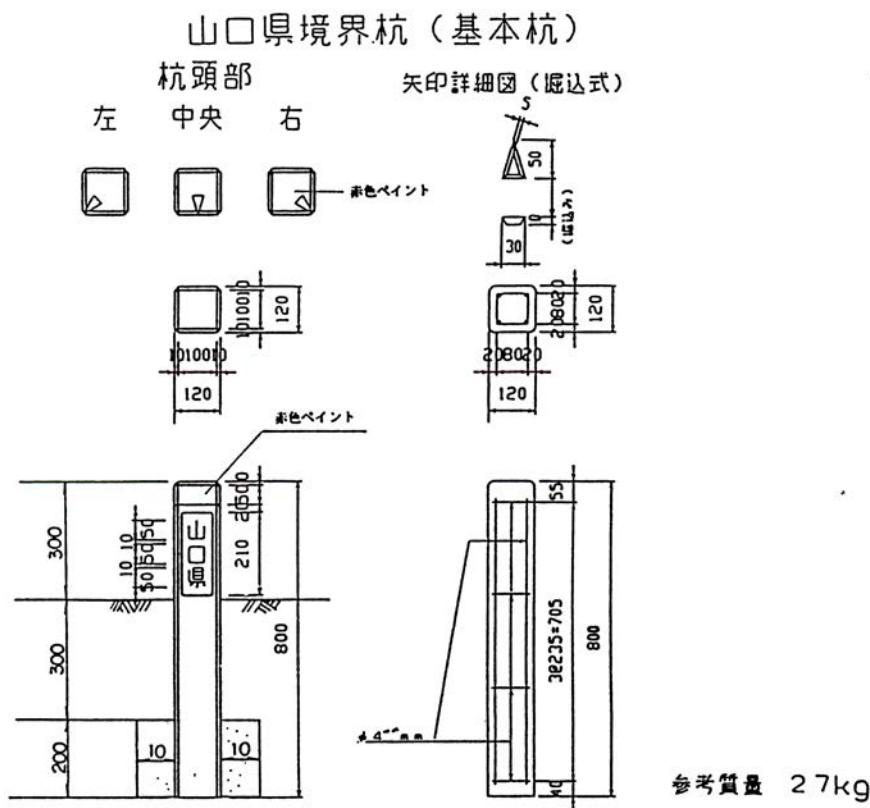
⑥-1 場所打擁壁工(1)による。

見切工標準断面図

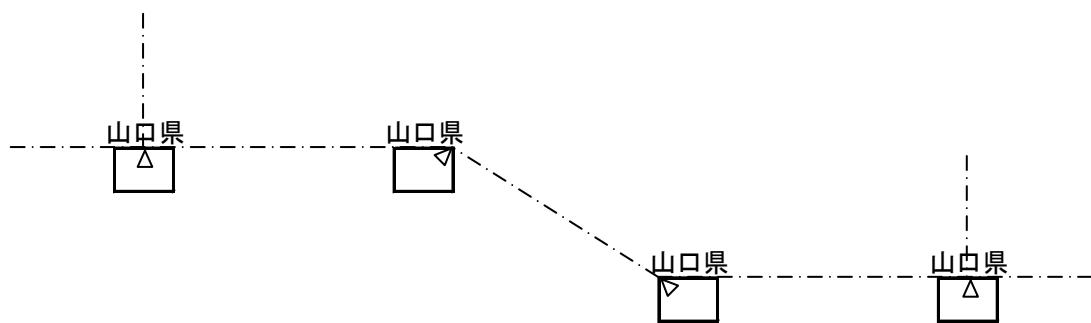


⑦ 境界柱・境界鉢設置工

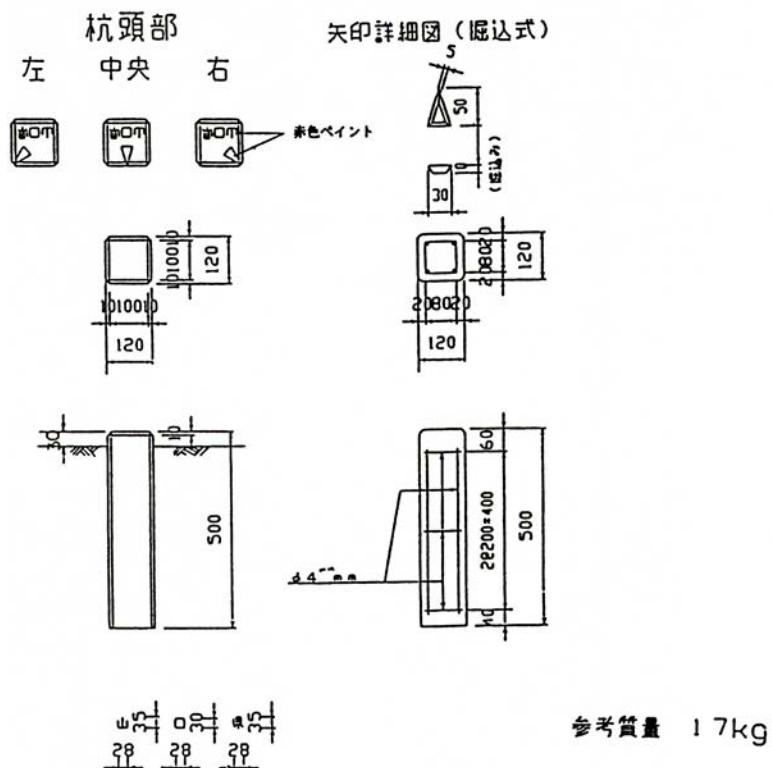
1 境界柱設置工



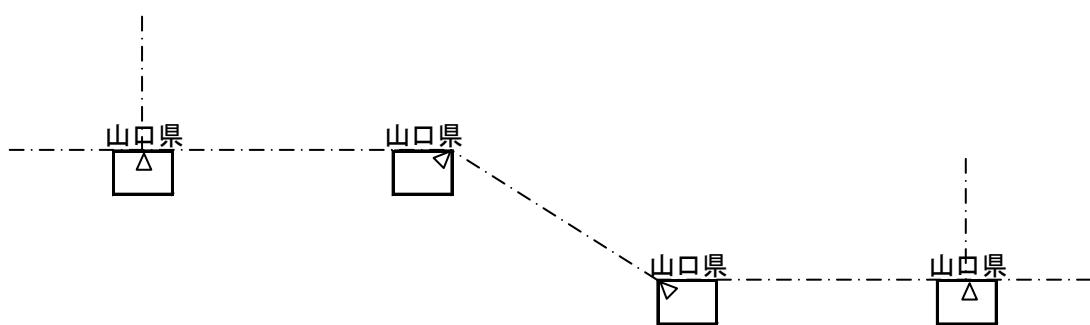
- (1) 公、民有地の筆界を矢印が示すようにして公有地に設置する。
- (2) 「山口県」の刻字は、民地にむける。
- (3) 境界柱の基礎はコンクリートで巻き堅固に設置する。
- (4) 境界柱の地上露出部は、頂部から30cm程度を標準とし、土地利用に支障のないように配慮する。
- (5) 設置する箇所は、取得した土地の筆界点とする。直線部にあっては概ね20mごとに1箇所を原則とする。



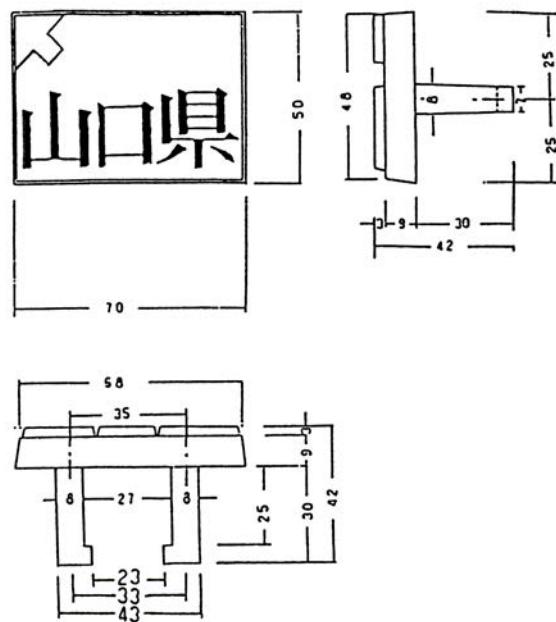
山口県境界杭（市街地用）



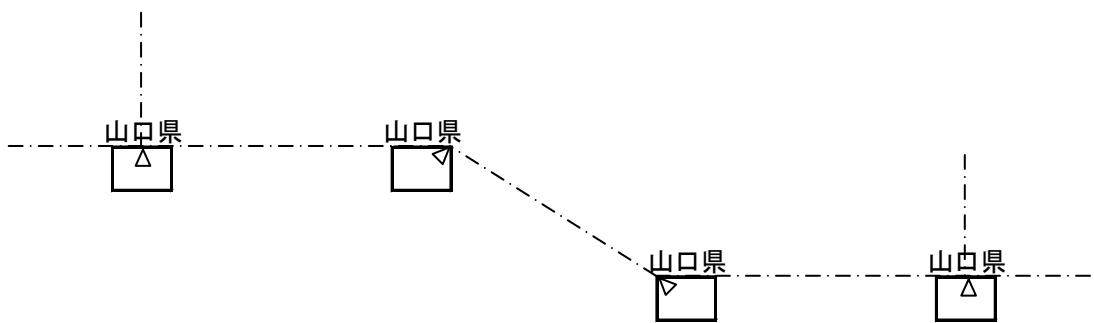
- (1) 公、民有地の筆界を矢印が示すようにして公有地に設置する。
- (2) 境界柱の地上露出部は、頂部から3cm程度を標準とし、土地利用に支障のないように配慮する。
- (3) 設置する箇所は、取得した土地の筆界点(屈曲点)とする。直線部にあっては概ね20mごとに1箇所を原則とする。



2 境界鉄設置工



- (1) 公、民有地の筆界を矢印が示すようにして公有地に設置する。
- (2) 鉄 2 本をコンクリート面に打込み、金属標は接着剤で強く接着する。
- (3) 設置する箇所は、取得した土地の筆界点とする。直線部にあっては概ね20mごとに 1 箇所を原則とする。



⑧ 環境配慮ブロック工

1 適用範囲

河川護岸工事(災害復旧工事、道台兼用護岸を含む)の実施に適用する。なお対象範囲は、施工高さ5m以内のブロック積工とする。

2 施工歩掛

各種ブロックの積算に使用する歩掛は、「環境に配慮した河川用コンクリートブロックの取扱方針」によること。

3 ブロック単価

ブロック単価については、最新の「環境配慮ブロック単価表」を使用すること。

4 その他

詳細な取扱については、「環境に配慮した河川用コンクリートブロックの取扱方針」によること。

⑨ 産業廃棄物等の運搬に係る単価

「公共工事設計労務・資材単価表」に掲載している産業廃棄物等の運搬に係る単価（[TUY00001～TUY00160](#)）の適用条件および単価表は以下のとおりである。

1 適用条件

「公共工事設計労務・資材単価表」における「各資材分類における留意事項等」によること。

2 単価表

産業廃棄物等運搬・処分(複合) 1m³当り単価表

(木くず(伐採木、伐採竹、伐根)、廃プラスチック、コンクリート殻(無筋、鉄筋)の運搬・処分費)

					施工歩掛コード	SY000200
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要		
運 搬 費		m ³		TUY00001～TUY00140		
処 分 費		〃		SA091		

なお、草(一般廃棄物)の運搬費([TUY00141～TUY00160](#))は施工歩掛コードを採番していない。

⑩ 岩掘削（人力）、人力積込（岩・（アスファルト塊、コンクリート塊を含む）、岩運搬（人力積込）に係る歩掛

1 岩掘削（人力）

（1）岩掘削（人力）の施工歩掛

施工コード	SY000300
-------	----------

表 1 岩掘削（人力）施工歩掛

（10m³ 当り）

名称	規格	単位	土質区分			
			軟岩 (I)	軟岩 (II)	中硬岩	硬岩
特殊作業員		人	2.80	3.70	6.40	10.30
普通作業員		人	1.40	2.00	3.20	5.20
空気圧縮機 損料	可搬式・エンジン駆動・スク リュ型 排出ガス対策型（第1次基準） 吐出量 5.0m ³ /min 吐出圧力 0.7Mpa	供用日	0.80	1.25	2.00	3.30
さく岩機損 料	コンクリートブレーカ 20kg 級	供用日	3.20	4.30	7.70	12.50
軽油		ℓ	14.40	22.00	28.80	46.80
諸雑費率		%	1	2	2	2

- （注）1. 機械施工が困難で現場制約のある場合に適用する。
 2. 施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等）を含む。
 3. 人力により片切掘削及び床掘りした岩を距離3m程度までの範囲で投棄し、掘削面の法面整形までを含むが、積込作業は含まない。
 4. 掘削土量は地山土量とする。
 5. 盛土等に流用するための小割りに破碎が再度必要となった場合の小割に要する費用は含んでいない。
 6. 諸雑費は、コンクリートブレーカ用チゼルの損耗費等の費用であり、労務費の合計金額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 6. 機械損料は15欄とする。

2 人力積込（岩（アスファルト塊、コンクリート塊を含む））

（1）人力積込（岩（アスファルト塊、コンクリート塊を含む））の施工歩掛

施工コード	SY000302
-------	----------

表 2 人力積込施工歩掛

(10m³ 当り)

名称	規格	単位	土質等区分				
			軟岩	中硬岩	硬岩	アスファルト塊	コンクリート塊
普通作業員		人	2.00	2.20	2.30	2.20	2.20

- (注) 1. 上表は、仮置きされた岩（アスファルト塊、コンクリート塊を含む）を人力により直接積込むまでの作業に必要な全ての労務・材料費（損料等を含む）を含む。
 2. 土量は地山土量とする。

3 岩運搬（人力積込）の施工歩掛

（1）日当り運搬量

表 3 日当り運搬量（軟岩）

積込機種・規格	人力 軟岩					
運搬機種・規格	ダンプトラック 2t 積級					
運搬距離 (km)	10 以下	20 以下	30 以下	40 以下	50 以下	60 以下
日当り運搬量 (m ³)	4.50	3.30	2.60	2.30	1.80	1.69

表 4 日当り運搬量（硬岩）

積込機種・規格	人力 硬岩					
運搬機種・規格	ダンプトラック 2t 積級					
運搬距離 (km)	10 以下	20 以下	30 以下	40 以下	50 以下	60 以下
日当り運搬量 (m ³)	4.35	2.87	2.30	1.84	1.80	1.60

- (注) 1. 現場狭小のために機械搬入が不可で現場制約のある場合に適用する。
 2. 運搬距離は片道の距離とし、往路と復路が異なる場合は、平均値の距離とする。
 3. 運搬機械は2t車相当で適用する。
 4. DID（人口集中地区）を問わず適用できる。
 5. 有料道路は利用しないものとする。
 6. 運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理にかかる費用を含むものとする。
 7. タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用出来るものとする。
 8. 運搬土量は地山の土量とする。
 9. ダンプトラック運搬 10m³ 当り単価表は、掘削工における軟岩・硬岩の運搬の他、

運搬機械におけるタイヤの損耗費及び修理に掛かる費用等、その施工に必要なすべての機械・労務・材料費（損料等）を含む。

10. 機械損料は15欄とする。

（2）ダンプトラック岩運搬単価表

施工コード	SY000301
-------	----------

表5 ダンプトラック岩運搬（人力積込）10m³当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
ダンプトラック運転	ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]・2t 積級・(タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	日	10/D	表2 表3
諸雑費		式	1	
計				

(注) D : 日当たり運搬量 (m³/日)

（3）機械運転単価表

施工コード	SY000310
-------	----------

表6 ダンプトラック1日当たり機械運転単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手（一般）		人	1.00	
燃料費	軽油 パトロール軽油	ℓ	22.4	
機械損料	ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]・2t 積級・(タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	供用日	1.00	
諸雑費		式	1	
計				

第3章 基礎工

① 杭打工の運用

1 杭打基礎

- (1) 試験杭の長さは「設計長+1~2m」とする。
ただし、「+1~2m」分については材料費のみ計上し、打設費は計上しない。
- (2) 輸送回数は工程、施工条件及び現場条件等勘案して必要回数計上できる。
- (3) 杭打後、図示された柱状図と大幅に差異を生じた場合には、必要に応じて設計変更を行う。

2 鋼管杭

- (1) 設計積算上使用する鋼管杭の仕様については、日本産業規格鋼管ぐい(JIS A5525)によるものとする。
なお、この規格において、鋼ぐいの寸法は、ミリラウンド寸法及びインチ系列のミリ換算寸法の両系列のものがあるが、ミリラウンド寸法の規格があるものは、ミリラウンド寸法を用いるものとする。
また、打撃工法に用いる鋼管杭の板厚についてはJIS規格を基に下表の範囲から決定することを標準としているが、その場合、板厚の決定は1mm単位で行うこと。
施工時に杭体に偏打等による座屈が生じる恐れのない中掘り杭工法に用いる鋼管杭の板厚は、鋼管の取扱い性や運搬性を考慮し、t/D(板厚と鋼管径の比)が1%以上かつ9mm以上とする。
ただし、板厚9、12、14、16、19、22、25mm以外の中間サイズについては、工事発注規模を各板厚毎に総質量が50t以上を想定しているので、これにより難い場合は別途事業主管課と協議すること。

道路橋示方書IV下部構造編 10.10.1

表一解 10.10.1 打撃工法に用いる鋼管杭の径と板厚の範囲

呼び径(mm)	板厚の範囲(mm)
400	9~12
500	9~14
600~800	9~16
900~1100	12~19
1200~1400	14~22
1500~1600	16~25
1800~2000	19~25

- (2) 基準長さは試験杭の結果により決定する。
- (3) 変更設計では杭長は小数以下1位とする。
- (4) 切断された鋼管杭はスクラップ扱いとし、杭1本当り単価表でスクラップを計上してよい。
ただし、当初設計での杭長は0.5m単位とし、スクラップは計上しない。
- (5) 不等厚管は工場溶接するものとしその施工費は物価資料の不等溶接エキストラを計上する。
- (6) 寸法(外径・肉厚・長さ)エキストラが必要な鋼管杭は物価資料の寸法エキストラを計上する。
- (7) 必要により、地域別エキストラを計上する。

3 場所打杭工(オールケーシング工)

- (1) 掘削土の処理については、一度仮置をするところまでが標準歩掛に含まれているため、搬出に当たっては、積込費を別途計上すること。

(2) 杭頭処理で発生するコンクリート殻は、次式により求めること。

$$Q = \pi / 4 \times D^2 \times L$$

Q : 杭頭処理取壊コンクリート量 (m³/本)

D : 設計杭径 (m)

L : 設計杭頭処理延長 (m)

4 場所打杭工(大口径ボーリングマシン工、ダウンザホールハンマ工)

傾斜地等における仮設足場の計上について

傾斜地等で仮設足場が必要な場合は、別途計上することとなっているため、現場条件に応じた仮設足場(作業構台、単管足場等)を設計し、適用範囲を満足する歩掛(適用範囲を外れるものは別途見積等で対応)で積算すること。

第4章 コンクリート工

① コンクリート工

1 設計基準強度に対する呼び強度表

設計基準強度に対する生コンクリート使用の場合の呼び強度及び使用箇所は下表を標準とする。なお、下表は標準規格であるため、実施にあたっては関係基準や施工性等を踏まえて、規格を決定すること。

設計基準 強度 (N/mm ²)	許容 応力度 (N/mm ²)	呼び強度		粗骨材 最 大 寸 法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント 比 (%以下)	単位セメント量 (kg/m ³ 以上)	空気量 (%)	セメン ト の 種 類	使用箇所
		標準品 (N/mm ²)	特注品 (N/mm ²)							
18	—	18	—	40	8	60	—	4.5±1.5	高炉B	○重力式、半重力式の擁壁・橋台・橋脚・胸壁 ○ブロック擁壁の胴込、裏込、基礎 ○管渠 ○防音壁の基礎(但し無筋構造) ○側溝、樹(但し無筋構造) ○法枠中埋、法張コンクリート ○根固ブロック ○均しコンクリート ○海岸構造物及び消波ブロック ○その他無筋構造物 ○トンネル(NATM・インパート)
18	—	18	—	20 又は 25	18	60	—	4.5±1.5	高炉B	○潜函基礎の底版
18	—	18	—	40	5	60	—	4.5±1.5	高炉B	○砂防ダム
18	—	18	—	40	15	60	270	4.5±1.5	高炉B	○トンネル(NATM・覆工CO)
24	24/3	24	—	20 又は 25	15	55	—	4.5±1.5	高炉B	○トンネル、アーチカルバート等の吹上 施工部(但し鉄筋構造)
24	24/3	24	—	20 又は 25	12	55	—	4.5±1.5	高炉B	○橋台、橋脚(鉄筋構造物) ○深基礎 ○擁壁(鉄筋構造物) ○函渠、共同溝 ○樋門、樋管、サイホン ○地覆、壁高欄 ○その他鉄筋構造物
24	24/3	—	30	20 又は 25	18	55	350	4.5±1.5	高炉B	○場所打杭(リバース、ペノト、アースド リル) ○井筒基礎の底版
24	24/3	24	—	20 又は 25	12	55	—	4.5±1.5	早強	○井筒、潜函基礎 (注) 3)
24	24/3	24	—	20 又は 25	12	55	230	4.5±1.5	普通	○プレテンション軽荷重スラブ橋桁 (JISA5373-2010)の中埋部 ○非合成床版 ○RCのスラブ桁、ホロー桁
30	30/3	30	—	20 又は 25	12	55	300	4.5±1.5	早強	○プレテンション桁橋桁(JISA5373- 2010)の各床版、横桁 ○ポストテンション桁の各床版、横桁
									普通	○プレテンションスラブ橋桁 (JISA5373-2010)の中埋部 ○ポストテンション方式合成桁橋(コ ンポ橋の床版場所打ち部) ○鋼・コンクリート合成床版((注)6)
36	36/3	36	—	20 又は 25	12	55	300	4.5±1.5	早強	○場所打ボステン桁(固定支保工架 設)
40	40/3	40	—	20 又は 25	12	55	300	4.5±1.5	早強	○ポストテンション桁の主桁 ○ポストテンションブロック桁 ○場所打ボステン桁(張出架設)

(注)

- 1) 橋台翼壁の呼び強度は1橋台当り10m³以下の場合は本体(重力式、L型等)と同一の強度としてよい。
- 2) セメントの種類は、普通:普通ボルトランドセメント、高炉B:高炉セメントB種、早強:早強ボルトランドセメント
- 3) 橋梁下部工、基礎工、函渠及びL型、逆T型、扶壁式擁壁、その他鉄筋構造物に使用するコンクリートは、設計基準強度に見合った呼び強度を選定する。
- 4) 深基礎の許容応力度は、 $240/3 \times 0.9$ とする。
- 5) 橋梁において、塩害の影響を考慮する場合は、表1.1を標準とする。
- 6) 膨張剤入りを標準とする。
- 7) 平成19年9月21日付け平19技術管理第829号の「土木コンクリート構造物の設計基準強度及び呼び強度について(通知)」及び
平成29年9月14日付け平29技術管理第388号の「現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について(通知)」参照

橋梁において塩害の影響を考慮する場合における設計基準強度に対する呼び強度表

設計基準 強度 (N/mm ²)	許容 応力度 (N/mm ²)	呼び強度		粗骨材 最大 寸 法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント 比 (%以下)	単位セメント量 (kg/m ³ 以上)	空気量 (%)	セメン ト の 種 類	使用箇所
		標準品 (N/mm ²)	特注品 (N/mm ²)							
24	24/3	24	—	20 又は 25	12	50	—	4.5±1.5	高炉B	○橋台、橋脚(鉄筋構造物) ○地覆、壁高欄
24	24/3	24	—	20 又は 25	12	50	230	4.5±1.5	普通	○プレテンション軽荷重スラブ橋桁 (JISA5373-2010)の中埋部 ○非合成桁床版 ○RCのスラブ桁、ホロー桁
30	30/3	30	—	20 又は 25	12	43	300	4.5±1.5	早強	○プレテンション桁橋桁(JISA5373-2010)の各床版、横桁 ○ポストテンション桁の各床版、横桁
30	30/3	30	—	20 又は 25	12	50	300	4.5±1.5	普通	○プレテンションスラブ橋桁(JISA5373-2010)の中埋部
36	36/3	36	—	20 又は 25	12	43	300	4.5±1.5	早強	○場所打ボステン桁(固定支保工架設)
40	40/3	40	—	20 又は 25	12	43	300	4.5±1.5	早強	○ポストテンション桁の主桁 ○ポストテンションブロック桁 ○場所打ボステン桁(張出架設)

2 コンクリートの夜間割増について

コンクリートの施工が夜間となる場合には、夜間割増が必要となるので別途考慮すること。

3 コンクリート工の適用範囲

擁壁・函渠・橋台・橋脚・共同溝の各構造物のコンクリート打設は各構造物単位歩掛によるものとし、本コンクリート工は適用できない。

4 コンクリートの打設工法の選定

無筋・鉄筋構造物のコンクリートの人力打設区分は、打設地上高さ($-1.0m \leq H \leq 1.0m$)、日打設量(10m³/日)等により選定するが以下に留意すること。

- (1) 日打設量は、構造物の水平方向については、伸縮目地の2スパン(20m程度)として計算し決定する。
- (2) ただし、一工事内に構造物が多数ある場合には現場条件等を考慮してポンプ打設を選択する。

第5章 仮設工

①仮設工

1 仮設材(仮排水路)の選定

仮設材(仮排水路)の選定については、現場条件(荷重条件等)によるとともに、選定可能な管材による経済比較により決定するものであるが、仮設材(仮排水路)の損料率については、当面の間下記によるものとする。

(1)鋼製品(鋼管、ガス管等)については「一般共通編 第II編第5章①仮設工」における「鋼材」を参考とする。

(2)コンクリート製品(ヒューム管等)は50%とする。

(3)鋼製コルゲートパイプ、合成樹脂管(塩化ビニル管、高密度ポリエチレン管等)、等

設置期間別 1 現場当り損料率(%)					
1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	2年未満	3年未満
30	45	55	65	75	85

(4)現場条件等により現場発生品扱い(発注者に帰属)とする場合は除く。

(5)なお、施工量が多い場合は主管課と協議されたい。

2 工事用仮設材(鋼矢板、H形鋼)を撤去しない場合の取扱いについて

(1)当初設計で撤去として積算していたものを現地の都合等により、撤去しない場合。

ア 設計計上単価

「一般共通編 第II編第5章①仮設工」による。

イ 運搬費

共通仮設の運搬費は、搬出する運搬費を変更設計で減額すること。

(2)当初設計から撤去しない場合

ア 設計計上単価

「一般共通編 第II編第5章①仮設工」による。

なお、施工量が多い場合は事業主管課と協議すること。

イ 運搬費は搬入のみ計上する。(中古品の場合のみ)

ウ 鋼矢板を撤去しない場合は、広幅鋼矢板を使用することも考慮して決定すること。

3 H形鋼及び鋼矢板の賃料について

H形鋼の賃料について、仮締切の腹起し切梁及び仮橋に用いる主桁、横桁等は鋼製山留材賃料とする。

その他の仮設に用いる H形鋼はH形鋼賃料とする。また、修理費及び損耗費については、「建設機械等損料表」の建設用仮設材賃料積算基準による。なお、上記賃料については、「労務・資材単価表」による。

賃料の減額補正については、賃料が減少する時点における賃料計上額を上限とし補正する。賃料が減少する時点とは、賃料の適用区分が変わる時点(91日、181日、361日、721日、1081日)とする。

4 H形鋼及び鋼矢板の標準長外の賃料について

H形鋼及び鋼矢板の標準長外(スクラップ長未満を含む)を使用する場合は、市場の流通状況を確認の上、賃料か購入かを決定すること。

ただし、橋梁補修工事等で上空制限がある場合において、撤去時の矢板長がスクラップ長未満となる場合は、賃料ではなく全損(市中価格×80%)とする。

5 鋼矢板、仮橋、防護柵等仮設物件を撤去しないで次の工事に継続使用する場合の取扱い

- (1) 年度を越えて仮設物を継続使用するような計画は極力避ける。
- (2) やむを得ず仮設物を継続使用する場合は次による。
 - ア 撤去費用は別途契約工事(仮設物を継続使用する工事)に計上する。
 - イ 「修理費及び損耗費」は別途契約工事に計上する。
 - ウ 別途契約工事の賃料は、当該工事(仮設物を設置した工事)の契約時点のものとし、撤去歩掛は別途契約工事の契約時点のものとする。
- (3) 空白期間ができないよう配慮するものとするが、仮に、空白期間が生じる場合は、当該期間について貸借契約を締結すること。

6 鋼矢板(H形鋼)工について

工事目的物として、鋼矢板、H型鋼を施工し、設計杭長以内で打ち止めた場合の取扱いについて鋼矢板・H型鋼を打込の結果、複雑な地層による局部的な支持層の変更、および打込中支障物等により打込を中止せざるを得ない場合等で設計杭長以内で打止めた場合の取扱いは以下による。

- (1) 打込費は、実打込長より精算する。
- (2) 施工杭長と設計杭長との差について、材料費の計上は次のとおりとする。
 - ア 施工杭長が設計杭長より短縮した時に、切断した杭長がスクラップ長未満の時は、他に転用できないものと考えスクラップ扱いとし控除する。なお、スクラップ長については、物価資料による。
 - イ 施工杭長が設計杭長より短縮した時に、切断した杭長がスクラップ長以上の時は、他に転用できるものと考え施工杭長で精算する。

② 足場支保工

- (1) 足場工のうち、転落防止の為の安全ネットは、構造物との離隔が30cm以上の場合原則設置とする。
- (2) 枠組足場は、手摺り先行型枠組足場を標準とする。

③ 締切排水工

1 参考資料(1)

1. 排水方法の選定

排水方法(作業時排水、常時排水)の選定にあたっては、経済性だけでなく、築造構造物等の機能及び施工に与える影響を踏まえて決定すること。

なお、作業時排水とした場合、湛水により構造物(仮設物含む)の機能又は品質、安全性が害され、排水後に手戻り等が生じるおそれのある場合は常時排水を基本とする。

(常時排水を選定する場合の例)

- ・法面や既設構造物等の不安定化が考えられる場合
- ・型枠や足場等の変状、鉄筋や型枠へのゴミの付着により品質に影響を及ぼす場合(一時的に昼夜排水を必要とするものを除く)
- ・締切内の排水完了後でなければ、作業が開始できず、排水に相当な時間を要し作業時間が短縮される場合。 等

2. 排水量の算定

1) 適用範囲

仮設工のうち水門、樋門、樋管、橋台、橋脚、護岸、砂防ダムなどの水中締切、地中締切の排水工事に適用するものとし、ダム本体工事などの大規模工事の排水工事には適用しない。

排水量の算定が水理公式などによる算出によらない場合は次式により算出することができる。

$$Q_a = q_1 + q_2 + q_3 + q_4 \text{ (m}^3/\text{h)}$$

ただし Q_a : 時間当たり排水量 (m^3/h)

q_1 : 土堤または土俵工法の透水量 (m^3/h)

q_2 : 水中矢板工法の透水量 (m^3/h)

q_3 : 地中矢板工法の透水量 (m^3/h)

q_4 : 裏側からの湧水量 (m^3/h)

(1) 土堤または土俵

土堤または土俵による水中締切の場合の時間当たり透水量は次式により算出する。

$$q_1 = \frac{N_1 \cdot h^2 \cdot L}{2 \cdot \ell} \text{ (m}^3/\text{h)}$$

ただし

q_1 : 時間当たり透水量 (m^3/h)

ℓ : 平均透水長 (外水位と内水位の水平距離) (m)

h : 水位差 (外水位は排水期間中の平均水位、内水位は設計時の最下端時水位) (m)

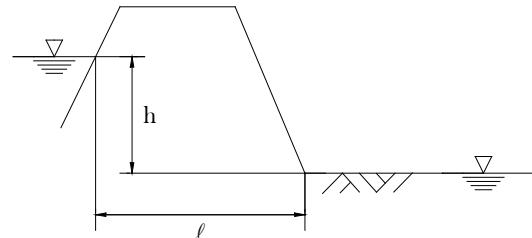
L : 締切延長 (両サイドを含む実延長で目的物の堤防等の部分は除く) (m)

N_1 : 透水常数 (m/h)

透水常数は土質により次表を標準とする。

透水常数表 (N_1)

土質	シルト	砂	粗砂	礫
土の有効径 (mm)	0.05 以下	0.05~0.25	0.25~1.0	1.0~5.0
N_1	1.4×10^{-1}	3.6	5.9×10	1.4×10^3



(注)1 土の有効径 (土の有効径は掘削最下端部分の土質の粒径加積曲線の 10%に相当する粒径を言う)と、 N_1 との関係は次式のとおりである。

$$N_1 = 96d^2 \cdot C$$

ただし d : 土の有効径 (mm)

C : 漏水係数

$$C = 1.16 \text{ (実績より)}$$

2 N_1 は土の有効径による透水常数の中位の値であり、土の有効径が中位の値より著しく異なる場合は土の有効径に応じて増減する。

3 N_1 は締切土の空隙、排水による土粒子の移動などの現場の状況により 20%の範囲内で増減することができる。

4 不透水層が地表面より相当深い所にある場合

$$\text{透水量は } q_1 = \frac{K \cdot h^2}{2\ell} + \frac{K \cdot H \cdot h}{\ell} = \frac{h^2}{2\ell} \left(K + \frac{2K \cdot H}{h} \right) \text{ となる。}$$

ただし、 H : 不透水層までの距離

K : 透水係数

本資料では不透水層までの距離に関係なく一括してとりまとめてあるため、透水常数は

$$N_1 = K + \frac{2K \cdot H}{h} \quad \text{としている。}$$

(2) 水中矢板

鋼矢板トレーニシートによる水中締切の場合の透水量は、次式により算出する。

$$q_2 = N_2 \times h \times L \text{ (m}^3/\text{h)}$$

ただし

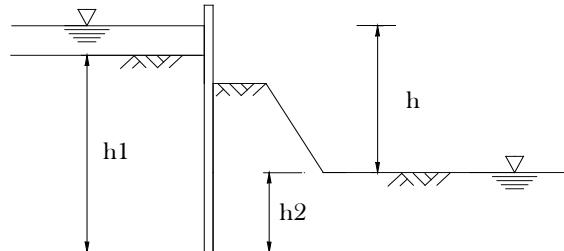
q_2 : 時間当たり透水量 (m^3/h)

h : 水位差 (m)

L : 締切延長 (m)

N_2 : 透水常数 (m/h)

透水常数は土質及び矢板の根入れ
深さにより、次表を標準とする。



透水常数表 (N_2)

土質	シルト	砂	粗砂	礫
土の有効径(mm)	0.05 以下	0.05~0.25	0.25~1.0	1.0~5.0
根入れ深さ (h_1+h_2) (m)				
4 以下	2.3×10^{-3}	5.8×10^{-2}	9.3×10^{-1}	22
7 "	5.8×10^{-4}	1.2×10^{-2}	2.3×10^{-1}	5.8
10 "	2.3×10^{-4}	5.8×10^{-3}	9.3×10^{-2}	2.3
13 "	1.2×10^{-4}	2.3×10^{-3}	4.6×10^{-2}	1.2

(注) 1 土の有効径と N_2 との関係は次表のとおりである。

$$N_2 = \frac{52}{X^{2.56}} \times d^2 \times C$$

ただし d : 土の有効径 (mm)

x : 根入れ深さ (h_1+h_2) (m)

C : 漏水係数 $C=1.16$ (実績より)

2 N_2 は土の有効径による透水常数の中位の値であり土の有効径が中位の値より著しく異なる場合は土の有効径に応じて増減する。

3 N_2 は空隙率、土粒子の移動など現場の状況により 20% の範囲内で増減することができる。

4 土俵または土堤と矢板との水中締切の場合を含んでいる。

5 矢板施工において玉石などが多い場合の付合せ不完全による漏水を含んでいる。

(3) 地中締切

矢板(木矢板を含む)による地中締切の場合の透水量は次式により算出する。

$$q_3 = 4 \cdot K \cdot r_0 \cdot h \text{ (m}^3/\text{h)}$$

ただし q_3 : 時間当たり透水量 (m^3/h)

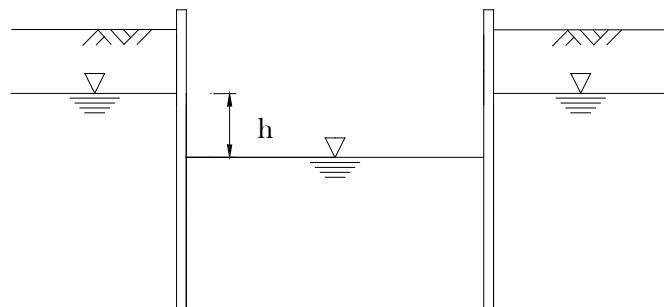
$$r_0: \text{床掘半径 } \frac{\Sigma L}{2\pi} \text{ (m)}$$

ΣL : 床掘周長 (m)

h : 水位差 (m)

K : 透水係数

透水係数は土質により次表を標準とする。



透水係数(K)

土質	シルト	砂	粗砂	礫
土の有効径(mm)	0.05 以下	0.05~0.25	0.25~1.0	1.0~5.0
K	1.6×10^{-2}	4.1×10^{-1}	6.7	1.6×10^2

(注) 1 土の有効径とKとの関係は次式のとおりである。

$$K = 12.6d^2$$

ただし d: 土の有効径 (mm)

2 径は土の有効径による透水係数の中位の値であり、土の有効径が中位の値より著しく異なる場合は土の有効径に応じて増減する。

3 Kは矢板の施工状況、土粒子の移動などの現場の状況により 20% の範囲内で増減することができる。

4 土堤または土俵の中に矢板工のある場合の透水量は本項の算式により算出する。

(4) 裏側からの湧水量

土堤または土俵の締切工法において裏面の堤防などからの湧水量は次式により算出する。

$$q_4 = N_3 \cdot h \cdot L (m^3/h)$$

ただし q_4 : 裏側からの時間当たり湧水量 (m^3/h)

h: 水位差 (q_1, q_2 の算定に使用した h) (m)

L: 目的物の堤防等の延長 (m)

N_3 : 透水常数 (m/h)

透水常数は土質により次表を標準とする。

透水常数表 (N_3)

土質	シルト	砂	粗砂	礫
土の有効径(mm)	0.05 以下	0.05~0.25	0.25~1.0	1.0~5.0
N_3	3.3×10^{-3}	8.7×10^{-2}	1.4	3.5×10

(注) 1 土の有効径と N_3 との関係は次式のとおりである。

$$N_3 = 2.68d^2$$

ただし d: 土の有効径 (mm)

2 N_3 は土の有効径による透水常数の中位の値であり、土の有効径が中位の値より著しく異なる場合は土の有効径に応じて増減する。

3 次の現場の状況が予想される場合は 20% の範囲内で増すことができる。

(1) 伏流水により通水の危険性がある場合

(2) 土質により流水にて水道ができると思われる場合

(3) その他

2 参考資料(2)

水替日数の算出方法について

- (1) 水替日数算出の対象とする施工数量は、L.W.L+30cm 以下の部分とする。
- (2) 水替日数算出方法は、対象となる施工数量を標準作業量(水替日数算出にかかる標準作業量)で除した値の積上げとする。
- (3) 水替日数の合計は、端数を切り上げるものとする。ただし、査定設計においては切り捨てるものとする。
- (4) 標準作業量は以下のとおりとする。
- (5) 水替日数は、請負業者に予め施工計画の提出を求め、水替実績を把握して適正な日数を変更計上するものとする。

例) ○○工事施工計画書(工期 7/1~8/19)

当初設定工期 50 日

変更工期 45 日

工種		7月	8月	備考
土工	起工	1 21 _____	3 12 _____	
	変更	1 18 _____	1 9 _____	
基礎工	起工		21 24 _____	
	変更		18 20 _____	
練積ブロック工	起工		24 _____	6 _____
	変更		20 31 _____	
水替工	起工		21 26 _____	*水替日数 6 日 *(水替日数 6 日) を想定
	変更		18 22 _____	*水替日数 5 日 *(水替日数 5 日) を変更計上

水替日数算出にかかる標準作業量

「一般共通編 第I編第13章その他」参照。

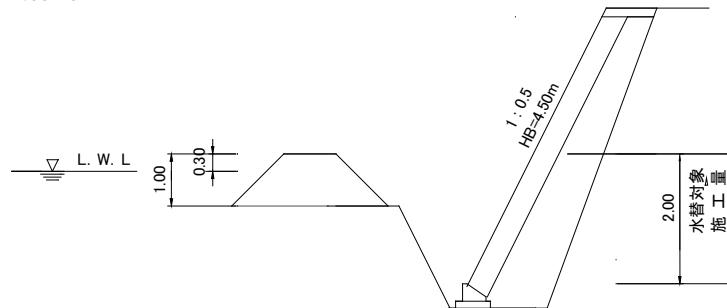
水替日数の算出例

1 設計条件

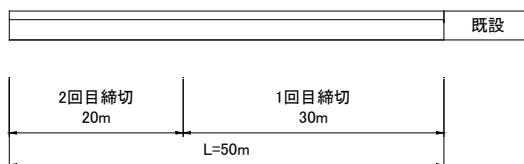
施工延長 L=50m

2 標準図

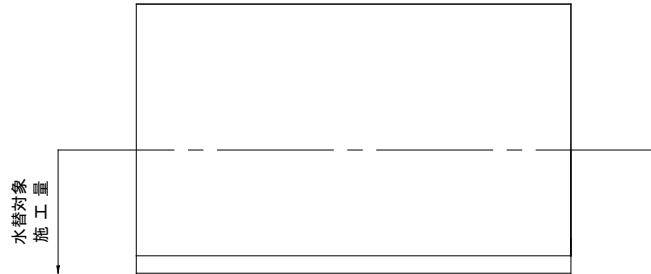
①標準断面図



②平面図(見取)



③展開図



3 水替日数の算出

	計算式	計
プレキャスト基礎	$50.0\text{m} \div 24\text{m}/\text{日} = 2.1 \text{ 日}$	2.1
コンクリートブロック	$2.0 \times 1.118 \times 50.0 = 111.8 \text{ m}^2$ $111.8 \text{ m}^2 \div 10 \text{ m}^2/\text{日} = 11.2 \text{ 日}$	11.2
水替日数 計		13.3 ≈ 14 日

3 仮締切工

- (1) 仮締切工の設計については現場の状況を検討して決めること。特に狭い河川において両岸を床掘する場合は、両岸に締切をしないで河川の中央のみ計上するか、または架橋(損料扱い)排水工とすること。
- (2) 仮締切高さは締切後の水位を想定し、これに若干の余裕(河川は L.W.L.+30cm、海岸は H.W.L.+通常の余裕高)をみて決定すること。
- (3) 水深(仮締切の位置の L.W.L.を基準とする)0.3m 以下は原則として仮締切は計上しない。

④ 仮橋・仮桟橋工

仮橋・仮桟橋に使用する材料の損料等は、市場性を考慮し、以下により算出するものとする。

(1) 下部工

種 別	材 料 費
H 杭	賃 料 (労務・資材単価表のH形鋼賃料)
覆工板受桁用桁受 (H鋼)	" (労務・資材単価表の鋼製山留材賃料)
横桁受・斜材・杭補強	損 料 (第 II 編第5章①仮設工表 2.1 損料率による)

(2) 上部工

ア 定義

標準歩掛の適用上の定義は次による。

・仮橋

橋の架替時に代替として架ける橋、又は工事用車両などを通行させるために架ける橋などをいう。

・作業構台

作業構台は、水上あるいは水中等での工事のために、陸からのアプローチとして、作業員や工事用機械、材料等の運搬及び船舶の接岸や係留などのために設けられたり、工事用作業足場及び資材置場等として利用されるものをいう。

イ 上部工の損料

以下によるものとする。

種 別	材 料 費
主桁(H鋼)	賃 料 (労務・資材単価表の鋼製山留材賃料)
覆 工 板	" (労務・資材単価表の覆工板賃料)
横桁(H鋼)	" (労務・資材単価表の鋼製山留材賃料)
添 接 板	損 料 (第 II 編第5章①仮設工表 2.1 損料率による)

・覆工板の供用月数は、0.5ヶ月単位とする。

・H 鋼の供用日数は、仮設費(鋼矢板の賃料期間の算定)による。

・覆工板受桁については、実情を考慮し生材を標準とする。

ウ 上記(1)、(2)の材料費(修理費、損耗費)は建設機械等損料表(一般社団法人 日本建設機械施工協会)等による。

⑤ 土工用防護柵工

1 取扱い

以下は参考事例として記載しているもので、適用にあたっては必ず現地状況を考慮し、安全性の確認を行うこと。

2 適用

(1) 土工用防護柵(Aタイプ・Bタイプ)は土工作業等で第三者への被害を防止する必要がある場合で現場条件により適用を区分する。

- ・防護柵(Aタイプ)

家屋、現道、鉄道等に対する落石及び飛石等を防ぐ場合で、H=10m 以下の場合に適用する。

(H 鋼間隔3m)

- ・防護柵(Bタイプ)

現道拡幅等で車線確保が必要で現場条件により土留を兼用する必要がある場合に適用する。

(H 鋼間隔 1.5m)

(2) 構造については、目的・現地状況により設計計算を行うこと。また、異常気象時(台風時等)にはシートを外す等の対策を行うこと。なお、安全のためステー(アンカー)を取ることが望ましい。

3 積算

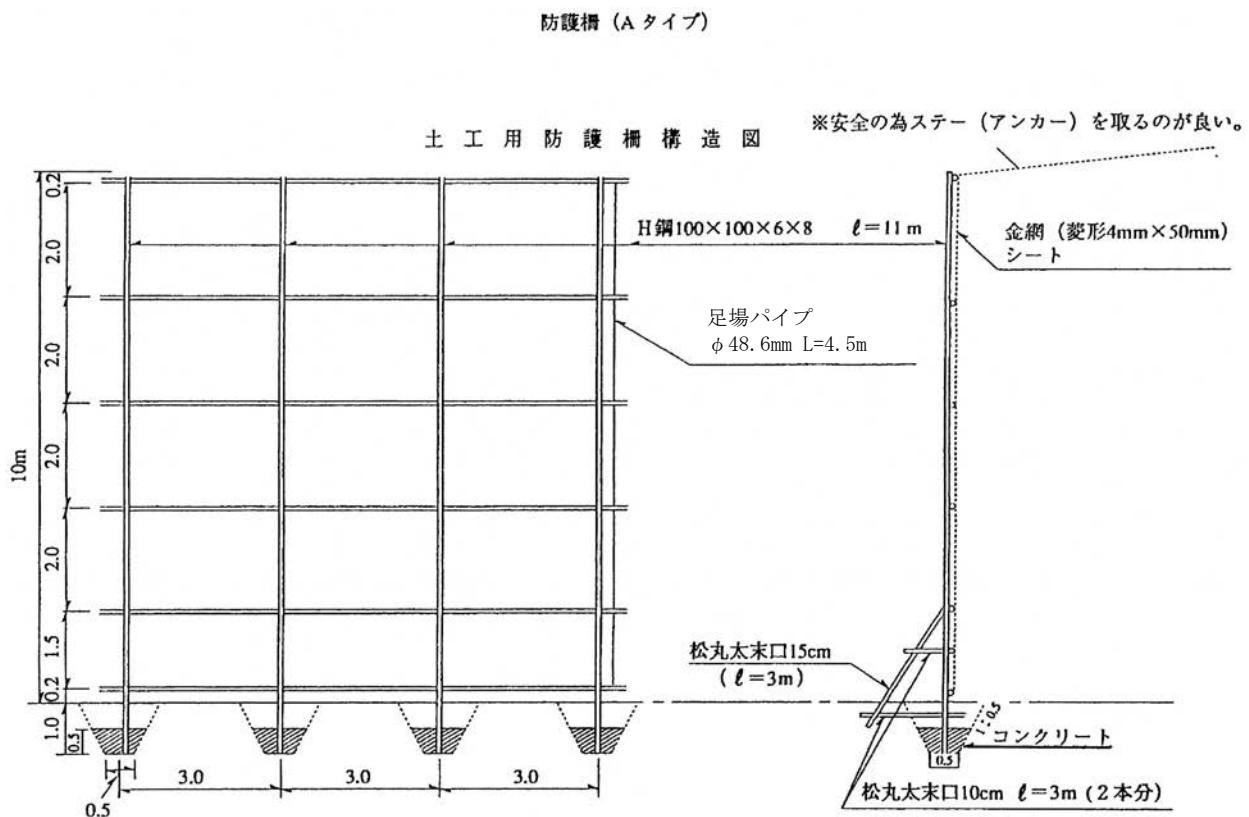
(1) 土工用防護柵の設置撤去歩掛及び土留板、金網、シートの材料費は、一般共通編第II編第5章仮設工⑭仮設防護柵(切土及び発破防護柵工)によるものとする。

損料率については、一般共通編第II編第5章仮設工①仮設工表2.1、2.2を使用すること。

(2) 土工、基礎工は別途計上すること。

(3) 各タイプの防護柵材料費は別表を参考とする。

Aタイプ(参考)



防護柵材料費

・Aタイプ(S6096)

(90m²当り)

名 称	単位	規 格	数 量	摘 要	損 料 率
H 形 鋼	本	$100 \times 100 \times 6 \times 8 \ell = 11\text{m}$	3	杭 用	賃 料: 0.558t
杭 材	〃	松丸太末口 $15\text{cm} \ell = 3.0\text{m}$	3	支 保 杭 用	表 2.2
	〃	松丸太末口 $10\text{cm} \ell = 3.0\text{m}$	3	支 保 杭 用	表 2.2
	〃	足場パイプ $48.6\text{mm} \ell = 4.5\text{m}$	12	横 桁 用	賃 料
金 網	m^2	菱形 $4\text{mm} \times 50\text{mm}$ 目	90.0		表 2.2
シ ー ト	〃	$2.7\text{m} \times 3.6\text{m} \times 0.5\text{mm}$	90.0		表 2.2

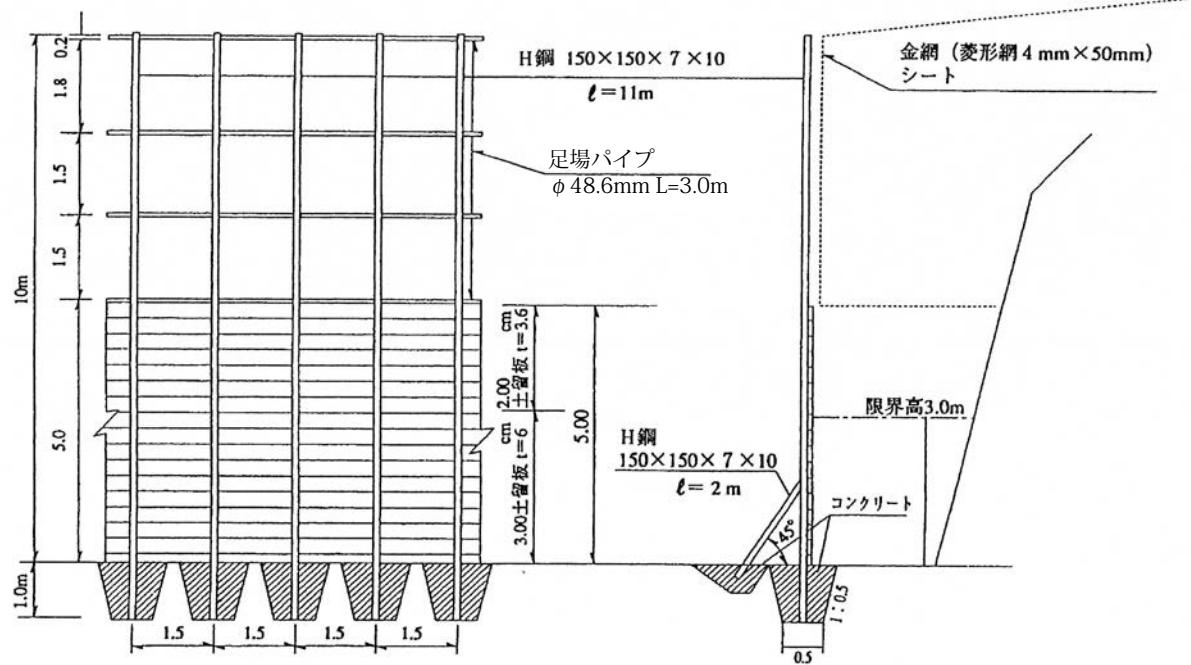
(注) 1 H形鋼の賃料はH-200型を準用し、修理費は補助工法有として算出する。

2 足場パイプは賃料とする。

Bタイプ[○](参考)

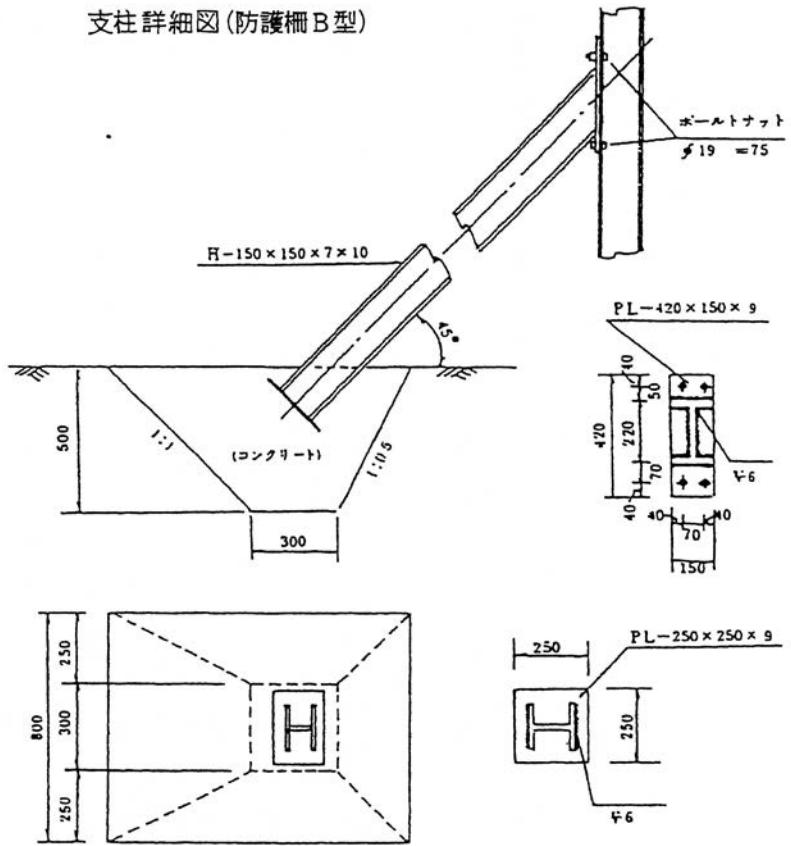
防護柵 (B タイプ)

※安全の為ステー（アンカー）を取るのが良い。



〔別 図〕

支柱詳細図(防護柵B型)



・B タイプ (S6098)

(60m²当り)

名 称	単位	規 格	数 量	摘 要	損 料 率
H 形 鋼	本	150×150×7×10 ℓ=11m	4	杭 用	賃 料:1.617t
		150×150×7×10 ℓ=2m	4	支 保 杭 用	
鋼 板	t	(420×150×9)×4 枚		0.035	表 2.1
		(250×250×9)×4 枚			表 2.1
杭 材	本	足場パイプ 48.6mm ℓ=3.0m	8	横 桁 用	賃 料
矢板(板)	m ³	松板 厚 3.6cm	0.43	(12m ²)	表 2.1
		松板 厚 6.0cm	1.08	(18m ²)	表 2.1
金 網	m ²	菱形 4mm×50mm 目	30.0		表 2.2
シ ー ト	〃	2.7m×3.6m×0.5mm	30.0		表 2.2
製作加工費	本		4	支 保 杭	

(注) 1 H型鋼の賃料はH-200型を準用し、修理費は補助工法有として算出する。

2 B タイプの支柱詳細図については別図を参考とする。なお、構造を別図の詳細図とした場合は支柱 1 本当りについて製作加工費(T2H59)を加算する。この構造によらない場合は別途考慮すること。

3 足場パイプは賃料とする。

⑥ 仮設電力設備工

1 電力料金

(1) 基本料金

基本料金は、間接工事費の共通仮設費(役務費)に計上するものとする。

高圧電力(B)以上となる電力を必要とする場合は、中国電力(株)の電気供給約款、標準料金表を参照のこと。

(中国電力(株)のウェブサイト URL : https://www.energia.co.jp/elec/b_menu/index.html)

表1 基本電力料金表

契 約 種 別	単価コード	備 考
低压電力 (50KW 未満)	TD0001	金額については、「公共工事設計労務・資材単価表」を参照
臨時電力 (5KW 以下) 注)	TD0002	
臨時電力 (5KW~50KW 未満)	TD0003	
高圧電力 A (50KW~500 KW 未満)	TD0004	
臨時電力 (50KW~500 KW 未満)	TD0005	

* 臨時電力は、1年未満とする。

注) 臨時電力(5KW以下)は早収料金であり、基本料金および電力量料金の合計した金額。

(2) 電力量料金

電力量料金は、直接工事費に計上するものとする。

高圧電力(B)以上となる電力を必要とする場合は、中国電力(株)の電気供給約款、標準料金表を参照のこと。

表2 電力量料金表

契 約 種 別	単価コード		備 考
	夏季料金	その他料金	
低压電力 (50KW 未満)	TD0006	TD0007	金額については、「公共工事設計労務・資材単価表」を参照
臨時電力 (5KW~50KW 未満)	TD0008	TD0009	
高圧電力 A (50KW~500KW 未満)	TD0010	TD0011	
臨時電力 (50KW~500KW 未満)	TD0012	TD0013	

* 夏季は7月1日より9月30日まで適用する。

* 臨時電力は、1年未満とする。

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、(2)電力量料金に別途加算するものとする。

単価については、中国電力(株)の燃料費調整単価表を参照のこと。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(2)電力量料金に別途加算するものとする。

単価については、中国電力(株)の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価表を参照のこと。

2 電力設備用工事費負担金

常時契約で一般供給設備の工事費負担金が発生する場合は、間接工事費の共通仮設費(役務費)に計上する。

工事負担金は表3のとおりとし、無償こう長を超える場合に計上する。

表3 工事負担金表

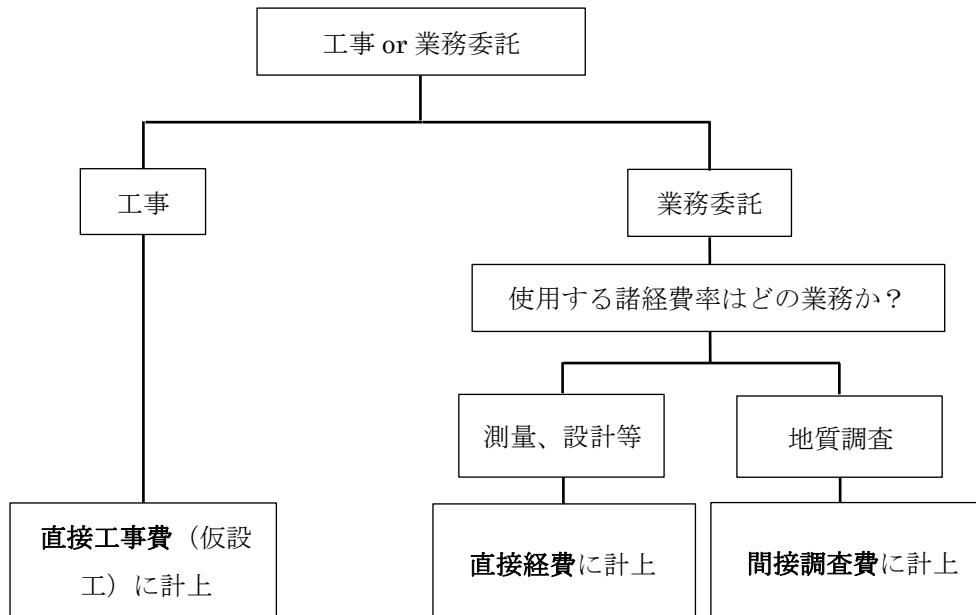
区分	単位	単価コード	備考
架空供給側接続設備の場合	超過こう長 1mにつき	TD0014	金額については、「公共工事設計労務・資材単価表」を参照
地中供給側接続設備の場合	超過こう長 1mにつき	TD0015	

低圧または高圧で電気の供給を受ける場合で、新たに電気を使用し、または契約電力等を増加する場合、これに伴って新たに施設される配電設備（専用供給設備及び予備供給設備を除く）の工事こう長が架空の場合1,000m、地中の場合150mを超えるときには、託送供給等約款及び電気最終保証供給約款に基づき、その超過こう長に応じて工事費負担金（表3）が発生するため、必要に応じて事前に配電設備のルート、工法、施工分界点等について協議を行うこと。

なお、配電設備の張替え、又は添架を行う場合、架空配電設備については、その工事こう長の60%、地中配電設備についてはその20%に相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とする。

⑦ 交通誘導警備員

交通誘導警備員の計上方法は、以下のフロー図のとおりとする。



交通誘導警備員の計上方法フロー図

⑧ 仮道(工事用道路、迂回路)

工事施工に伴って必要となる工事用道路、迂回路等については、これに要する費用を計上する。

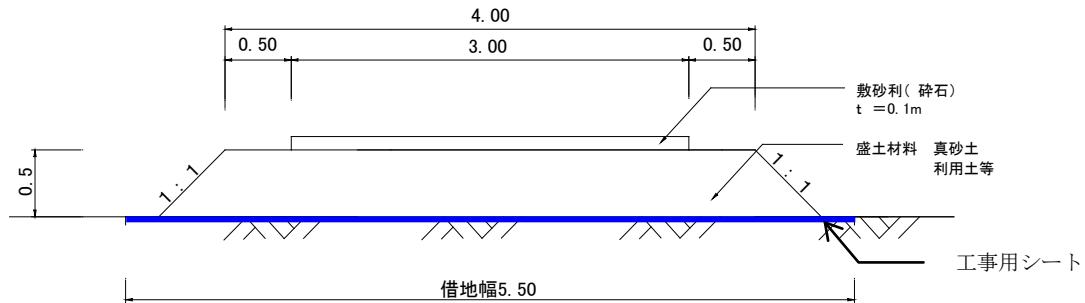
(1) 工事用道路

工事箇所までの搬入路が狭く、現状のままでは材料、資材等の運搬や、残土処理を人力や小車運搬で行なう必要がある場合は、工事用道路等を設置し運搬する方法を取り入れ、最も経済的かつ現場に適した方法で積算すること。

仮設として設置する工事用道路の幅員、盛土高さ等は、次図等を標準として積算するものとする。
ただし、これにより難い場合は、仮設計画ハンドブック等を参考に設計積算するものとする。(既設堤防等の利用、幅員の拡幅等は別に積算すること)

なお、掘削土や材料等の運搬により生じる堤防等の補修を付す場合には、特記仕様書等に明記することとし、補修材料の種類・数量等も記載する。

工事用道路標準断面図
(4~10t車使用の場合)



数量 100.0m 当たり

B=30.0m³(クラッシャーラン)

B'=225.0m³(盛土・真砂土・利用土等)

C'=225.0m³(盛土・真砂土・利用土等)

借地面積=5.5×100.0=550.0m²

工事用道路代価表(参考)

(100m 当り)

名 称	形 状 尺 法	単位	数量	単価	金額	摘 要
盛 土	真砂土又は利用土	m ³				
同 上 運 搬	"	"				10tダンプ km
同上敷均・締固	"	"	225			15tブルドーザー(路体)+タイヤローラ
クラッシャーラン	50mmまで	"	30			
整 地	"	"	30			15tブルドーザー 敷均し(ルーズ)標準
取 除 き 掘 削	碎石、真砂土又は利用土等	"	255			オープンカット
同上残土処理	砂利混り土	"	255			10tダンプ km
工事用シート	3.6m×5.4m	枚	32			550m ² ÷(3.6×5.4×0.9)
計						100m 当り
						1m 当り

(注)1 借地損料単価は宅地、宅地見込地、田、畠、雑種地については用地買収単価の 6% × $\frac{\text{工期(月)}}{12 \text{ヶ月}}$

山林、その他については用地買収単価の 5% × $\frac{\text{工期(月)}}{12 \text{ヶ月}}$ とし、役務費に計上すること。

2 補償費(立毛補償、伐開補償等)については用地関係実務資料に基づいて別途計上することができる。

3 設計図には必ず構造詳細図を明記すること。

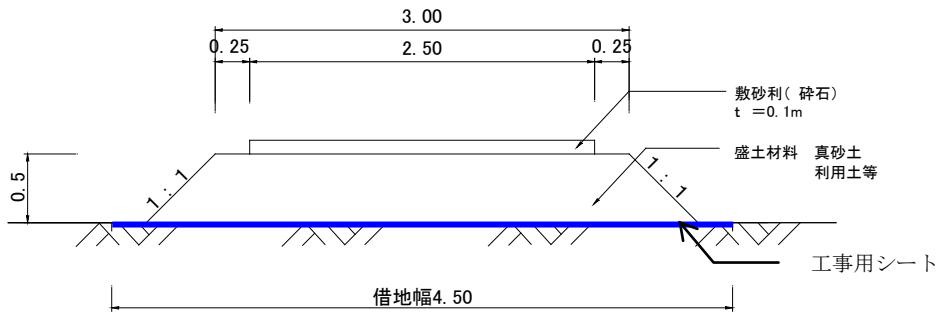
4 盛土及び運搬数量については、盛土材の土量変化率に応じて適正に計上する。

5 クラッシャーランは原則として新材を使用すること。

6 再生クラッシャーランを使用する場合は、不要となり撤去する際に産業廃棄物として取り扱われるため、注意すること。

7 クラッシャーランの割増率は、現場条件により別途考慮することができる。

工事用道路標準断面図
(2t車使用の場合)



数量 100.0m 当たり

B=25.0m³(クラッシャーラン)

B'=175.0m³(盛土・真砂土・利用土等)

C'=175.0m³(盛土・真砂土・利用土等)

借地面積=4.5×100.0=450.0m²

工事用道路代価表(参考)

(100m当たり)

名 称	形 状 尺 法	単位	数量	単価	金額	摘 要
盛 土	真砂土又は利用土	m ³				
同 上 運 搬	"	"				2tダンプ km
同上敷均・締固	"	"	175			3tブルドーザー(路体)+振動ローラー
クラッシャーラン	50mmまで	"	25			
整 地	"	"	25			3tブルドーザー 敷均し(ルーズ)狭小幅員
取 除 き 掘 削	碎石、真砂土又は利用土等	"	200			小規模(標準以外)
同上残土処理	砂利混り土	"	200			2tダンプ km
工事用シート	3.6m×5.4m	枚	26			450m ² ÷(3.6×5.4×0.9)
計						100m 当たり
						1m 当たり

(注)1 借地損料単価は宅地、宅地見込地、田、畑、雑種地については用地買収単価の 6% × $\frac{\text{工期(月)}}{12 \text{ヶ月}}$

山林、その他については用地買収単価の 5% × $\frac{\text{工期(月)}}{12 \text{ヶ月}}$ とし、役務費に計上すること。

2 補償費(立毛補償、伐開補償等)については用地関係実務資料に基づいて別途計上することができる。

3 設計図には必ず構造詳細図を明記すること。

4 盛土及び運搬数量については、盛土材の土量変化率に応じて適正に計上する。

5 クラッシャーランは原則として新材を使用すること。

6 再生クラッシャーランを使用する場合は、不要となり撤去する際に産業廃棄物として取り扱われるため、注意すること。

7 クラッシャーランの割増率は、現場条件により別途考慮することができる。

第VI編 土木工事標準単価・市場単価

① 区画線工

文字、数字、記号の面積・延長換算表

種別	面積(cm ²)	幅15cm換算施工実延長(m)	所要材料換算長(m)	種別	面積(cm ²)	幅15cm換算施工実延長(m)	所要材料換算長(m)
U	18,288.00	12.19	14.60	優	13,755.00	9.17	11.00
X	14,219.67	9.74	11.30	先	11,666.87	7.77	9.30
8	4,773.60	3.18	3.80	7	3,870.00	2.58	3.00
-	450.00	0.30	0.30	-	600.00	0.40	0.40
2	3,460.80	2.30	2.70	9	4,667.10	3.11	3.70
0	4,563.00	3.04	3.60	■	225.00	0.15	0.15
20	27,749.81	18.49	22.10	3	2,107.00	1.40	1.60
30	29,014.60	19.34	23.20	0	2,485.50	1.65	1.90
40	29,711.00	19.80	23.70	1	2,250.00	1.50	1.80
50	27,863.94	18.57	22.20	△ 对角2m	29,959.67	19.97	23.90
60	31,622.70	21.08	25.20	△ 对角4m	79,348.67	52.89	63.40
自	9,360.00	6.24	7.40	○ 直径2m	35,593.16	23.72	28.40
動	11,337.50	7.55	9.00	○ 直径4m	97,372.66	64.91	77.80
車	9,400.00	6.26	7.50	△ 1m×2m	26,872.00	17.91	21.40
○	2,625.00	1.75	2.10	△ 2m×4m	74,866.84	49.91	59.80
二	5,600.00	3.73	4.40	参考図系			
輪	12,427.50	8.29	9.90	○ 自転車	2,306.94	1.53	1.80
を	2,710.00	1.81	2.10	○ 空	21,840.00	14.56	17.40
除	10,738.50	7.16	8.50	↑ ℓ 5m	9,375.00	6.25	7.50
く	1,295.00	0.86	1.00	↑ ↗ ℓ 5m	9,993.60	6.66	7.90
軽	10,632.25	7.09	9.10	↑ ↖ ℓ 5m	13,371.54	8.91	10.60
両	11,450.00	7.63	9.30	↑ ↙ ℓ 5m	14,486.90	9.65	11.50
バ	9,000.00	6.00	7.20	↑ ℓ 2m	3,750.00	2.50	3.00
ス	7,907.50	5.27	6.30	◇	24,765.82	16.51	19.80
専	11,250.00	7.50	9.00	▽	26,567.00	17.71	21.20
用	15,750.00	10.50	12.60				

(注)

- 1 「種別」は標識令第10条の様式を示す。
- 2 文字、記号等の寸法図については「路面標示ハンドブック(一般社団法人 全国道路標識・標示業協会)」を参考とすること。
- 3 積算に用いる数量は「所要材料換算長」とし、重複施工する部分を平均20%として見込んでいく。

② 防護柵設置工（ガードレール）※ 道路整備技術の手引き（案）より抜粋

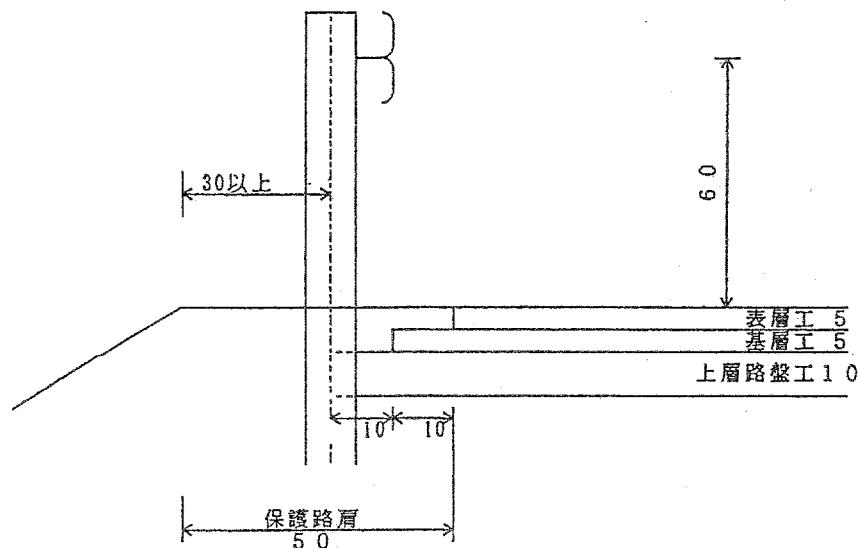
1 ガードレール（土中建入）の施工図

(a) B種、C種については下図のように施工する。

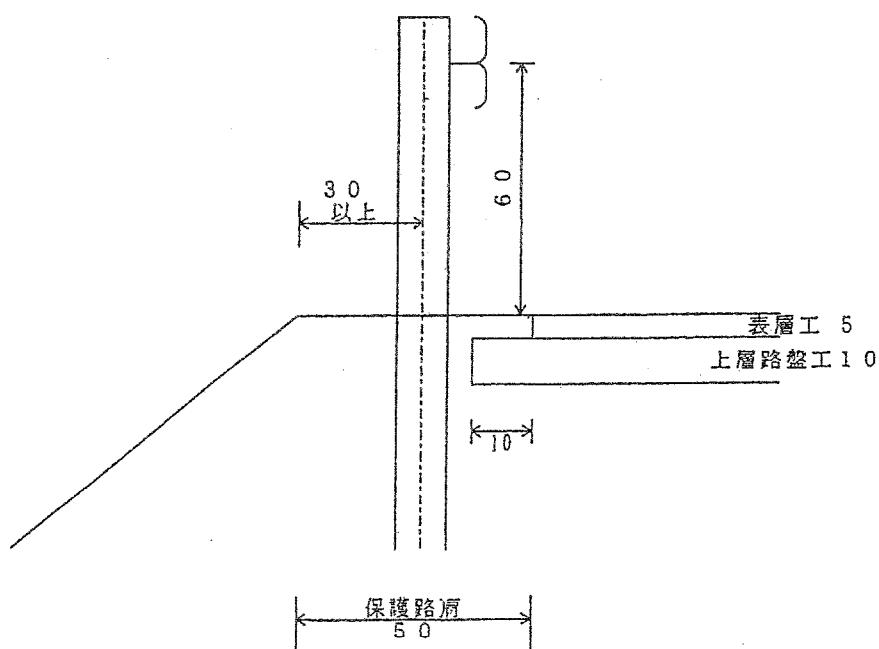
(b) 次の場合については、根巻基礎を別途検討する。

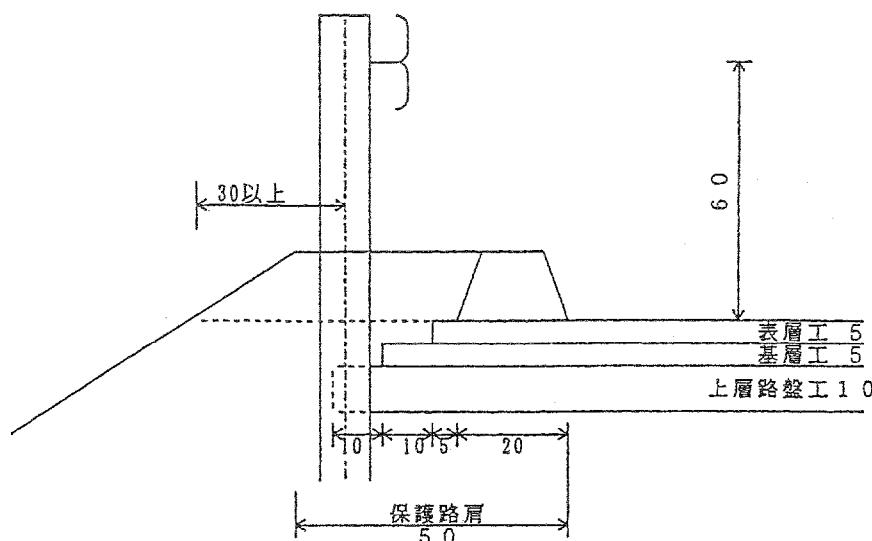
- ・ B種、C種で法肩から30cm取れない場合。
- ・ B種、C種で法勾配が1割5分未満の場合。
- ・ A種、S A種、S B種、S C種の場合。

(1) アスカーブがない場合 (N₅ 交通)

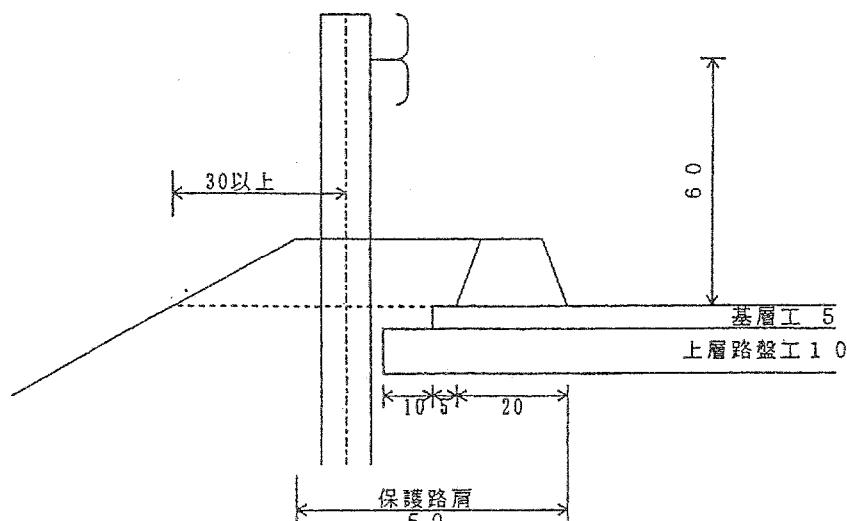


(2) アスカーブがない場合 (N₁ ~ N₄ 交通)



(3) アスカーブがある場合 (N₅ 交通)

※設置高は路面から取る。

(4) アスカーブがある場合 (N₁ ~ N₄ 交通)

※設置高は路面から取る。

※ N₆ 以上 の場合は主幹課に別途協議のこと。

③ 防護柵設置工（落石防護柵）

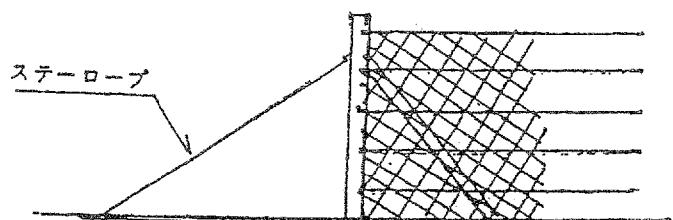
1. 落石防護柵標準仕様

1. 支柱、金網共、亜鉛メッキ仕上げを標準とする。

塗装仕上げの支柱、亜鉛メッキカラーの金網を使用する場合は、主管課と協議すること。

2. 材料規格

支 柱 H 形 綱 角形綱管	亜鉛 メッキ 仕 上 げ	2 種亜鉛メッキ	JIS G 3101, JIS G 3466 JIS H 8641 HDZ55
	塗 装 仕 上 げ	工場塗装 銷止：1種、2種各1回 塗膜厚35μ	JIS K 5622
		現場塗装 中塗：塗膜厚25μ 上塗：“ 20μ	JIS K 5516 標準色 緑色
金 網 ひし形金網 3.2 φ × 50 × 50	亜鉛 メッキ 仕 上 げ	4 種亜鉛メッキ	JIS G 3552 Z-G4
	塗 装 仕 上 げ	3 種 亜鉛メッキカラー	JIS G 3552 Z-G3 標準色 緑色
ワイヤーロープ 3 × 7 G/O18φ	亜鉛 メッキ 仕 上 げ		JIS G 3525 準拠



④ コンクリートブロック積工

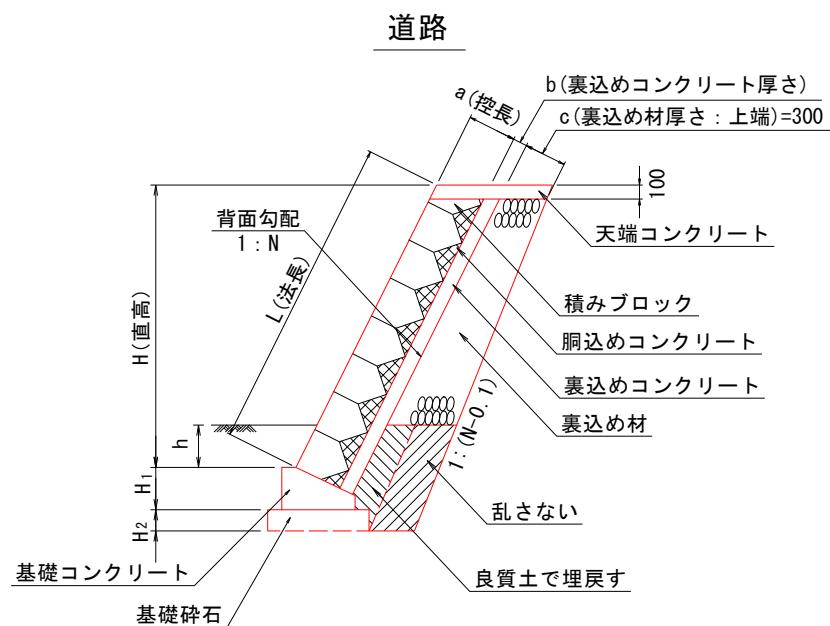
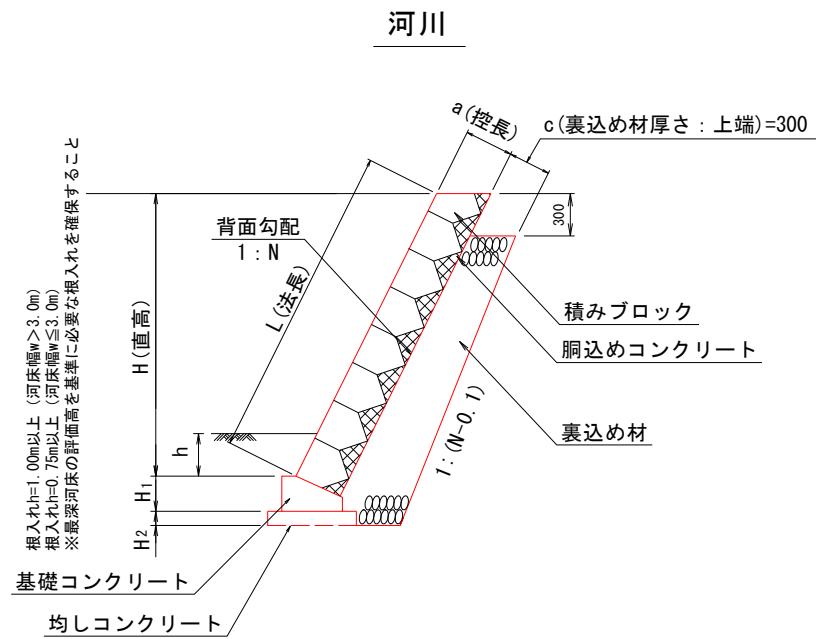
1. 水抜管の設置

道路擁壁には $2 \sim 3 \text{ m}^2$ に1箇所の割合で水抜きを設け、 $\phi 50\text{mm}$ 程度のものを使用する。

河川護岸には、常時水位以下は水抜きは設けず、洪水時の水位に対し掘込河道等において残留水圧が大きくなる場合には、水抜きを $2 \sim 3 \text{ m}^2$ に1箇所の割合で設けるものとする。

2. コンクリートブロック定規

2-1 寸 法



2-2 裏込材

(イ) 盛土部の場合

- (1) 積ブロック前面の勾配を $1:N$ とした場合、裏込材背面の勾配を $1:(N-0.1)$ となるよう設置する。
- (2) 上部(c)における裏込材の厚さは 30cm を基本とする。ただし、背面の土砂が良好な場合は、20cm とすることができる。

(ロ) 切土部の場合

- (1) 比較的締まった地盤の場合、上下部とも等厚とし、厚さは 30cm~40cm とする。
- (2) 地盤の締まりの悪い場合は、盛土部の場合に準じる。

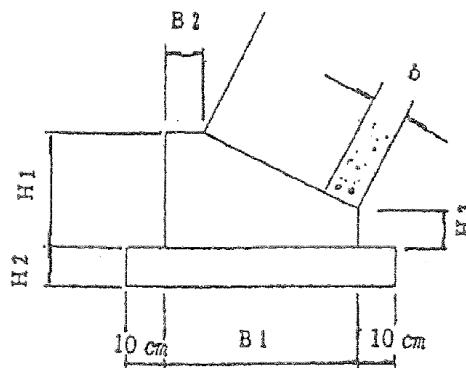
2-3 基礎コンクリート

第2-3表

控長 (a)	裏コン厚 (b)	クラッシャーラン 基礎 (H ₂)	均し基礎 コンクリート (H ₁)	基礎コンクリート寸法表				材料表 10m 当り	
				(H ₁)	(H ₃)	(B ₁)	(B ₂)	型枠 (m ²)	コンクリート (m ³)
30	0	15	10	23	10	39	10	3.3	0.71
35	0	15	10	25	10	43	10	3.5	0.83
35	10	15	10	30	10	52	10	4.0	1.14
35	15	15	10	35	10	55	10	4.5	1.36

備考 1. 法勾配に関係なく本表を適用する。

2. 基礎部については、原則として河川用護岸工事については均し基礎コンクリート、それ以外はクラッシャーラン基礎とする。
3. 基礎コンクリートは護岸根入深さには含めない。



2-4 直高と法勾配

ブロック積擁壁については、下記の「第2-4～6表」を標準とし、「道路土工-擁壁工指針（平成24年度版）（社）日本道路協会」等により設計すること。

砂防

第2-4表

直高(H)	0m～5.0m
法勾配	1:0.5

備考 特に河床勾配が急で、三面張工法を採用するような渓流や、湾曲度の小さい箇所が連続する渓流、流送される砂礫により護岸の摩擦や転石の衝突による護岸の破壊等の恐れが大である渓流は4分・3分勾配を検討する。ただし、直高は3.0m未満とする。
「砂防技術基準（令和4年）山口県土木建築部砂防課P.4-155」参照

河川

第2-5表

直高(H)	H≤1.5m	1.5m < H ≤ 3.0m	3.0m < H ≤ 5.0m
法勾配	1:0.3	1:0.4	1:0.5

備考 直高が3.0m以下であっても、法勾配は1:0.5程度とすることが望ましい。
国土交通省制定「土木構造物標準設計第2巻（擁壁類）（平成12年度改定版）」参照
「護岸の力学設計法（（財）国土開発技術センター）P.26」参照
「多自然川づくりポイントブックIII（（公財）日本河川協会発行）P.38,39」参照

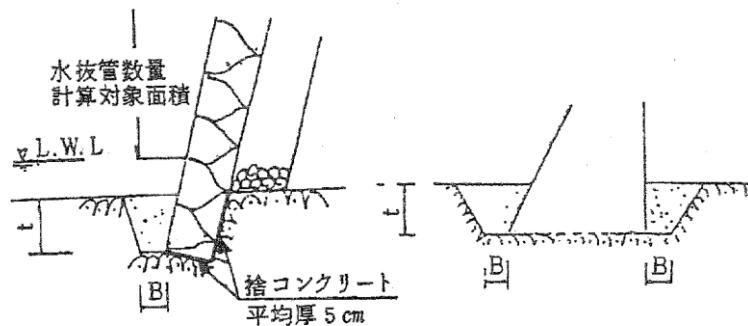
道路

第2-6表

直高(H)	0～1.5m	1.5m～3.0m	3.0m～5.0m
法勾配(盛土)	1:0.3	1:0.4	1:0.5
法勾配(切土)	1:0.3	1:0.3	1:0.4

備考 国土交通省制定「土木構造物標準設計第2巻（擁壁類）（平成12年度改定版）」参照

2-5 岩盤切付



第2-7表

工種	岩質	B (cm)	t (cm)	切付勾配	埋戻しコンクリート
ブロック積	軟岩 (I)	10	50	1 : 0.2	
	軟岩 (II) 以上	10	30	1 : 0.1	
コンクリート擁壁	軟岩 (I)	15	50	1 : 0.2	
	軟岩 (II) 以上	15	30	1 : 0.1	

2-6 その他

(イ) 河川護岸には原則として天端コンクリートを設置しない。なお、背後の状況等により、天端コンクリートが必要となる場合は厚さ10cmとし、「多自然川づくりポイントブックIII（中小河川に関する河道計画の技術基準；解説）」を参考に、天端コンクリートが目立たないよう工夫すること。

(ロ) ブロック積岩着部については、底面及び背面に捨コンクリート（平均厚t=5cm）を計上する。

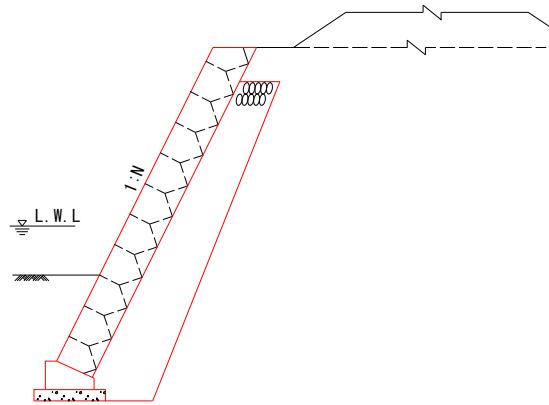
(ハ) ブロック積岩着部の床掘は、掘削（現場制約あり）により積算するものとする。

2-7 裏込コンクリート

(イ) 河川の場合

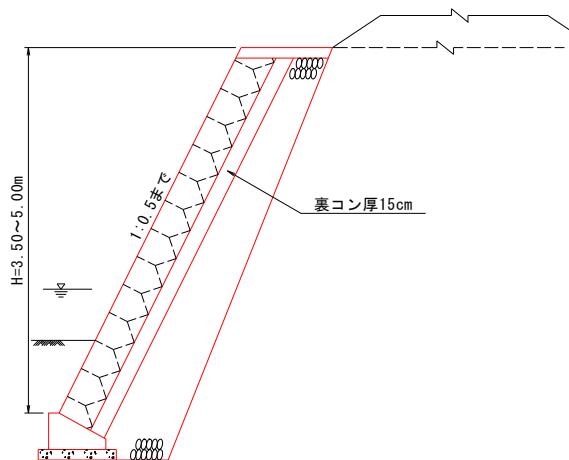
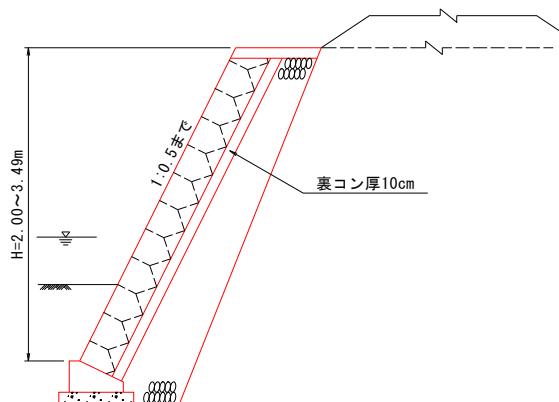
(1) 裏込コンクリートを設けない場合

河川護岸の裏込コンクリートは原則として入れないものとする。

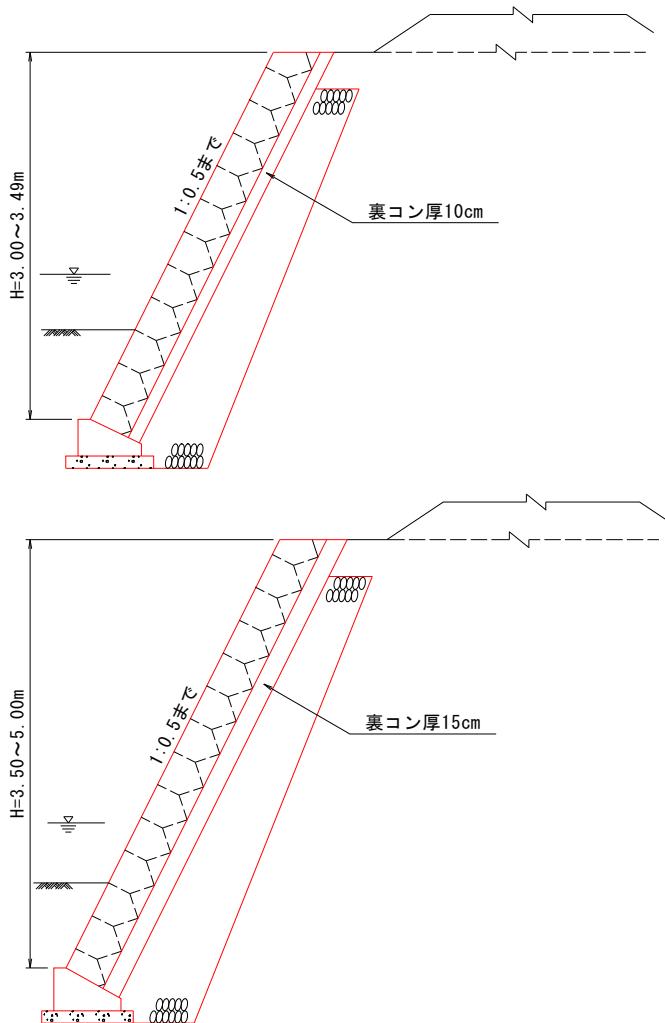


(2) 裏込コンクリートを設ける場合

- 1) 護岸の直高 2.00m 以上、法勾配 1:0.5 より急勾配 (0.5 含む) のもので、護岸肩部が兼用道路で、輪荷重が護岸の安定に影響する場合。



- 2) 護岸の直高 3.00m 以上、法勾配 1 : 0.5 より急勾配 (0.5 含む) のもので、護岸の背面土質材料が、砂質等吸い出され易いもの及び、軟弱地盤で護岸の安定上特に必要とする場合。

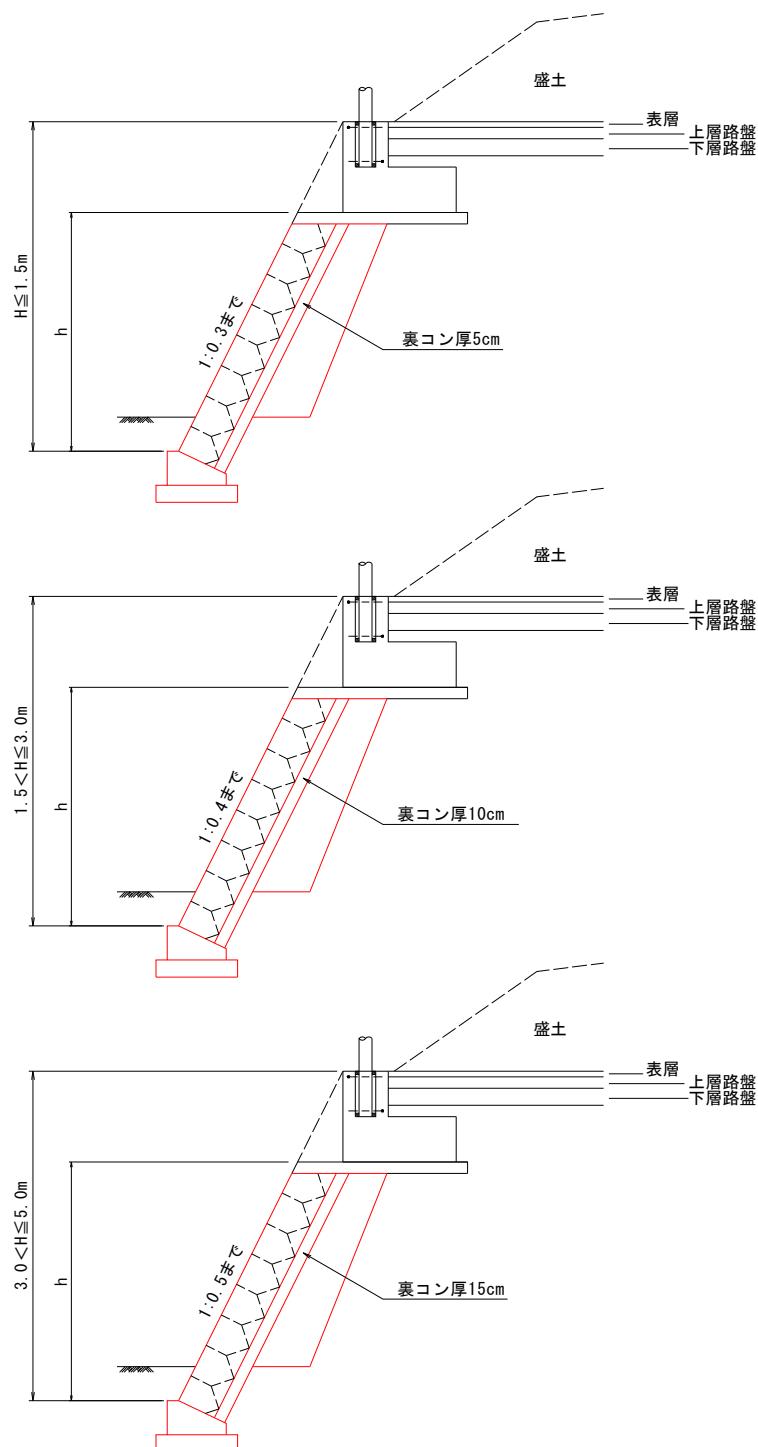


(3) その他、(1) 及び (2) によりがたい場合は、主管課協議のこと。

※「S56.5.21 付け事務連絡 河川工事のコンクリートブロック積の裏込コンクリートについて（治水課・砂防課・防災課専門官）」参照。

(ロ) 道路の場合

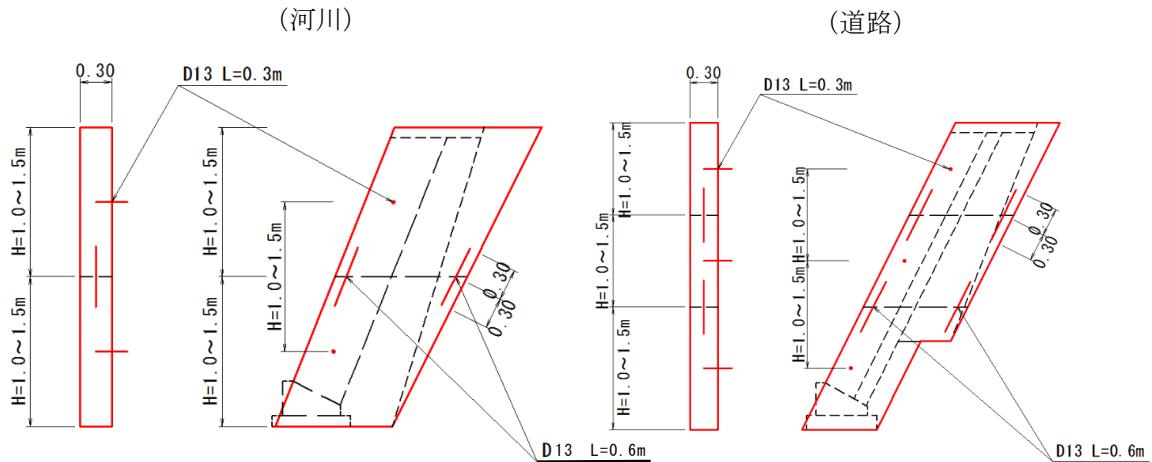
道台工及び盛土の法止工などとして使用する場合



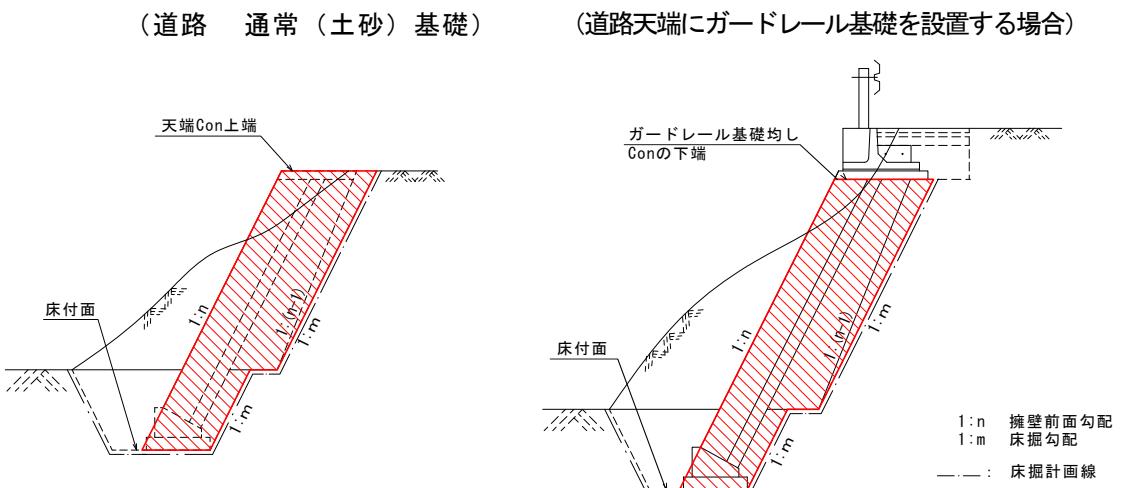
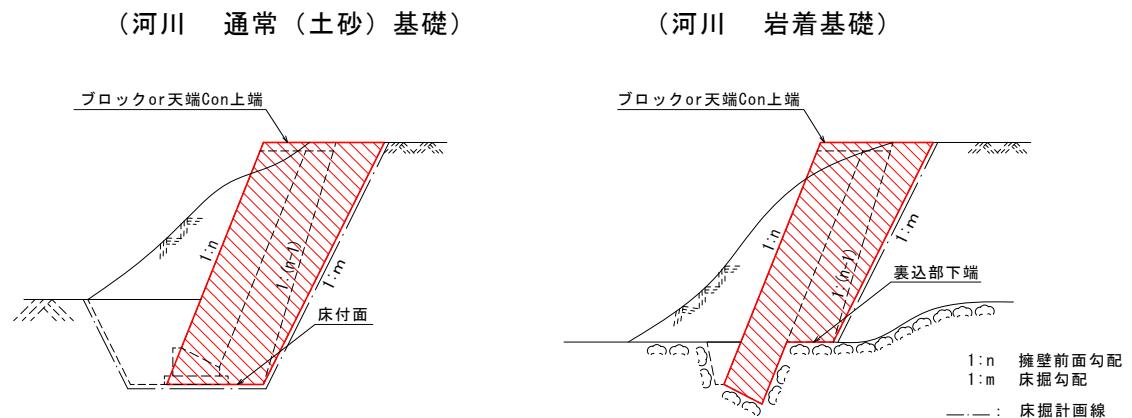
※「道路土工 擁壁工指針（平成24年度版）（社）日本道路協会 P.168」参照

2-8 小口止コンクリート

小口止コンクリートの水平打継目を設ける場合は、用心鉄筋（D13）を配置すること。

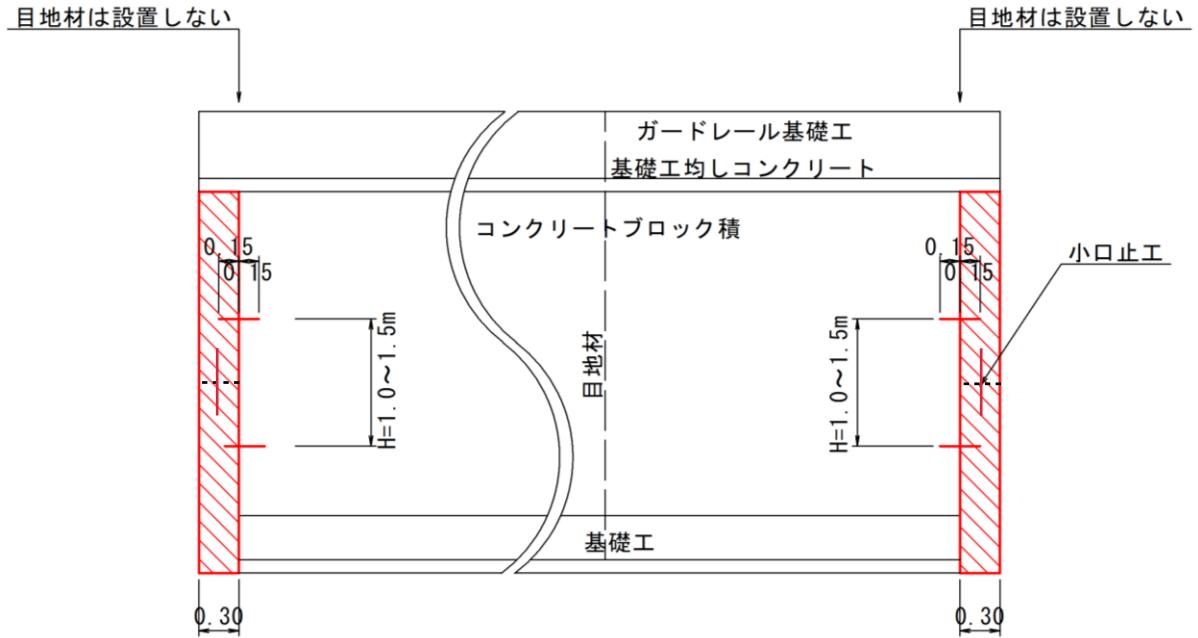


小口止工標準構造図

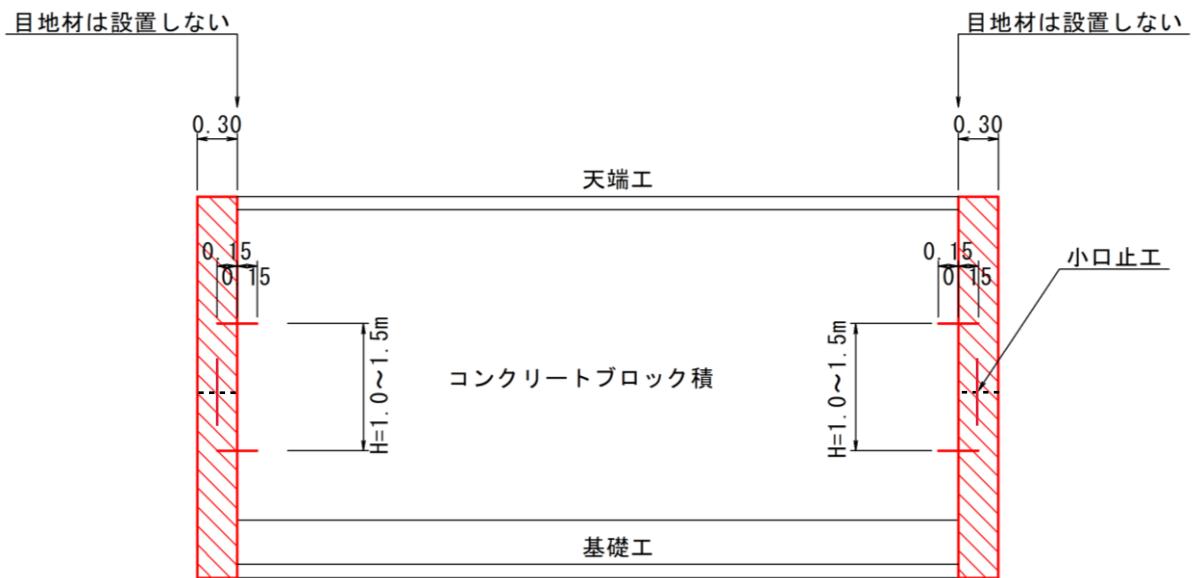


小口止工構造図（参考）

(天端にガードレール基礎を設置する場合)



(天端コンクリートを設置する場合)



小口止工標準展開図

⑤ 土木工事標準単価全般について

- 1 標準単価を適用できない範囲においては、設計計上資材単価決定要領によること。
- 2 標準単価の工程算出については、「土木工事標準単価・市場単価編」の各工種に記載の日当り標準施工量及び物価資料に記載の日当り標準施工量により算出するものとする。
- 3 各工種の運用
 - (1) 区画線工
 - ① 区画線消去作業は、溶融式、ペイント式、供用区間、未供用区間の区別がなく、いずれの場合についてもこの標準単価を適用できる。
 - ② 仮区画線で長期的な仮設、警察協議等により溶融式、ペイント式自走を施工する場合は標準単価を適用する。なお、粘着テープ、手作業によるペイント塗布、ローラー塗布による仮区画線は、共通仮設費率分に含まれるものとする。
 - ③ 区画線消去に伴う削りかすの処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により適正に処理するものとする。なお、処分に要する費用は、標準単価に含んでいるが、産業廃棄物税については含まれていないので、別途考慮すること。
 - (2) 高視認性区画線工
 - ① 区画線消去に伴う削りかすの処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により適正に処理するものとする。なお、処分に要する費用は、標準単価に含んでいるが、産業廃棄物税については含まれていないので、別途考慮すること。
 - (3) 橋梁塗装工
 - ① 工場塗装工については「道路編第IV編第7章②橋梁塗装工(工場塗装及び塗装前処理)」により積算するものとする。
 - ② 橋梁塗替塗装の素地調整で発生するケレンかすの処分については、廃棄物処理及び清掃に関する法律により適正に処理するものとする。

また、残塗料及び空缶等の処分に要する費用は共通仮設費(準備費)に含まれる。

⑥ 市場単価全般について

- 1 加算率(施工規模)について、変更時に数量の増減・工種の追加等により加算率が変わるのは、加算率を変更するものとする。
- 2 市場単価を適用できない範囲においては、設計計上資材単価決定要領によること。
- 3 市場単価の工程算出については、「一般共通編 第I編第13章②市場単価の1日当たり標準施工量」により算出するものとする。
- 4 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、市場単価の中で補正を設定しているので、労務費の調整係数は1.0とする。

なお、1日の作業時間を制限する場合においても、同様の扱いとする。
- 5 適用範囲や加算率等の考え方については、「土木工事標準単価・市場単価編」、「土木コスト情報各工種のよくあるお問い合わせ」及び「土木施工単価の解説」を参照すること。

6 各工種の運用

(1) インターロッキングブロック工

- ① 一般的構造断面で施工する場合に部分的にあるハンドホールや蓋部の施工についても市場単価が適用できる。また、この場合ブロックを薄いもので施工することとなるが、使用するブロックは一般部の厚さで計上すること(数量を区分する必要はない)。なお、キャブの蓋に連続して設置または撤去する場合は市場単価が適用できない。

(2) -1 防護柵設置工(ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵)

- ① 事故後の撤去及び更新については、「道路編 第IV編第3章②防護柵復旧工」により積算を行うものとする。
 ② 各防護柵の土中建込は、建込方法(機械建込・人効建込)を問わず適用できる。

(2) -2 防護柵設置工(落石防護柵、落石防止網)

① 落石防護柵について

排土工(除石開閉口)の有無にかかわらず市場単価が適用できる。なお、排土口部の支柱設置は、端末支柱に類似した支柱構造であれば、端末支柱設置が適用できる。但し、排土口部の支柱構造をこれ以外に指定する場合は、支柱構造により別途積み上げ計上すること。

② 落石防止網について

落石防止網の撤去は市場単価では適用できないので、別途見積等によること。

(3) 法面工(モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、繊維ネット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工、枠内吹付工(モルタル・コンクリート・植生基材吹付工)、吹付法枠工)

- ① モルタル吹付工、コンクリート吹付工で水抜パイプ、土砂流出防止網及び目地材の有無によらず適用でき、その材料費を計上する必要はない。
 ② 客土等吹付材料、種子散布工の種子は、気候、風土等により適する材料が異なるので採用にあたっては十分注意すること。なお、市場単価が適用できる種子は「土木工事標準単価・市場単価編 第2章④-1 法面工」の表2. 6「主体種子」に限定されるため、これ以外の種子を主体に使用する場合は別途考慮すること。
 ③ モルタル吹付工

- 1) モルタル吹付工の配合は、セメント1:砂4を標準とする。
- 2) モルタル吹付は、土圧などの外力に抵抗できるものではないが、法面全体が均質でなく、気象による変化があるので、クラック防止等のためにラスを挿入することを原則とする。

④ 吹付枠工 吹付材料の配合

市場単価では、コンクリート・モルタルの区分及び配合の仕様は問わず適用できるが、現地の施工にあたってはモルタル吹付を標準とする。

⑤ 植生シート工における環境品(「循環型」及び「分解(腐食)型」)の主な製品は下表のとおり。

植生シート(肥料袋無・環境品)

タ イ プ	製 品 名
循環型	ハリシバモック、張りウッド
分解(腐食)型	ペペール

(4) 橋梁付属物工(橋梁用伸縮継手装置設置工、橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工)

- ① 橋梁用伸縮継手設置工における新設の市場単価は先付工法を問わず適用できるが、選択した工法により、発生する廃材の運搬及び処分費を計上すること。

(5) 薄層カラー舗装

- ① 加算率(施工規模)については、一工事の各工区(工種)ごとの数量により判定する。

(6) 道路標識設置工

- ① 加算率(施工規模)については、一工事の各工区(工種)ごとの施工量により判定する。
- ② 単柱等の取付金具について(市場単価・標識板設置)路線番号・警戒標識等の取付金具は一般的にUバンド、M型バンドの二種類である。U型は単柱とか複柱の取付金具であり、M型は一本の支柱の両面板を取り付ける場合に使用するものとする。

U型バンド

標識1枚当たりの組数は下記による。

Φ 76.3以下	2組
Φ 89.1(2倍以上)	3組
Φ 89.1(1.6倍以下)	2組

- ③ 取付金具の単価について

補助案内板や既製品標識板を計上する場合の取付金具の材料単価は物価資料等によること。

(7) 道路付属物設置工

- ① 加算率(施工規模)については、一工事の各工区(工種)ごとの施工量により判定する。

(8) 軟弱地盤処理工(サンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工)

- ① サンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工に使用する砂の種類は「道路土工－軟弱地盤対策工指針」による。

(9) 鉄筋挿入工(ロックボルト工)

- ① 加算率(施工規模)については、一工事の現場条件I～IIIそれぞれの施工数量で判断する。

第IV編 道路

第1章 補装工

① 補装工標準歩掛の運用について

1 路盤工

(1) 路盤工

1) 補充材厚決定の実測および算出方法

- ① 横断方向は5点法とすること。位置については現地の実情にあった場所とする。
- ② 横断方向は20m毎を標準とする。(現地の実情に応じて10m以下の場合もある)
- ③ 上記実測結果から各断面毎の立積を求め、その合計値を路盤面積で除し平均厚さを決定すること。

※ 補充材については特記仕様書又は図面に厚さ、実測方法を明記し監督職員と協議するように処置しておくこと。

2) 施工区分(車道施工・歩道施工の区分)

歩掛区分	施工	施工条件
車道・路肩部	機械	車道・支道・路肩・駐車帯等機械施工が可能な場合
歩道部	人力	歩道等機械施工が出来ない場合 (広幅歩道であっても歩道施工とする) 車道等であっても以下のように機械施工が出来ない場合 ・情報ボックス布設、管渠埋設等の舗装復旧 ・集水樹等設置後の舗装復旧、局部打換等舗設面積が小規模で機械施工が不可能等

※ 舗装打換のうち舗装とりこわしから舗装までを即日のうちに施工する場合は、道路編第IV編第3章「④道路打換え工」によること。

3) 下層路盤

使用する骨材は再生クラッシャーランを標準とし、最大粒径は下記のとおりとする。

路盤厚 12cm未満	…	30mm
12cm以上	…	40mm

4) 上層路盤

車道(本線)については粒度調整碎石(混合碎石)を標準とし、最大粒径は下記のとおりとする。

路盤厚 12cm未満	…	30mm
12cm以上	…	40mm

次の状況において鋼滓(スラグ)を使用する場合は、その影響に十分留意のこと。

- ・ 道路に接近して飲料用井戸があるとき。
- ・ 道路に沿って養魚池等があるとき。
- ・ 地下水が路盤に浸透して水田等に流入することにより、影響があるとき。

2 アスファルト舗装工

(1) アスファルト舗装工（仕上げ厚）

アスファルト系材料（混合物型）の表層厚は、施工において確実に路面の性能を確保するため、敷きならし時の骨材の引きずりを考慮して、最大粒径の2.5倍程度以上の厚さを目安とする。

※ 一層の最大仕上げ厚は下記のとおりとする。

- ・ 密粒度、粗粒度、密粒度ギャップ 7cm
- ・ アスファルト安定処理 10cm

ただし、As 安定をレベリング（アンコ材）に使用する場合はこの限りでない。

(2) アスファルト舗装工（レベリング層）

1) 設計書の表示方法（修繕工事）

表層または基層と同時施工するレベリング層の表示方法は、規格欄に表層または基層にレベリング層（当初は平均1cm）を加えた厚さを記入し、数量欄には施工面積を記入する。

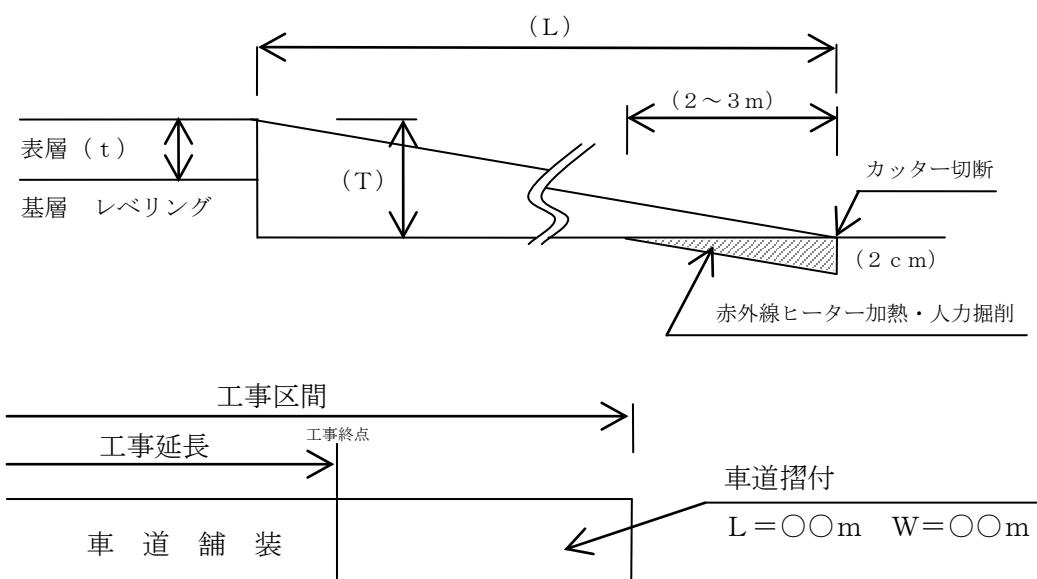
2) 変更設計

施工平均厚は次式による。

$$\text{施工平均厚} = \frac{W \text{ (合材検収トン数)}}{A \text{ (施工面積)} \times 2.35 \text{ t/m}^3 \text{ (設計密度)} \times 1.08 \text{ (混合物の割増)}}$$

(3) アスファルト舗装工（すり付）

車道のすり付け（修繕工事）



摺付部は、工事延長外とする。

[例]

$$\text{摺付面積} = \frac{W \times L \times T}{2t} = ○○\text{m}^2/\text{カ所}$$

図面表示・・・工事延長面積 (m²)

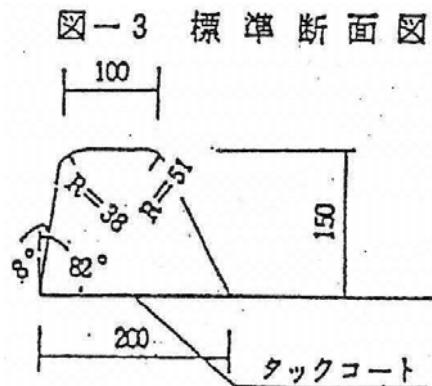
算・・・工事延長面積 + 車道摺付換算面積 (m²)

3 排水工

(1) アスカーブ設置工

アスファルトカーバによるアスカーブ設置作業に適用する。

1) アスカーブ機械舗設 (標準タイプ)



2) 使用材料

アスファルト混合物の使用数量については、次式により算出する。

断面積 (m^2) \times 100 m \times 締固後密度 (t/m^3) \times (1 + 補正係数) (100 m当たり)

名称	規格	単位	数量	適要
標準タイプ	細粒度アスファルト(13)	t	5.15	$\frac{(0.1+0.2)}{2} \times 0.15 \times 100 \times 2.1 \times (1+0.09)$

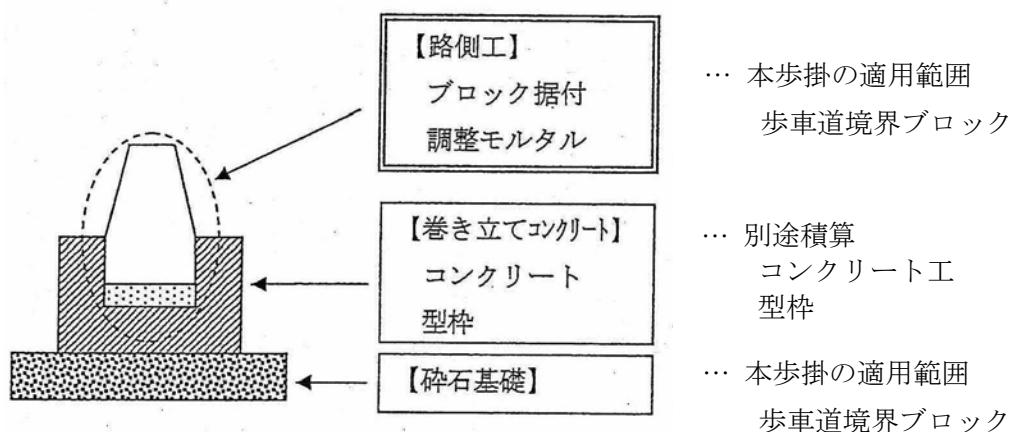
第2章 付属施設

① 路側工

(1) 歩掛

歩車道境界ブロック（山口県タイプ）、植樹帶用ブロックの積算は「道路編 第IV編第2章付属施設③路側工」による。

なお、基礎巻き立てコンクリートについては「一般共通編 第II編第4章コンクリート工①コンクリート工及び②型枠工」による。



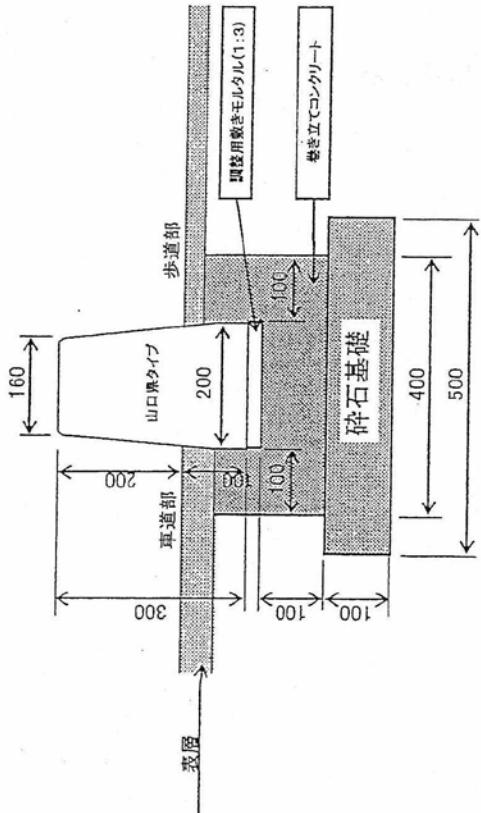
歩車道境界ブロック（長尺タイプ）の積算は、下表による。

歩車道境界ブロック(長尺) 参考歩掛け

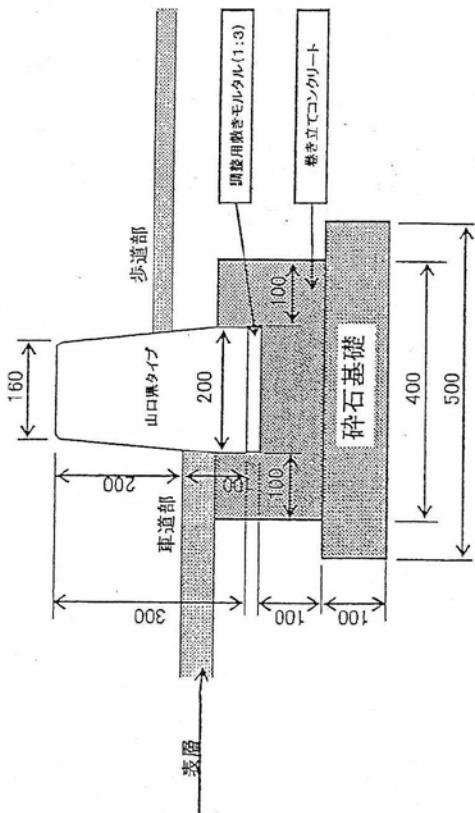
名 称	規 格	数 量	単 価	単 位	摘 要
歩車道境界ブロック(長尺)	山口県タイプ	41.0		個	
土木一般世話役		1.0		人	
特殊作業員		2.0		人	
普通作業員		2.0		人	
トラッククレーン賃料	4. 9t吊	1.0		日	
諸雑費		1.0		式	8%
計(100m当)					
計(1m当)					

1. 上表は、歩車道境界ブロック(長尺)据付の歩掛けであり、基礎コンクリート、基礎碎石の施工は、別途計上する。
2. 諸雑費は、目地モルタル、敷モルタル等の材料費であり、労務費、トラッククレーン賃料の合計額に8%を乗じた額を上限として計上する。

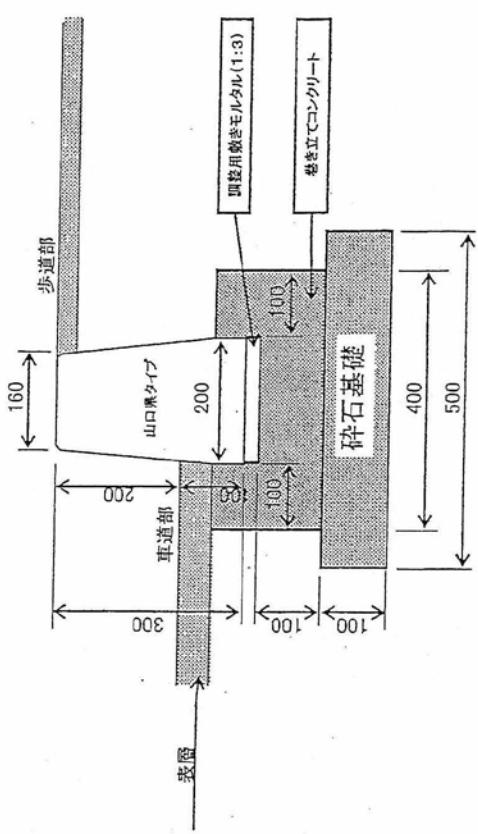
一般部(フラット)標準断面図



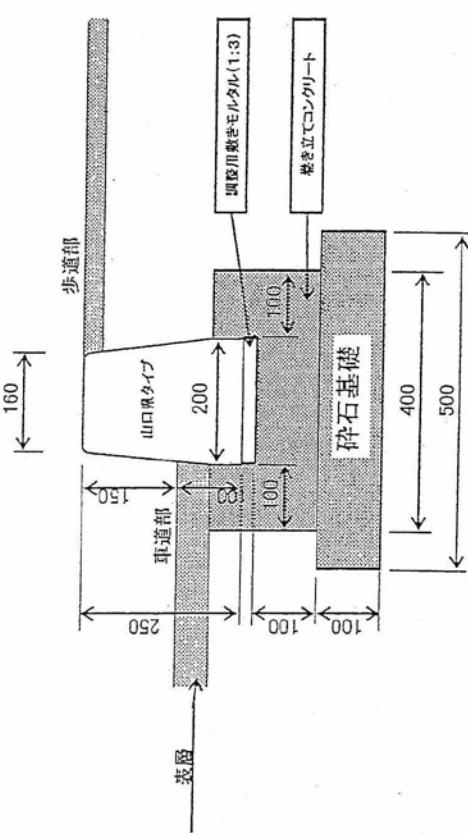
一般部(セミフラット)標準断面図



一般部(マウントアップ)標準断面図

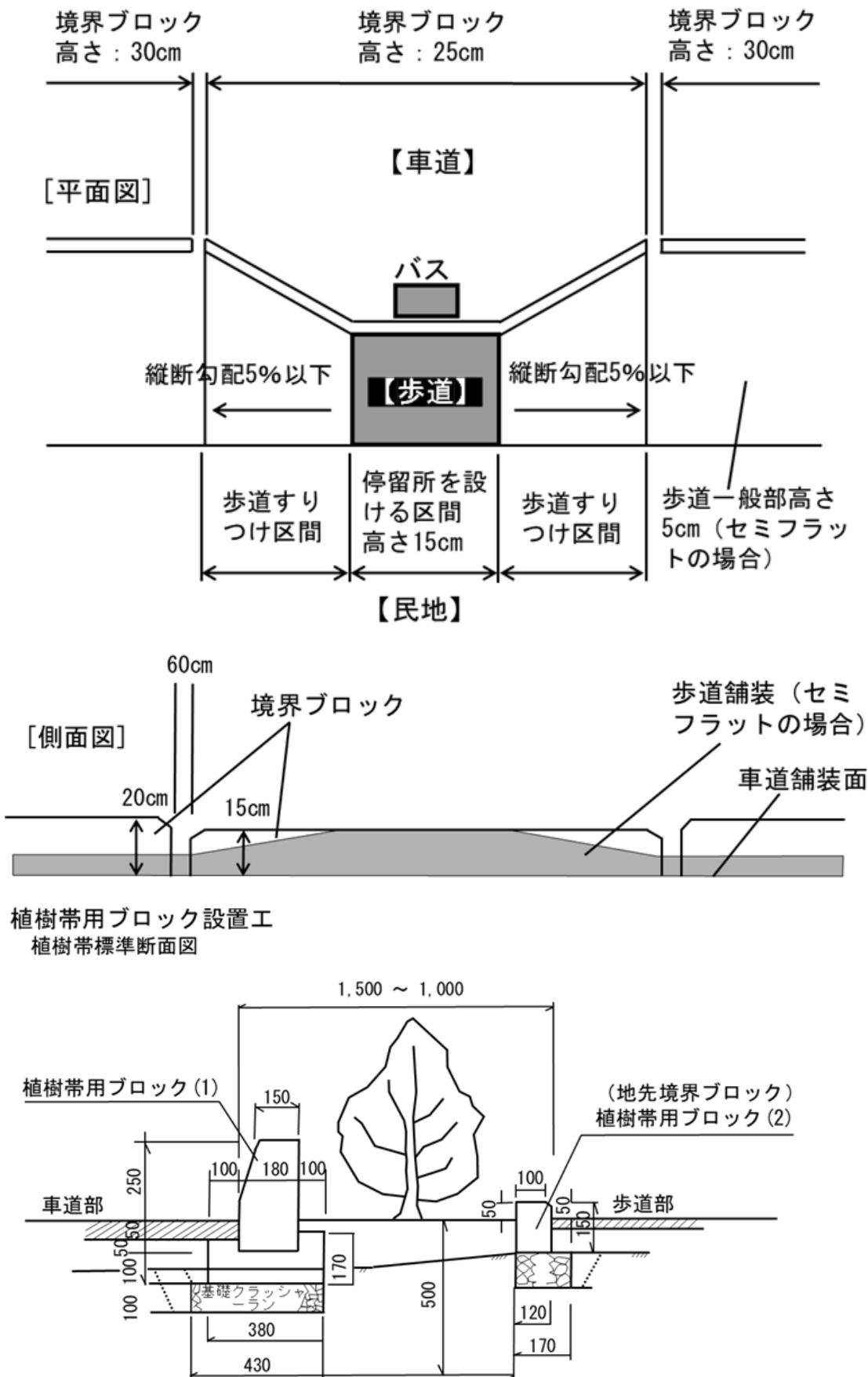


バス停部標準断面図



※境界ロック据付高さの調整のために敷モルタル等を用いてよい

別添図2-2 バス停部（すりつけ区間）



(注) 1. 客土の厚さ(50cm)は低木の場合の標準であり、高木の場合は、1m程度とする。
植樹帯幅が異なる場合は、別途積算する。
2. 植樹帯幅は1.5mを標準とするが、やむを得ない場合に限り、1.0mまで縮小できる。

第3章 道路維持修繕工

① 路面切削工(路面ヒーター)

1 適用範囲

舗装維持修繕工事等における、路面ヒーターによるアスファルト舗装路面の切削作業で、平均切削深さ1cm(最大切削深さ2cm程度)の場合に適用する。

2 施工歩掛

路面切削工 施工歩掛

(路面ヒーター)

(10m²あたり)

名称	規格・仕様等	単位	数量	備考・摘要
土木一般世話役		人	0.45	加熱+切削作業
特殊作業員		人	1.0	加熱+切削作業
普通作業員		人	1.0	切削作業
路面ヒーター機械損料	ハンドガイド式 幅60cm×長さ60cm、16万kJ/h	h	3.0	点火バーナー装備、 ヒーター保護カバー装備
加熱用燃料(プロパンガス)		kg	16.5	
諸雑費		式	1	7%
合計		m ²	10	
		m ²	1	

- (注) 1. 諸雑費は下記事項の費用であり、労務費、機械損料及び燃料費の合計額に、7%を乗じた金額を上限として計上する。
 (1)切削作業に使用する諸器具(スコップ、ホウキ等)の費用
 (2)切削に伴う段差すりつけに要する費用
 2. 廃材の積込、運搬および処分費は含まない。

② 構造物補修工(ひび割れ補修工)

1 低圧注入工法の使用材料について

(1)エポキシ系材料を使用する場合のロス率

エポキシ系材料を使用する場合の注入材のロス率は、+0.15を標準とする。
 ただし、現場条件等により、これによりがたい場合は別途考慮する。

(2)低圧注入器具の設置間隔

低圧注入器具の設置間隔は、エポキシ系材料の場合は300mm、セメント系材料の場合は150mmを標準とする。
 ただし、現場条件等により、これによりがたい場合は別途考慮する。

2 充てん工法の使用材料について

充てん工法に使用する材料のロス率については、別途考慮する。

③ 路面切削工(橋面舗装)

橋梁補修工事等において、既設舗装を切削、防水層を設置する場合などで既設床版への影響等を考慮する場合(既設舗装を数cm残して削り、残った舗装を人力ではつる場合等)は、設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)第IV編第3章「①路面切削工」の適用範囲外であるため、留意すること。

また、鋼床版上の舗装の撤去の場合は、床版や接合部のボルトを傷めやすいため、施工方法について特に検討すること。

第4章 橋梁工

① 橋梁上部工積算参考資料

1 PC橋桁について

(1) PC橋桁の単価

PC橋桁の単価は、現着単価とし、第I編第1章総則 別紙1「設計計上資材単価決定要領」により決定する。

(2) 製作工場一覧

山口県に近いPC桁製作工場は下表のとおりである。

ただし、福岡県からの輸送に関しては、関門トンネル通行可否を検討の上、選定を行うものとする。

会 社 名	工 場 名	工 場 所 在 地
極東興和(株)	江津PC工場	島根県江津市都野津町
(株)富士ピー・エス	九州小竹工場	福岡県鞍手郡小竹町御徳

2 PC架設設備損料等

(1) 架設工法別使用架設機械設備

架設工法別に組み合わせて使用できる標準架設機械設備は、「橋梁架設工事の積算令和7年度版（一般社団法人日本建設機械施工協会）」の表3-4-1（P. 3-14）によること。

(2) 複合損料

複合損料については、「橋梁架設工事の積算 令和7年度版（一般社団法人日本建設機械施工協会）」P. 3-14～P. 3-91によること。

(3) 架設設備の運搬

桁架設設備の運搬は架橋位置から最も近い位置の機材基地からの距離で積算する。山口県に近い機材基地は下表のとおりである。

会 社 名	基 地 所 在 地
極東興和(株)	広島県安芸高田市高宮町原田
(株)富士ピー・エス	福岡県朝倉郡筑前町篠隈

3 鋼橋製作工

(1) 枝輸送費

1) 鋼橋の枝輸送費積算にあたっては、「道路編第IV編第7章橋梁工①鋼橋製作工 5. 枝輸送費」によるものとする。県内または山口県に近い鋼橋等製作工場は下表のとおりである。

なお、「道路編第IV編第7章①5. 枝輸送費」に記載されている「t当たり輸送単価」は、地区、特大品、深夜早朝、冬期、悪路等の運賃割増を考慮したものであり、当該単価に加算する必要はない。

会 社 名	工 場 名	工 場 所 在 地
日本ファブテック(株)	防府工場	防府市浜方
UBEマシナリー(株)	本社工場	宇部市大字小串字沖ノ山
新光産業(株)	宇部工場	宇部市大字厚南中央
宇部工業(株)	本社工場	宇部市大字妻崎開作
日本鉄塔工業(株)	若松工場	北九州市若松区北浜

2) 輸送経路については、部材の性格上長尺かつ質量が大きいものであるから、運搬車両の最小回転半径、橋梁の耐荷力等を考慮し最短実距離程を決めなければならない。この場合車両制限令を遵守する。

4 落橋防止装置・支承

各橋梁形式における、落橋防止装置及び支承の施工歩掛は下表のとおりとする。

橋梁形式 区分	適用歩掛工種			
	落橋防止装置 (PC鋼棒・ケーブル)	支承設置		
		鋼製支承	ゴム支承	無収縮モルタル (材料費)
・鋼橋	鋼橋架設工	鋼橋架設工	鋼橋架設工	
・プレビーム桁				
・ポストテンションT(I)桁	PC橋架設工	-	PC橋架設工	
・プレテンション桁				
・ポストテンション場所打箱桁 (片持架設)	ポストテンション場所 打箱桁橋工	PC橋片持架設工	PC橋片持架設工	PC橋架設工
・ポストテンション場所打箱桁 (固定支保)		鋼橋架設工	PC橋架設工	ポストテンション場所 打ホロースラブ橋工
・ポストテンション場所打ホロースラブ	ポストテンション場所 打ホロースラブ橋工			
・RC場所打ホロースラブ				

5 その他

設計歩掛については、山口県設計標準歩掛表によることを原則とするが、山口県設計標準歩掛表及び国土交通省発刊の標準積算基準書にないものは、一般社団法人日本建設機械施工協会発刊の「橋梁架設工事の積算」を参考とし、事業主管課と協議して使用する。

第5章 道路改良

① 道路改良工事等の実施上の注意事項

1 全般について

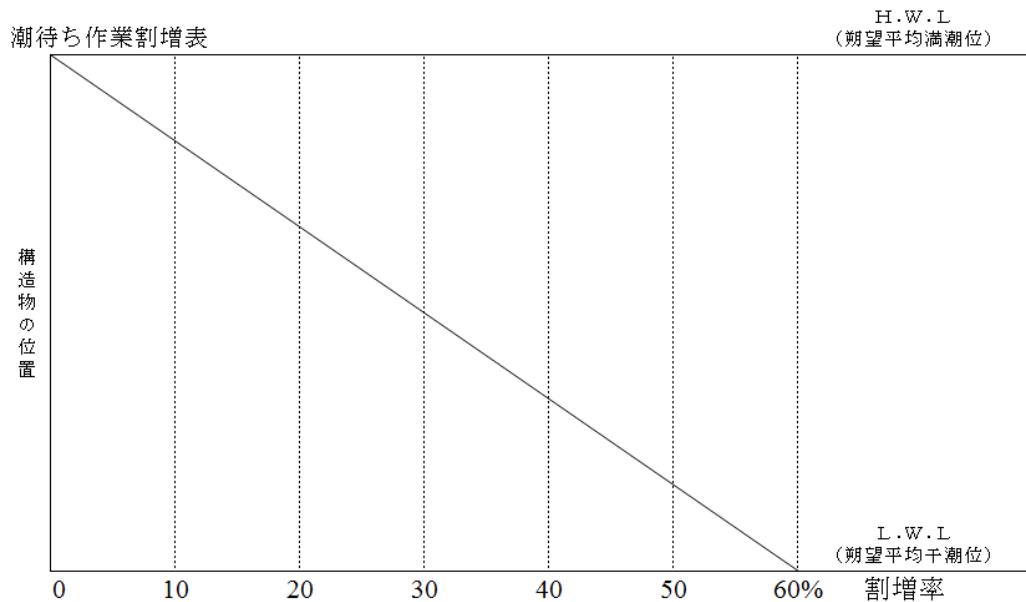
道路改良事業等の実施にあたっては、「道路事業設計マニュアル」による。

第Ⅲ編 河川

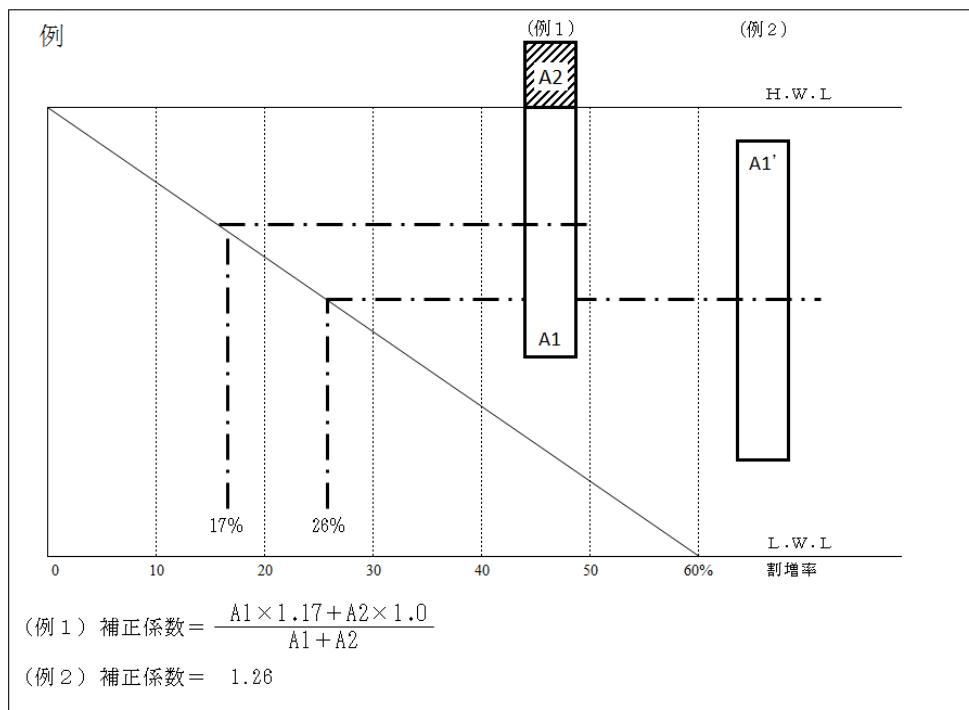
※ 潮待ち作業における補正について

河川工事で工事箇所が朔望平均満潮位以下の箇所にあり、潮待ち時における作業能率が低下する場合は、労務歩掛を補正するものとし、下記を標準とする。

但し、別途積上げできるものについてはこの限りでない。



(注) 構造物の作業位置が L.W.L から H.W.L にまたがる場合は構造物の重心位置を算定し、割増率を決定する。



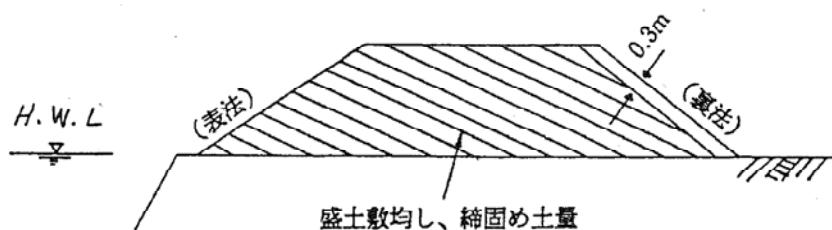
第1章 河川海岸

① 治水事業

1-1 構造物等設計基準

(1) 敷均し、締固め工

- 1) 敷均し、締固め土量=全盛土量-法面積×30cm
- 2) 原則として機械による敷均し締固めを計上する。
機械による敷均しが不可能な箇所は人力敷均しとする。
- 3) 原則とし表法は張芝(生芝)とする。裏法は筋芝等(生芝)で浸食を防止する。



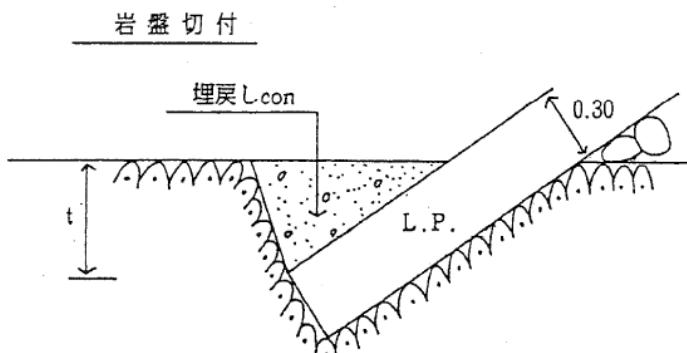
機械施工の敷均し、締固めは一般共通編参照のこと。

(2) 法枠工

災害復旧事業などで法枠工を採用する場合は、原則として現場打コンクリート施工とする。

設計に際しては、「護岸の力学設計法（平成19年、財団法人国土技術研究センター発行）」による必要控厚を検証すること。

岩盤部法枠基礎



岩質	t (m)	切付勾配	埋戻 con (N/mm)
軟岩(I)	0.5	1:0.5	
軟岩(II)以上	0.3	1:0.3	

1－2 周防高潮対策事業

(1) 積算歩掛について

- ・積算歩掛は一般共通編を参照のこと。

(2) 一般土工

- ・①治水事業の1－1構造物等設計基準に準じる。
- ・特に河口部で、越波等に対し三面被覆構造とする場合は、海岸事業に準ずる。

(3) 表法被覆工

- ・②海岸事業の2－3（5）表法被覆工に準じる。

(4) 天端工

- ・天端工は極力既設天端を切込まない設計とする。
- ・周防高潮対策事業の天端高は打ち上げ高により設計するため、波の影響は限定的であることから、原則として天端工の被覆は行わないで注意のこと。ただし、波の影響が大きい箇所についてはこの限りではない。
- ・堤防天端高（胸壁部を除く）は原則として計画高潮位以上とする。

(5) 裏法被覆工

- ・②海岸事業の2－5裏法被覆工に準ずる。
- ・周防高潮対策事業の天端高は打ち上げ高により設計するため、波の影響は限定的であることから、原則として裏法被覆工は筋芝工とする。ただし、波の影響大きい箇所についてはこの限りではない。
- ・法枠基礎工は、治水事業の設計基準参照のこと。

(6) 根固工

- ・②海岸事業の2－6（1）根固工を準ずる。

(7) 計画緒元

- ・地区別計画緒元については河川課に協議のこと。

② 海岸事業

2-1 積算歩掛について

積算歩掛は一般共通編を参照のこと。

2-2 一般土工

(1) 仮締切について

1. 仮締切について

- 工事中における潮位、波高、波力、地形、土質及び工事の形態等を充分検討の上完全仮締切か不完全仮締切にするかを決めること。

2. 不完全仮締切を採用する条件

- 通常な状態における流水又は海水が浸入し、当該施設、隣接施設又は背後地に被害を与えないもの。

3. 完全仮締切を採用する条件

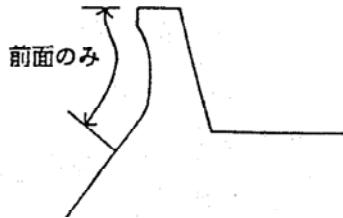
2以外のもの。

2-3 表法被覆工

(1) 型枠

- 波返工（曲面）型枠は別途計上のこと。
- コンクリート型枠の取扱いについては次の図参考に決定する。

波返工曲面部



(2) 基礎工

(イ) 置換工

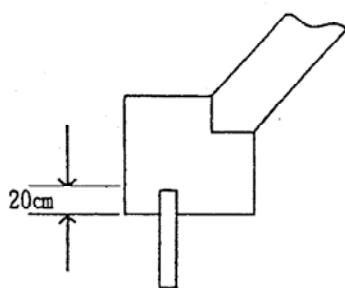
- 置換砂の材料割増しは30%を標準とする。
- 積算は一般共通編を参照のこと。

(ロ) 捨石、被覆石

- 積算は河川編を参照のこと。

(3) 基礎矢板工

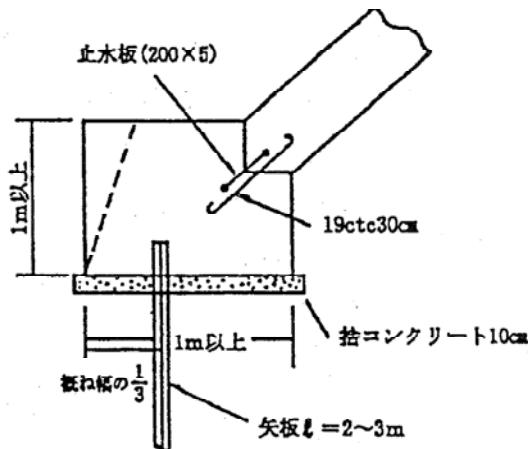
- 矢板の選定、施工にあたっては、水密性を十分注意すること。
- 矢板の隅角部等はあらかじめ加工したものを打込むこと。
- 矢板は基礎工の前面から底巾の $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{1}{2}$ の位置に設け、矢板の基礎工事への打込みは、20cm程度とする。



※「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）全国農地海岸保全協会ほかP.3-51」参照。

(4) コンクリート基礎工

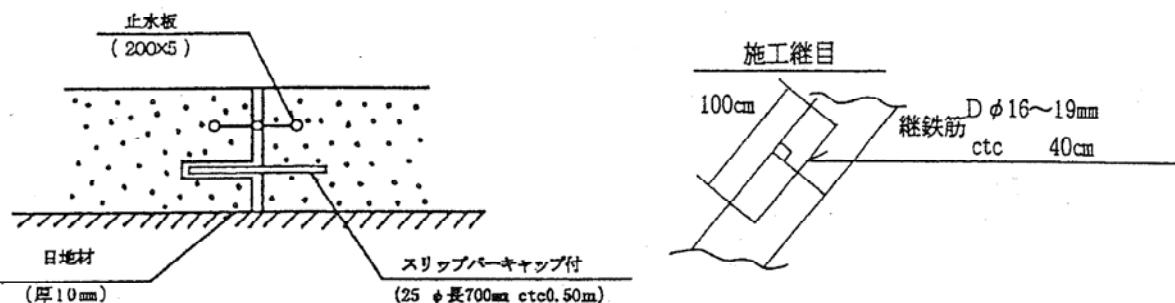
- ・基礎工と表法被覆工の継目は縫鉄筋・止水板を計上のこと。
- ・護岸補強基礎工事の背面埋戻土は良質土またはクラッシャラン等を用い、十分締め固めること。不良土は用いない。



(5) 表法被覆工

※「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）全国農地海岸保全協会ほかP. 3-51」参照。

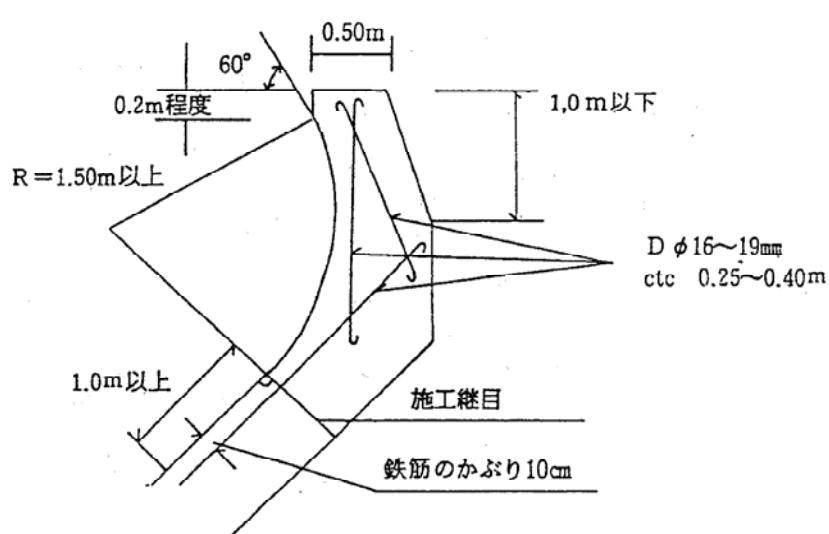
- ・伸縮目地には目地材と共に止水板を設計潮位の位置まで必ず計上のこと。
- ・施工継目はできるだけ少なくすると共に、施工継目の位置、間隔を設計図に明記し、必ず縫鉄筋を計上のこと。



(6) 波返工

※「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）全国農地海岸保全協会ほかP. 3-38, 39」参照。

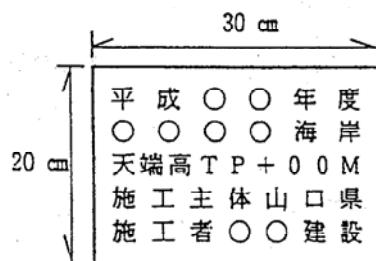
- ・波返工の設計は下図を標準とする。



※「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）全国農地海岸保全協会ほかP. 3-63」参照。

(7) 銘板

- 工事区域両端部のパラペット背面に銘板を設置のこと（石材埋込式）。



2-4 天端工

- 天端幅は原則として3.0mとするが、既設天端が3m以上ある場合は前後法線を考慮し現況幅まで計上することができる

(1) アスファルト被覆工

- グレーダー・タイヤローラー・マカダムローラー等舗設用重機械の搬入が可能で天端幅員が3m程度以上ある場合はアスファルト被覆工を標準とする。
- アスファルト被覆工の設計は表層工6cm以上とし、路盤工は、現場条件、土質条件等考慮して決定すること。
- 既設天端を切込まない設計とすること。
- 下層路盤工については在来路盤が良質な場合は在来路盤を利用した設計とする。
- 道路事業との合併施工の場合は事業主管課と協議のこと。
- 積算は「道路編」参照。

(2) コンクリート被覆工

- 舗装用重機械の搬入が困難な場合、天端幅員狭少で重機械による舗設が不可能な場合はコンクリート被覆工を標準とする。
- コンクリート被覆工の設計は、コンクリート被覆厚20cm、基礎工15cmを標準とする。
- 積算は「一般共通編」を参照のこと。

(3) 天端被覆工の排水

- 天端被覆工の表面には、排水のために適当な横断勾配をつけること。

※「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）全国農地海岸保全協会ほかP. 3-41, 44, 46」参照。

2-5 裏法被覆工

- 裏法は原則として傾斜式とし、勾配は1:1.5~2.0程度とする。
- 基礎工は捨コンクリートを標準とする。

2-6 根固工・消波工

(1) 根固工

・根固工

・根固工法は異形ブロック又は捨石を標準とする。

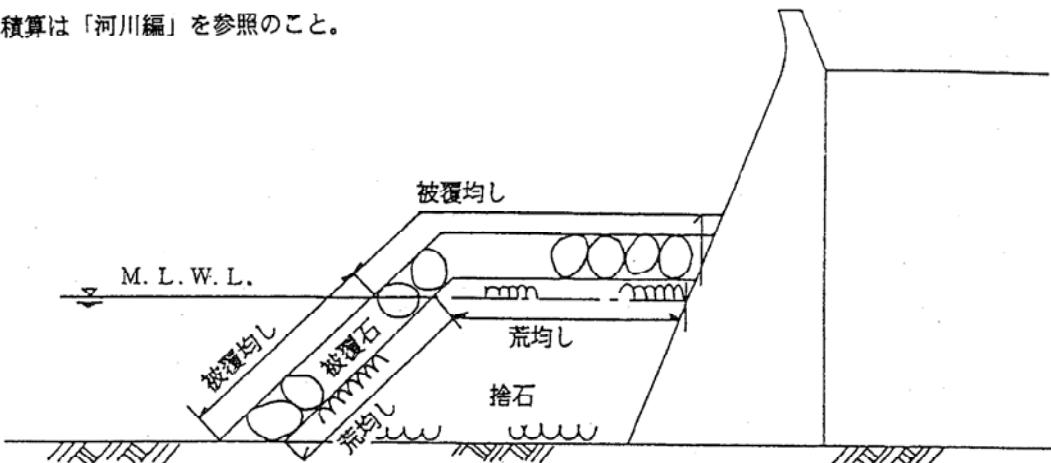
(1) 天端高 平均干潮面～平均高潮面

(2) 天端幅 2.0～5.0m (捨石3個並び以上、異形ブロック2個並び以上)

(3) 表勾配 1.5～3.0割

(4) 層厚 異形ブロック2層以上

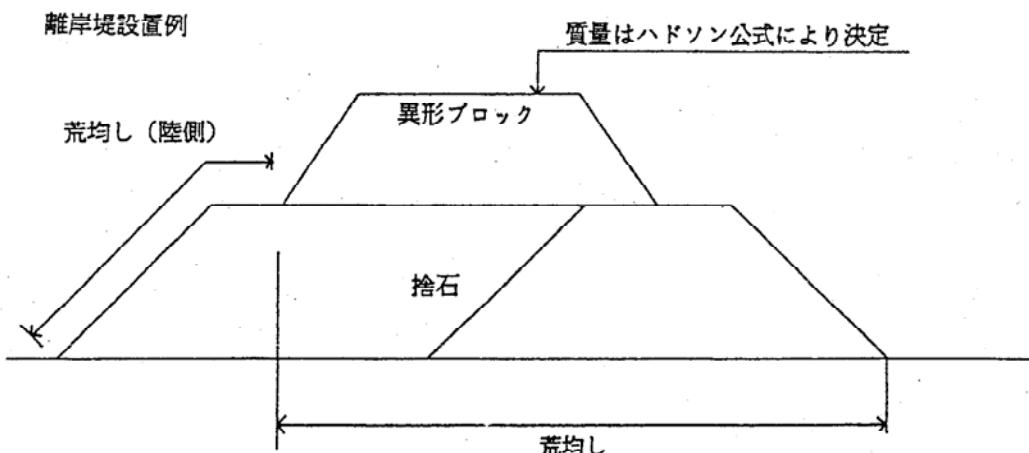
・積算は「河川編」を参照のこと。



(2) 消波工

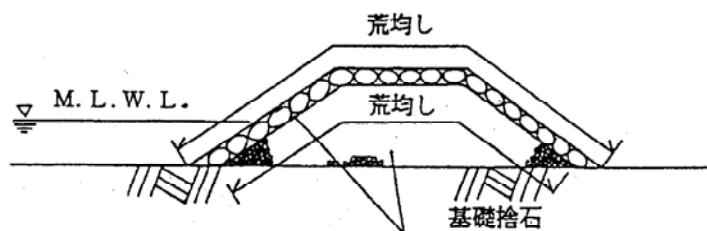
※「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）全国農地海岸保全協会ほかP. 3-57」参照。

・積算は「河川編」を参照のこと。

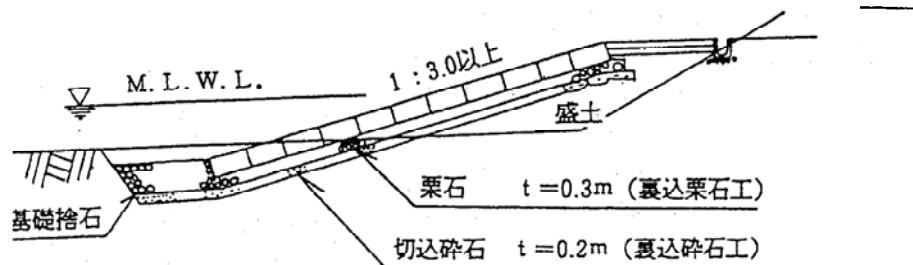


(3) 突堤

表面部捨石質量はハドソン公式により決定すること。



(4) 緩傾斜護岸



※「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）全国農地海岸保全協会ほかP. 3-41」参照。

2-7 各港潮位表(T.P.)

(1)各港潮位(T.P.)瀬戸内海側

地点名 潮位	岩国	由宇	久賀	由良	白木	伊保田	安下庄	沖浦	沖浦西
設 計 潮 位 (H. H. W. L.)	3.70	3.70	2.88	2.88	2.98	2.98	3.24	3.14	3.04
朔望平均満潮面 (H. W. L.)	1.80	1.75	1.48	1.48	1.48	1.48	1.44	1.44	1.44
平均満潮面 (M. H. W. L.)	1.25	1.21	0.98	0.98	0.98	0.98	0.94	0.94	0.94
東京湾中等潮位 (T. P.)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均水面 (M. S. L.)	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.03	-0.03	-0.03
平均干潮面 (M. L. W. L.)	-1.06	-1.03	-1.16	-1.16	-1.16	-1.16	-0.93	-0.93	-0.93
朔望平均干潮面 (L. W. L.)	-1.80	-1.75	-1.88	-1.88	-1.88	-1.88	-1.57	-1.57	-1.57
基本水準面 (C. D. L.)	-2.01	-1.91	-1.91	-1.91	-1.91	-1.91	-1.83	-1.83	-1.83
地点名 潮位	小松	大畠	柳井	室津	平生	光	下松	徳山	三田尻
設 計 潮 位 (H. H. W. L.)	3.74	3.94	3.93	3.42	3.47	3.60	3.90	3.90	4.02
朔望平均満潮面 (H. W. L.)	1.53	1.53	1.53	1.42	1.42	1.47	1.52	1.49	1.54
平均満潮面 (M. H. W. L.)	1.02	1.02	1.02	0.95	0.95	0.98	1.01	0.99	1.02
東京湾中等潮位 (T. P.)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均水面 (M. S. L.)	-0.04	-0.04	-0.04	-0.04	-0.04	-0.05	-0.06	-0.06	-0.06
平均干潮面 (M. L. W. L.)	-0.93	-0.93	-0.93	-0.87	-0.87	-0.91	-0.96	-0.94	-0.95
朔望平均干潮面 (L. W. L.)	-1.61	-1.61	-1.61	-1.50	-1.50	-1.57	-1.64	-1.61	-1.66
基本水準面 (C. D. L.)	-1.84	-1.84	-1.84	-1.74	-1.74	-1.85	-1.86	-1.86	-1.86
地点名 潮位	青江	秋穂	山口	丸尾	宇部	小野田	厚狭	埴生	下関
設 計 潮 位 (H. H. W. L.)	3.76	4.01	4.12	3.72	3.85	4.18	4.19	4.40	4.31
朔望平均満潮面 (H. W. L.)	1.56	1.61	1.62	1.62	1.75	1.78	1.79	1.80	1.81
平均満潮面 (M. H. W. L.)	1.04	1.07	1.08	1.08	1.18	1.19	1.20	1.21	1.23
東京湾中等潮位 (T. P.)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均水面 (M. S. L.)	-0.04	-0.04	-0.03	-0.03	-0.01	-0.07	-0.06	-0.05	-0.01
平均干潮面 (M. L. W. L.)	-0.93	-0.96	-0.95	-0.95	-1.16	-1.23	-1.22	-1.21	-1.21
朔望平均干潮面 (L. W. L.)	-1.64	-1.69	-1.68	-1.68	-1.95	-2.02	-2.01	-2.00	-2.04
基本水準面 (C. D. L.)	-1.94	-2.04	-2.03	-2.03	-2.11	-2.17	-2.16	-2.15	-2.11

※「平成15年5月7日付け監理第210号 海岸・河川事業における設計潮位（瀬戸内海沿岸）について」参照。

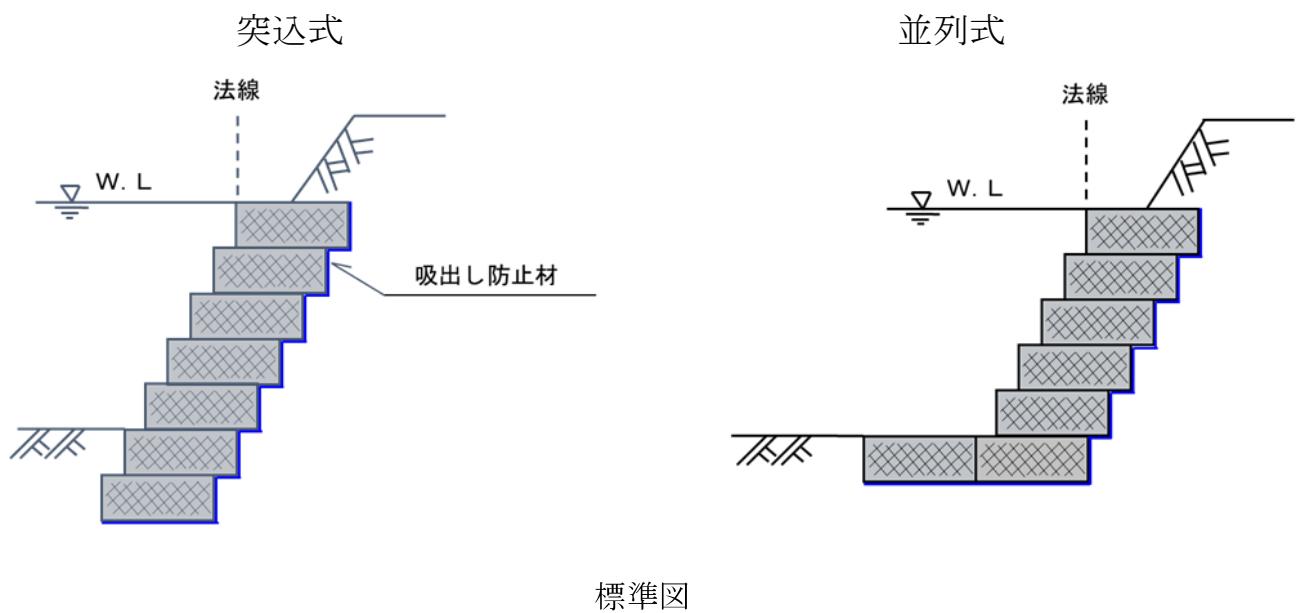
(2)各港潮位(T.P)日本海側

潮位 \ 地点	吉母	特牛	大浦	津黄	仙崎	萩	須佐	見島
設計潮位(H.H.W.L.)	2.01	1.79	1.70	1.70	1.65	1.65	1.55	1.29
朔望平均満潮面(H.W.L.)	1.04	0.88	0.86	0.88	0.85	0.75	0.70	0.58
平均水面(M.S.L.)	0.15	0.11	0.15	0.20	0.17	0.13	0.20	0
朔望平均干潮面(L.W.L.)	-0.66	-0.62	-0.44	-0.42	-0.35	-0.35	-0.20	-0.52
基本水準面(C.D.L.)	-0.56	-0.62	-0.44	-0.32	-0.35	-0.35	-0.20	-0.32

※「平成20年9月1日付け平20河川第288号 河川局所管の河川・海岸事業における日本海沿岸の設計潮位の改訂について」参照。

第2章 河川維持工

① かごマット工（多段式）



第3章 砂防工

① 砂防指定地標識設置工

①第1種標識

砂防指定地の範囲および指定地内における制限行為について表示し、関係住民への周知徹底を図る。

②第2種標識

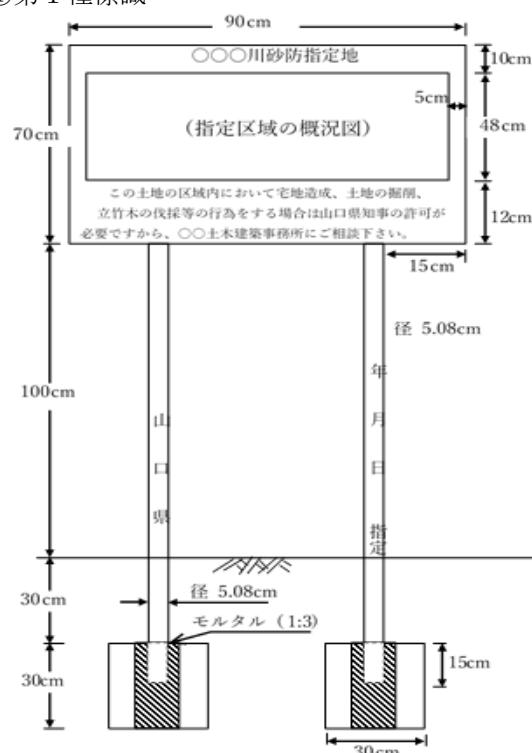
周辺が砂防指定地であることを明示する。

③第3種標識（標柱）

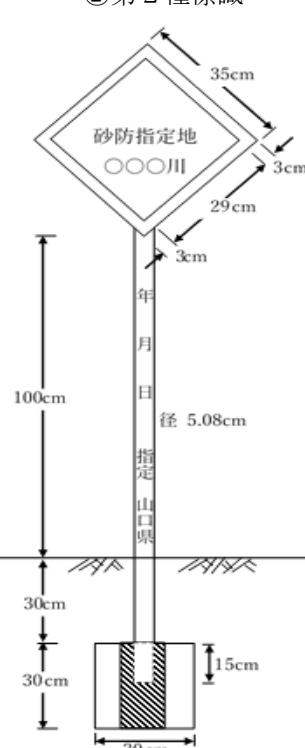
砂防指定地の境界を明示する。

※基礎部を除く各種標識の単価については、「公共工事設計労務・資材単価表」による。

①第1種標識



②第2種標識

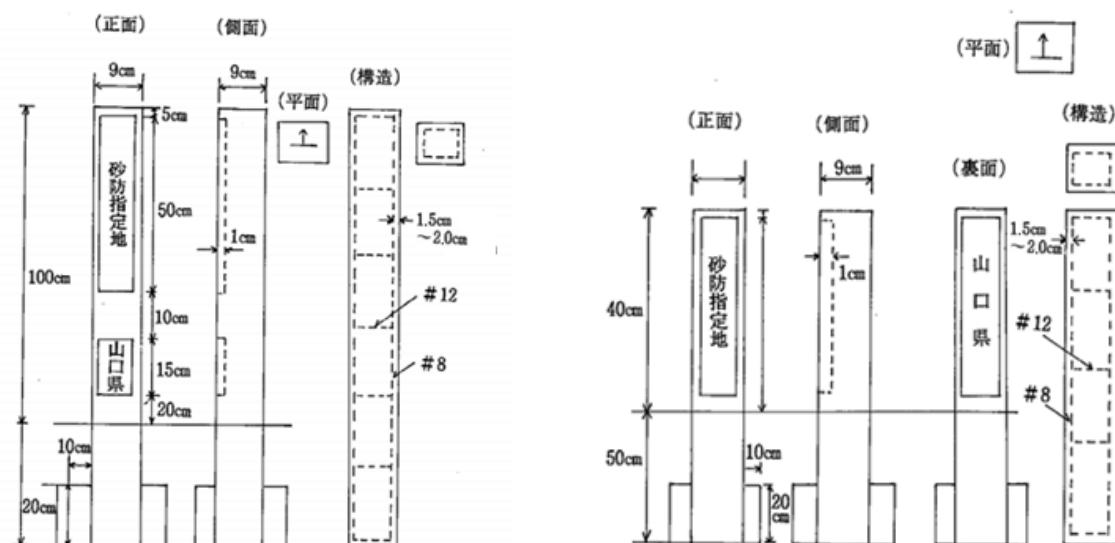


③第3種標識（標柱）

「一般共通編 別冊 第VI編土木工事標準単価・市場単価⑨道路付属物設置工」による。

(ア) 砂防ダム周辺の草木の繁茂が著しい区域に設置する。

(イ) 流路周辺に人家及び耕地がある区域に設置する。



② 砂防ソイルセメント工

砂防ソイルセメント工法の配合試験については、別途積み上げ計上が必要な経費があるので留意すること。

○積み上げ計上する必要経費

1. 室内・室外（原位置）試験費

砂防ソイルセメント工法は、集積された災害発生土砂等の不均一な土砂が主材となる場合もあり、採取する土砂によって各種試験の回数や頻度が大きく変動する。

このような実態を踏まえ、砂防ソイルセメント工法における品質管理を「設計標準歩掛表（一般共通編）共通仮設費-技術管理費」で規定する「特殊な品質管理」と解し、この対応に要する全ての試験費用を必要経費として別途計上するものとする。

なお、試験項目等については、「令和5年3月6日 令4砂防第415号 砂防ソイルセメントの配合試験に係る積算運用ルールの統一化について（通知）」を参照すること。

2. 示方配合計画書作成費

砂防ソイルセメントの示方配合計画書は、砂防ソイルセメント工法における品質管理を規定する重要な資料であり、室内・室外（原位置）試験により得られた各種データを取り纏めた資料であるが、この作成に際しては専門的な技術と知識が求められることから、「設計標準歩掛表（一般共通編）共通仮設費-技術管理費」で規定する「特に技術的判断に必要な資料の作成」と解し、この対応に要する費用を必要経費として別途計上するものとする。

なお、示方配合計画書の作成については、「令和5年3月6日 令4砂防第415号 砂防ソイルセメントの配合試験に係る積算運用ルールの統一化について（通知）」を参照すること。

3. 試験施工費

砂防ソイルセメントの本施工前に、「本施工時の作業内容」及び「示方配合計画書で定めた設計強度の発現」等を確認するための試験施工を実施すること。

なお、試験施工における作業内容及び設計強度の発現等を確認するための試験項目は、「令和5年3月6日 令4砂防第415号 砂防ソイルセメントの配合試験に係る積算運用ルールの統一化について（通知）」を参照すること。

4. 注意点等

①別途積み上げ計上する必要経費は、見積徴収等により単価等を取得のうえ共通仮設費の「技術管理費」にて、個々の項目ごとに積み上げ計上すること。

※外部の専門コンサルタント等が提出した一式計上の見積書は内容の精査を必須とする。

②室外（原位置）試験の実施に際して発生する旅費交通費（宿泊費）等の経費についても、積算による精査を前提に必要に応じて別途計上するものとする。

※旅費交通費；試料（土砂）採取場所までの移動に要するライトバンの運転経費など。

③工事受注者の現場代理人及び監理技術者（主任技術者）の人事費は、現場管理費に含まれており別途計上する必要がないため、受注者から提出される見積書を精査する際に注意すること。

第4章 地すべり防止工

① 地すべり防止区域指定地標識設置工

①第1種標識

地すべり防止区域の範囲および区域内における制限行為について表示し、関係住民への周知徹底を図る。

②第2種標識

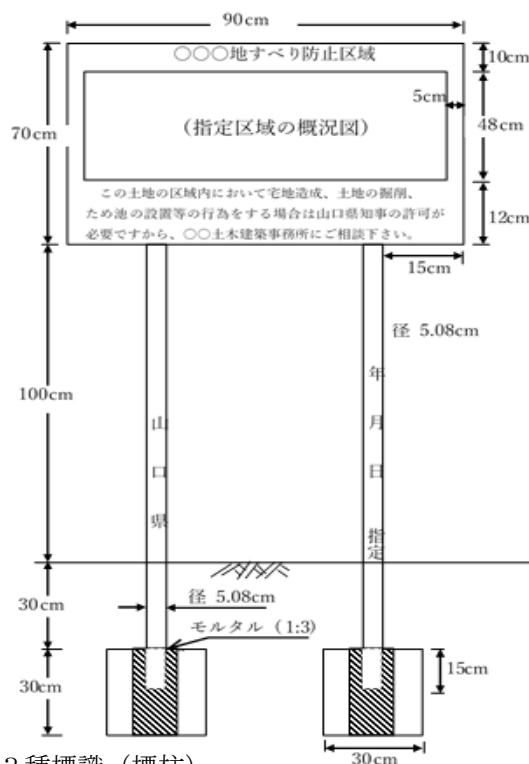
周辺が地すべり防止区域であることを明示する。

③第3種標識（標柱）

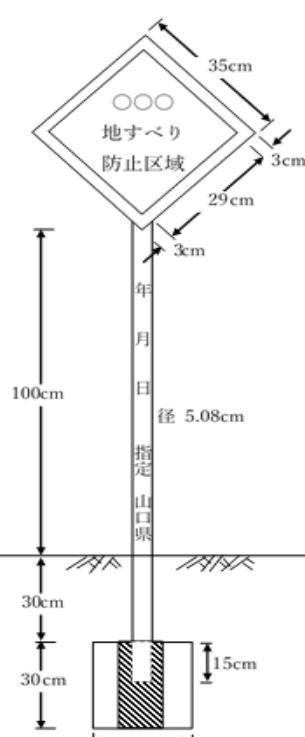
地すべり防止区域の境界を明示する。

※基礎部を除く各種標識の単価については、「公共工事設計労務・資材単価表」による。

①第1種標識



②第2種標識

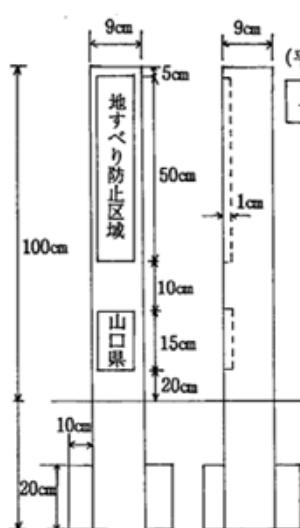


③第3種標識（標柱）

「土木工事標準単価・市場単価編 ⑨道路付属物設置工」による。

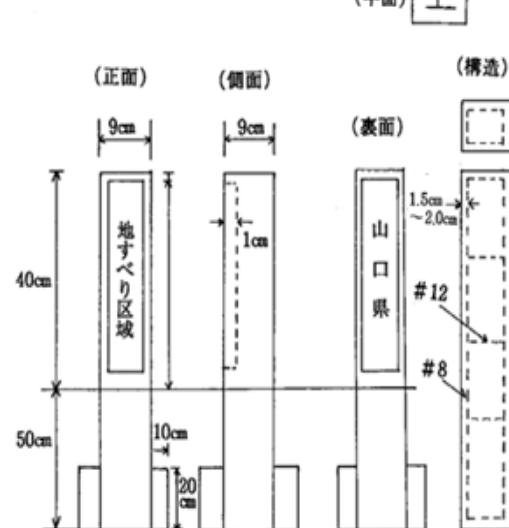
(ア) 山間部、荒地等の草木の繁茂が著しい区域に設置する。

(正面) (側面)



(イ) 人家及び耕地がある区域に設置する。

(平面) ↑



第5章 急傾斜地対策工

① 急傾斜地崩壊対策工事の調査

(1) 簡易貫入試験 (S6298)

調査で行う簡易貫入試験は下記を標準とする。

簡易貫入試験 (21m当たり)

名称	品種	単位	数量	摘要
外業費	地質調査技師	人	0.90	
	主任地質調査員	人	1.05	
	普通作業員	人	1.05	
内業費	地質調査技師	人	0.42	
	主任地質調査員	人	0.60	
材料費	コーン	個	0.38	
	ロッド	本	0.22	
機器損料		日	1.00	
計				

注1) 地形、地質、植生等作業条件による歩掛の補正はしない。

注2) 測量が必要な場合には、別途計上する。

(2) 地表調査

「業務関係積算基準及び標準歩掛表 第2編 第3章 第3節 地すべり調査

3-2 計画準備」を適用する。

② 急傾斜地崩壊対策工事の歩掛

1 落石防護柵設置工（人力施工）

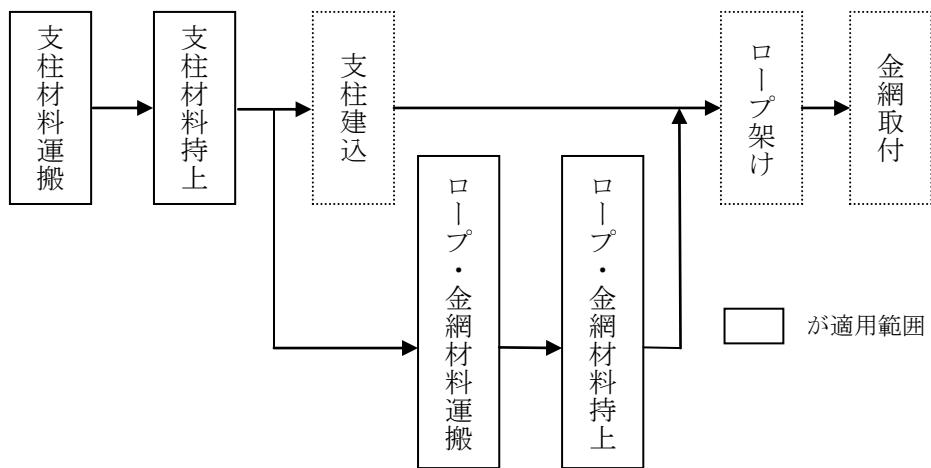
1) 適用範囲

本資料は、傾斜地でトラッククレーンが使用できない箇所の擁壁上に人力により落石防護柵を設置する場合に適用する。

また、材料運搬距離が 100~200m 又は持ち上げ高が 5~15m の場合に適用する。

2) 施工概要

標準施工フローは下図のとおりである。



3) 施工歩掛

3-1 材料運搬歩掛は次表（表3. 1）を標準とする。

(施工延長10m当たり)

規格	名称	単位	運搬距離 (m)				
			100 < L ≤ 120	120 < L ≤ 140	140 < L ≤ 160	160 < L ≤ 180	180 < L ≤ 200
H=1.50 D=3.0	世話役	人	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18
	普通作業員	人	0.67	0.72	0.77	0.81	0.86
H=2.00 D=3.0	世話役	人	0.27	0.29	0.31	0.33	0.35
	普通作業員	人	0.89	0.96	1.02	1.09	1.15

注1) 運搬距離は、トラック等の入らない場所より施工箇所までの運搬距離である。

注2) 規格のHは柵高、Dは支柱間隔である。

3-2 材料持ち上げ歩掛けは、次表（表3. 2）を標準とする。

(設置延長 10m 当り)

規格	名称	単位	持ち上げ高 (m)	
			5 < H ≤ 10	10 < H ≤ 15
H=1.50 D=3.0	世話役	人	0.24	0.26
	普通作業員	人	0.41	0.45
H=2.00 D=3.0	世話役	人	0.32	0.35
	普通作業員	人	0.51	0.56

注1) 持ち上げ高は、15mまでとする。なお、持ち上げは地上からとする。

注2) 規格のHは柵高、Dは支柱間隔である。

3-3 設置及び建込歩掛けは、「土木工事標準単価・市場単価編 ③-4 防護柵設置工（落石防護柵）」による。

3-4 単価表

(1) 落石防護柵設置 10m当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
材料運搬工		式	1	(2) 単価表
材料持上工		式	1	(3) 単価表
設置及び建込工		式	1	市場単価
計				

(2) 材料運搬 10m当たり単価表 (S6292)

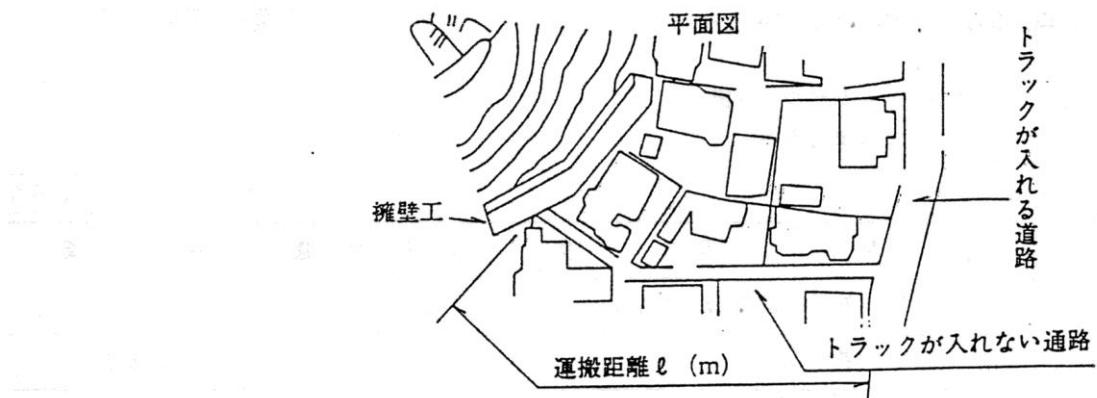
名称	規格	単位	数量	備考
世話役		人		表3. 1
普通作業員		人		表3. 1
諸雑費		式		
計				

(3) 材料持上げ 10m当たり単価表 (S6294)

名称	規格	単位	数量	備考
世話役		人		表3. 2
普通作業員		人		表3. 2
諸雑費		式		
計				

(参考図)

運搬距離のとり方は図のとおりとする。
但し、通路が2つ以上ある場合は、主なる通路の距離とする。



2 仮設費

1) 防護柵

a) 工事用仮設防護柵は急傾斜地の傾斜角度、高さ、土質、工事の施工方法等を勘案の上、人身事故及び人家に影響を及ぼさない程度のものを別図より選定する。

b) 現地の実状により、別図以外の防護柵を計画する場合は別途積算し、附図を明示して使用する。

c) 防護柵単価表

注1) 本表は設置及び撤去の歩掛である。

注2) 床堀、埋戻は諸雑費に含まれる。

注3) H形鋼の賃料は、「建設仮設材賃料算定基準」による。この場合150型は200型の賃料を準用する。

注4) 損料は「一般共通編 第II章第5章①仮設工(II-5-①-2)」の表2.1及び2.2を参照のこと。なお、土留板については表2.1、その他の木材は表2.2とする。

土工用防護柵①型(H=1.5m)

施工コード: S6310

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	松または杉丸太 200×φ12×10 本	m3	0.29	損料
横 梁	松または杉丸太 400×φ9×5 本	m3	0.16	損料
控 木	松または杉丸太 200×φ9×5 本	m3	0.08	損料
控 杭	松または杉丸太 100×φ12×5 本	m3	0.07	損料
土 留 板	松または杉板 200×20×3.6×37.5枚	m3	0.5	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
普通作業員		人	5.9	
計				

土工用防護柵②型(H=3.0m)

施工コード: S6312

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	松または杉丸太 400×φ12×5 本	m3	0.29	損料
横 梁	松または杉丸太 400×φ12×5 本	m3	0.29	損料
控 木	松または杉丸太 200×φ12×5 本	m3	0.14	損料
控 杭	松または杉丸太 150×φ12×5 本	m3	0.11	損料
土 留 板	松または杉板 200×20×3.6×75枚	m3	1.1	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	3.0	
普通作業員		人	6.4	
計				

土工用防護柵③型(H=3.0m)

施工コード: S6312

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	松または杉丸太 400×φ12×5 本	m3	0.29	損料
横 梁	松または杉丸太 400×φ12×5 本	m3	0.29	損料
控 木	松または杉丸太 200×φ12×5 本	m3	0.14	損料
控 杭	松または杉丸太 150×φ12×5 本	m3	0.11	損料
筋 違	松または杉丸太 260×φ12×20 枚	m3	0.75	損料
防 護 網	網目 φ4.0×40	m ²	30	損料
シ ー ト	ナイロンシート 1.8m×5.4m×0.37mm	m ²	30	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	3.2	
普通作業員		人	6.6	
計				

土工用防護柵④型(H=4.0m)

施工コード: S6314

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	単管 450×φ4.86×5 本	m	22.5	損料〇〇円／m／日
横 梁	単管 400×φ4.86×5 本	m	20.0	損料〇〇円／m／日
控 木	単管 300×φ4.86×5 本	m	15.0	損料〇〇円／m／日
筋 違	単管 300×φ4.86×20 本	m	60.0	損料〇〇円／m／日
防 護 網	網目 φ4.0×40	m ²	40.0	損料
シ 一 ト	ナイロンシート 1.8m×5.4m×0.37mm	m ²	40.0	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	3.9	
普通作業員		人	6.8	
計				

土工用防護柵⑤型(H=4.0m)

施工コード: S6316

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	松または杉丸太 500×φ12×5 本	m3	0.36	損料
横 梁	松または杉丸太 400×φ12×5 本	m3	0.29	損料
控 木	松または杉丸太 280×φ12×5 本	m3	0.20	損料
控 杭	松または杉丸太 150×φ12×5 本	m3	0.11	損料
土 留 板	松または杉板 200×20×3.6×100 枚	m3	1.44	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	4.2	
普通作業員		人	7.8	
計				

土工用防護柵⑥型(H=4.0m)

施工コード: S6316

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	松または杉丸太 500×φ12×5 本	m3	0.36	損料
横 梁	松または杉丸太 400×φ12×5 本	m3	0.29	損料
控 木	松または杉丸太 280×φ12×5 本	m3	0.20	損料
控 杭	松または杉丸太 150×φ12×5 本	m3	0.11	損料
筋 違	松または杉丸太 290×φ12×20 本	m3	0.84	損料
防 護 網	網目 φ4.0×40	m ²	40.0	損料
シ 一 ト	ナイロンシート 1.8m×5.4m×0.37mm	m ²	40.0	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	4.4	
普通作業員		人	7.9	
計				

土工用防護柵⑦型(H=4.0m)

施工コード:S6318

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	H 150×150×7×10×4,500× 5 本	t	0.700	賃料は H-200 型を準用する。 修理費は補助工法有として算出する。
横 梁	L 75×75×6×4,000×10 本	t	0.274	損料
土 留 板	松または杉板 200×20×3.6×100 枚	m ³	1.44	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	5.3	
普通作業員		人	8.9	
計				

土工用防護柵⑧型(H=4.0m)

施工コード:S6318

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	H 150×150×7×10×4,500× 5 本	t	0.700	賃料は H-200 型を準用する。 修理費は補助工法有として算出する。
横 梁	L 75×75×6×4,000×10 本	t	0.274	損料
防 護 網	網目 φ 4.0×40	m ²	40.0	損料
シ 一 ト	ナイロンシート 1.8m×5.4m×0.37mm	m ²	40.0	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	4.9	
普通作業員		人	8.0	
計				

土工用防護柵⑨型(H=5.0m)

施工コード:S6320

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	松または杉丸太 600×φ 12× 5 本	m ³	0.43	損料
横 梁	松または杉丸太 400×φ 12×7.5 本	m ³	0.43	損料
控 木	松または杉丸太 400×φ 12× 5 本	m ³	0.29	損料
控 杭	松または杉丸太 150×φ 12× 5 本	m ³	0.11	損料
土 留 板	松または杉板 200×20×3.6×125枚	m ³	1.8	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	5.6	
普通作業員		人	9.9	
計				

土工用防護柵⑩型(H=5.0m)

施工コード:S6320

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	松または杉丸太 600×φ12×5 本	m3	0.43	損料
横 梁	松または杉丸太 400×φ12×7.5 本	m3	0.43	損料
控 木	松または杉丸太 400×φ12×5 本	m3	0.29	損料
控 杭	松または杉丸太 150×φ12×5 本	m3	0.11	損料
筋 違	松または杉丸太 290×φ12×30 本	m3	1.25	損料
防 護 網	網目 φ4.0×40	m ²	50.0	損料
シ ー ト	ナイロンシート 1.8m×5.4m×0.37mm	m ²	50.0	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	6.1	
普通作業員		人	10.1	
計				

土工用防護柵⑪型(H=5.0m)

施工コード:S6322

10m当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	H 150×150×7×10×5,800×5 本	t	0.902	賃料は H-200 型を準用する。 修理費は補助工法有として算出する。
横 梁	L 75×75×6×4,000×12.5 本	t	0.343	損料
土留 板	松または杉板 200×20×3.6×125枚	m3	1.80	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	6.6	
普通作業員		人	10.8	
計				

土工用防護柵⑫型(H=5.0m)

施工コード:S6322

10m当たり

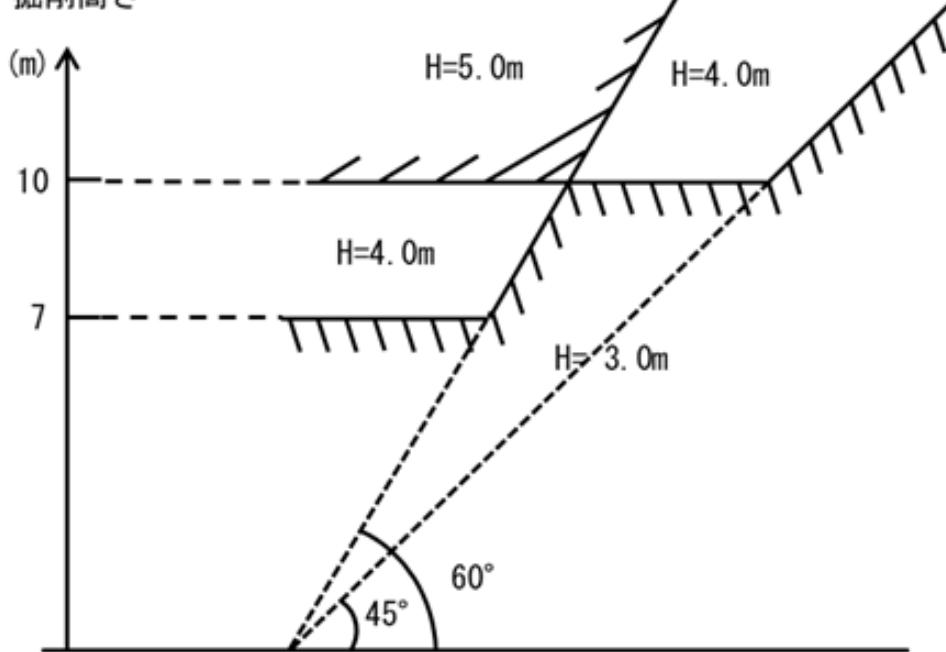
名 称	規 格	単位	数量	摘 要
主 柱	H 150×150×7×10×5,800×5 本	t	0.902	賃料は H-200 型を準用する。 修理費は補助工法有として算出する。
横 梁	L 75×75×6×4,000×12.5 本	t	0.343	損料
防 護 網	網目 φ4.0×40	m ²	50.0	損料
シ ー ト	ナイロンシート 1.8m×5.4m×0.37mm	m ²	50.0	損料
諸 雜 費		式	1.0	上記までの合計金額の 10%
とび 工		人	6.3	
普通作業員		人	9.8	
計				

土工用防護柵使用基準

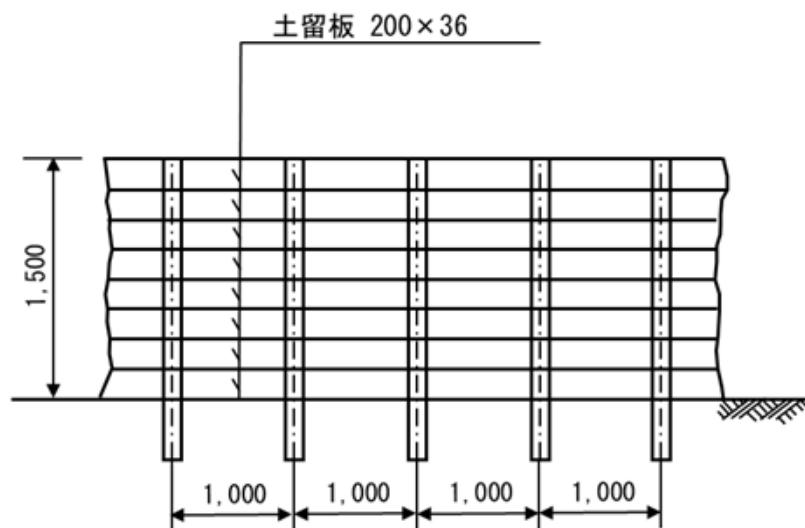
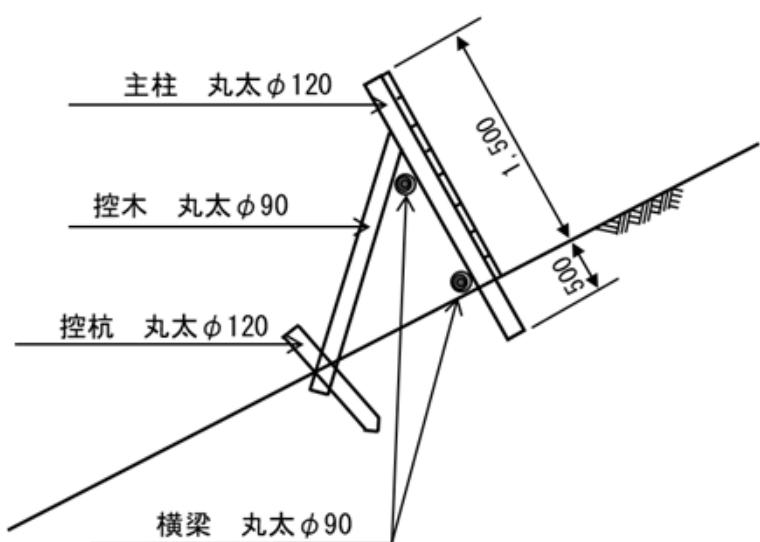
(昭和58年7月5日付砂防第216号による)

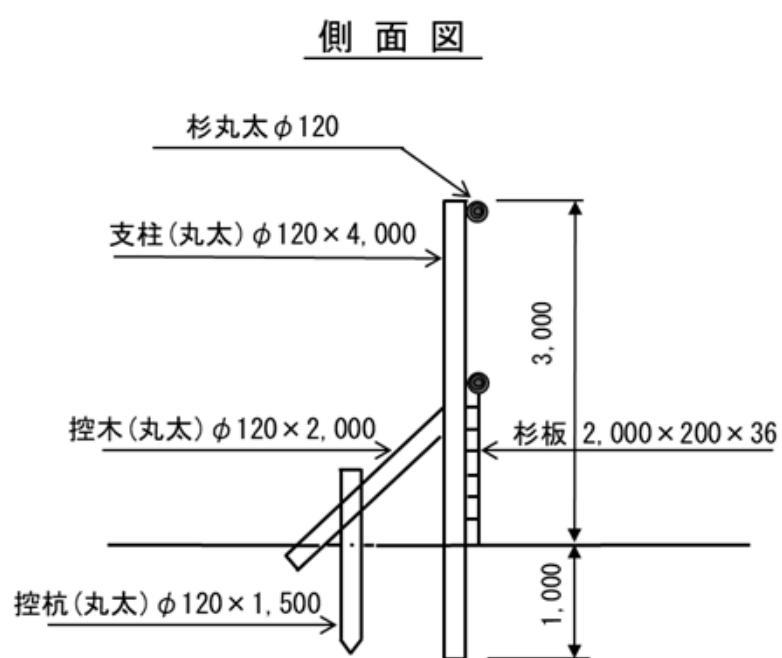
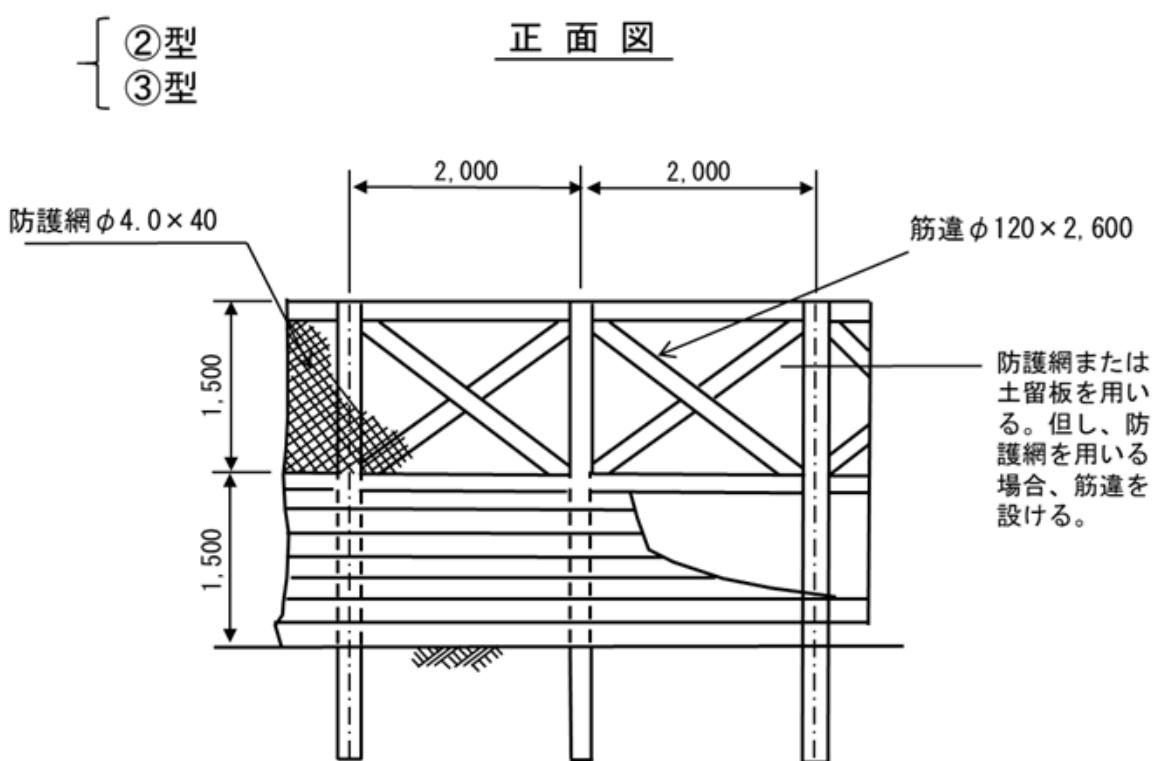
有効高さ	使用範囲	防護柵型	土質等
1. 5 m	斜面中間	①	
3. 0 m	斜面勾配 45° 未満	②	小崩落が予想される
	斜面勾配 $45^\circ \sim 60^\circ$ 堀削高 10m 未満	③	土質良好
	斜面勾配 60° 以上、堀削高 7m 未満		
4. 0 m	斜面勾配 $45^\circ \sim 60^\circ$ 堀削高 10m 以上 斜面勾配 60° 以上、堀削高 7m~10m	④	土質良好
		⑤	小崩落が予想される
		⑥	土質良好
		⑦	小崩落が予想される 人家との間に余裕がない
		⑧	土質良好 人家との間に余裕がない
		⑨	小崩落が予想される
5. 0 m	斜面勾配 60° 以上、堀削高 10m 以上	⑩	土質良好
		⑪	小崩落が予想される 人家との間に余裕がない
		⑫	土質良好 人家との間に余裕がない

掘削高さ



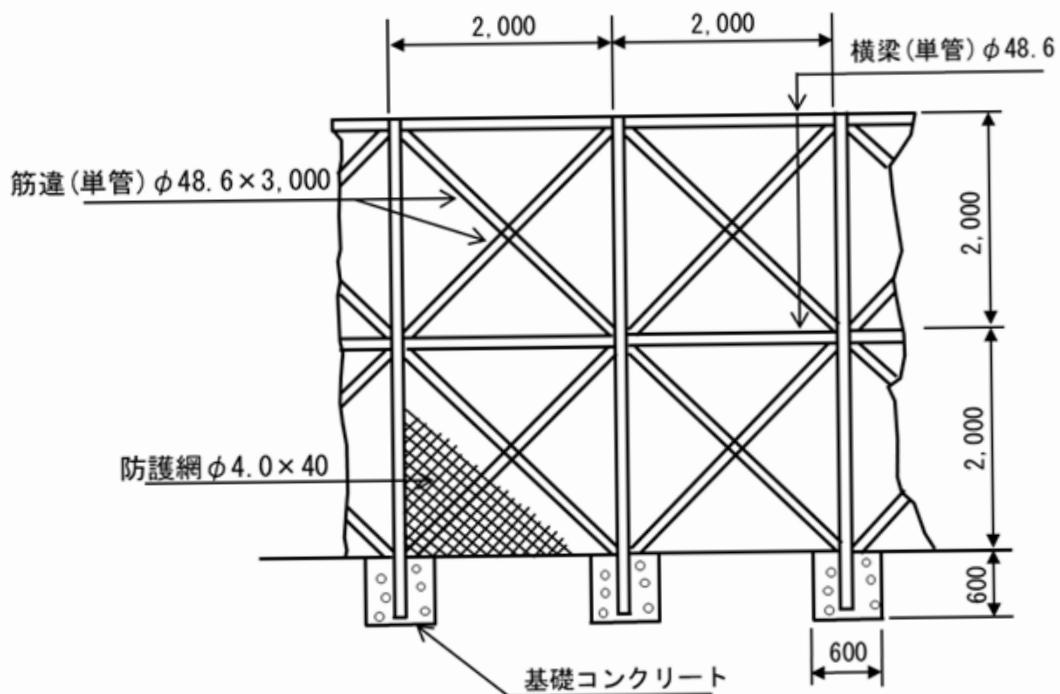
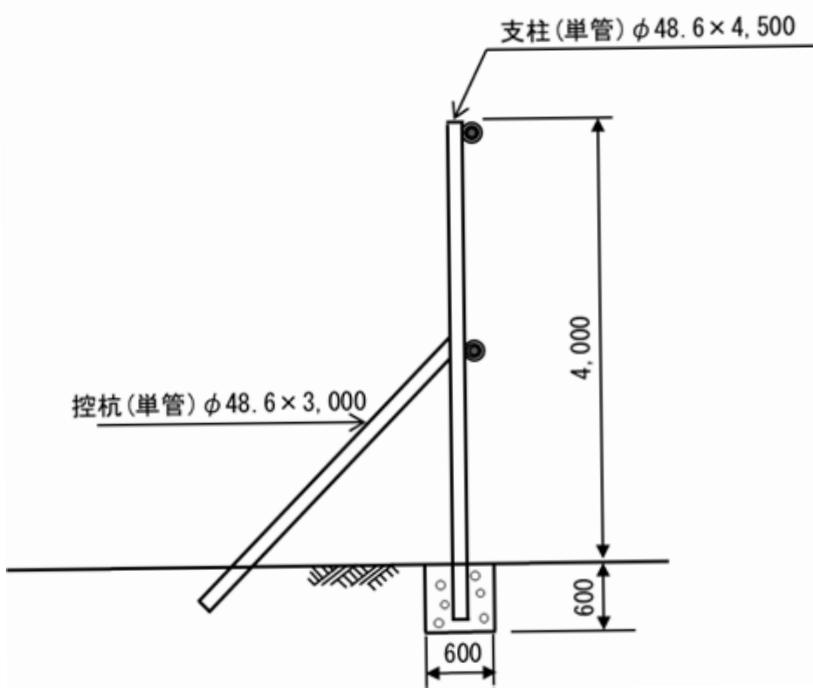
①型

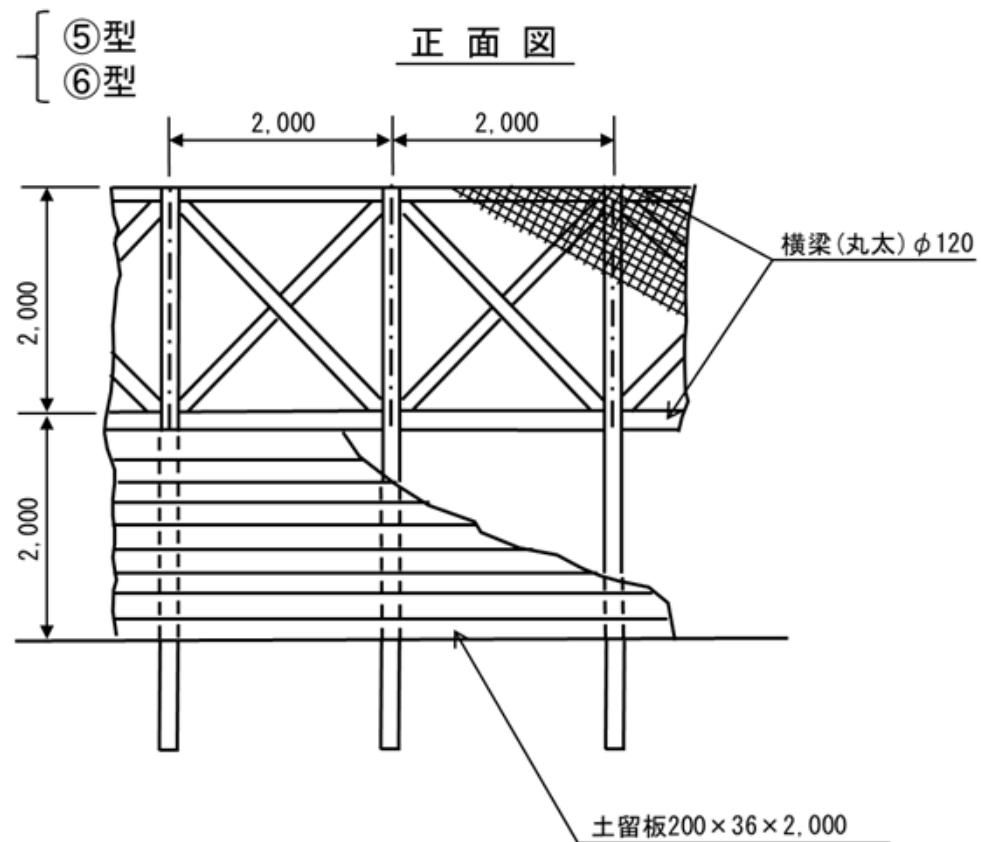
正面図側面図



正面図

(4)型

側面図

側面図

支柱(丸太) φ120×5,000

4,000

控木(丸太) φ120×2,800

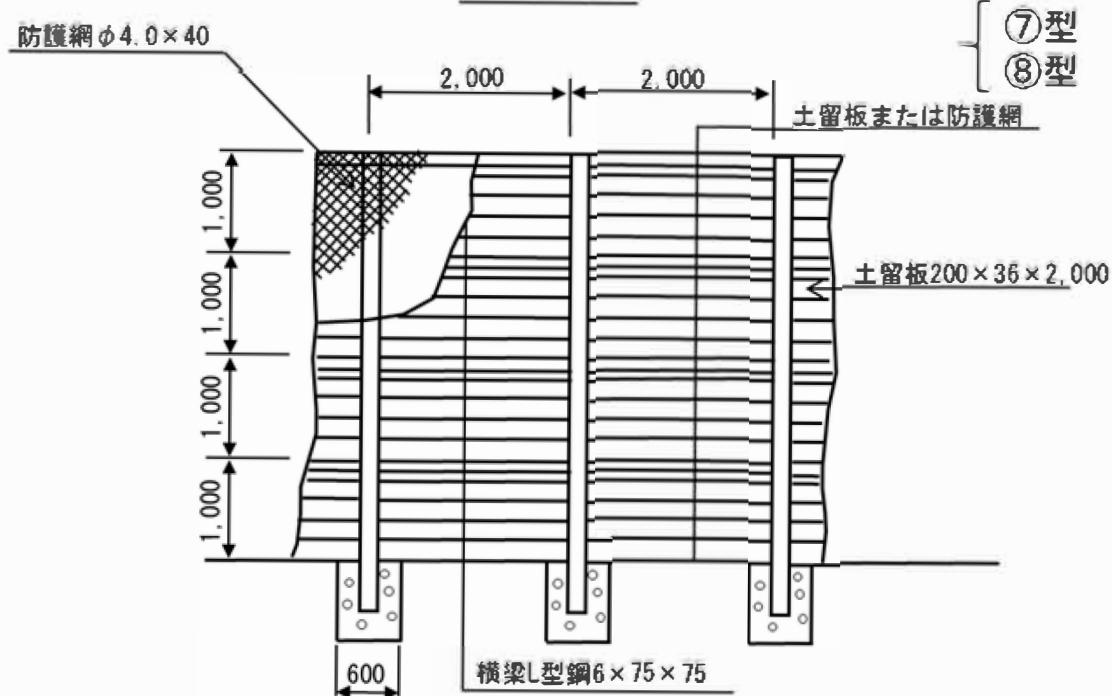
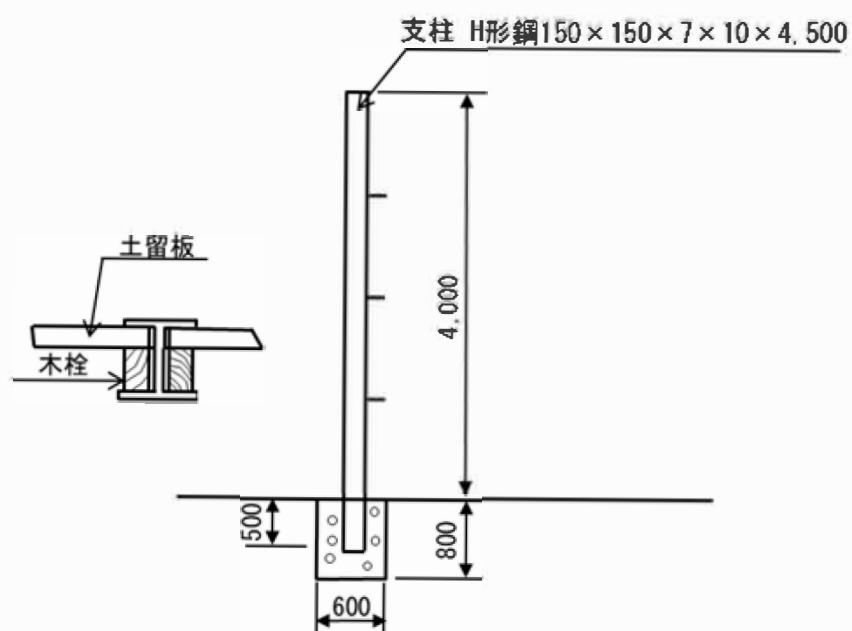
杉板 2,000×200×36

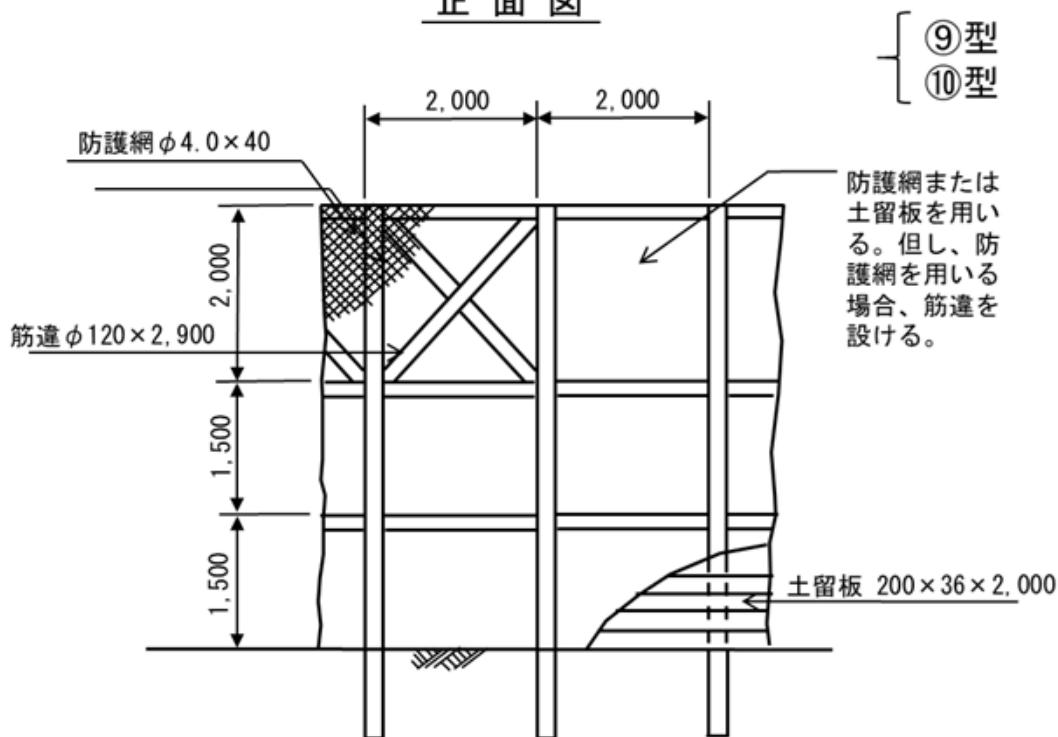
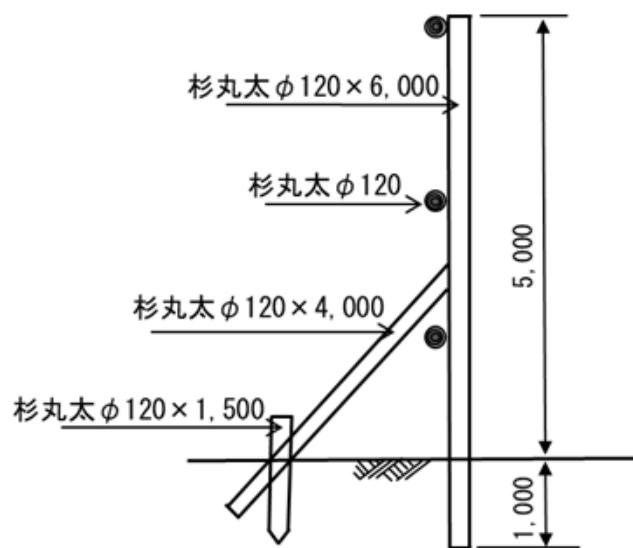
1,000

土留板

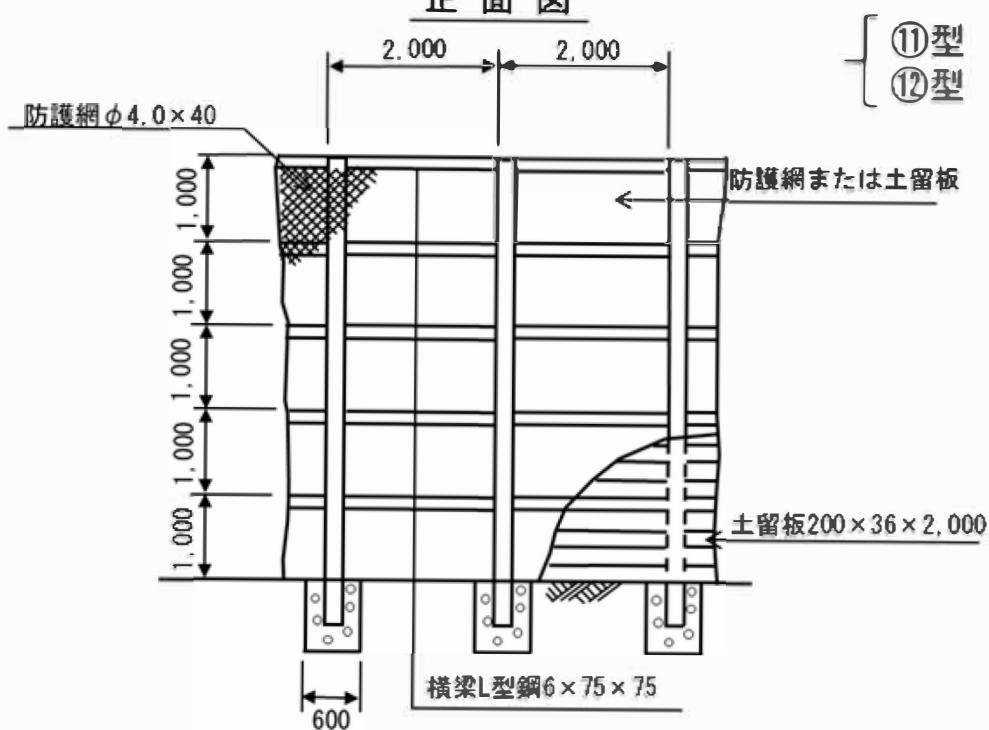
控杭(丸太) φ120×1,500

運5-27

正面図側面図

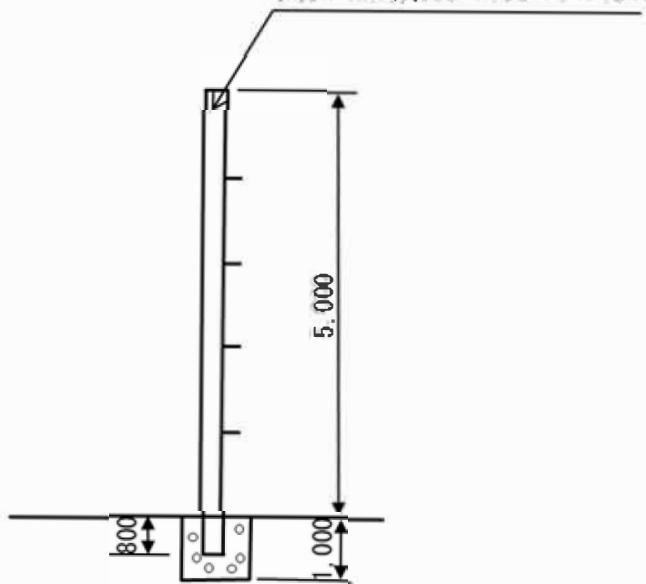
正面図側面図

正面図



側面圖

支柱 H形鋼 $150 \times 150 \times 7 \times 10 \times 5,800$



③ 急傾斜地崩壊危険区域 指定地標識設置工

①第1種標識

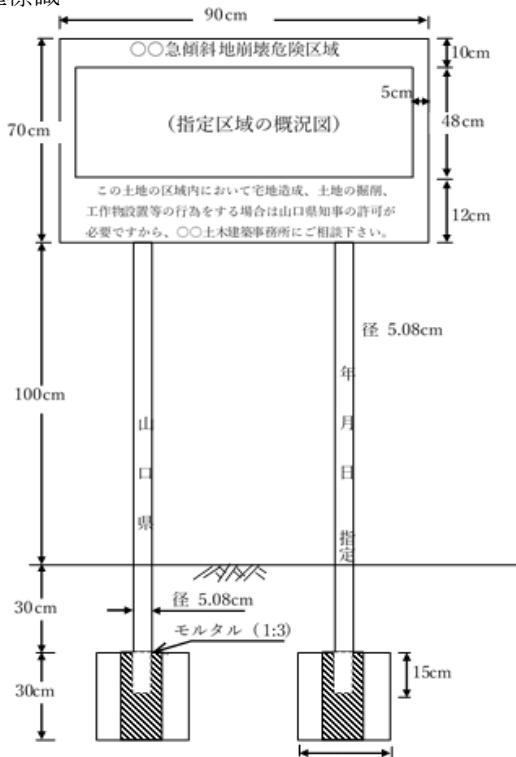
急傾斜地崩壊危険区域の範囲および指定区域内における制限行為について表示し、関係住民への周知徹底を図る。

②第2種標識（標柱）

急傾斜地崩壊危険区域の境界を明示する。

※基礎部を除く各種標識の単価については、「公共工事設計労務・資材単価表」による。

①第1種標識

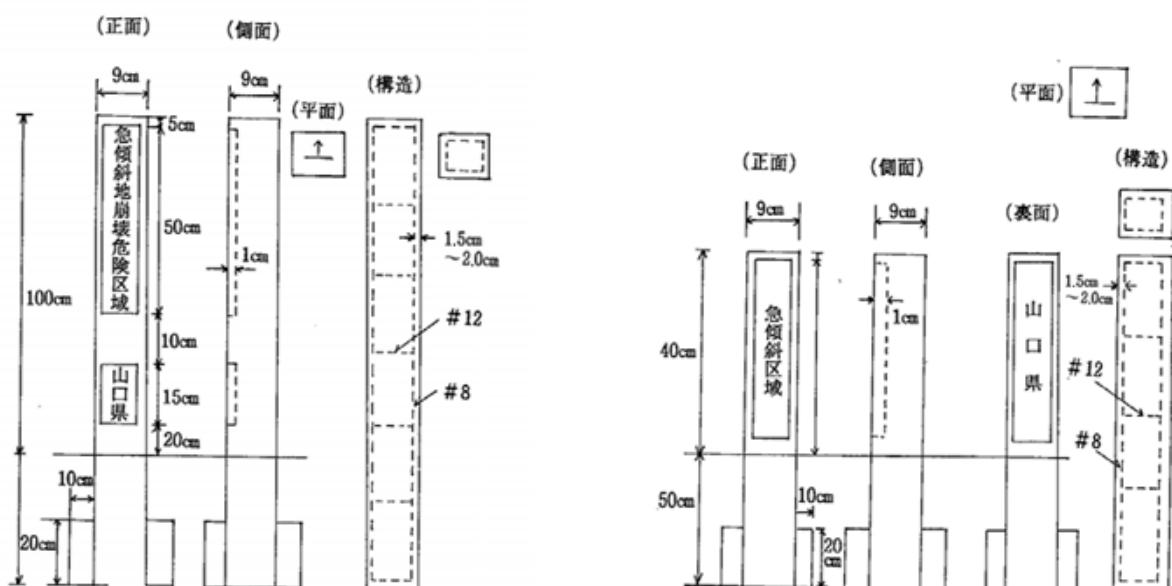


②第2種標識（標柱）

「土木工事標準単価・市場単価編 ⑨道路付属物設置工」による。

(ア) 山間部、荒地等の草木の繁茂が著しい区域に設置する。

(イ) 人家及び耕地がある区域に設置する。



第X編 港湾

第1章 総 則

1節 総 則

本運用編は、港湾課所管事業に適用するものとする。港湾課所管事業以外に適用する場合は、当該事業所管課に確認をすること。

本運用編は、「山口県設計標準歩掛表（港湾編）」を補足するものである。ただし、重複して記載のある項目については、原則として本運用編を使用するものとする。

1. 実施設計書・図面等の作成上の注意事項

1-(1) 測量方法

1-(1)-1 起終点の設定法

- 1) 陸より海に突出している防波堤、突堤、防砂堤、導流堤等は陸側を起点とし、海側を終点とする。
- 2) 陸と離れて海上にある防波堤等は陸より海に向いて左側を起点とし、右側を終点とする。
- 3) 岸壁、物揚場および護岸等は陸より海に向いて左側を起点とし、右側を終点とする。
ただし、主施設の取付となっている護岸は、主施設の（終）点を起点とする。
- 4) 河川、運河を横断する橋りょう、水門、こう門等の施設については、上流または奥地より海に向いて左側を起点とし、右側を終点とする。

1-(1)-2 縦横断の測量法

横断面図は起点より終点方向へ向って作図する。

1) 防波堤、導流堤、防砂堤、突堤

縦断方向の基準線は防波堤等の上部工を中心とし、その測点間隔は原則として 10～20m とするが、断面等の変化が大きい個所がある場合は、変化する個所ごとに中間点を設ける。
また、横断方向の測点間隔は 2～5m とする。

2) 岸壁、物揚場

縦断方向の基準線は岸壁等の上部工の前面を法線とし、その測点間隔は原則として 10～20m とするが、断面等の変化が大きい個所がある場合は、変化する個所ごとに中間点を設ける。

また、横断方向の測点間隔は 2～5m とする。

3) 護岸、堤防等

測点間隔は原則として 20～50m とするが、断面等の変化が大きい個所がある場合は変化する個所ごとに中間点を設ける。

また、横断方向の測点間隔は 2～5m とする。

1-(2) ブロックについて

1) 消波工の発注について

消波工を発注する際には、設計図書に施工方法（層積 or 乱積）を明記し、施工管理を行うこと。

2) ブロックの製作・仮置・据付

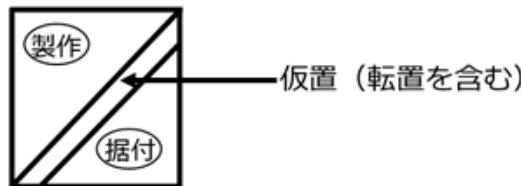
ブロックの製作、仮置、据付は年次別表を添付し、過年度施工、当該年度分を明確にする。

(例)	名称	全 体			前年度			今 年 度			次 年度			概 要
		製 作	仮 置	据 付	製 作	仮 置	据 付	製 作	仮 置	据 付	製 作	仮 置	据 付	
	A型	30	30	30	5	0	0	10	15	15	15	15	15	25.2t
	B型	25	25	25	5	0	0	10	10	10	5	15	15	19.0t

3) 図面の着色について

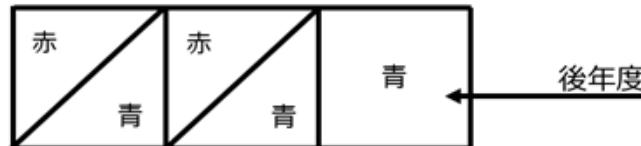
縦断図は次の様式で製作、仮置、据付を明らかにし、過年度施工（前年度を除く）は黒、前年度は黄、當年度は赤、翌年度以降は青で着色のこと。

(図面表示方法)



(例)

- ・製作のみの場合
(据付は後年度)



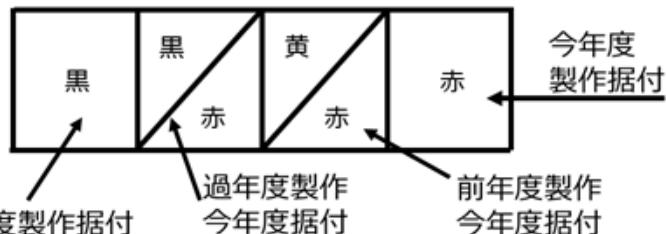
- ・製作、仮置の場合



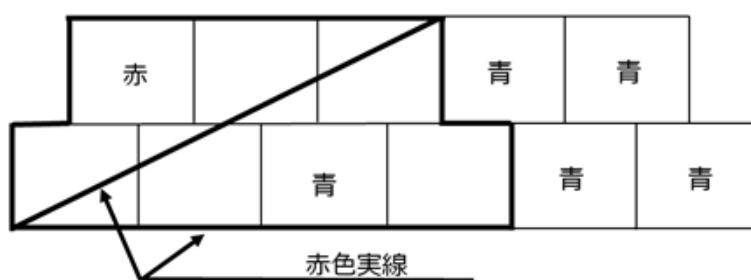
- ・製作、据付の場合



- ・過年度製作、
今年度据付の場合



- ・ブロックの個数が多い場合は全体で着色してよい (例 今年度製作)



2. 設計書の作成要領

2-(1) 設計書の記入例

設計書は、本工事費内訳表・工種明細表・科目内訳表・施工代価表により構成し、記入要領は下記によることとする。

本工事費内訳表に記載する項目は、費目（レベル0）及び部位区分（レベル1）、大区分（レベル2）とし、中区分（レベル3）以下については、工種明細表以下に記載するものとする。

(例)

本 工 事 費 内 訳 表					
名称・規格など	数量	単位	単 價	金 額	備 考
本工事費 (○○費)					X1000
航路・泊地工		一式		*****	Y1***
浚渫工	1	一式	*****	*****	Y2*** 明第*****表
土捨工	1	一式	*****	*****	Y2*** 明第*****表
上部工		一式			Y1***
上部コンクリート工	1	一式	*****	*****	Y2*** 明第*****表
		...			
直接工事費				*****	
事業損失防止施設費				*****	Z***
(積み上げによる加算額)	1	一式	*****	*****	Y2*** 明第*****表
回航費				*****	Z***
(積み上げによる加算額)	1	一式	*****	*****	Y2*** 明第*****表
		...			
共通仮設費（率分）				*****	
共通仮設費計				*****	
純工事費計				*****	
現場管理費				*****	
工事原価計				*****	
一般管理費（率分）				*****	
契約保証費				*****	
一般管理費計				*****	
工事価格				*****	
消費税相当額				*****	
工事費計				*****	
本工事費 (○×費)				*****	X*000
航路・泊地工		一式		*****	Y1***
浚渫工	1	一式	*****	*****	Y2*** 明第*****表
		...			
工事費計				*****	

本工事費 (××費)				*****	X*000
---------------	--	--	--	-------	-------

...

鋼矢板工

工種明細表

明第*****表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
導材工		一式			Y3***
導材設置撤去	***	組	*****	*****	S**** 单第*****表
鋼矢板準備工		一式		*****	Y3***
鋼矢板準備		一式		*****	Y4***
鋼矢板材料	***	一式	*****	*****	S**** 单第*****表
鋼矢板荷下ろし	***	毎	*****	*****	S**** 单第*****表
鋼矢板運搬		一式		*****	Y4***

...

2-(2) 合併施工及び合冊工事にかかる精算額の算出

合併施工及び合冊工事の精算額算出における、各事業（各施設費目）の経費負担額は、1円単位で算出するものとする。ただし、端数処理にあたっては、補助率の高い事業（施設費目）の端数を切り捨てるものとする。

(端数処理の例)

- ・「補助事業」と「単独事業」 → 「補助事業」の端数を切り捨て
例 1 (単位：円、消費税含む)

	請負額 (精算額)	設計額	算式
全体設計額	16,170,000	16,327,500	
補助事業分	14,921,114	15,066,450	$(16,170,000 \times 15,066,450) \div 16,327,500 = 14,921,114$
単独事業分	1,248,886	1,261,050	$16,170,000 - 14,921,114 = 1,248,886$

※設計額の算出は各事業（施設）ごとに積算し、諸経費は同時按分する。

- ・同一補助事業で、補助率が複数ある場合（補助率の異なる事業どうしも同様）
→ 補助率が高いものから端数を切捨て、最も補助率の少ないものの端数を切り上げ

例 2

(単位：円、消費税含む)

	請負額 (精算額)	設計額	算式
全体設計額	16,170,000	16,327,500	
施設 A 費 (補助率 1/2)	14,921,114	15,066,450	$(16,170,000 \times 15,066,450) \div 16,327,500 = 14,921,114$
施設 B 費 (補助率 1/3)	1,248,886	1,261,050	$16,170,000 - 14,921,114 = 1,248,886$

※設計額の算出は各事業（施設）ごとに積算し、諸経費は同時按分する。

例 3

(単位：円、消費税含む)

	請負額 (精算額)	設計額	算式
全体設計額	16,800,000	16,936,500	
施設 A 費 (補助率 5/10)	14,945,021	15,066,450	$(16,800,000 \times 15,066,450) \div 16,936,500 = 14,945,021$
施設 B 費 (補助率 4/10)	1,250,886	1,261,050	$(16,800,000 \times 1,261,050) \div 16,936,500 = 1,250,886$
単独費	604,093	609,000	$16,800,000 - 14,945,021 - 1,250,886 = 604,093$

※設計額の算出は各事業（施設）ごとに積算し、諸経費は同時按分する。

3. 金抜設計書作成上の注意事項

- ・材料割増率、浚渫の余堀等の表示方法
基礎捨石、裏込捨石、置換え砂等の割増を含めない純捨石量等及び、浚渫の余堀を含めない純土量等は施工計画書に明示すること。
浚渫工の図面には余堀線を表示しない

4. 空港土木工事について

空港関係の歩掛及び施工管理については、必要に応じて以下によるものとする。

- ・空港請負工事積算基準 国土交通省航空局
- ・空港土木工事共通仕様書 国土交通省航空局

5. 各港の潮位

設計、積算に使用する各港の潮位については、「各港潮位表」のとおりとする。

埴生港

+6.00

下関港 ※下関市港湾局所管

基準	T.P.(m)	C.D.L.(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L.(m)
設計高潮位(H.H.W.L.)	4.40	6.55	設計高潮位(H.H.W.L.)	+4.40	6.44
既往最高潮位	不明	不明	既往最高潮位(H.H.W.L.)	4.08	6.10
高潮警報潮位	2.80	4.95	L2津波高(参考)	+3.70	+4.00
高潮注意報潮位	2.30	4.45	高潮警報潮位	+2.80	+3.00
L2津波高(参考)	3.70	5.85	設計津波潮位(L1津波高)	+2.76	+2.76
設計津波潮位(L1津波高)	2.76	4.91	設計津波潮位(L1津波高)	+2.30	+2.00
朔望平均満潮位	1.80	3.95	高潮注意報潮位	+1.80	+1.80
平均満潮面	1.21	3.36	朔望平均満潮位	+1.21	+1.00
東京湾平均海面	0.00	2.15	平均満潮面	+1.21	+1.00
平均水面	-0.05	2.10	東京湾平均海面(T.P.)	+0.00	+0.00
平均干潮面	-1.21	0.94	平均満潮面	-0.05	-0.05
朔望平均干潮面	-2.00	0.15	平均干潮面	-1.21	-1.00
基本水準面	-2.15	0.00	朔望平均干潮面	-2.00	-2.00
既往最低潮位	不明	不明	基本水準面(C.D.L.)	-2.15	-2.15

-3.00 【T.P.(m)】

+6.00

下關港

+5.00

基準	T.P.(m)	C.D.L.(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L.(m)
設計高潮位(H.H.W.L.)	4.40	6.55	設計高潮位(H.H.W.L.)	+4.40	6.44
既往最高潮位	不明	不明	既往最高潮位(H.H.W.L.)	4.08	6.10
高潮警報潮位	2.80	4.95	L2津波高(参考)	+3.70	+4.00
高潮注意報潮位	2.30	4.45	高潮警報潮位	+2.80	+3.00
L2津波高(参考)	3.70	5.85	設計津波潮位(L1津波高)	+2.76	+2.76
設計津波潮位(L1津波高)	2.76	4.91	高潮注意報潮位	+2.30	+2.00
朔望平均満潮位	1.80	3.95	高潮注意報潮位(L1津波高)	+1.79	+2.00
平均満潮面	1.20	3.36	朔望平均満潮位	+1.20	+1.00
東京湾平均海面	0.00	2.16	平均満潮面	+1.20	+1.00
平均水面	-0.06	2.10	東京湾平均海面(T.P.)	+0.00	+0.00
平均干潮面	-1.22	0.94	平均水面	-0.06	-0.06
朔望平均干潮面	-2.01	0.15	平均干潮面	-1.22	-1.00
基本水準面	-2.16	0.00	朔望平均干潮面	-2.01	-2.00
既往最低潮位	不明	不明	基本水準面(C.D.L.)	-2.16	-2.16

-3.00 【T.P.(m)】

厚狭港

+6.00

下關港

+5.00

基準	T.P.(m)	C.D.L.(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L.(m)
設計高潮位(H.H.W.L.)	4.19	6.35	設計高潮位(H.H.W.L.)	+4.19	6.42
既往最高潮位	不明	不明	既往最高潮位(H.H.W.L.)	4.08	6.19
高潮警報潮位	2.80	4.96	L2津波高(参考)	+3.70	+4.00
高潮注意報潮位	2.30	4.46	高潮警報潮位	+2.80	+3.00
L2津波高(参考)	3.70	5.86	設計津波潮位(L1津波高)	+2.76	+2.76
設計津波潮位(L1津波高)	2.76	4.92	高潮注意報潮位	+2.30	+2.00
朔望平均満潮位	1.79	3.95	朔望平均満潮位	+1.79	+2.00
平均満潮面	1.20	3.36	平均満潮面	+1.20	+1.00
東京湾平均海面	0.00	2.16	東京湾平均海面(T.P.)	+0.00	+0.00
平均水面	-0.06	2.10	平均水面	-0.06	-0.06
平均干潮面	-1.22	0.94	平均干潮面	-1.22	-1.00
朔望平均干潮面	-2.01	0.15	朔望平均干潮面	-2.01	-2.00
基本水準面	-2.16	0.00	基本水準面	-2.16	-2.00
既往最低潮位	不明	不明	既往最低潮位	-2.16	-2.16

+6.00

下關港

+5.00

基準	T.P.(m)	C.D.L.(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L.(m)
設計高潮位(H.H.W.L.)	4.42	6.44	設計高潮位(H.H.W.L.)	+4.42	+4.00
既往最高潮位(H.H.W.L.)	4.08	6.10	既往最高潮位	+4.08	+4.00
L2津波高(参考)	2.80	4.82	L2津波高(参考)	+3.80	+3.00
高潮注意報潮位	2.40	4.42	高潮警報潮位	+2.80	+2.80
L2津波高(参考)	3.80	5.82	設計津波潮位(L1津波高)	+2.76	+2.76
設計津波潮位(L1津波高)	2.76	4.78	高潮注意報潮位	+2.40	+2.00
朔望平均満潮位	1.88	3.90	朔望平均満潮位	+1.88	+1.00
平均満潮面	1.23	3.25	平均満潮面	+1.23	+1.00
東京湾平均海面	0.00	2.02	東京湾平均海面(T.P.)	+0.00	+0.00
平均水面	0.08	2.10	平均水面	-0.08	-0.08
平均干潮面	-0.94	-1.08	平均干潮面	-0.94	-1.00
朔望平均干潮面	-1.96	0.06	朔望平均干潮面	-1.96	-2.00
基本水準面	-2.02	0.00	基本水準面(C.D.L.)	-2.02	-2.00
既往最低潮位	-2.73	-0.71	既往最低潮位	-2.73	-3.00

+6.00

下關港

+5.00

基準	T.P.(m)	C.D.L.(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L.(m)
設計高潮位(H.H.W.L.)	4.31	6.42	設計高潮位(H.H.W.L.)	+4.31	+4.00
既往最高潮位(H.H.W.L.)	4.08	6.19	既往最高潮位	+4.08	+4.00
L2津波高(参考)	2.80	4.91	L2津波高(参考)	+3.80	+3.00
高潮注意報潮位	2.40	4.51	高潮警報潮位	+2.80	+2.80
L2津波高(参考)	3.80	5.91	設計津波潮位(L1津波高)	+2.76	+2.76
設計津波潮位(L1津波高)	2.76	4.87	高潮注意報潮位	+2.40	+2.00
朔望平均満潮位	1.81	3.92	朔望平均満潮位	+1.81	+1.00
平均満潮面	1.23	3.34	平均満潮面	+1.23	+1.00
東京湾平均海面	0.00	2.11	東京湾平均海面	+0.00	+0.00
平均水面	-0.01	2.10	平均水面	-0.01	-0.01
平均干潮面	-1.21	0.90	平均干潮面	-1.21	-1.00
朔望平均干潮面	-2.04	0.07	朔望平均干潮面	-2.04	-2.00
基本水準面	-2.11	0.00	基本水準面	-2.11	-2.00
既往最低潮位	-2.73	-0.62	既往最低潮位	-2.73	-3.00

備6-7

丸尾港

+6.00

+6.00
+5.00
+4.00
+3.00
+2.00
+1.00
+0.00
-1.00
-2.00
-3.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.72	5.75
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.70	4.73
高潮注意報潮位	2.20	4.23
L2津波高(参考)	3.20	5.23
設計津波潮位(L1津波高)	2.56	4.59
朔望平均満潮位	1.62	3.65
平均満潮面	1.08	3.11
東京湾平均海面	0.00	2.03
平均水面	-0.03	2.00
平均干潮面	-0.95	1.08
朔望平均干潮面	-1.68	0.35
基本水準面	-2.03	0.00
既往最低潮位	不明	不明

備6-8

-3.00 【T.P.(m)】

小野田港

+6.00
+5.00
+4.00
+3.00
+2.00
+1.00
+0.00
-1.00
-2.00
-3.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.72	5.75
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.70	4.73
高潮注意報潮位	2.20	4.23
L2津波高(参考)	3.20	5.23
設計津波潮位(L1津波高)	2.56	4.59
高潮注意報潮位	2.20	4.59
朔望平均満潮位	1.62	3.65
平均満潮面	1.08	3.11
東京湾平均海面	0.00	2.03
平均水面	-0.03	2.00
平均干潮面	-0.95	1.08
朔望平均干潮面	-1.68	0.35
基本水準面	-2.03	0.00
既往最低潮位	不明	不明

+0.00
-1.00
-2.00
-3.00+6.00
+5.00
+4.00
+3.00
+2.00
+1.00
+0.00
-1.00
-2.00
-3.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	4.12	6.15
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.80	4.83
高潮注意報潮位	2.30	4.33
L2津波高(参考)	3.20	5.23
設計津波潮位(L1津波高)	2.56	4.59
高潮注意報潮位	2.30	4.59
朔望平均満潮位	1.62	3.65
平均満潮面	1.08	3.11
東京湾平均海面	0.00	2.03
平均水面	-0.03	2.00
平均干潮面	-0.95	1.08
朔望平均干潮面	-1.68	0.35
基本水準面	-2.03	0.00
既往最低潮位	不明	不明

+6.00
+5.00
+4.00
+3.00
+2.00
+1.00
+0.00
-1.00
-2.00
-3.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	4.18	6.35
既往最高潮位(1999.10.26)	2.21	4.38
高潮警報潮位	2.80	4.97
高潮注意報潮位	2.30	4.47
L2津波高(参考)	3.20	5.57
設計津波潮位(L1津波高)	2.56	4.93
高潮注意報潮位	2.20	5.76
朔望平均満潮位	1.62	3.95
平均満潮面	1.08	3.36
東京湾平均海面	0.00	2.17
平均水面	-0.03	2.10
平均干潮面	-0.95	0.94
朔望平均干潮面	-1.68	0.15
基本水準面	-2.03	0.00
既往最低潮位	不明	-0.47

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	4.18	6.35
L2津波高(参考)	3.40	4.00
高潮警報潮位	2.80	3.00
高潮注意報潮位	2.30	2.30
朔望平均満潮位	1.62	2.21
平均満潮面	1.08	1.78
東京湾平均海面	0.00	0.00
平均水面	-0.03	-0.07
平均干潮面	-0.95	-1.23
朔望平均干潮面	-1.68	-2.02
基本水準面	-2.03	-2.02
既往最低潮位	不明	-2.17

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.85	5.96
既往最高潮位(1999.9.24)	3.62	5.73
高潮警報潮位	2.70	4.81
高潮注意報潮位	2.20	4.31
L2津波高(参考)	2.90	5.01
設計津波潮位(L1津波高)	2.35	4.46
高潮注意報潮位	1.75	3.86
朔望平均満潮位	1.18	3.29
平均満潮面	0.00	2.11
東京湾平均海面	-0.01	2.10
平均水面	-0.03	0.95
平均干潮面	-0.95	-1.16
朔望平均干潮面	-1.68	-1.95
基本水準面	-2.11	0.00
既往最低潮位	不明	-2.56

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.85	5.96
既往最高潮位	3.62	5.73
高潮警報潮位	2.70	4.81
高潮注意報潮位	2.20	4.31
L2津波高(参考)	2.90	5.01
設計津波潮位(L1津波高)	2.35	4.46
高潮注意報潮位	1.75	3.86
朔望平均満潮位	1.18	3.29
平均満潮面	0.00	2.11
東京湾平均海面	-0.01	2.10
平均水面	-0.03	0.95
平均干潮面	-0.95	-1.16
朔望平均干潮面	-1.68	-1.95
基本水準面	-2.11	0.00
既往最低潮位	不明	-2.56

+6.00
+5.00
+4.00
+3.00
+2.00
+1.00
+0.00
-1.00
-2.00
-3.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	4.18	6.35
L2津波高(参考)	3.40	4.00
高潮警報潮位	2.80	3.00
高潮注意報潮位	2.30	2.30
朔望平均満潮位	1.62	2.21
平均満潮面	1.08	1.78
東京湾平均海面	0.00	0.00
平均水面	-0.03	-0.01
平均干潮面	-0.95	-1.16
朔望平均干潮面	-1.68	-1.95
基本水準面	-2.11	0.00
既往最低潮位	不明	-2.56

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	4.18	6.35
L2津波高(参考)	3.40	4.00
高潮警報潮位	2.80	3.00
高潮注意報潮位	2.30	2.30
朔望平均満潮位	1.62	2.21
平均満潮面	1.08	1.78
東京湾平均海面	0.00	0.00
平均水面	-0.03	-0.01
平均干潮面	-0.95	-1.16
朔望平均干潮面	-1.68	-1.95
基本水準面	-2.11	0.00
既往最低潮位	不明	-2.56

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	4.18	6.35
L2津波高(参考)	3.40	4.00
高潮警報潮位	2.80	3.00
高潮注意報潮位	2.30	2.30
朔望平均満潮位	1.62	2.21
平均満潮面	1.08	1.78
東京湾平均海面	0.00	0.00
平均水面	-0.03	-0.01
平均干潮面	-0.95	-1.16
朔望平均干潮面	-1.68	-1.95
基本水準面	-2.11	0.00
既往最低潮位	不明	-2.56

+6.00
+5.00
+4.00
+3.00
+2.00
+1.00
+0.00
-1.00
-2.00
-3.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	4.18	6.35
L2津波高(参考)	3.40	4.00
高潮警報潮位	2.80	3.00
高潮注意報潮位	2.30	2.30
朔望平均満潮位	1.62	2.21
平均満潮面	1.08	1.78
東京湾平均海面	0.00	0.00
平均水面	-0.03	-0.01
平均干潮面	-0.95	-1.16
朔望平均干潮面	-1.68	-1.95
基本水準面	-2.11	0.00
既往最低潮位	不明	-2.56

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	4.18	6.35
L2津波高(参考)	3.40	4.00
高潮警報潮位	2.80	3.00
高潮注意報潮位	2.30	2.30
朔望平均満潮位	1.62	2.21
平均満潮面	1.08	1.78
東京湾平均海面	0.00	0.00
平均水面	-0.03	-0.01
平均干潮面	-0.95	-1.16
朔望平均干潮面	-1.68	-1.95
基本水準面	-2.11	0.00
既往最低潮位	不明	-2.56

+6.00
+5.00
+4.00
+3.00
+2.00
+1.00
+0.00
-1.00
-2.00
-3.00

青江港

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.76	5.70
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.80	4.74
高潮注意報潮位	2.30	4.24
L2津波高(参考)	3.20	5.14
設計津波潮位(L1津波高)	2.23	4.17
朔望平均満潮位	1.56	3.50
平均満潮面	1.04	2.98
東京湾平均海面	0.00	1.94
平均水面	-0.04	1.90
平均干潮面	-0.93	1.01
朔望平均干潮面	-1.64	0.30
基本水準面	-1.94	0.00
既往最低潮位	不明	不明

図6-9

山口東港

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.76	5.70
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.80	4.74
高潮注意報潮位	2.30	4.24
L2津波高(参考)	3.20	5.14
高潮注意報潮位	2.80	4.74
設計津波潮位(L1津波高)	2.23	4.17
朔望平均満潮位	1.56	3.50
平均満潮面	1.04	2.98
東京湾平均海面(T.P.)	+0.00	+0.00
平均水面	-0.04	-0.04
平均干潮面	-0.93	-1.00
朔望平均干潮面	-1.64	-1.68
基本水準面(C.D.L)	-1.94	-2.00
既往最低潮位	不明	不明

【T.P.(m)】

三田尻中閨港

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	4.02	5.88
既往最高潮位(1999.9.24)	2.96	4.82
高潮警報潮位	3.20	5.06
高潮注意報潮位	2.70	4.56
L2津波高(参考)	3.00	4.86
設計津波潮位(L1津波高)	2.23	4.09
朔望平均満潮位	1.54	3.40
平均満潮面	1.02	2.88
東京湾平均海面	0.00	1.86
平均水面	-0.06	1.80
平均干潮面	-0.95	0.91
朔望平均干潮面	-1.66	0.20
基本水準面	-1.86	0.00
既往最低潮位(1986.1.11)	-2.27	-0.41

【T.P.(m)】

秋穂港

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.82	5.85
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.80	4.83
高潮注意報潮位	2.30	4.33
L2津波高(参考)	3.20	5.23
設計津波潮位(L1津波高)	2.23	5.23
朔望平均満潮位	1.62	3.65
平均満潮面	1.08	3.11
東京湾平均海面	0.00	2.03
平均水面	-0.03	2.00
平均干潮面	-0.95	1.08
朔望平均干潮面	-1.68	0.35
基本水準面(C.D.L)	-2.03	-2.00
既往最低潮位	不明	不明

【T.P.(m)】

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.82	5.85
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.80	4.83
高潮注意報潮位	2.30	4.33
L2津波高(参考)	3.20	5.23
高潮警報潮位	2.80	4.83
設計津波潮位(L1津波高)	2.23	5.23
朔望平均満潮位	1.62	3.65
平均満潮面	1.07	3.11
東京湾平均海面	0.00	2.04
平均水面	-0.04	2.00
平均干潮面	-0.96	1.08
朔望平均干潮面	-1.69	0.35
基本水準面(C.D.L)	-2.04	-2.00
既往最低潮位	不明	不明

【T.P.(m)】

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.82	5.85
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.80	4.83
高潮注意報潮位	2.30	4.33
L2津波高(参考)	3.20	5.23
高潮警報潮位	2.80	4.83
設計津波潮位(L1津波高)	2.23	5.23
朔望平均満潮位	1.62	3.65
平均満潮面	1.07	3.11
東京湾平均海面	0.00	2.04
平均水面	-0.04	2.00
平均干潮面	-0.96	1.08
朔望平均干潮面	-1.69	0.35
基本水準面(C.D.L)	-2.04	-2.00
既往最低潮位	不明	不明

【T.P.(m)】

徳山下松港 (光)

+6.00

+5.00

+4.00

+3.00

+2.00

+1.00

+0.00

-1.00

-2.00

-3.00

-3.00 【T.P.(m)】

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.60	5.45
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.80	4.65
高潮注意報潮位	2.30	4.15
L2津波高(参考)	3.50	5.35
設計津波潮位(L1津波高)	2.43	4.28
朔望平均満潮位	1.47	3.32
平均満潮面	0.98	2.83
東京湾平均海面	0.00	1.85
平均水面	-0.05	1.80
平均干潮面	-0.91	0.94
朔望平均干潮面	-1.57	0.28
基本水準面	-1.85	0.00
既往最低潮位	不明	不明

平生港

+6.00

+5.00

+4.00

+3.00

+2.00

+1.00

+0.00

-1.00

-2.00

-3.00

-3.00 【T.P.(m)】

徳山下松港 (徳山)

+6.00

+5.00

+4.00

+3.00

+2.00

+1.00

+0.00

-1.00

-2.00

-3.00

-3.00 【T.P.(m)】

徳山下松港 (下松)

+6.00

+5.00

+4.00

+3.00

+2.00

+1.00

+0.00

-1.00

-2.00

-3.00

-3.00 【T.P.(m)】

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.47	5.21
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.50	4.24
高潮注意報潮位	2.00	3.74
L2津波高(参考)	3.80	5.54
設計津波潮位(L1津波高)	2.43	4.17
朔望平均満潮位	1.42	3.16
平均満潮面	0.95	2.69
東京湾平均海面	0.00	1.74
平均水面	-0.04	1.70
平均干潮面	-0.87	0.87
朔望平均干潮面	-1.50	0.24
基本水準面	-1.74	0.00
既往最低潮位	不明	不明

偏6-10

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.90	5.76
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.70	4.56
高潮注意報潮位	2.20	4.06
L2津波高(参考)	3.20	5.06
設計津波潮位(L1津波高)	2.43	4.29
朔望平均満潮位	1.42	1.42
平均満潮面	0.95	0.95
東京湾平均海面	0.00	1.86
平均水面	-0.06	1.80
平均干潮面	-0.87	-1.00
朔望平均干潮面	-1.50	-1.64
基本水準面	-1.74	-1.86
既往最低潮位	不明	不明

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	2.81	4.67
L2津波高(参考)	3.00	4.86
高潮警報潮位	2.50	4.36
L2津波高(参考)	3.50	5.00
高潮注意報潮位	2.80	5.36
設計津波潮位(L1津波高)	2.43	4.17
朔望平均満潮位	1.47	3.35
平均満潮面	0.98	0.99
東京湾平均海面(T.P.)	0.00	0.00
平均水面	-0.06	-1.00
平均干潮面	-0.94	-1.61
朔望平均干潮面	-1.61	-2.00
基本水準面(C.D.L)	-1.86	-2.00
既往最低潮位	2.03	2.03

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.90	5.76
既往最高潮位(1991.9.27)	2.81	4.67
高潮警報潮位	3.00	4.86
高潮注意報潮位	2.50	4.36
L2津波高(参考)	3.50	5.00
高潮注意報潮位	2.80	5.36
設計津波潮位(L1津波高)	2.43	4.17
朔望平均満潮位	1.47	3.35
平均満潮面	0.98	0.99
東京湾平均海面(T.P.)	0.00	0.00
平均水面	-0.06	-1.00
平均干潮面	-0.94	-1.61
朔望平均干潮面	-1.61	-2.00
基本水準面(C.D.L)	-1.86	-2.00
既往最低潮位	2.03	2.03

小松港

室津港

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.74	5.58	設計高潮位(H.H.W.L)	3.42	5.16
既往最高潮位	不明	不明	既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.50	4.34	設計高潮位(H.H.W.L) +3.74 L2津波高(参考) +3.70	2.50	4.24
高潮注意報潮位	2.10	3.94	設計津波潮位(L1津波高) +2.60 高潮警報潮位 +2.50	2.00	3.74
L2津波高(参考)	3.70	5.54	設計津波潮位(L1津波高) +2.10 高潮注意報潮位 +2.00	3.60	5.34
設計津波潮位(L1津波高)	2.60	4.44	設計津波潮位(L1津波高) 朔望平均満潮位 +1.53	2.43	4.17
朔望平均満潮位	1.53	3.37	朔望平均満潮位 +1.00 平均満潮面	1.42	3.16
平均満潮面	1.02	2.86	平均満潮面 +1.02 東京湾平均海面(T.P.) +0.00	0.95	2.69
東京湾平均海面	0.00	1.84	平均満潮面 平均水面	-0.04	1.70
平均水面	-0.04	1.80	平均干潮面 朔望平均干潮面	-0.87	0.87
平均干潮面	-0.93	0.91	平均干潮面 -0.93 朔望平均干潮面 -1.61	-1.00	-1.00
朔望平均干潮面	-1.61	0.23	朔望平均干潮面 -1.61 基本水準面 -1.84	-1.50	0.24
基本水準面	-1.84	0.00	基本水準面 -1.84 既往最低潮位	-2.00	0.00
既往最低潮位	不明	不明	既往最低潮位	不明	不明

-3.00 【T.P.(m)】

-3.00 【T.P.(m)】

笠佐港

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.74	5.58	設計高潮位(H.H.W.L)	3.93	5.77
既往最高潮位	不明	不明	既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.50	4.34	設計高潮位(H.H.W.L) +3.80 設計津波潮位(L1津波高) +3.74	2.50	4.34
高潮注意報潮位	2.10	3.94	設計津波潮位(L1津波高) +2.60 高潮警報潮位 +2.50	2.10	3.94
L2津波高(参考)	3.80	5.64	設計津波潮位(L1津波高) +2.10 高潮注意報潮位 +2.00	3.80	5.64
設計津波潮位(L1津波高)	2.60	4.44	設計津波潮位(L1津波高) 朔望平均満潮位 +1.53	2.60	4.44
朔望平均満潮位	1.53	3.37	朔望平均満潮位 +1.02 平均満潮面	1.53	3.37
平均満潮面	1.02	2.86	平均満潮面 東京湾平均海面	1.02	2.86
東京湾平均海面	0.00	1.84	平均水面 平均干潮面	0.00	1.84
平均水面	-0.04	1.80	平均干潮面 朔望平均干潮面	-0.04	1.80
平均干潮面	-0.93	0.91	平均干潮面 -0.93 朔望平均干潮面 -1.61	-1.00	0.23
朔望平均干潮面	-1.61	0.23	朔望平均干潮面 -1.61 基本水準面 -1.84	-1.50	0.00
基本水準面	-1.84	0.00	既往最低潮位	不明	不明

備6-11

沖浦港

大畠港

東京港

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.14	4.97
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.50	4.33
高潮注意報潮位	2.10	3.93
L2津波高(参考)	3.30	5.13
設計津波潮位(L1津波高)	2.60	4.43
高潮注意報潮位	2.10	2.60
朔望平均満潮位	1.44	3.27
平均満潮面	0.94	2.77
東京湾平均海面	0.00	1.83
平均水面	-0.03	1.80
平均干潮面	-0.93	0.90
朔望平均干潮面	-1.57	0.26
基本水準面	-1.83	0.00
既往最低潮位	不明	不明

-3.00 【T.P.(m)】

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.14	4.97
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.50	4.33
高潮注意報潮位	2.10	3.94
L2津波高(参考)	3.14	3.80
設計津波潮位(H.H.W.L)	3.30	3.93
高潮警報潮位(L1津波高)	2.60	2.60
高潮注意報潮位	2.50	2.50
朔望平均満潮位	2.10	2.10
平均満潮面	1.00	1.00
東京湾平均海面(T.P.)	+0.00	+0.00
平均水面	-0.04	-0.04
平均干潮面	-0.93	0.91
朔望平均干潮面	-1.61	0.23
基本水準面	-1.84	0.00
既往最低潮位	不明	不明

-3.00 【T.P.(m)】

安下庄港

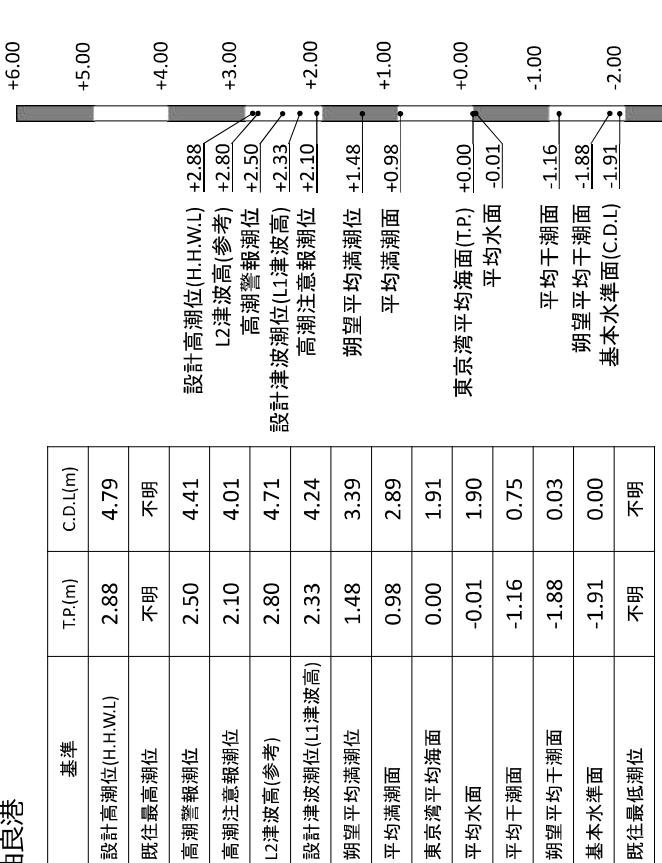
基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.24	5.07
既往最高潮位(1997.9.16)	1.93	3.76
高潮警報潮位	2.50	4.33
高潮注意報潮位	2.10	3.93
L2津波高(参考)	3.30	5.13
設計津波潮位(H.H.W.L)	3.24	4.43
高潮警報潮位(L1津波高)	2.60	4.43
高潮注意報潮位	2.50	4.43
既往最高潮位	1.93	3.27
朔望平均満潮位	1.44	2.77
平均満潮面	0.94	2.77
東京湾平均海面	0.00	1.83
平均水面	-0.03	1.80
平均干潮面	-0.93	0.90
朔望平均干潮面	-1.57	0.26
基本水準面	-1.83	0.00
既往最低潮位	-2.02	-2.00

備6-12

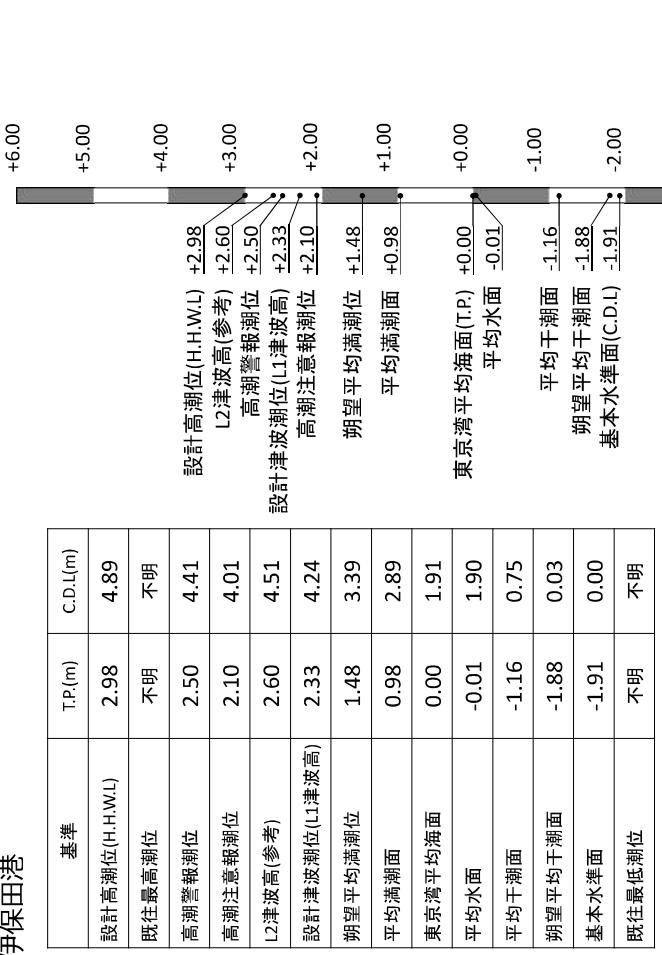
基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.04	4.87
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.50	4.33
高潮注意報潮位	2.10	3.93
L2津波高(参考)	3.04	3.93
設計津波潮位(H.H.W.L)	3.04	3.93
高潮警報潮位(L1津波高)	2.60	2.60
高潮注意報潮位	2.50	2.50
既往最高潮位	1.93	2.00
朔望平均満潮位	1.44	2.10
平均満潮面	0.94	2.10
東京湾平均海面(T.P.)	+0.00	+0.00
平均水面	-0.03	-0.03
平均干潮面	-0.93	-0.93
朔望平均干潮面	-1.57	-1.57
基本水準面	-1.83	-1.83
既往最低潮位	-2.02	-2.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.93	5.77
既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.50	4.34
高潮注意報潮位	2.10	3.94
L2津波高(参考)	3.14	3.80
設計津波潮位(H.H.W.L)	3.30	3.93
高潮警報潮位(L1津波高)	2.60	2.60
高潮注意報潮位	2.50	2.50
朔望平均満潮位	2.10	2.10
平均満潮面	1.02	1.02
東京湾平均海面(T.P.)	+0.00	+0.00
平均水面	-0.04	-0.04
平均干潮面	-0.93	-1.00
朔望平均干潮面	-1.61	-1.61
基本水準面(C.D.L)	-1.84	-2.00
既往最低潮位	不明	不明

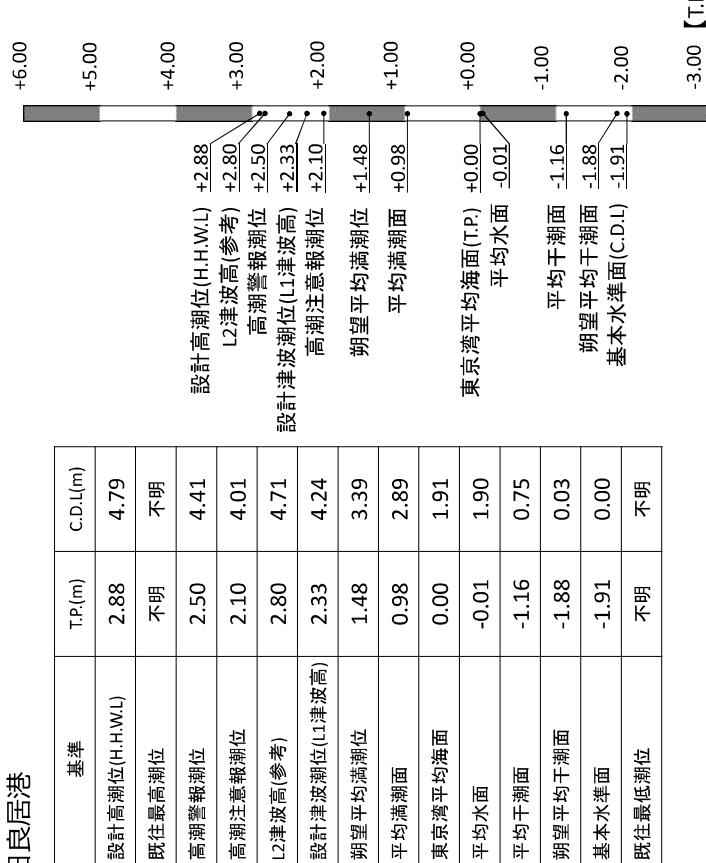
-3.00 【T.P.(m)】



運6-13



自木港



油良港

由宇港

久賀港

+6.00

+5.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.70	5.61	設計高潮位(H.H.W.L)	2.88	4.79
既往最高潮位	不明	不明	既往最高潮位(H.H.W.L)	2.03	3.94
高潮警報潮位	2.70	4.61	高潮警報潮位	2.50	4.41
高潮注意報潮位	2.40	4.31	高潮注意報潮位	2.10	4.01
L2津波高(参考)	2.80	4.71	L2津波高(参考)	2.80	4.71
設計津波潮位(L1津波高)	2.33	4.24	設計津波潮位(L1津波高)	2.33	4.24
朔望平均満潮位	1.75	3.66	朔望平均満潮位	1.48	3.39
平均満潮面	1.21	3.12	平均満潮面	0.98	2.89
東京湾平均海面	0.00	1.91	東京湾平均海面(T.P.)	+0.00	+0.00
平均水面	-0.01	1.90	平均水面	-0.01	1.90
平均干潮面	-1.03	0.88	平均干潮面	-1.03	-1.00
朔望平均干潮面	-1.75	0.16	朔望平均干潮面	-1.75	-1.88
基本水準面	-1.91	0.00	基本水準面	-1.91	0.00
既往最低潮位	不明	不明	既往最低潮位(C.D.L)	-1.91	-2.00
			既往最低潮位	-2.36	-0.45
				-3.00	【T.P.(m)】

設計高潮位(H.H.W.L)	+3.70	+4.00	設計高潮位(H.H.W.L)	+3.70	+4.00
L2津波高(参考)	+2.80	+3.00	L2津波高(参考)	+2.70	+3.00
高潮注意報潮位	+2.70	+2.70	高潮注意報潮位	+2.70	+2.70
高潮波潮位(L1津波高)	+2.33	+2.00	高潮波潮位(L1津波高)	+2.33	+2.00
朔望平均満潮位	+1.75	+1.00	朔望平均満潮位	+1.48	+1.00
平均満潮面	+1.21	+1.00	平均満潮面	+0.98	+1.00
東京湾平均海面	0.00	+0.00	東京湾平均海面	0.00	+0.00
平均水面	-0.01	-0.01	平均水面	-0.01	-0.01
平均干潮面	-1.03	-1.00	平均干潮面	-1.16	-1.00
朔望平均干潮面	-1.75	-1.00	朔望平均干潮面	-1.88	-0.03
基本水準面	-1.91	-2.00	基本水準面	-1.91	-2.00
既往最低潮位	不明	不明	既往最低潮位	-2.36	-2.36
				-3.00	【T.P.(m)】

+6.00
+5.00
+4.00
+3.00
+2.50
+2.00
+1.00
-3.00 【T.P.(m)】

岩国港

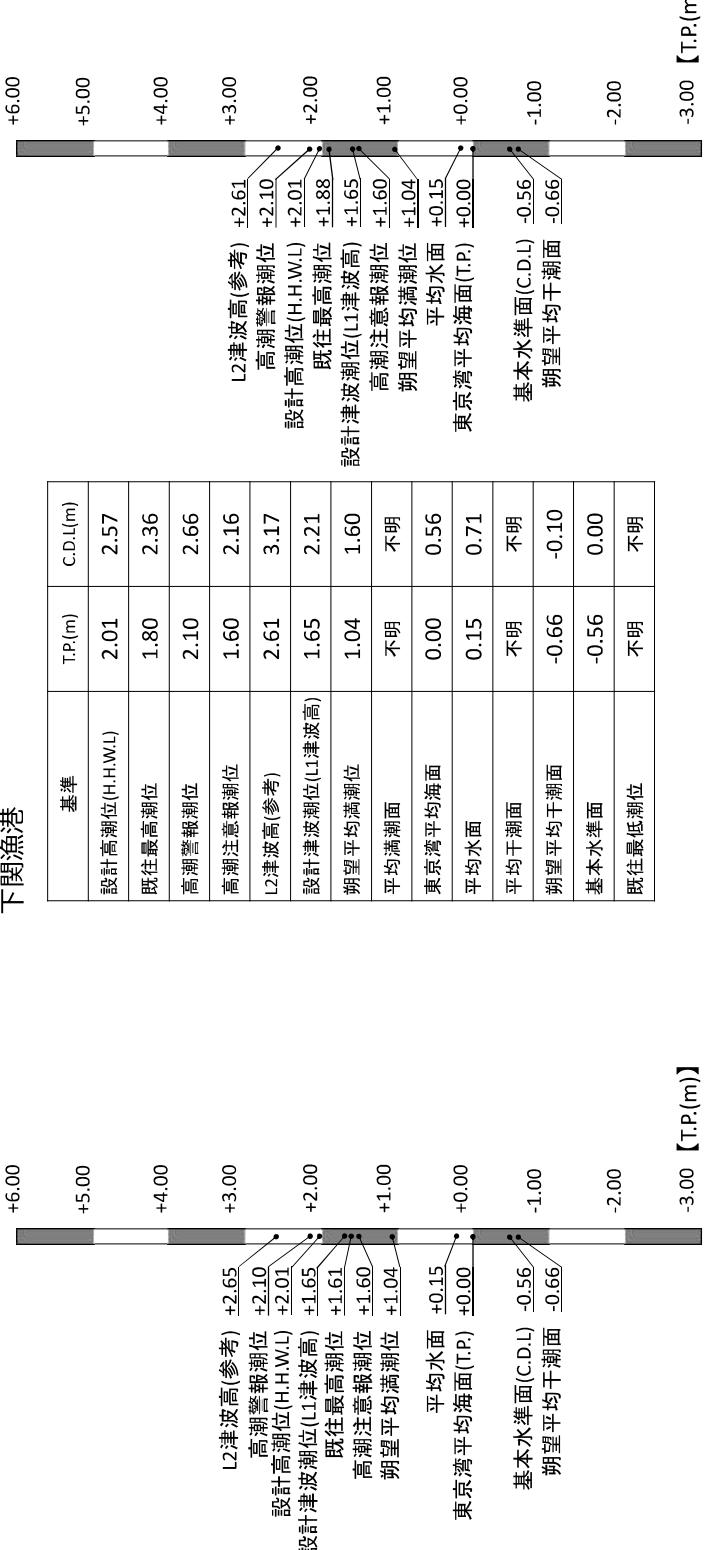
柱島港

+6.00

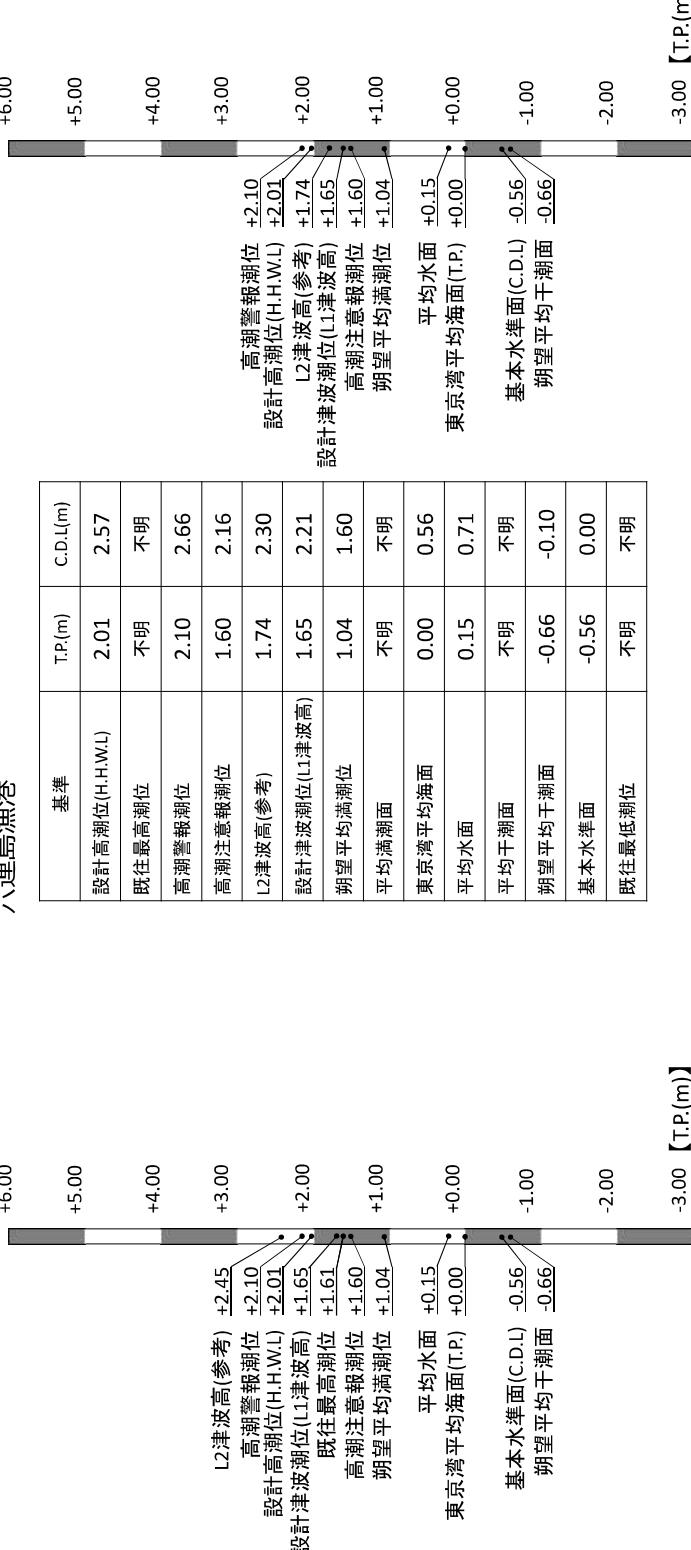
基準	T.P.(m)	C.D.L(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	3.70	5.71	設計高潮位(H.H.W.L)	3.31	5.22
既往最高潮位(1991.9.27)	3.08	5.09	既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	2.70	4.71	高潮警報潮位	2.50	4.41
高潮注意報潮位	2.40	4.41	高潮注意報潮位	2.10	4.01
L2津波高(参考)	3.00	5.01	L2津波高(参考)	2.60	4.51
設計津波潮位(L1津波高)	2.33	4.34	設計津波潮位(L1津波高)	2.33	4.24
朔望平均満潮位	1.80	3.81	朔望平均満潮位	1.71	3.62
平均満潮面	1.25	3.26	平均満潮面	1.19	3.10
東京湾平均海面	0.00	2.01	東京湾平均海面	0.00	1.91
平均水面	-0.01	2.00	平均水面	-0.01	1.90
平均干潮面	-1.06	0.95	平均干潮面	-1.01	0.90
朔望平均干潮面	-1.80	0.21	朔望平均干潮面	-1.71	0.20
基本水準面	-2.01	0.00	基本水準面	-1.91	0.00
既往最低潮位(1999.2.16)	-2.50	-0.49	既往最低潮位	不明	不明
				-3.00	【T.P.(m)】

設計高潮位(H.H.W.L)	+3.70	+4.00	設計高潮位(H.H.W.L)	+3.70	+4.00
L2津波高(参考)	+3.08	+3.00	L2津波高(参考)	+2.70	+3.00
高潮警報潮位	+3.00	+2.70	高潮警報潮位	+2.70	+2.50
高潮注意報潮位	+2.70	+2.40	高潮注意報潮位	+2.40	+2.33
高潮波潮位(L1津波高)	+2.33	+2.00	高潮波潮位(L1津波高)	+2.33	+2.00
朔望平均満潮位	+1.80	+1.25	朔望平均満潮位	+1.25	+1.00
平均満潮面	+1.25	+1.00	平均満潮面	+1.19	+1.19
東京湾平均海面	0.00	+0.00	東京湾平均海面	0.00	+0.00
平均水面	-0.01	-0.01	平均水面	-0.01	-0.01
平均干潮面	-1.06	-1.00	平均干潮面	-1.01	-1.00
朔望平均干潮面	-1.80	-1.06	朔望平均干潮面	-1.71	-1.00
基本水準面	-2.01	-2.00	基本水準面	-1.91	-2.00
既往最低潮位	-2.50	-2.50	既往最低潮位	不明	不明
				-3.00	【T.P.(m)】

設計高潮位(H.H.W.L)	+3.70	+4.00	設計高潮位(H.H.W.L)	+3.70	+4.00
L2津波高(参考)	+2.80	+3.00	L2津波高(参考)	+2.80	+3.00
高潮注意報潮位	+2.70	+2.70	高潮注意報潮位	+2.70	+2.50
高潮波潮位(L1津波高)	+2.33	+2.00	高潮波潮位(L1津波高)	+2.33	+2.00
朔望平均満潮位	+1.75	+1.00	朔望平均満潮位	+1.48	+1.00
平均満潮面	+1.21	+1.00	平均満潮面	+0.98	+1.00
東京湾平均海面	0.00	+0.00	東京湾平均海面	0.00	+0.00
平均水面	-0.01	-0.01	平均水面	-0.01	-0.01
平均干潮面	-1.03	-1.00	平均干潮面	-1.16	-1.00
朔望平均干潮面	-1.75	-1.00	朔望平均干潮面	-1.88	-0.03
基本水準面	-1.91	-2.00	基本水準面	-1.91	-2.00
既往最低潮位	不明	不明	既往最低潮位	-2.36	-2.36
				-3.00	【T.P.(m)】

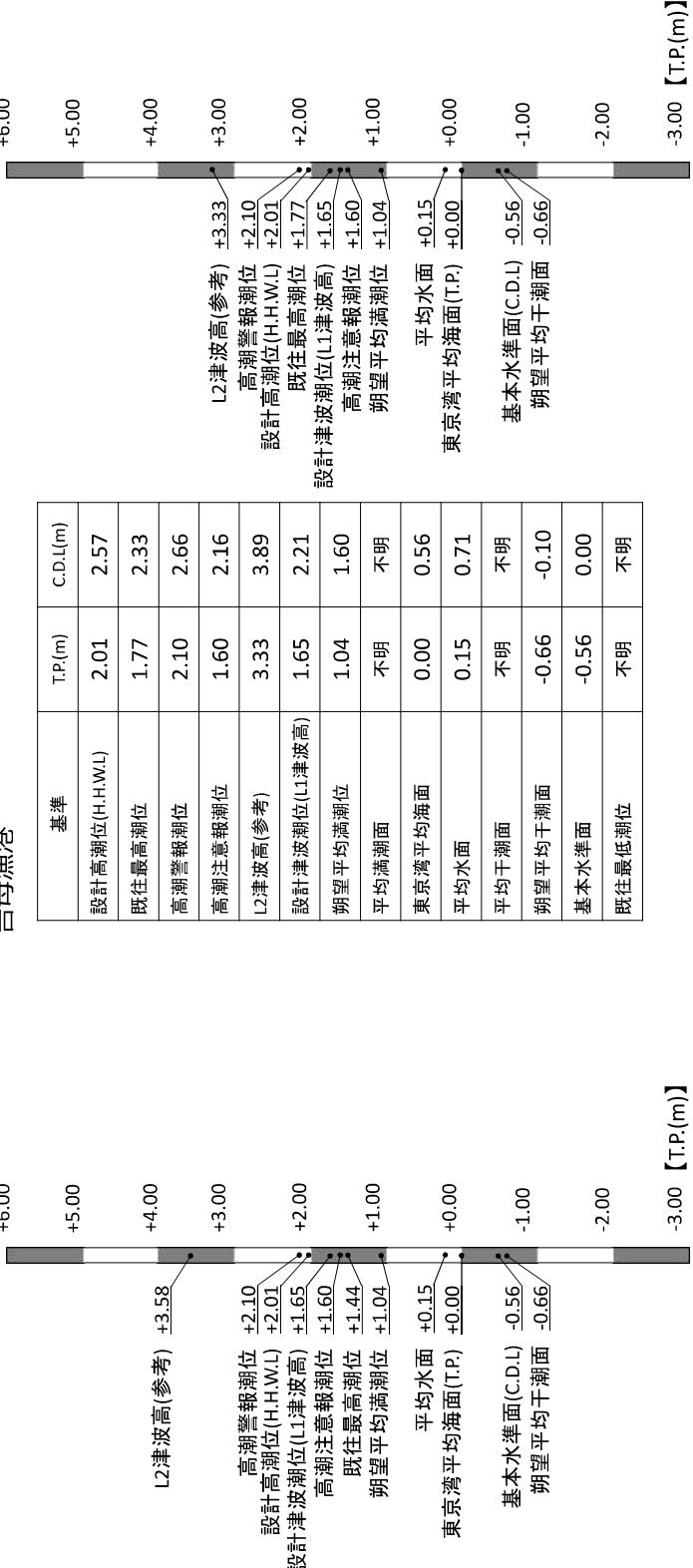


運6-15

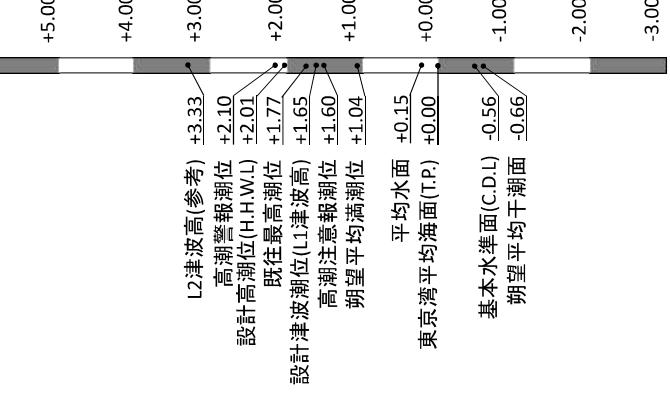


告見漁港

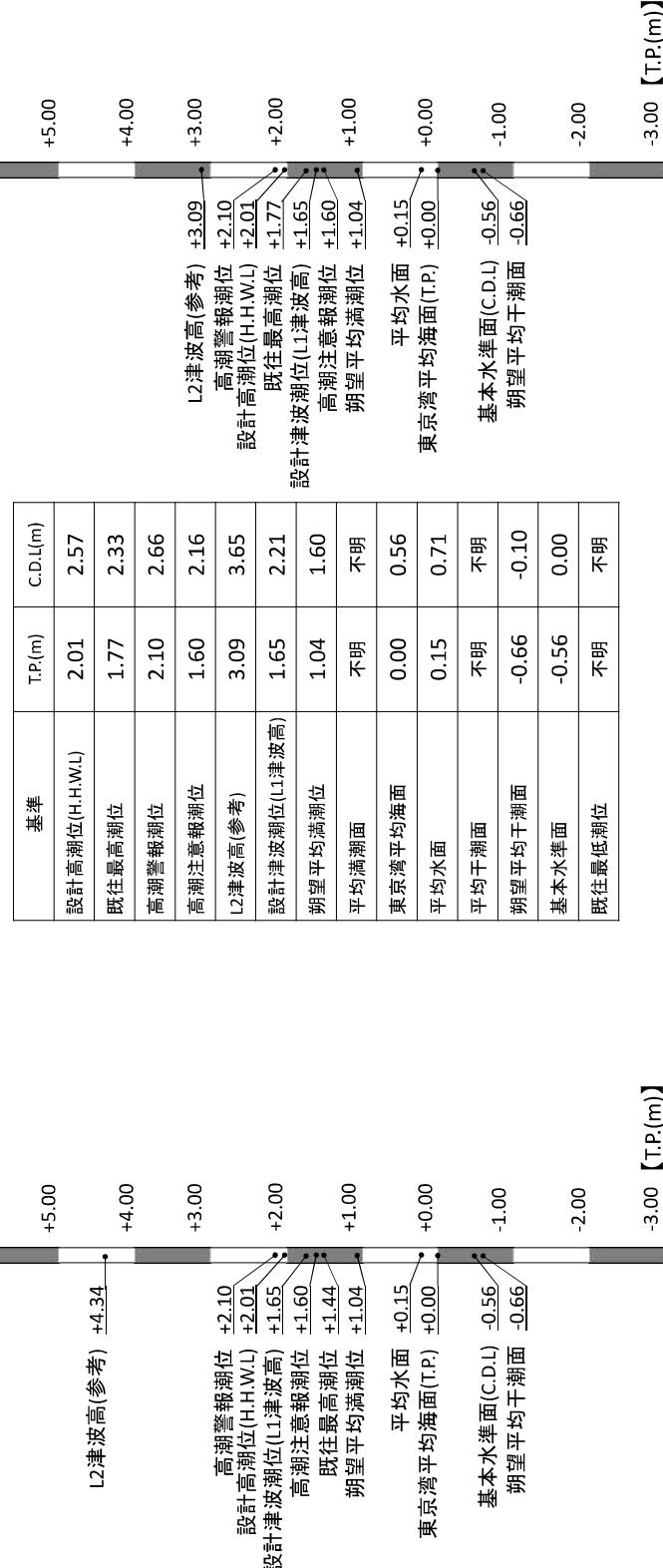
室津下漁港



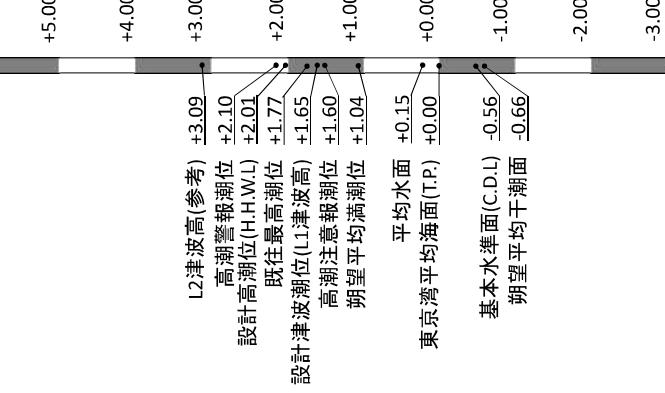
吉母漁港



涌田漁港



蓋井島漁港



宇賀漁港

+6.00

+5.00

+4.00

+3.00

+2.00

+1.00

-0.00

-1.00

-2.00

-3.00

-4.00

-5.00

-6.00

-7.00

-8.00

-9.00

-10.00

-11.00

-12.00

-13.00

-14.00

-15.00

-16.00

-17.00

-18.00

-19.00

-20.00

-21.00

-22.00

-23.00

-24.00

-25.00

-26.00

-27.00

-28.00

-29.00

-30.00

-31.00

-32.00

-33.00

-34.00

-35.00

-36.00

-37.00

-38.00

-39.00

-40.00

-41.00

-42.00

-43.00

-44.00

-45.00

-46.00

-47.00

-48.00

-49.00

-50.00

-51.00

-52.00

-53.00

-54.00

-55.00

-56.00

-57.00

-58.00

-59.00

-60.00

-61.00

-62.00

-63.00

-64.00

-65.00

-66.00

-67.00

-68.00

-69.00

-70.00

-71.00

-72.00

-73.00

-74.00

-75.00

-76.00

-77.00

-78.00

-79.00

-80.00

-81.00

-82.00

-83.00

-84.00

-85.00

-86.00

-87.00

-88.00

-89.00

-90.00

-91.00

-92.00

-93.00

-94.00

-95.00

-96.00

-97.00

-98.00

-99.00

-100.00

-101.00

-102.00

-103.00

-104.00

-105.00

-106.00

-107.00

-108.00

-109.00

-110.00

-111.00

-112.00

-113.00

-114.00

-115.00

-116.00

-117.00

-118.00

-119.00

-120.00

-121.00

-122.00

-123.00

-124.00

-125.00

-126.00

-127.00

-128.00

-129.00

-130.00

-131.00

-132.00

-133.00

-134.00

-135.00

-136.00

-137.00

-138.00

-139.00

-140.00

-141.00

-142.00

-143.00

-144.00

-145.00

-146.00

-147.00

-148.00

-149.00

-150.00

-151.00

-152.00

-153.00

-154.00

-155.00

-156.00

-157.00

-158.00

-159.00

-160.00

-161.00

-162.00

-163.00

-164.00

-165.00

-166.00

-167.00

-168.00

-169.00

-170.00

-171.00

-172.00

-173.00

-174.00

-175.00

-176.00

-177.00

-178.00

-179.00

-180.00

-181.00

-182.00

-183.00

-184.00

-185.00

-186.00

-187.00

-188.00

-189.00

-190.00

-191.00

-192.00

-193.00

-194.00

-195.00

-196.00

-197.00

-198.00

-199.00

-200.00

-201.00

-202.00

-203.00

-204.00

-205.00

-206.00

-207.00

-208.00

-209.00

-210.00

-211.00

-212.00

-213.00

-214.00

-215.00

-216.00

-217.00

-218.00

-219.00

-220.00

-221.00

-222.00

-223.00

-224.00

-225.00

-226.00

-227.00

-228.00

-229.00

-230.00

-231.00

-232.00

-233.00

-234.00

-235.00

-236.00

-237.00

-238.00

-239.00

-240.00

-241.00

-242.00

-243.00

-244.00

-245.00

-246.00

-247.00

-248.00

-249.00

-250.00

-251.00

-252.00

-253.00

-254.00

-255.00

-256.00

-257.00

-258.00

-259.00

-260.00

-261.00

-262.00

-263.00

-264.00

-265.00

-266.00

-267.00

-268.00

-269.00

-270.00

-271.00

-272.00

-273.00

-274.00

-275.00

-276.00

-277.00

-278.00

-279.00

-280.00

-281.00

-282.00

-283.00

-284.00

-285.00

-286.00

-287.00

-288.00

-289.00

-290.00

-291.00

-292.00

-293.00

-294.00

-295.00

-296.00

-297.00

-298.00

-299.00

-300.00

-301.00

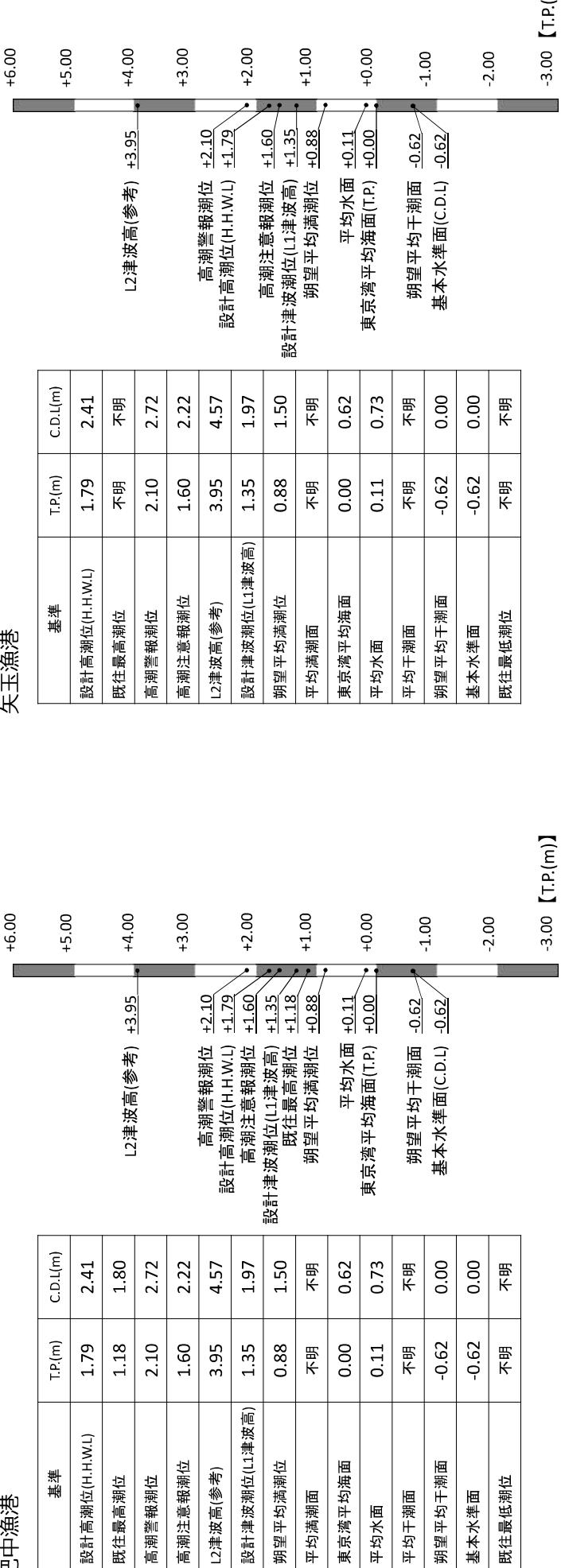
-302.00

-303.00

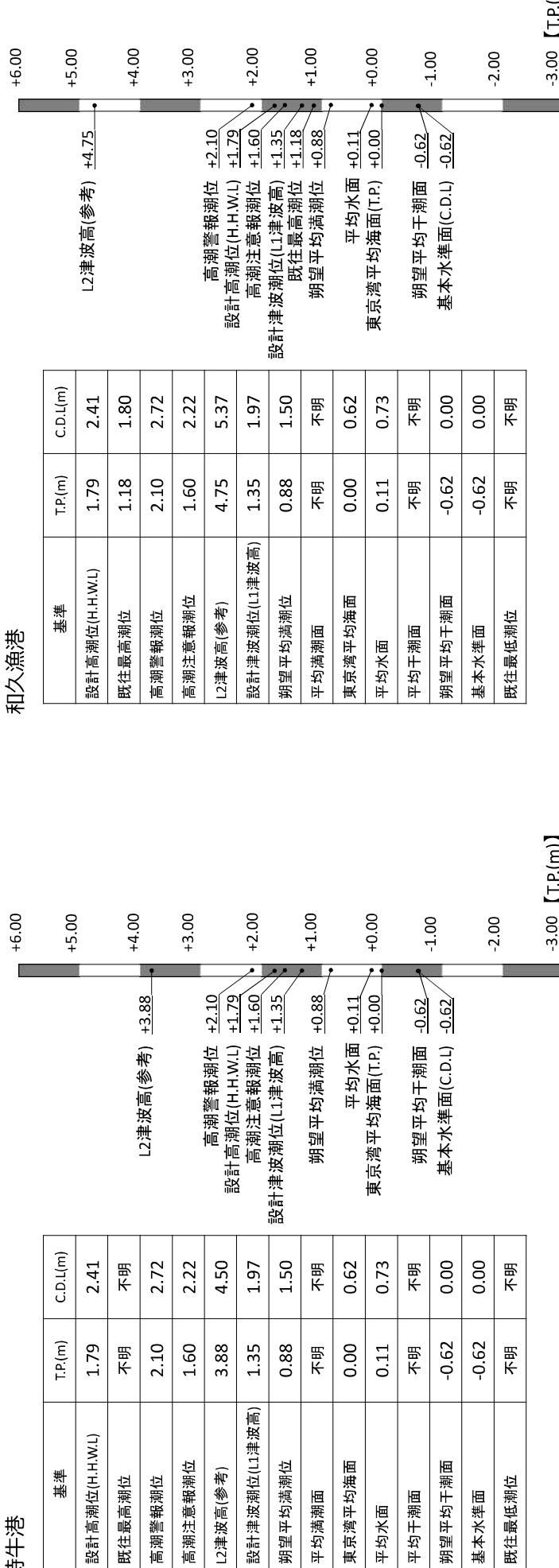
-304.00

-305.00

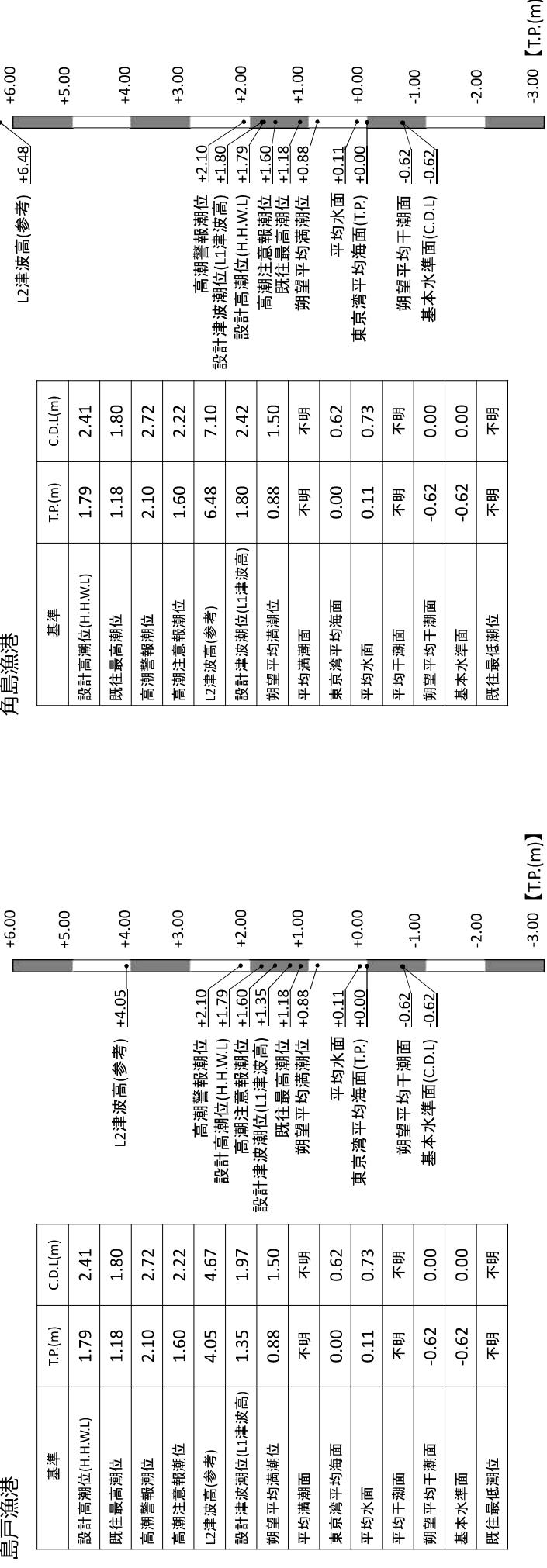
-306.00



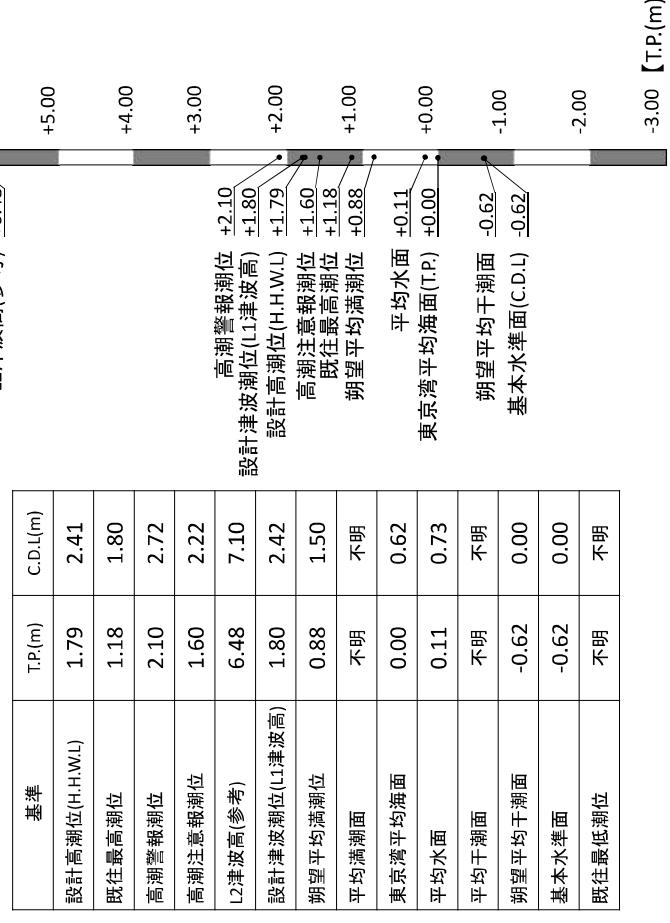
運6-18



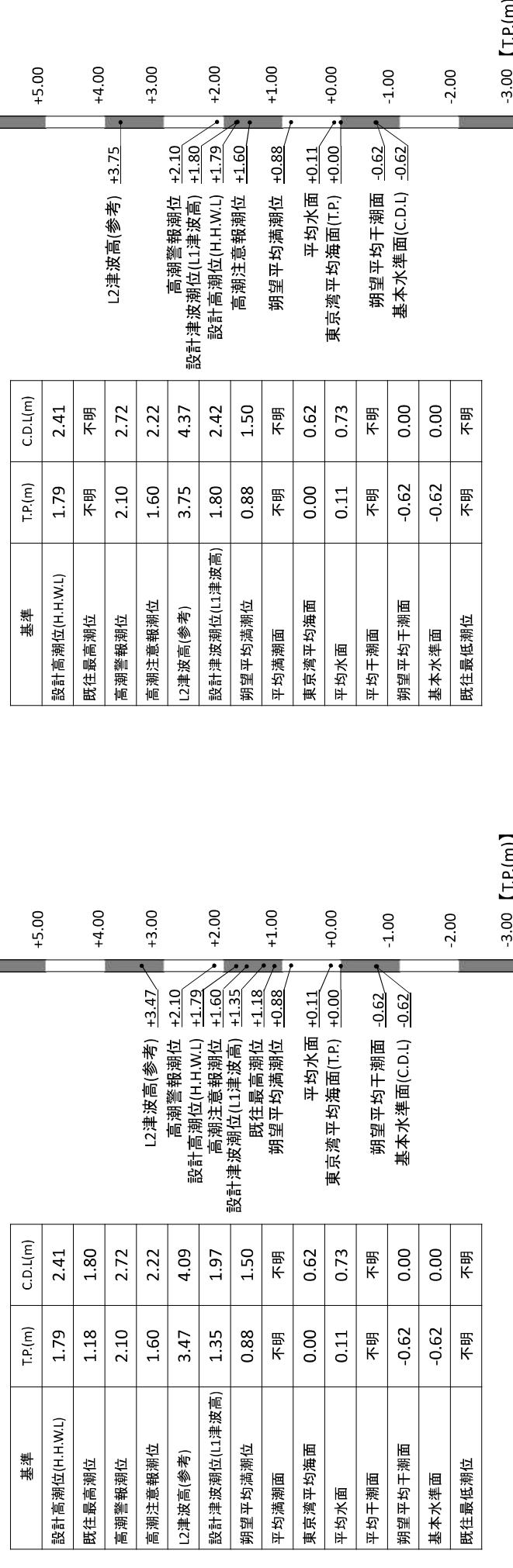
島戸漁港



角島漁港



阿川漁港



久原漁港

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.70	2.14
既往最高潮位	1.16	1.60
高潮警報潮位	1.50	1.94
高潮注意報潮位	1.00	1.44
L2津波高(参考)	2.16	2.60
設計津波潮位(L1津波高)	1.35	1.79
朔望平均満潮位	0.86	1.30
平均満潮面		不明
東京灣平均海面	0.00	0.44
平均水面	0.15	0.59
平均干潮面		不明
朔望平均干潮面	-0.44	-0.44
基本水準面	-0.44	0.00
既往最低潮位		不明

-3.00 【T.P.(m)】

大浦漁港(南側地区)

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.70	2.14
既往最高潮位	1.16	1.60
高潮警報潮位	1.50	1.94
高潮注意報潮位	1.00	1.44
L2津波高(参考)	2.16	2.60
設計高潮位(H.H.W.L)	+1.70	+2.16
高潮警報潮位	+1.50	+2.00
設計津波潮位(L1津波高)	+1.35	+2.00
朔望平均満潮位	+1.16	+1.00
平均満潮面		不明
東京灣平均海面	0.00	0.44
平均水面	0.15	0.59
平均干潮面		不明
朔望平均干潮面	-0.44	-0.44
基本水準面	-0.44	0.00
既往最低潮位		不明

-3.00 【T.P.(m)】

久原漁港

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.70	2.14
既往最高潮位	1.16	1.60
高潮警報潮位	1.50	1.94
高潮注意報潮位	1.00	1.44
L2津波高(参考)	2.18	2.62
設計高潮位(H.H.W.L)	+1.70	+2.18
高潮警報潮位	+1.50	+2.00
設計津波潮位(L1津波高)	+1.35	+2.00
既往最高潮位	+1.16	+1.00
高潮注意報潮位	+1.00	+0.86
朔望平均満潮位	+0.86	+0.86
平均水面	+0.00	+0.00
東京灣平均海面	0.00	0.44
平均水面	0.15	0.59
平均干潮面		不明
朔望平均干潮面	-0.44	-0.44
基本水準面	-0.44	0.00
既往最低潮位		不明

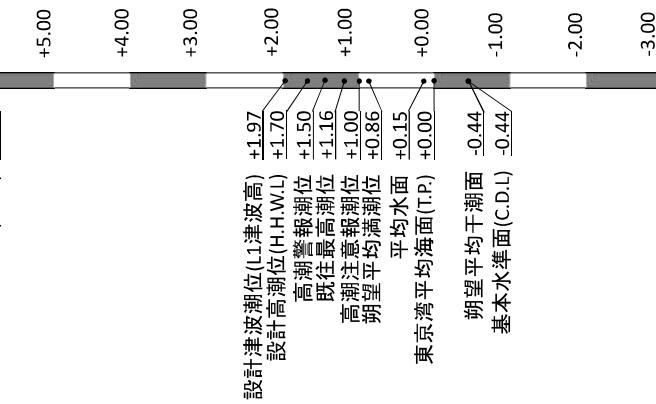
-3.00 【T.P.(m)】

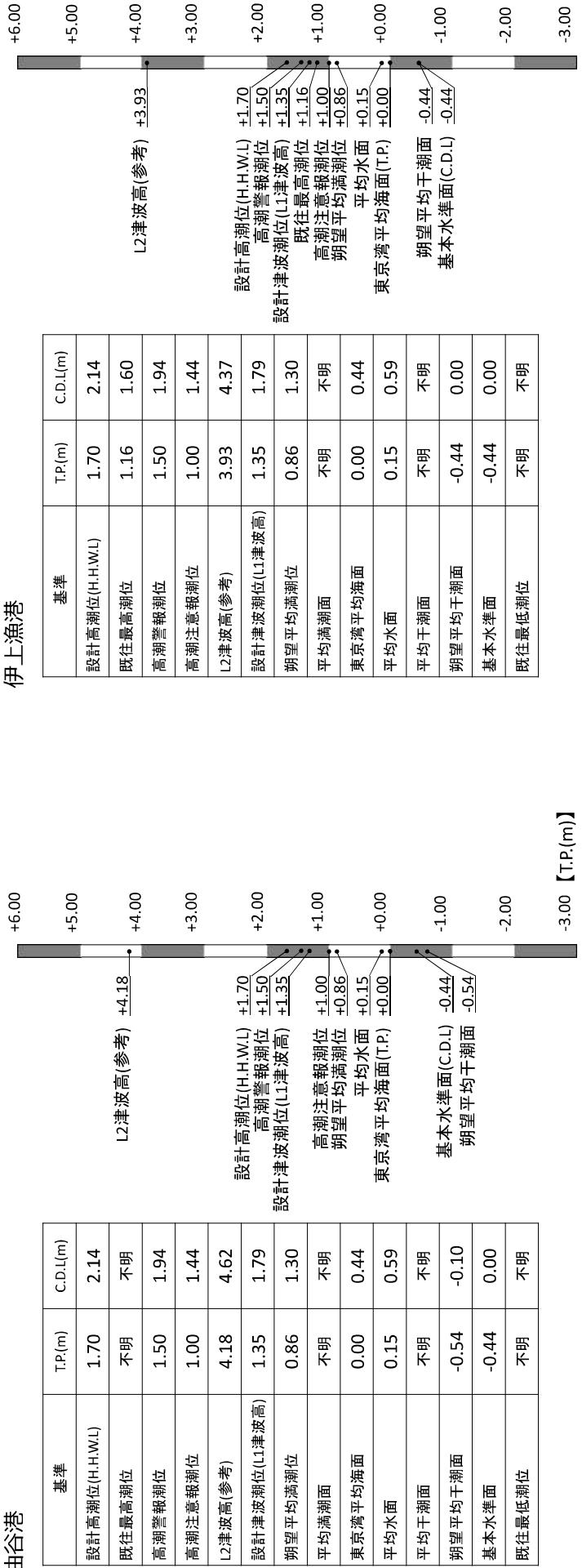
大浦漁港(北側地区)

+6.00

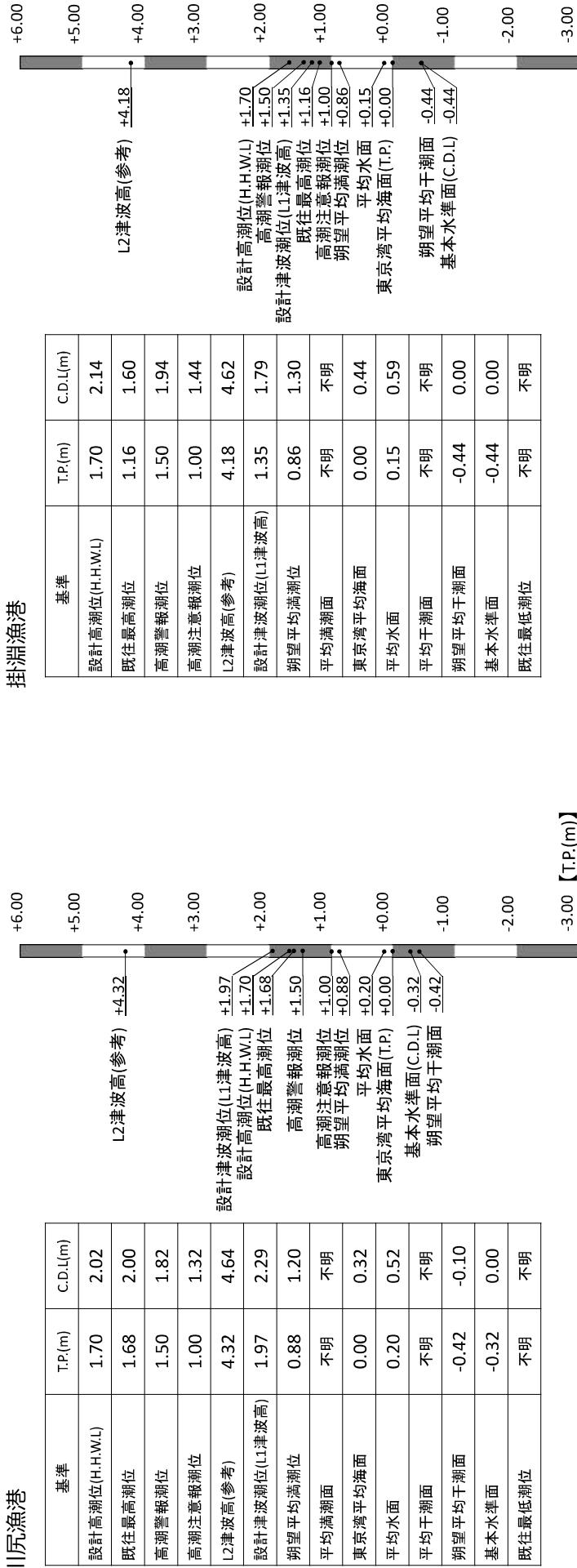
基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.70	2.14
既往最高潮位	1.16	1.60
高潮警報潮位	1.50	1.94
高潮注意報潮位	1.00	1.44
L2津波高(参考)	2.18	2.62
設計高潮位(H.H.W.L)	+1.70	+2.18
高潮警報潮位	+1.50	+2.00
設計津波潮位(L1津波高)	+1.35	+2.00
既往最高潮位	+1.16	+1.00
高潮注意報潮位	+1.00	+0.86
朔望平均満潮位	+0.86	+0.86
平均水面	+0.00	+0.00
東京灣平均海面	0.00	0.44
平均水面	0.15	0.59
平均干潮面		不明
朔望平均干潮面	-0.44	-0.44
基本水準面	-0.44	0.00
既往最低潮位		不明

-3.00 【T.P.(m)】





運6-21



黄波戸漁港

+6.00

+5.00

+4.00

+3.00

+2.00

+1.00

-0.00

-1.00

-2.00

-3.00

【T.P.(m)】

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.65	2.00
既往最高潮位	1.47	1.82
高潮警報潮位	1.50	1.85
高潮注意報潮位	1.00	1.35
L2津波高(参考)		
設計津波潮位(L1津波高)	3.05	3.40
既往最高潮位	1.62	1.97
高潮警報潮位	0.85	1.20
平均満潮面	0.00	0.35
東京湾平均海面	0.17	0.52
平均水面	-0.35	0.00
平均干潮面	-0.35	0.00
朔望平均干潮面	-0.35	0.00
基本水準面	-0.35	0.00
既往最低潮位	不明	不明

-3.00 【T.P.(m)】

立石漁港

+6.00

+5.00

+4.00

+3.00

+2.00

+1.00

-0.00

-1.00

-2.00

-3.00

【T.P.(m)】

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.65	2.02
既往最高潮位	1.68	2.00
高潮警報潮位	1.50	1.82
高潮注意報潮位	1.00	1.32
L2津波高(参考)		
設計津波潮位(L1津波高)	3.40	4.75
既往最高潮位	1.62	2.00
高潮警報潮位	1.50	1.97
既往最高潮位	1.47	1.97
高潮注意報潮位	1.00	1.97
平均満潮面	0.85	1.00
東京湾平均海面	0.00	0.32
平均水面	0.00	0.52
平均干潮面	0.00	0.42
朔望平均干潮面	0.00	-0.10
基本水準面(C.D.L)	-0.32	-1.00
既往最低潮位	不明	不明

-3.00 【T.P.(m)】

湊漁港

+6.00

+5.00

+4.00

+3.00

+2.00

+1.00

-0.00

-1.00

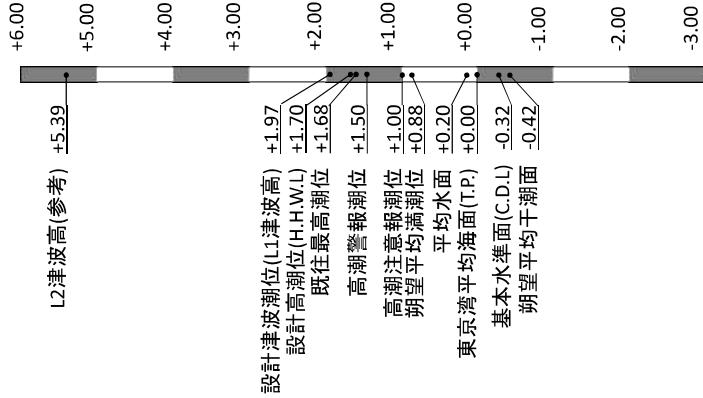
-2.00

-3.00

【T.P.(m)】

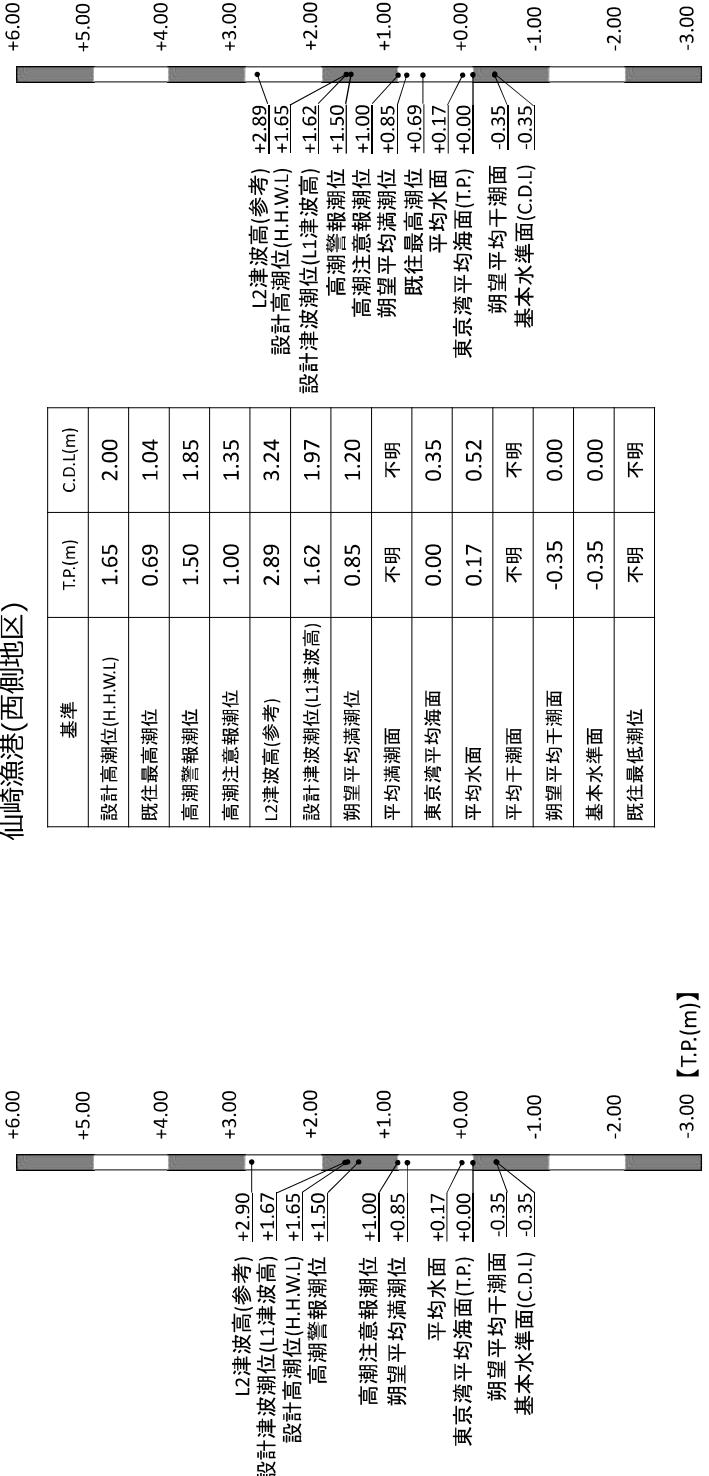
基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.65	2.00
既往最高潮位	1.65	2.00
高潮警報潮位	1.50	1.85
高潮注意報潮位	1.00	1.35
L2津波高(参考)		
設計津波潮位(H.H.W.L)	3.18	4.83
既往最高潮位	1.62	2.00
高潮警報潮位	0.85	1.20
平均満潮面	0.00	0.35
東京湾平均海面	0.17	0.52
平均水面	0.00	0.00
平均干潮面	0.00	-0.35
朔望平均干潮面	0.00	-0.35
基本水準面(C.D.L)	-0.32	-1.00
既往最低潮位	不明	不明

備6-22

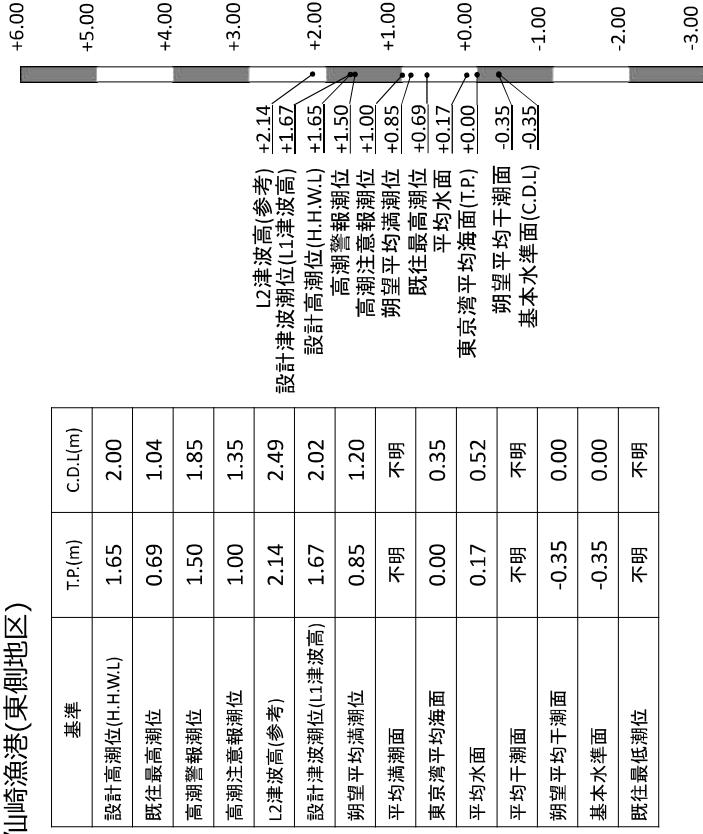


基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.70	2.02
既往最高潮位	1.68	2.00
高潮警報潮位	1.50	1.82
高潮注意報潮位	1.00	1.32
L2津波高(参考)		
設計津波潮位(H.H.W.L)	4.43	4.75
既往最高潮位	1.62	2.00
高潮警報潮位	1.50	1.97
既往最高潮位	1.47	1.97
高潮注意報潮位	1.00	1.97
平均満潮面	0.85	1.00
東京湾平均海面	0.00	0.32
平均水面	0.00	0.52
平均干潮面	0.00	0.42
朔望平均干潮面	0.00	-0.10
基本水準面(C.D.L)	-0.32	-1.00
既往最低潮位	不明	不明

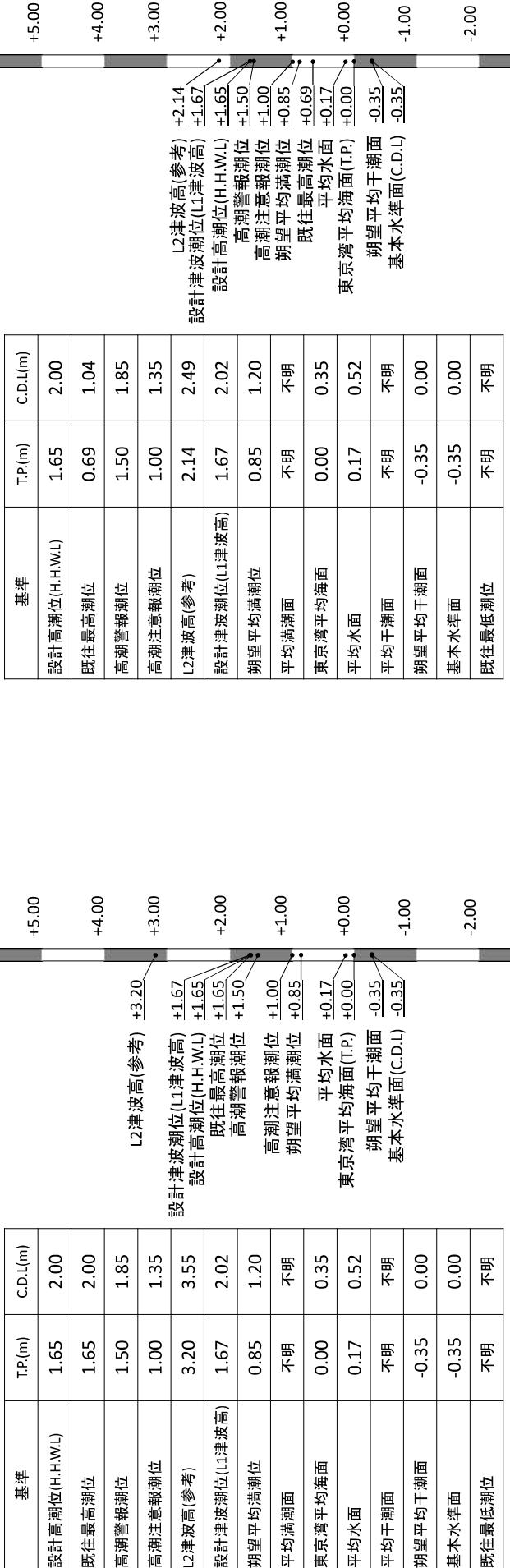
-3.00 【T.P.(m)】



運6-23

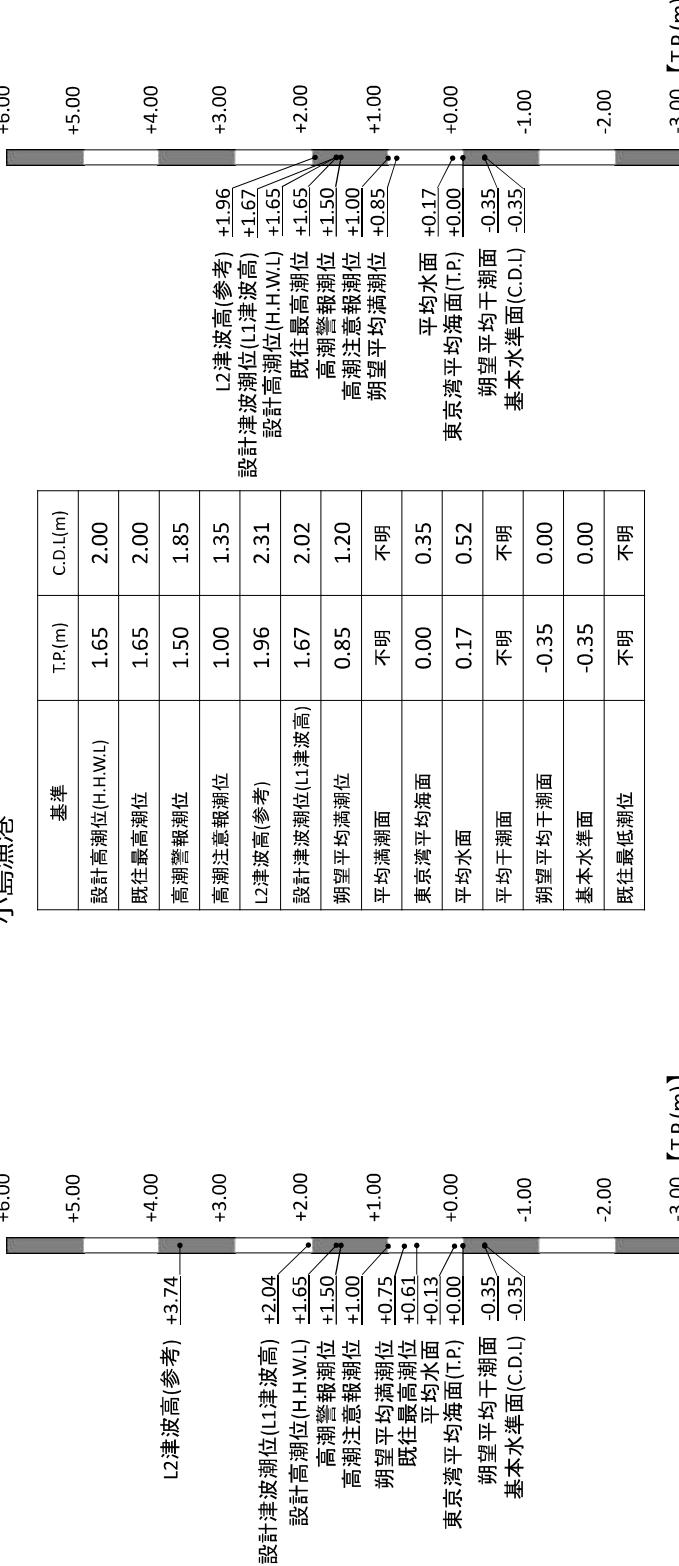


仙崎漁港(東側地区)

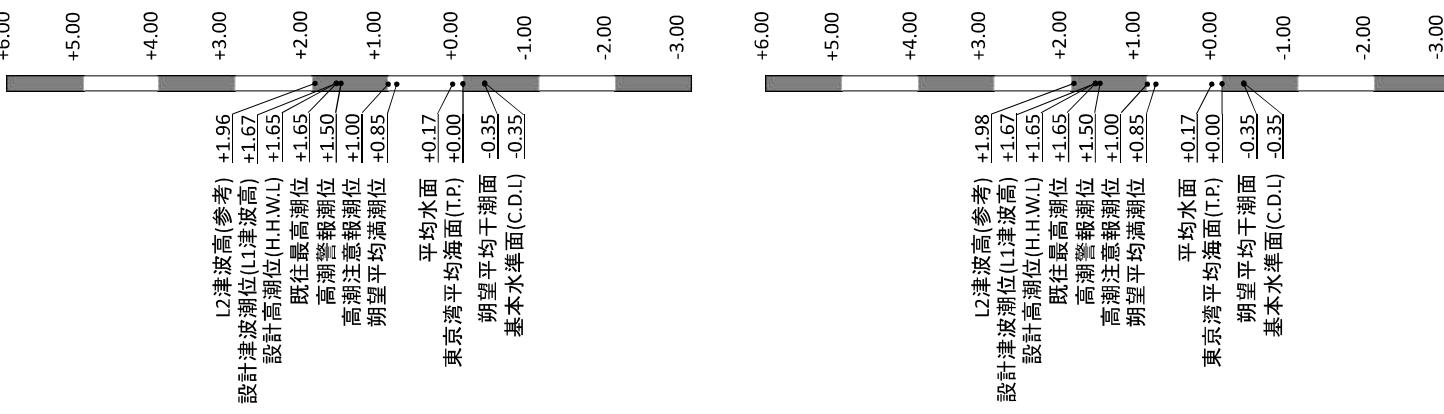


港漁通

三見漁港



小島漁港



相島漁港

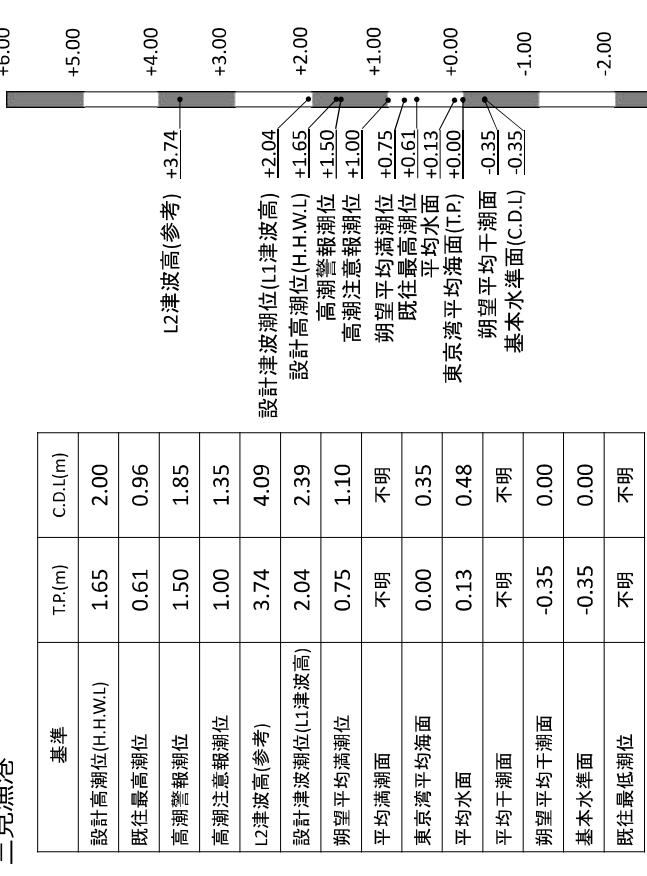
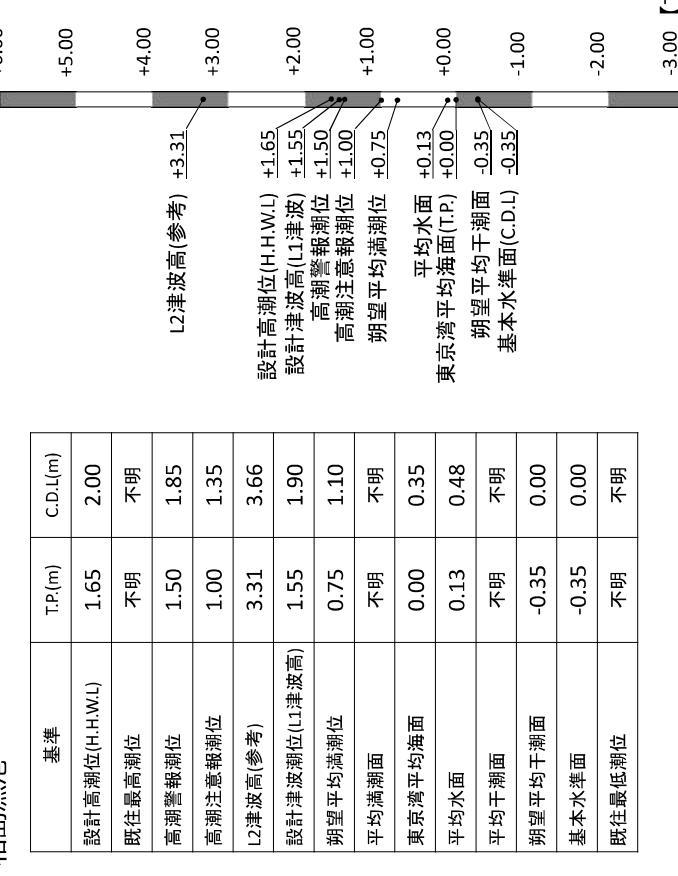
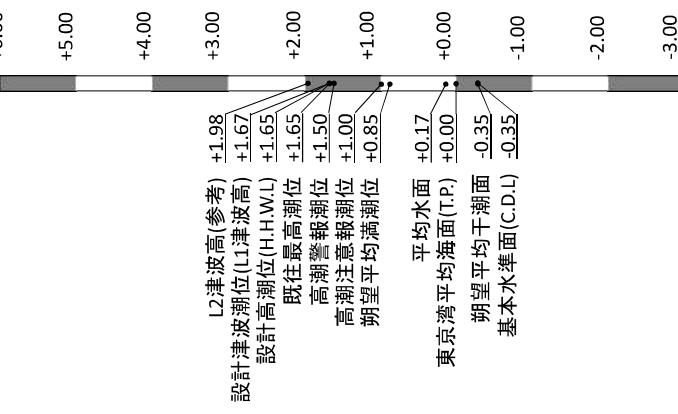


図6-24 三見漁港、小島漁港、相島漁港の高潮位

図6-24 三見漁港、小島漁港、相島漁港の高潮位



秋漁港(嫁立地区以外)

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.65	2.00
既往最高潮位	1.15	1.50
高潮警報潮位	1.50	1.85
高潮注意報潮位	1.00	1.35
L2津波高(参考)		+2.97
設計津波潮位(L1津波高)	2.97	3.32
設計高潮位(H.H.W.L)	1.92	2.27
高潮注意報潮位	1.50	1.10
既往最高潮位	1.65	1.50
高潮平均滿潮位	1.50	1.15
既往最高潮位	1.00	1.00
高潮平均滿潮位	0.75	0.75
既往最高潮位	0.75	0.75
高潮平均滿潮位	0.00	0.35
東京灣平均海面	0.00	0.48
平均水面	0.13	0.48
平均干潮面	-0.35	-0.35
朔望平均干潮面	-0.35	-0.35
基本水準面(C.D.L)	-0.35	-1.00
既往最低潮位		-2.00
		-3.00

-3.00 【T.P.(m)】

玉江漁港(橋本川左岸側)

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.65	2.00
既往最高潮位	1.15	1.50
高潮警報潮位	1.50	1.85
高潮注意報潮位	1.00	1.35
L2津波高(参考)		+3.33
設計津波潮位(L1津波高)	2.97	3.32
設計高潮位(H.H.W.L)	1.92	2.27
高潮注意報潮位	1.65	1.50
既往最高潮位	1.50	1.15
高潮平均滿潮位	1.50	1.15
既往最高潮位	1.00	1.00
高潮平均滿潮位	0.75	0.75
既往最高潮位	0.75	0.75
高潮平均滿潮位	0.00	0.35
東京灣平均海面(T.P.)	0.00	0.48
平均水面	-0.35	-0.35
朔望平均干潮面	-0.35	-0.35
基本水準面(C.D.L)	-0.35	-1.00
既往最低潮位		-2.00
		-3.00

-3.00 【T.P.(m)】

萩港

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.65	2.00
既往最高潮位	1.15	1.50
高潮警報潮位	1.50	1.92
高潮注意報潮位	1.00	1.35
L2津波高(参考)		+3.38
設計津波潮位(L1津波高)	2.97	3.32
設計高潮位(H.H.W.L)	1.92	2.27
高潮注意報潮位	1.65	1.50
既往最高潮位	1.50	1.15
高潮平均滿潮位	1.50	1.15
既往最高潮位	1.00	1.00
高潮平均滿潮位	0.75	0.75
既往最高潮位	0.75	0.75
高潮平均滿潮位	0.00	0.35
東京灣平均海面(T.P.)	0.00	0.48
平均水面	-0.35	-0.35
朔望平均干潮面	-0.35	-0.35
基本水準面(C.D.L)	-0.35	-1.00
既往最低潮位		-2.00
		-3.00

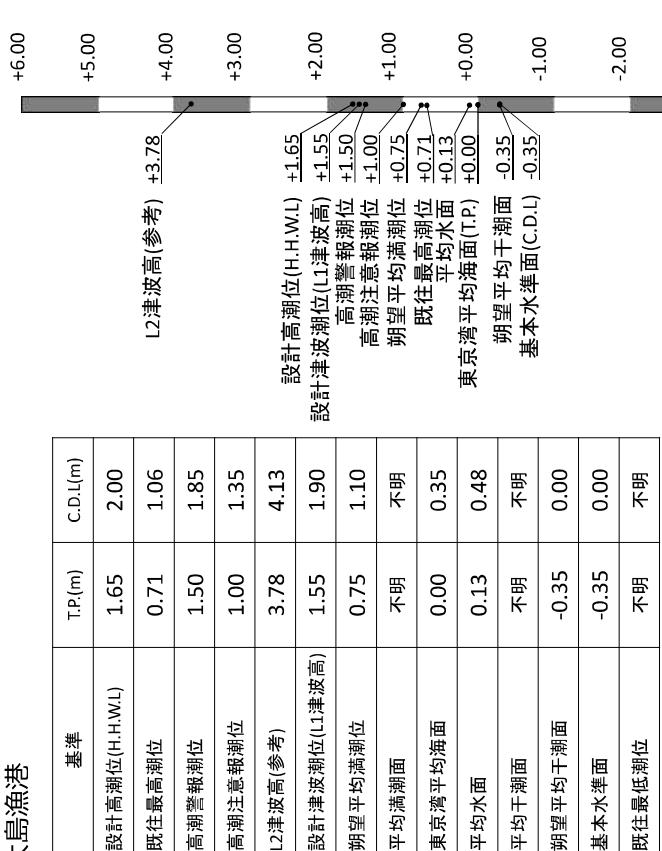
-3.00 【T.P.(m)】

玉江漁港(橋本川右岸側)

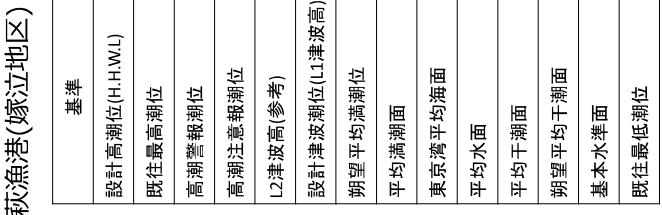
+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.65	2.00
既往最高潮位	1.15	1.50
高潮警報潮位	1.50	1.85
高潮注意報潮位	1.00	1.35
L2津波高(参考)		+3.15
設計津波潮位(L1津波高)	2.97	3.27
設計高潮位(H.H.W.L)	1.92	2.27
高潮注意報潮位	1.65	1.50
既往最高潮位	1.50	1.15
高潮平均滿潮位	1.50	1.15
既往最高潮位	1.00	1.00
高潮平均滿潮位	0.75	0.75
既往最高潮位	0.75	0.75
高潮平均滿潮位	0.00	0.35
東京灣平均海面(T.P.)	0.00	0.48
平均水面	-0.35	-0.35
朔望平均干潮面	-0.35	-0.35
基本水準面(C.D.L)	-0.35	-1.00
既往最低潮位		-2.00
		-3.00

-3.00 【T.P.(m)】



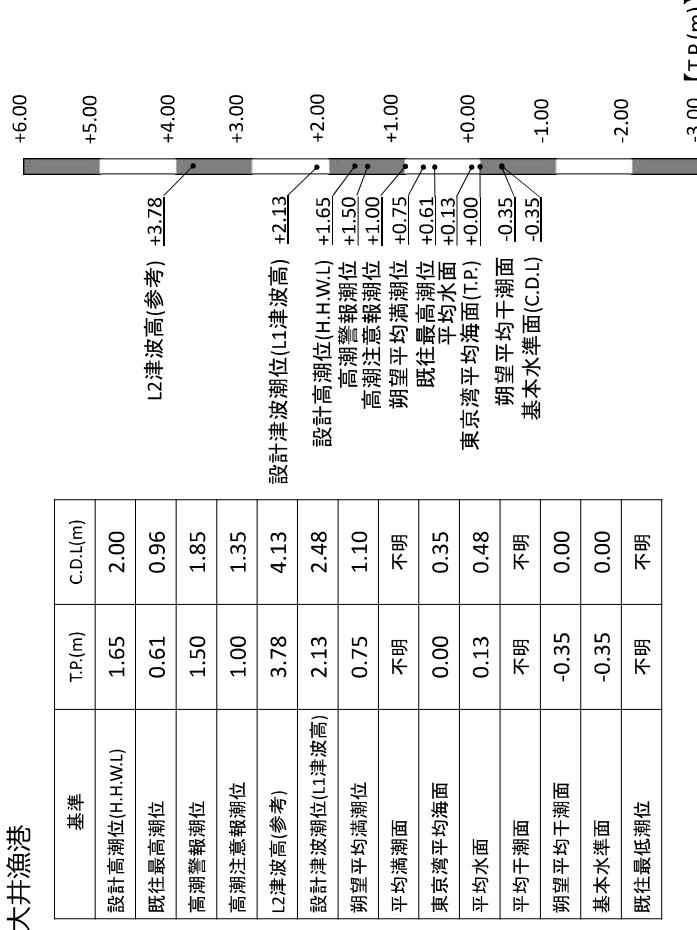
運6-26



奈古漁港(奈古地区)



萩漁港(嫁泣地区)



大井漁港

宇田郷漁港

奈古漁港(木与地区)

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.55	1.75	設計高潮位(H.H.W.L)	1.65	2.00
既往最高潮位	1.50	1.70	既往最高潮位	1.35	1.70
高潮警報潮位	1.60	1.80	高潮注意報潮位	1.60	1.95
高潮注意報潮位	1.10	1.30	L2津波高(参考)	+4.10	+4.00
L2津波高(参考)	4.10	4.30	設計津波潮位(L1津波高)	+2.06	+2.06
設計津波潮位(L1津波高)	2.06	2.26	設計高潮位(H.H.W.L)	+1.60	+2.00
高潮平均満潮位	0.70	0.90	既往最高潮位	+1.55	+2.00
朔望平均満潮位	不明	不明	高潮注意報潮位	+1.50	+1.00
平均満潮面	東京湾平均海面	0.00	高潮平均満潮位	+1.10	+1.00
平均水面	0.20	0.40	朔望平均満潮面	+0.70	+0.75
平均干潮面	-0.20	0.00	東京湾平均水面(T.P.)	+0.20	+0.00
朔望平均干潮面	-0.20	-0.20	朔望平均干潮面	-0.20	-0.35
基本水準面	-0.20	0.00	基本水準面(C.D.L.)	-0.20	-1.00
既往最低潮位	不明	不明	既往最低潮位	不明	不明

-3.00 【T.P.(m)】

須佐漁港

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.55	1.75	設計高潮位(H.H.W.L)	1.65	2.00
既往最高潮位	1.10	1.30	既往最高潮位	不明	不明
高潮警報潮位	1.50	1.70	高潮注意報潮位	1.50	1.85
高潮注意報潮位	1.00	1.20	L2津波高(参考)	+3.38	+3.00
L2津波高(参考)	3.38	3.58	設計津波潮位(L1津波高)	+1.87	+1.00
設計津波潮位(L1津波高)	1.87	2.07	設計高潮位(H.H.W.L)	+1.55	+2.00
朔望平均満潮位	0.70	0.90	高潮警報潮位	+1.50	+2.00
平均満潮面	東京湾平均海面	0.00	既往最高潮位	+1.10	+1.00
平均水面	0.20	0.40	高潮注意報潮位	+1.00	+1.00
平均干潮面	不明	不明	朔望平均満潮位	+0.70	+0.70
朔望平均干潮面	-0.20	0.00	東京湾平均海面(T.P.)	+0.20	+0.00
基本水準面	-0.20	0.00	朔望平均干潮面	-0.20	-0.35
既往最低潮位	不明	不明	基本水準面(C.D.L.)	-0.20	-1.00

-3.00 【T.P.(m)】

+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.60	1.80	設計高潮位(H.H.W.L)	1.60	1.95
既往最高潮位	1.10	1.30	高潮注意報潮位	1.10	1.45
L2津波高(参考)	4.10	4.30	L2津波高(参考)	+4.10	+4.00
設計津波潮位(L1津波高)	2.06	2.26	設計津波潮位(L1津波高)	+2.06	+2.00
高潮平均満潮位	0.70	0.90	高潮注意報潮位	0.75	1.10
朔望平均満潮位	不明	不明	朔望平均満潮面	不明	不明
平均満潮面	東京湾平均海面	0.00	平均満潮面	不明	不明
平均水面	0.20	0.40	平均水面	0.13	0.48
平均干潮面	-0.20	0.00	平均干潮面	-0.35	-0.35
朔望平均干潮面	-0.20	-0.20	朔望平均干潮面	-0.35	-1.00
基本水準面	-0.20	0.00	基本水準面	-0.35	0.00
既往最低潮位	不明	不明	既往最低潮位	不明	不明

-3.00 【T.P.(m)】

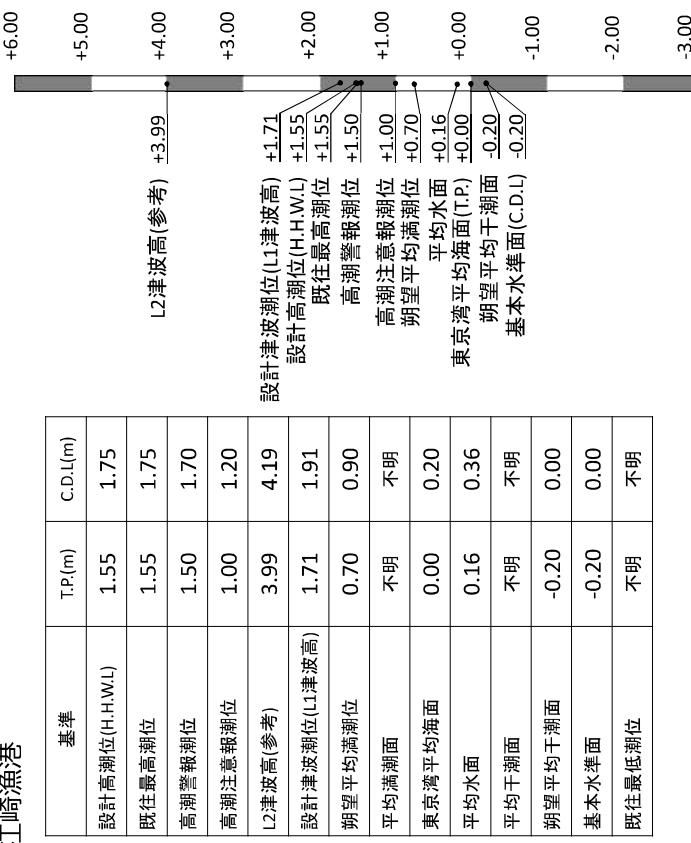
+6.00

基準	T.P.(m)	C.D.L(m)	基準	T.P.(m)	C.D.L(m)
設計高潮位(H.H.W.L)	1.60	1.80	設計高潮位(H.H.W.L)	1.60	1.95
既往最高潮位	1.10	1.30	高潮注意報潮位	1.10	1.45
L2津波高(参考)	4.10	4.30	L2津波高(参考)	+4.10	+4.00
設計津波潮位(L1津波高)	2.06	2.26	設計津波潮位(H.H.W.L)	+1.60	+2.00
高潮平均満潮位	0.70	0.90	高潮注意報潮位	+1.55	+1.55
朔望平均満潮位	不明	不明	朔望平均満潮面	不明	不明
平均満潮面	東京湾平均海面	0.00	平均満潮面	不明	不明
平均水面	0.20	0.40	平均水面	0.13	0.48
平均干潮面	不明	不明	平均干潮面	不明	不明
朔望平均干潮面	-0.20	0.00	朔望平均干潮面	-0.35	-1.00
基本水準面	-0.20	0.00	基本水準面	-0.35	0.00
既往最低潮位	不明	不明	既往最低潮位	不明	不明

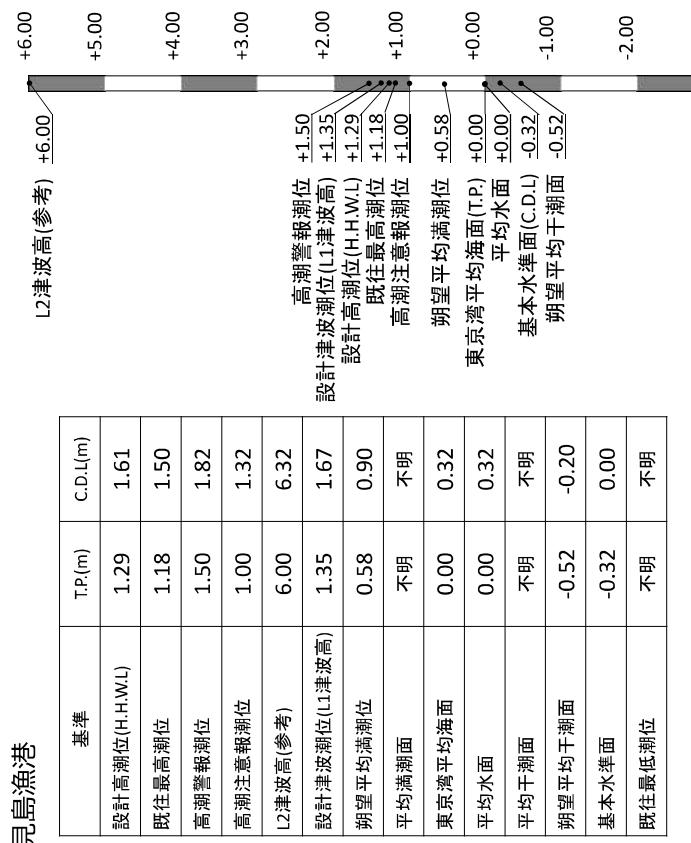
-3.00 【T.P.(m)】

-3.00 【T.P.(m)】

江崎漁港



見島漁港



第2章 工事費の積算

1節 直接工事費

2. 一般事項

2-(1) 各港湾の供用係数

各港湾の供用係数 (α) は下表による。

係数ランク	船舶供用係数 (α)	換算年間 荒天日数	適用 港 湾
1	1. 65	24日以下	瀬戸内海に面する各港 日本海に面する各港において自然の地形 や防波堤等により遮蔽された場所
2～	1. 80～	25日以上	換算荒天日数が左記に該当する港 <u>使用にあたっては主管課と協議のこと</u>

注) 回航費に計上する供用係数は、1.30とする。

2-(2) 材料等の規格

2-(2)-1 一般事項

港湾構造物の規格については、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）」及び「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）」によることを原則とする。
また、U型水路、管渠等は、「一般共通編」及び「土木構造物標準設計」によることとする。

2-(2)-2 コンクリート

港湾構造物に使用するコンクリートの仕様については、港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月、（公益社団法人日本港湾協会）を基本に、平成20年3月31日付国港技第92号「港湾及び海岸保全施設のコンクリート構造物の耐久性確保について」を考慮し、コンクリート強度の特性値の標準値等を設定するものとする。

表. 港湾構造物に使用するコンクリート強度の特性値の標準値

設計基準 強度 (N/mm ²)	呼び強度 (N/mm ²)	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント 比 (%以下)	セメントの 種類	使用箇所
18	18	40	8, 12 ^{※2)}	65	高炉 B	防波堤上部工、ふたコンクリート 本体ブロック、根固めブロック 異形ブロック（消波、被覆）
			8, 12 ^{※2)}		高炉 B	係船岸上部工 係船柱基礎（重力式）
24	24	20, 25, 40	12	65	高炉 B	係船柱基礎（杭式）
			12	50	高炉 B	ケーソン、セルラーブロックL型 ブロック
			12	55	高炉 B	消波ブロック
4.5	4.5	20(25) ^{※1)} , 40	2.5	—	高炉 B	エプロン舗装

*1) 舗装厚が10cmの場合は砂利の場合25mm（碎石の場合20mm）とする。

*2) 環境条件、施工性等を考慮して選択できるものとする。

2-(2)-3 太径鉄筋（D 3 8 以上 D 5 1 以下）の取扱い

鉄筋工において、太径鉄筋（D 3 8 以上 D 5 1 以下）の割合が10%未満の場合は、市場単価を適用することができる。

なお、太径鉄筋の割合は以下の方法で計算することとする。

$$\text{太径鉄筋の割合} = \frac{\text{1 単位当たり構造物の設計太径鉄筋質量}}{\text{1 単位当たり構造物の設計全体鉄筋質量}}$$

また、太径鉄筋（D 3 8 以上 D 5 1 以下）の割合が10%を超える場合は別途考慮することと。

2-(3) 発生材の処理

旧鉄扉、ゲート、鋼管杭の切断破片、仮設材料等の発生物件はスクラップとして、正式な手続を行うものとする。

また、無価値の物件も、証拠書類を整備しておくものとする。

事業によって、発生した各種の発生物件の残存価格が、撤去費又は処分費と相殺される場合は、補助金の返還はしなくてもよいが、残存価格、撤去費、処分費の算定根拠を明確にすると共に、撤去、処分にあたり書類、写真等証拠書類を整備しておくこと。

2-(4) 損料単価

ア 船舶および機械器具等の損料単価については「令和6年度改訂版船舶および機械器具等の損料算定基準（公益社団法人日本港湾協会）」による。

イ 船舶および機械器具等の損料算定基準に記載されていない損料単価は見積等により調査した単価を用いること。

3. 共通事項

3-1 工事区分

3-(1) 濬取り経費について

海上運賃を伴う資材で荷下し場所が朔望平均満潮位から水深5m以下（（朔望平均満潮位－海底地盤高）≤5m）の場合には、現場投入渡し価格に濬取り経費を加算することとする。

なお、積算にあたっては現場条件に適した機種及び能力を選定するなど、適正な方法によって算出することとする。

※大量の捨石投入等、バージ船による捨石運搬が明らかに見込まれ、現場条件と照合し、濬取りが不要と想定される場合においては、水深5m以下でも濬取り経費の計上を行わない。なお、この場合においては、想定する捨石運搬船及び濬取りを計上しない旨を特記仕様書に明示することとする。

2節 間接工事費

2-6 安全費

2-6-(1) 安全標識施設について

- ◎ 水域内の標識については海上保安部と十分協議し必要な標識を設置すること。
- ◎ 防波堤等の工事における堤頭部等の安全標識施設の設置に伴い必要となる費用としては次の経費が計上できる。
 - 船舶の航行等が予想される箇所において、防波堤・突堤・岸壁・物揚場等の工事を分割施行する場合等の安全標識施設並びに設置に要する経費
- ◎ 器具損料は、「令和6年度改訂版船舶および機械器具等の損料算定基準（公益社団法人日本港湾協会）」を参照のこと。

設計の手順

- ① 工事概要書にて、海上保安庁へ協議の上、標識設置箇所、箇数及び灯色光達距離の指示を受ける。
- ② 地元関係者への確認をする。
- ③ 各関係機関との協議条件に適合する標識を選び、安全費に積上算方式として別途計上する。

2-9 水雷・傷害保険料

2-9-(1) 保険対象船舶及び職種について

①水雷・傷害等保険料の内容

水雷事故の可能性のある海域においては、浚渫、床掘及び地盤改良、杭打工事等に従事する船舶、作業員等に対して、これに必要な工事期間水雷・傷害等の保険を付保するものとし、その保険料を計上する。

②傷害保険料の付保対象職種

水雷事故の可能性のある海域において、直接作業に従事する作業員、運転手及び付保対象船舶・機械外で作業する潜水士とする。

※付保対象職種の例…鋼管矢板打設（海上打設）の場合

(1) 鋼矢板・鋼管矢板打設（ティーセルハマおよび油圧ハマ） 1日（枚・本）当り

名 称	形 状 寸 法	単位	数 量		摘 要
			陸上打設	海上打設	
クローラ式杭打機	t	日	1	—	標準運転時間
杭打船 運転	D- または H-	n	—	1	運6 潜水士船運転単価表に含まれる潜水士を付保の対象とする。
台船 n	鋼 t 積	n	—	1	就業2H／就8H
引船 n	鋼D PS型	n	—		
潜水士船 n	D180PS型 3～5t吊	n	—		就業8H
揚錨船 n	鋼D5t吊	n	—	1	n
クローラクレーン (油)	t吊	n		—	標準運転時間
世話役		人			
とび工		n			
普通作業員		n			
溶接工		n			
溶接機	半自動 500A	日			
発動発電機	kVA	n			
雑材料					直接作業に従事する作業員および運転手を付保の対象とする。

※船舶運転単価表内の労務費は、付保対象船舶・機械の中で作業する（直接作業ではない）ため、付保の対象としない。ただし、潜水士船運転単価表内の潜水士は、付保対象船舶・機械の外で作業するため、付保の対象とする。

※傷害保険の付保対象人数の算定に当たっては、船員供用係数 β を乗じない人数とすること。

2-9-(2) 該当港湾

山口県内において、水雷事故の可能性のある海域に該当する港湾は以下のとおりである。

岩国港、由宇港、大島郡（全域）、柱島港、沖浦西港、平生港、室津港、徳山下松港、三田尻中関港、青江港、秋穂港、山口東港、山口港、丸尾港、宇部港、小野田港、厚狭港、埴生港、下関港、小串港、油谷港、深川港、仙崎港、萩港

詳細な範囲は該当する港を管轄する海上保安庁へ確認すること。

2-9-(3) 水雷・傷害保険料の積算について

①水雷・傷害等保険料の取扱い

水雷・傷害等保険料は共通仮設費（積上分）に計上することとし、現場管理費および一般管理費の率計算の対象額とする。

②保険料の計上方法

積算に使用する水雷及び傷害保険料は、「山口県設計標準歩掛表（港湾編）-第1部港湾土木請負工事積算基準-第5章間接工事費の施工歩掛-8節水雷・傷害等保険料」に記載されている算定式のとおり、消費税分を除いた金額とする。

なお、最低水雷保険料を計上する場合は、 $\{ \text{保険料対象価格} \times (\text{保険率} \% / 100) \}$ を5,000円とする。

算定式：水雷保険料 = $\{ \text{保険料対象価格} \times (\text{保険率} \% / 100) \} \div 1.10 \times \text{対象船舶隻数}$
 ([]は少数3位切捨て、{ }は少数1位切捨て、全体は少数1位切捨て)

③積算条件書への明記

水雷保険料を計上した場合には、積算条件書へ水雷保険の最低保険料の計上方法について明記すること。

◇積算条件書記載例◇

水雷保険料

最低水雷保険料を計上する場合は、下式のうち $\{ \text{保険料対象価格} \times (\text{保険率} \% / 100) \}$ を5,000円とする。

水雷保険料 = $\{ \text{保険料対象価格} \times (\text{保険率} \% / 100) \} \div 1.10 \times \text{対象船舶隻数}$
 ([]は少数3位切捨て、{ }は少数1位切捨て、全体は少数1位切捨て)

④施工条件書への明示

水雷、傷害保険の付保を積算計上した場合には、付保すべき保険の種類及び対象を施工条件書に明記すること。

◇施工条件書記載例◇

19. 水雷・傷害保険	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 水雷保険 対象船種： (○○船)			
				保険対象者	級別	摘要
			<input type="checkbox"/> 傷害保険 対象者等：	世話役	B級	○○矢板打設
				とび工	B級	○○矢板打設
				普通作業員	B級	○○矢板打設
				潜水士	B級	○○矢板打設

第3章 直接工事費の施工歩掛

1節 浚渫・土捨工

1-(1) 注意事項

- (a) 標準断面には柱状図を記載すること。
- (b) ポンプ浚渫の排砂管延長は、基部と先端部とでは使用時間に大差が生じるので土量から経済性を考えた上で算出し、先端までの距離をとらないこと。

(例) 排送距離(付図)



- (c) 標準以上の余堀については主管課と協議のこと。但しこの場合はデータを整理する必要がある。
- (d) 土捨位置及び配砂管については図示すること。
- (e) ポンプによる岩盤浚渫については他の船種等の比較を行うこと。
- (f) 土捨場までの距離は埋立法線までとし、法線内は補助対象外とすること。
(床掘・浚渫とも)
- (g) 排砂管の運搬費の計上について
基地港(広島・洞海)よりの排砂管運搬費を計上する。運搬費の計上は現場条件及び経済性を考慮するものとし、陸送の場合の運搬距離は、下表による。

排砂管運搬距離表

港	湾	運搬距離	基地港
岩国港		40 km	広島港
徳山下松港(徳山地区)		92	"
三田尻港		98	洞海湾
宇部港		94	"
小野田港		60	"

2 節 海上地盤改良工

1. 総則

1-（1） チェックボーリングの取り扱いについて

① サンドコンパクションパイル工

チェックボーリングにあたっては、設計上必要なN値を設計図書に明示すること。

② チェックボーリングの積算上の取り扱い

地盤改良工事（SCP及び深層混合処理）におけるチェックボーリングについては、本工事と一括発注（一件工事）するものとし、積算にあたっては、別途「調査業務価格」を算出したうえで、共通仮設費の技術管理費（積上げ積算分）として計上する。なお、この「調査業務価格」は、地質調査積算基準により諸経費（業務管理費、一般管理費等）を含め算出するものとする。したがって、発注工事の間接工事費（共通仮設費、現場管理費）及び一般管理費等の対象としないこと。

3 節 基礎工

1. 総則

1-6 数量計算等

1-6-3 数量の算出

2) 基礎捨石工

(1) 余盛を計上しようとする場合は、計算根拠、資料等を十分検討したうえで計上すること。

1-6-5 水中と陸上の工事区分

「令和7年度山口県設計標準歩掛表（港湾編） 第1部 第2章 1節 3 共通事項」による。

2. 基礎盛砂工

2-4 盛砂

2-4-1 施工方式

2) 盛砂投入指示

盛砂投入指示は、水深 M. L. W. L - 4.0 m 以下の体積を対象とし、潜水土船による。

4. 基礎捨石工

4-3 基礎捨石

4-3-2 施工方式

2) 捨石投入指示

捨石投入指示は、水深 M. L. W. L - 4.0 m 以下の体積を対象とし、潜水土船による。

4-4 捨石均し・捨石荒均し

適用歩掛

適用範囲			適用歩掛
海岸工事	海上施工	M. L. W. L未満	第1部 3節4-5-4
		M. L. W. L以上	第1部 3節4-4-4 陸上均し
	陸上施工	M. L. W. L未満	別途考慮 ※1 参照
		M. L. W. L以上	第1部 3節4-4-4 陸上均し
港湾工事一般			第1部 3節4-4 捨石均し工

※1 潜水土船での作業に適さない工事で、M. L. W. L 未満の均し対象面積が、捨石均し全体面積の 50%未満の場合は、「M. L. W. L 以上の潮待ち部」の施工歩掛を適用するものとする。その他の場合は、別途考慮するものとする。

※2 海上施工とは、陸上より資材・重機等の搬入が困難な場合で、船舶により施工する作業場合。

※3 陸上施工とは、陸上より重機等の搬入が可能な場合で、陸上機械（パック杓、ホイールクレーンなど）により施工する場合。（資材の搬入を船舶で行う場合を含む）

4-5 捨石投入工（ダンプトラックによる投入の場合）

4-5-1 適用範囲

本項は、水深-10m 未満の浅海域における海岸工事の陸上作業（捨石重量 1,000kg 以下）に適用する。

4-5-2 施工歩掛

「令和7年度山口県設計標準歩掛表（河川編） 第III編河川 第1章河川海岸 ②捨石工 3 施工パッケージ 3-1 捨石」による。

5 節 被覆・根固工

1. 総則

1-5 数量計算等

1-5-5 水中と陸上の工事区分

「令和7年度山口県設計標準歩掛表（港湾編） 第1部 第2章 1節 3共通事項」による。

2. 被覆石工

2-3 被覆石

2-3-2 施工方式

2) 被覆石投入指示

被覆石投入指示は、水深 M. L. W. L - 4.0 m 以下の体積を対象とし、潜水土船による。

2-4 被覆均し

適用歩掛

適用範囲			適用歩掛
海岸工事	海上施工	M. L. W. L未満	第1部 5節2-5-4
		※2 M. L. W. L以上	第1部 5節2-4-4 陸上均し
	陸上施工	M. L. W. L未満	別途考慮 ※1参照
		※3 M. L. W. L以上	第1部 5節2-4-4 陸上均し
港湾工事一般			第1部 5節2-4 被覆均し工

※1 潜水土船での作業に適さない工事で、M. L. W. L 未満の均し対象面積が、被覆均し全体面積の 50%未満の場合は、「M. L. W. L 以上の潮待ち部」の施工歩掛を適用するものとする。その他の場合は、別途考慮するものとする。

※2 海上施工とは、陸上より資材・重機等の搬入が困難な場合で、船舶により施工する作業の場合。

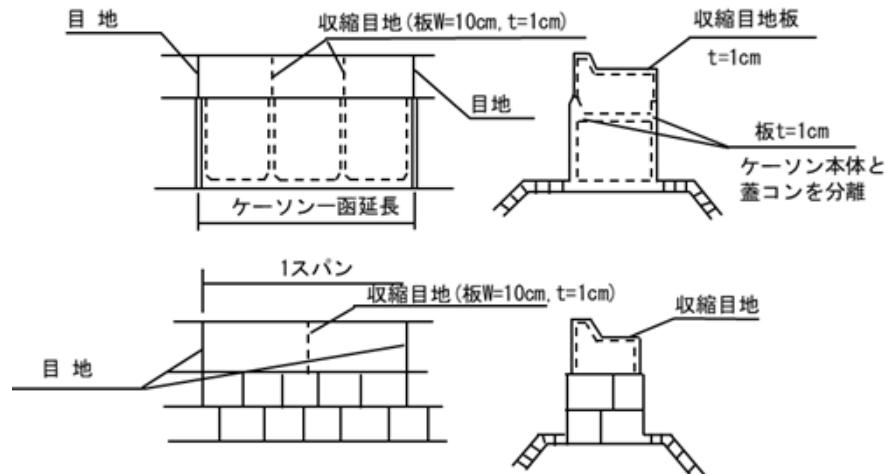
※3 陸上施工とは、陸上より重機等の搬入が可能な場合で、陸上機械（バックホー、ホイールクレーンなど）により施工する場合。（資材の搬入を船舶で行う場合を含む）

6 節 上部工

2. 上部コンクリート工

2-(1) 伸縮目地の施工について

コンクリートの収縮により発生する上部工の不規則なひび割れを防止するため、収縮目地を施工する。実施については下図による。



(注意) 岸壁、物揚場等の上部工において、船舶等の牽引力が作用する場合（係船柱が設置される場合）は、目地の施工により重量不足とならないよう 安定計算を理解した上で目地の施工場所を選定すること。

9 節 裏込・裏埋工

1. 総則

1-5 数量計算等

1-5-6 水中と陸上の工事区分

「令和7年度山口県設計標準歩掛表（港湾編） 第1部 第2章 1節 3共通事項」
による。

2. 裏込工

2-4 裏込材

2-4-2 施工方式

2) 投入指示

裏込石投入指示は、水深 M. L. W. L - 4.0 m 以下の体積を対象とし、潜水土船による。

2-5 裏込均し

※潜水土船での作業に適さない現場条件の場合の水中均しについて

潜水土船での作業に適さない工事で、M. L. W. L 未満の均し対象面積が、裏込均し
全体面積の 50%未満の場合は、「M. L. W. L 以上の潮待ち部」の施工歩掛を適用する
ものとする。その他の場合は、別途考慮するものとする。

12節 土工

1. 総則

1-1 適用範囲

港湾工事における土工については、山口県設計標準歩掛表（一般共通編）に記載されている歩掛を使用することとする。

※実施する土工の規格等により、山口県設計標準歩掛表（一般共通編）に記載されている歩掛の適用がふさわしくないと判断される場合には、主管課と協議のうえ、使用歩掛を決定すること。

1 3 節 舗装工

1. 総則

1-1 適用範囲

港湾工事におけるアスファルト舗装工については、山口県設計標準歩掛表（道路編）に記載されている歩掛を使用することとする。（アスファルト舗装を主たる工種で発注する場合の間接工事費の工種区分は舗装工事を適用）

コンクリート舗装工については、13節に記載されている歩掛を使用することとする。（コンクリート舗装を主たる工種で発注する場合の間接工事費の工種区分は港湾工事（構造物工事）を適用）

※実施するアスファルト舗装工の規格により、山口県設計標準歩掛表（道路編）に記載されている歩掛の適用がふさわしくないと判断される場合には、主管課と協議のうえ、使用歩掛を決定すること。

第5章 間接工事費の施工歩掛

1節 回航・えい航費

1. 総則

1-(1) 用語の定義

回航：一部でも一平水区域外を航行する、かつ、航行距離が片道 25 海里（約 46.3 km）以上の場合

えい航：以下のいずれかの場合による。

① 一平水区域内

② 一平水区域外、かつ、航行距離が片道 25 海里（約 46.3 km）未満

汎用作業船：汎用作業船は、以下のとおりとする。

グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、ガット船、揚土船（リクレーマ船）
土運船、台船、クレーン付台船、起重機船、コンクリートミキサー船
サンドコンパクション船

特殊作業船：特殊作業船は、上記の汎用作業船一覧に記載のない作業船及びケーソン
進水工における大型起重機船とする。

在港地：実際に作業船が在港している港。

船籍港：船舶所有者が船舶の登記及び登録をし、船舶国籍証明書の交付を受ける港。

1-(2) 積算の考え方

以下のとおりとする。

・汎用作業船については、往路のみ（片道）の費用を計上する。

ただし、次の場合は変更設計にて復路の費用を計上できる。

① 作業船が船籍港へ帰港する場合。

・特殊作業船については、往復の費用を計上する。

ただし、次の場合は往路のみの費用を計上する。

① 当該工事現場付近で使用の見込みがある場合

② 当該工事現場を他工事のため基地として利用する場合

※特殊作業船の積算にあたっては、別途主管課と協議すること。

1-(3) 船舶の在港地

船舶の在港地は、年 2 回（4 月及び 10 月）港湾課より通知する「在港調査表」による。

ただし、在港調査表に記載のない船舶の内、潜水士船は各工事港を在港地とし、その他は浜田港、洞海湾（戸畑・若松）及び広島港（三菱）とする。

1-(4) 航行距離の算出

出発港から到着港までの航行距離は、海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」、（一社）日本海運集会所発行「内航距離表」または海上保安庁海洋情報部発行の「海図」により算出することを原則とする。

1-(5) 汎用作業船の往路費用の計上

1-(5)-1 起工設計について

以下のとおり経済比較を行い、在港地を選定する。

① 在港調査表において積算で選定した規格の作業船が県内に在港している場合、選定した船舶の在港地と浜田港、洞海湾、広島港を経済比較し、最も安価となる港を積算上の在港地とする。

② 在港調査表に積算で選定した規格の作業船が在港していない場合、浜田港、洞海湾、広島港を経済比較し、最も安価となる港を積算上の在港地とする。

1-(5)-2 変更設計について

起工時に選定した在港地と実際の在港地が異なる場合は、以下のとおり経済比較を行い変更設計する。

① 実際の在港地が県内である場合、実際の在港地と在港調査表で在港している港及び浜田港、洞海湾、広島港を経済比較し最も安価となる港で積算する。

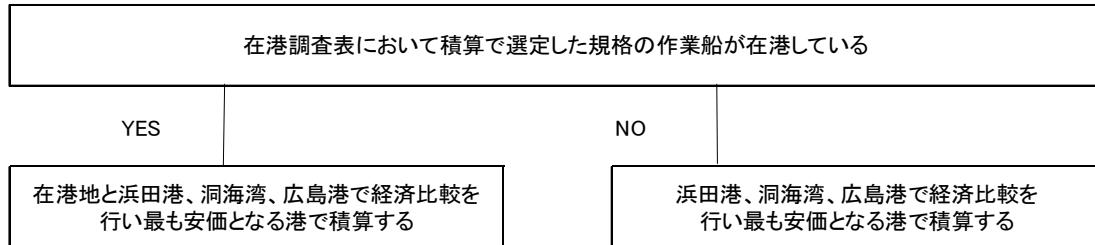
② 実際の在港地が県外である場合、実施の在港地と浜田港、洞海湾、広島港を経済比較し、最も安価となる港で積算する。

(注-1) いずれの場合も航行距離のみを変更設計の対象とし、船種、規格、船団構成の変更は行わない。

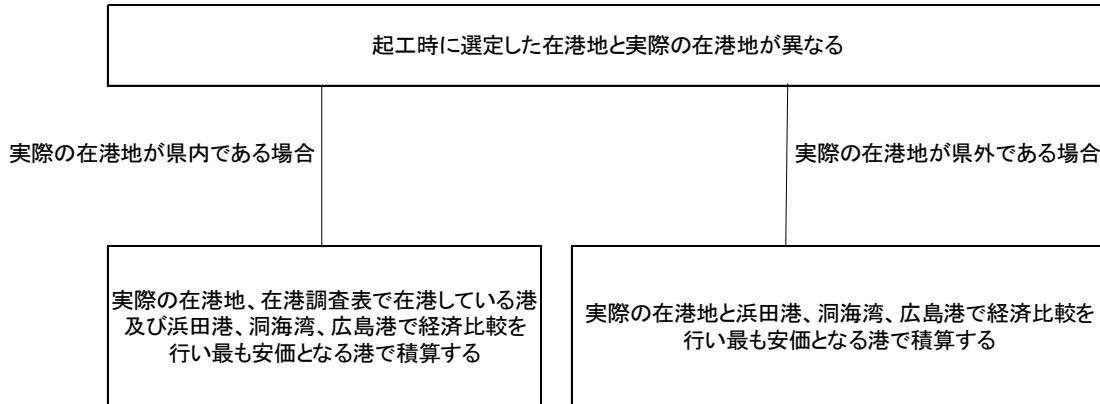
(注-2) 増額変更となる場合、起工時に選定した船舶が使用不可であることを証明する資料を受注者に工事打合せ簿で提出させ、発注者が確認した上で変更設計を行うこと。

1-(5)-3 積算上の在港地の決定フロー

起工時



変更時



1-(6) 汎用作業船の復路費用の計上

受注者から工事打合せ簿により汎用作業船の復路費用の計上について協議があった場合には、作業船が船籍港へ帰港する場合に限り、復路費用を変更設計の対象とすること。

(注-1) 船籍港と浜田港、洞海湾、広島港を経済比較し、最も安価となる港で積算すること。

(注-2) 船籍港を証明する資料を受注者に工事打合せ簿で提出させ、発注者が確認した上で変更設計を行うこと。

1-(7) 積算条件書への明示

回航・えい航費を積算計上する場合は、以下の事項を積算条件書に明記すること。

- ① 積算上の船舶在港地及び航行距離
- ② 受注者は、施工計画書に、使用する船舶の船種、規格及び在港地を記載すること。
- ③ 受注者は、使用する船舶を変更する場合、その都度工事着手前に工事打合せ簿で協議すること。
- ④ 受注者は、作業船の復路費用を変更設計の対象とする場合、工事着手前に工事打合せ簿で協議すること。

◇積算条件書記載例◇

○回航・えい航費の取扱いについて

1 積算上の船舶在港地及び航行距離は以下のとおりである。

船種	規格	在港地	航行距離（片道）
起重機船	旋回 150 t 吊り	○○港	○○海里 (○○km)
クレーン付台船	60 t 吊り	○○港	○○海里 (○○km)

- 2 受注者は、施工計画書に、使用する船舶の船種、規格及び在港地を記載すること。
- 3 受注者は、使用する船舶を変更する場合、その都度工事着手前に工事打合せ簿で協議すること。
- 4 受注者は、作業船の復路費用を変更設計の対象とする場合、工事着手前に工事打合せ簿で協議すること。

4 節 事業損失防止費

2. 水質汚濁防止膜

2-(1) 汚濁防止膜の規格

汚濁防止膜の規格は、下記標準仕様による。ただし、現場条件により適当でない場合は、別途考慮するものとする。

使用条件	標準仕様 (20m／1スパン)		
	フロート径 (mm)	フロート形式	カーテン生地の引張強さ (購入) (kgf/3cm)
波高：0.5m以下 流速：0.05m/s以下	300	単独	300
波高：0.8m以下 流速：0.1m/s以下	300	連続	300～500
波高：1.0m以下 流速：0.2m/s以下	400	連続	300～500

(注) 標準のカーテン長は、L.W.L から海底面までとする。ただし、関係機関との協議により変更できる。

5 節 安全費

3. 安全対策

3-2 安全監視船

3-2-(1) 規格

安全監視船の規格は、原則として交通船（F R P D 7 0 P S型、3.0t、51kW）とし、船員数については関係機関と協議して決定するものとする。（安全監視船の船員数が1人の場合は高級船員を計上し、2人の場合は高級船員と普通船員を計上する。）

なお、現場条件及び関係機関との協議により明らかに不適切と判断される場合は別途考慮する。

3-2-(2) 歩掛

安全監視船の積算にあたっては、以下の歩掛を使用する。

なお、借上費用については、「山口県設計標準歩掛表（港湾編）－第3部その他の積算基準－第4編船舶および機械器具の借上費」に基づき適正に計上すること。

[工事]

施工コード: SQ687

安全監視船 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数量	適用
			FRP D 70PS型 3.0t 51kW	
主 燃 料	重 油 A	L	14	
高 級 船 員		人	$1 \times \beta$	
普 通 船 員		"	$1 \times \beta$	
損 料	運 転	日	1	
"	供 用	"	α	
雜 材 料		%	0.5	対象: 代価表総額

注) 安全監視船の損料は交通船を準用する。

安全監視船 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数量	適用
			FRP D 70PS型 3.0t 51kW	
主 燃 料	重 油 A	L	18	
高 級 船 員		人	$1 \times \beta$	
普 通 船 員		"	$1 \times \beta$	
損 料	運 転	日	1	
"	供 用	"	α	
雜 材 料		%	0.5	対象: 代価表総額

注) 安全監視船の損料は交通船を準用する。

安全監視船 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数量	適用
			FRP D 70PS型 3.0t 51kW	
主 燃 料	重 油 A	L	37	
高 級 船 員		人	$2 \times \beta$	2ワッち
普 通 船 員		"	$2 \times \beta$	"
損 料	運 転	日	1	
"	供 用	"	α	
雜 材 料		%	0.5	対象: 代価表総額

注) 安全監視船の損料は交通船を準用する。

[業務委託]

安全監視船 運転1日当り

名称	形状寸法	単位	数量	適用
			FRP D 70PS型 3.0t 51kW	
主 燃 料	重 油 A	L	14	
高 級 船 員		人	$1 \times \beta$	
普 通 船 員		"	$1 \times \beta$	
損 料	運 転	日	1	
"	供 用	"	α	
現場管理費		式	1	
一般管理費		"	1	

注) 安全監視船の損料は交通船を準用する。

3-2-(3) 計上隻数

安全監視船の隻数は、現場条件及び関係機関との協議により必要と認められる隻数とする。

3-2-(4) 運転日数

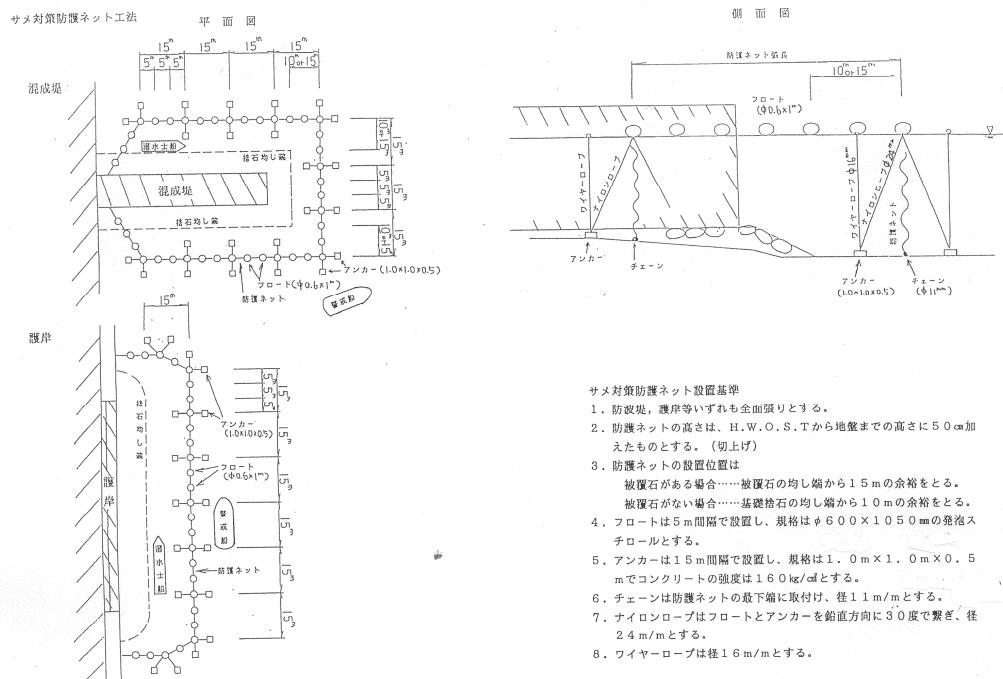
安全監視船の運転日数は、安全監視船を必要とする工種の標準施工日数とする。

3-(3) 潜水工事に係るサメ対策について

- 1) 潜水工事に係るサメ対策の費用は、当初設計では計上せず、請負業者と監督職員の協議により、目撃情報等を考慮して対策が必要と判断される場合は、次の対策を講じることとする。その際、対策に必要な費用は設計変更により適切に計上すること。
なお、施工条件書には以下の条件を明示すること。
「サメに対する安全対策が必要とされる場合は、監督職員と協議し適切な対策を行うこととする。対策に必要な費用については設計変更により計上する。」
- 2) 対策が必要と判断された場合は、次のうち適正な工法を採用する。(別図参照)
 - ①防護ネット工法
 - ②防護籠工法(緊急時に防護籠に避難する方式)
 ただし、防護籠工法は潜水探査工事のような作業現場が点在する場合に採用するものとする。
- 3) 対策工法の計上について
指定仮設とし、安全費へ積み上げ計上とする。
- 4) 対策工法の設計数量、使用資材の転用回数について
設計数量は別添標準図をもとに計上する。
使用材料の転用回数は下記表による。

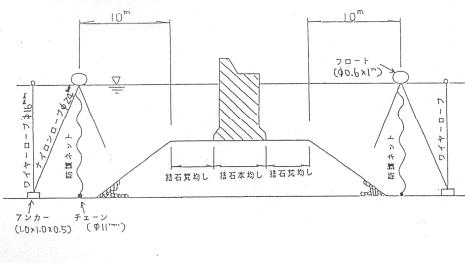
対策工法	使用材料	転用回数
防護ネット工法	防護ネット、フロート、ナイロンロープ	3回
	チェーン、チェーンシャックル、ワイヤーロープ、アンカーブロック	5回
防護籠工法	鋼材	10回(3ヶ月未満) 5回(6ヶ月未満)

(標準図)

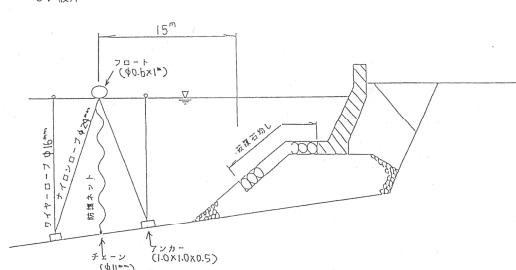


横断図

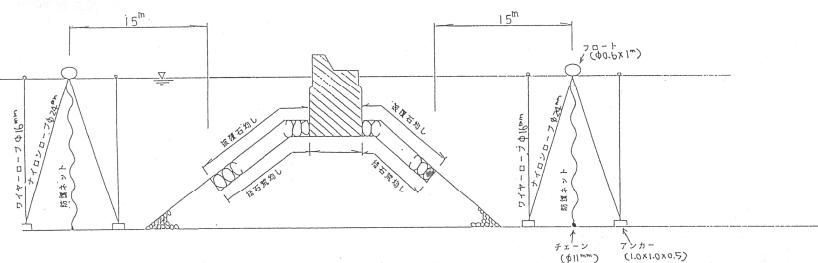
1. 混成堤（被覆石がない場合）



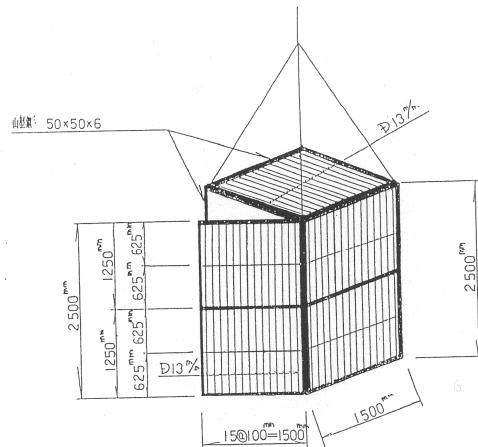
3. 脳岸



2. 混成堤（被覆石がある場合）



サメ対策防護籠



使用基準、構造

1. 潜水探査工事で使用する。
2. 構造は1.5m×1.5m×2.5mとし、端部と中間部は山形鋼（50×50×6）で、その他は鉄筋（D13mm）とする。
3. 篠の一面は開閉可能とする。

材料計算

$$\text{山型鋼 } (1.5 \times 14 + 2.5 \times 5) \times 4.43 = 146.4\text{kg}$$

$$\text{鉄筋 } (2.5 \times 14 \times 4 + 1.5 \times 14 \times 2 + 1.5 \times 4 \times 2) \times 0.995 = 193\text{kg}$$

第4編 船舶および機械器具の借上費

1節 船舶および機械器具の借上費

2. 積算の内訳

9) 一般管理費等

設計標準歩掛表（港湾編）を適用し、業務委託において船舶および機械器具の借上費を計上する場合、一般管理費等率の補正は行わない。（補正係数 1.00）

平水区域

平水区域は日本小型船舶検査機構の平水区域及び沿岸区域を参照のこと。

（日本小型船舶検査機構のウェブサイト

URL : <http://jci.go.jp/areamap/heisuiengan.html>

参考 下水道

1 損料について

(1) 推進工事用機械器具等損料を算定する際に使用する基礎価格表の採用誌については、「第Ⅰ編総則 設計計上資材単価決定要領 4資材単価の決定方法 (3)物価資料による場合 ア物価資料掲載単価の採用誌について」に準じる。

ただし、推進工事用機械器具等損料参考資料及び基礎価格表の年度版の適用については、「第Ⅰ編総則 第1章総則 ①設計書の作成要領 3積算について(3)損料単価」の年度に準じる。

2 工期・供用日数算定時の雨休率について

- (1) 一般土木工事の場合(開削工事含む)は、0.8とする。
- (2) 推進・シールド工事等の場合は、0.5とする。
- (3) これによることが不適当な場合には別途考慮する。

3 端数処理について

- (1) 歩掛における計算結果の端数処理については、公益社団法人日本下水道協会発行の「令和7年度版下水道用設計標準歩掛表」に定めのある場合を除き、小数第3位(4位を四捨五入)とする。